資料１－１　神奈川県

所在地　〒231-8588　横浜市中区日本大通１　代表電話　045-210-1111

（１）　くらし安全防災局

課　　名	グループ名	電話番号 ファクス番号	夜間、休日の 連絡先	防災行政 通信網	その他防災行政 通信網連絡先
総務室	総務経理グループ	045-210-3414 045-210-8829	045-210-3414	3568 管理担当課長	【西庁舎７階】 指令情報室 3400　～　3403 3501　～　3504
	企画調整グループ	045-210-3418 045-210-8829	045-210-3418	－	
危機管理防災課	企画グループ	045-210-5945 045-210-8829	045-210-5945	3426 3580	
	応急対策グループ	045-210-3430 045-210-8829	045-210-3430	3427 3581	
	訓練指導グループ	045-210-3433 045-210-8829	045-210-3433	3428 3582	
	情報通信グループ	045-210-3441 045-210-8829	045-210-3433	3422～3424	
	調整グループ	045-210-3425 045-210-8829	045-210-5945	3425 3579	
消防保安課	企画グループ	046-210-3444 045-210-8829	046-210-3444	3429 3583	
	消防グループ	046-210-3436 045-210-8829	046-210-3436	3430、3584 2582	
プｌルグ 工業保安	高圧ガス ＬＰガス	045-210-3489 045-210-8830	045-210-3489	－	
	火薬 電気	045-210-3475 045-210-8830	045-210-3475	－	
災害対策本部室				2583	
危機管理センター				3400～3403 3501～3504 2584～2589	
総合防災センター		046-227-0001 046-227-0027		3643 3743	〒243-0026 厚木市下津古久 280
休日・夜間等の 気象予報	当直員	045-201-6409	045-210-3456	3400 3401 3501 3502	

（２）　県土整備局

課　　名	グループ名	電話番号 ファクス番号	夜間、休日の 連絡先	防災行政 通信網	その他防災行政 通信網連絡先
河港課	河川防災グループ	045-210-6491 045-210-8890	―	2436 2000～2001	
砂防課	審査グループ	045-210-6505 045-210-8878	―	―	
	砂防・急傾斜地 グループ	045-210-6508 045-210-8878	―	2438	
	土砂対策グループ	045-210-6505 045-210-8878	―	―	
	なぎさグループ	045-210-6514	―	―	

資料１－２　その他神奈川県関係機関

名　　称	部　課　名	電話番号 ファクス番号	夜間、休日の 連絡先	防災行政 通信網	所　在　地
厚木土木事務所	管理課	046-223-1711 046-222-7259	046-223-1711	2606, 3729，3730	〒243-0016 厚木市田村町 2-28
厚木土木事務所 東部センター	管理契約課	0467-79-2800 0467-79-2858	0467-79-2800	2607, 3731，3732	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町 1-11-3
流域下水道整備 事務所	維持計画課	0467-87-9110 0467-87-9131	0467-87-9110	2614，2615	〒253-0064 茅ヶ崎市柳島 1900
企業庁　海老名 水道営業所	工務・配水課	046-234-4111 046-234-4110	046-234-4111	2649	〒243-0434 海老名市上郷 717
相模川水系ダム 管理事務所	管理課	042-782-2831 042-782-2832	042-782-2831	2619, 2662，2663	〒252-0116 相模原市緑区城山 2-9-1
県央地域県政総 合センター	総務部 県民・防災課	046-224-1111 046-224-9820	046-224-1111	3607～3609 3707，3708 3755、3756	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1
厚木保健福祉事 務所	管理課	046-224-1111 046-225-4146	046-224-1111	2637	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1
海老名警察署		046-232-0110	046-232-0110	―	〒243-0411 海老名市大谷 2-1
海老名警察署 （管内交番）	海老名駅前交番	海老名警察署 から内線	同左	―	〒243-0432 海老名市中央 1-3-12
	海西交番	〃	〃	―	〒243-0422 海老名市中新田 2-9-4
	国分寺台交番	〃	〃	―	〒243-0413 海老名市国分寺台 5-13-5
	有馬交番	〃	〃	―	〒243-0416 海老名市中河内 1402
	かしわ台駅前交番	〃	〃	―	〒243-0402 海老名市柏ケ谷 2-8-7
	さがみ野駅前交番	〃	〃	―	〒243-0401 海老名市東柏ケ谷 2-30-33

資料１－３　指定地方行政機関

機　関　名	課　等　名	電話番号 ファクス番号	夜間、休日の 連絡先	防災行政 通信網	所　在　地
財務省 関東財務局	横浜財務事務所	045-226-1726 045-681-0564	－	－	〒231-8412 横浜市中区北仲通 5-57
農林水産省 関東農政局	神奈川県拠点 地方参事官室	045-211-0584 045-201-8184	－	－	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57
国土交通省 関東地方整備局	横浜国道事務所 厚木出張所	046-221-0004 046-221-0266	－	－	〒243-0032 厚木市恩名 1-6-50
気象庁 東京管区気象台	横浜地方気象台 防災担当	045-621-1999 045-621-2016	－	2806	〒231-0862 横浜市中区山手町 99
総務省 関東総合通信局	防災対策推進室	03-6238-1790 03-6238-1629	090-8054-8354	－	〒102-8795 東京都千代田区 九段南 1-2-1
厚生労働省 神奈川労働局	総務部総務課	045-211-7350 045-651-1190	－	－	〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57
防衛省 南関東防衛局	企画部 地方調整課	045-211-7102 045-661-2177	－	－	〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57

資料１－４　指定公共機関

機　　関　　名		電話番号 （夜間・）	防災行政 通信網	所　在　地
日本銀行　横浜支店	総務課	045-661-8111	－	〒231-8710 横浜市中区日本大通20-1
日本赤十字社 神奈川県支部	事業部救護課	045-681-2123	3900	〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
日本放送協会　横浜放送局	企画総務	045-212-2822	3958	〒231-8324 横浜市中区山下町281
中日本高速道路株式会社 東京支社	横浜保全・サービスセンター	045-922-1141 (045-923-1530)	3979	〒226-0026 横浜市緑区長津田町5509
東日本旅客鉄道株式会社	海老名駅	046-233-6573	3966	〒243-0436 海老名市扇町16－1
ＮＴＴ東日本株式会社 神奈川事業部	災害対策室	045-212-8945	3963	〒231-0023 横浜市中区山下町198
株式会社　ＮＴＴドコモ 神奈川支店	企画総務部	045-226-8009	3964	〒220-8536 横浜市西区みなとみらい4-7-3
ＮＴＴドコモビジネス 株式会社	マネージドアンドセキュリティサービス部　危機管理室	0570-03-9909	－	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-1

機　　関　　名		電話番号 （夜間・緊急）	防災行政 通信網	所　在　地
日本郵便株式会社	海老名郵便局	046-233-6789	－	〒243-0432 海老名市中央2-7-5
	国分郵便局	046-231-7934	－	〒243-0405 海老名市国分南2-3-1
	大塚本町郵便局	046-231-7932	－	〒243-0401 海老名市東柏ケ谷1-2-2
	海老名大谷 郵便局	046-231-7931	－	〒243-0419 海老名市大谷北4-5-3
	海老名河原口 郵便局	046-232-2290	－	〒243-0433 海老名市河原口2-16-21
	海老名国分寺台 郵便局	046-231-7935	－	〒243-0413 海老名市国分寺台5-13-7
	有馬郵便局	046-238-4840	－	〒243-0416 海老名市中河内1369-2
	海老名中新田 郵便局	046-231-7840	－	〒243-0422 海老名市中新田1-16-23
	かしわ台駅前 郵便局	046-234-3223	－	〒243-0402 海老名市柏ケ谷1-17-2
	杉久保郵便局	046-238-8525	－	〒243-0427 海老名市杉久保南2-13-5
	海老名駅西口 郵便局	046-233-0203	－	〒243-0436 海老名市扇町3-3
	神奈川西郵便局	046-259-5724	－	〒243-0425 海老名市中野3-15-1
東京ガスネットワーク株式会社	神奈川県計画 推進部　技術G	045-313-8013 (045-311-8026)	3951	〒220-0024 横浜市西区平沼5-55
神奈川県ＬＰガス協会		045-201-1400	3956	〒231-0003 横浜市中区北仲通3-33
日本通運株式会社	横浜支店 綾瀬物流センター事業所	0467-70-8100代 0467-79-0144	3981	〒252-1123 綾瀬市早川2696-1
東京電力パワーグリッド株式会社	相模原支社	042-813-1820	－	〒252-0237 相模原市中央区千代田6-12-25
ＫＤＤＩ株式会社 首都圏総支社	管理部	045-211-1671	3965	〒220-0011 横浜市西区高島1-1-2

資料１－５　指定地方公共機関

機　　関　　名		電話番号	防災行政通信網	所　　在　　地
公益社団法人 神奈川県医師会	地域保健課	045-241-7000	3901	〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1
一般社団法人 神奈川県歯科医師会	事務局事業課	045-681-2172	3903	〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68
公益社団法人 神奈川県薬剤師会	事業課	045-761-3241	3904	〒235-0007 横浜市磯子区西町14-11
公益財団法人 神奈川県看護協会	災害医療対策課	045-263-2901	3902	〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1
地方独立行政法人 神奈川県立病院機構	本部事務局 総務企画課	045-651-1229	－	〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜本町ビル４階
株式会社 アール・エフ・ラジオ日本	総務部	045-231-1531	3960	〒231-8611 横浜市中区長者町5-85
株式会社　テレビ神奈川	報道部	045-651-1182	3959	〒231-8001 横浜市中区太田町2-23　ＭＢＣ４階
横浜エフエム放送株式会社	ニュース室	045-223-2585	3961	〒220-8110 横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー10Ｆ
株式会社　ジェイコム 湘南・神奈川	地域コミュニケーション統括部	046-514-2802	－	〒242-0017 大和市大和東1-11-5
株式会社　神奈川新聞社	総務局 総務部	045-227-1111	3962	〒231-8445 横浜市中区太田町2-23
小田急電鉄株式会社	海老名駅	046-232-7103	3970	〒243-0438 海老名市めぐみ町1-1
	厚木駅	046-232-7103		〒243-0433 海老名市河原口1-1-1
相模鉄道株式会社	海老名駅	046-231-1622	3971	〒243-0438 海老名市めぐみ町1-2
	かしわ台駅	046-231-7560		〒243-0402 海老名市柏ケ谷1-1-1
	さがみ野駅	046-232-7325		〒243-0401 海老名市東柏ケ谷2-30-28
神奈川中央交通株式会社	厚木営業所	046-241-2626	－	〒243-0212 厚木市及川2-2-1
相鉄バス株式会社	綾瀬営業所	0467-78-5681	－	〒252-1121 綾瀬市小園847
一般社団法人 神奈川県トラック協会	県央サービスセンター	046-281-7704	3982	〒243-0024 厚木市長沼235　協同組合アツリュウ内
神奈川県 相模川左岸土地改良区		046-231-3247	－	〒243-0422 海老名市中新田3-35-1
神奈川県住宅供給公社	総務部 総務広報課	045-651-1842	－	〒231-8510 横浜市中区日本大通33
公益社団法人 神奈川県栄養士会		045-315-6301	－	〒231-0057 神奈川県横浜市中区曙町2-19-1 曙町新井ビル11F

資料１－６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名		電話番号	所　　在　　地
一般社団法人　海老名市医師会		046-234-3241	〒243-0421　海老名市さつき町41
一般社団法人　海老名市歯科医師会		046-235-4799	〒243-0421　海老名市さつき町41
海老名市薬剤師会		046-233-4494	〒243-0421　海老名市さつき町41
海老名エフエム放送株式会社		046-234-0001	〒243-0405　海老名市国分南1-27-28
さがみ農業協同組合	海老名支店	046-231-1771	〒243-0432　海老名市中央1-20-47
	有馬支店	046-238-4138	〒243-0416　海老名市中河内1154
	柏ケ谷支店	046-232-2711	〒243-0401　海老名市東柏ケ谷2-12-34
	海西支店	046-232-2042	〒243-0433　海老名市河原口2-12-39
海老名商工会議所		046-231-5865	〒243-0434　海老名市めぐみ町6-2

資料１－７　自衛隊

機　関　名	室　課　名	電話番号 ファクス番号	夜間、休日の 連絡先	防災行政 通信網	所　在　地
陸上自衛隊 東部方面混成団	第３科 （武山駐屯地）	046-856-1291 (448) 046-856-1291 (425)	046-856-1291 (402) 045-504-1959	閉域スマホ 3800 IP 電話 2809	〒238-0317 横須賀市御幸浜 1-1
陸上自衛隊 東部方面総監部	防衛部防衛課	048-460-1711 (2255, 2256) 048-460-1711 (2749)	048-461-1711 (2791)	－	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
陸上自衛隊 第１師団	師団司令部 第３部防衛班	03-3933-1161 (2753) 03-3933-1161 (2759)	03-3933-1161 (2708, 2709)	IP 電話 2807、2808	〒178-8523 東京都練馬区北町 4-1-1
陸上自衛隊 第４施設群	第３科	046-253-7670 (2235) 046-253-7670 (2266)	046-253-7670 (2481)	閉域スマホ 3802 IP 電話 2812、2813	〒252-0378 相模原市南区新戸 2958 陸上自衛隊座間駐屯地
海上自衛隊 横須賀地方総監部	防衛部 第３幕僚室	046-822-3500 (2543) 046-823-1009	046-822-3500 (2222) 046-823-1009	IP 電話 2814	〒238-0046 横須賀市西逸見町１無番地
海上自衛隊 第４航空群	司令部作戦室	0467-78-8611 (2245, 2246) 0467-78-8611 (2281)	0467-78-8611 (2245, 2246) 0467-78-8611 (2281)	閉域スマホ 3803 IP 電話 2815	〒252-1101 綾瀬市無番地

資料２－１　海老名市防災会議条例

昭和39年２月29日
条例第８号

改正　昭和48年３月26日条例第２号
昭和48年６月30日条例第30号
平成11年12月10日条例第31号
平成24年９月４日条例第25号
平成27年６月４日条例第30号

海老名市防災会議条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき海老名市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　海老名市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平成24条例25・一部改正）

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は市長をもって充てる。

３　会長は会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

（１）　指定地方行政機関の職員

（２）　神奈川県知事の部局の職員

（３）　神奈川県警察の警察官

（４）　市議会議員

（５）　市長の部内の職員

（６）　教育長

（７）　消防長及び消防団長

（８）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

（９）　自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者

(10)　その他市長が必要と認める者

６　前項の委員の定数は、40人以内とする。

７　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は再任されることができる。

（昭和 48 条例２・昭和 48 条例 30・平成 24 条例 25・平成 27 条例 30・一部改正）

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の職員、及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

（昭和48条例30・旧第６条繰上・一部改正、平成11条例31・一部改正）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年３月26日条例第２号）

この条例は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則（昭和48年６月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年12月10日条例第31号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成24年９月４日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年６月４日条例第30号）

この条例は、平成27年８月１日から施行する。

資料２－２　海老名市防災会議運営要綱

海老名市防災会議運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、海老名市防災会議条例（昭和39年条例第８号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、海老名市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（委員）

第２条　条例第３条第５項の規定により市長が委嘱又は任命する者は、別表に掲げる者とする。

（会議）

第３条　会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

２　条例第３条第４項に規定する会長が指名する委員は、危機管理を所掌する副市長とする。

３　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（代理出席）

第４条　委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

２　前項の代理者は、当該代理者が出席した会議において委員とみなす。この場合において、会議に出席した代理者の報酬は、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）第２条の規定にかかわらず、支給しないものとする。

（専決処分）

第５条　会長は、第３条第４項の規定にかかわらず、緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき若しくはやむを得ない事情により会議を招集することができないとき又は軽易な事項については、会議が処理すべき事項を専決処分することができる。

２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議でその旨を報告するものとする。

（庶務）

第６条　会議の庶務は、危機管理課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。

附　則

この要綱は、令和９年○月○日から施行する。

《平成４年４月１日・制定》
《平成14年４月１日・一部改正》
《平成16年４月１日・一部改正》
《平成20年４月１日・一部改正》
《平成22年４月１日・一部改正》
《平成24年４月１日・一部改正》
《平成25年３月11日・一部改正》
《平成25年４月１日・一部改正》
《平成25年８月１日・一部改正》
《平成26年７月１日・一部改正》
《平成27年８月１日・一部改正》
《平成27年10月１日・一部改正》
《平成28年４月１日・一部改正》

《平成28年11月１日・一部改正》
《平成29年４月１日・一部改正》
《令和２年４月１日・一部改正》
《令和４年４月１日・一部改正》
《令和５年４月１日・一部改正》
《令和６年４月１日・一部改正》
《令和９年○月○日・一部改正》

別表（第２条関係）

指定地方行政機関の職員	関東地方整備局横浜国道事務所厚木出張所の職員
	関東農政局神奈川県拠点の職員
神奈川県知事の部局の職員	神奈川県厚木土木事務所東部センターの職員
	神奈川県県央地域県政総合センターの職員
	神奈川県企業庁海老名水道営業所の職員
	神奈川県厚木保健福祉事務所の職員
神奈川県警察の警察官	神奈川県海老名警察署の警察官
市議会議員	海老名市議会の議長
市長の部内の職員	副市長
	理事（市長室所管）※部等の職を兼務する理事を除く
	市長室長
	市長室危機管理担当部長
教育長	教育長
消防長及び消防団長	消防長
	消防団長
指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	ＮＴＴ東日本株式会社神奈川事業部神奈川西支店の職員
	東日本旅客鉄道株式会社海老名駅の職員
	東京ガスネットワーク神奈川西支店の職員
	東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社の職員
	日本郵便株式会社海老名郵便局の職員
	小田急電鉄株式会社海老名駅の職員
	相模鉄道株式会社海老名駅の職員
自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者	海老名市自治会連絡協議会の役員
	一般社団法人海老名市医師会の会員
	海老名市歯科医師会の会員
	海老名市薬剤師会の会員
	県央ＬＰガス協会海老名部会の会員
	海老名市危険物安全推進協議会の会員
	海老名災害ボランティアネットワークの会員
	海老名市赤十字奉仕団の団員
その他市長が必要と認める者	陸上自衛隊座間駐屯地第４施設群の自衛官
	海上自衛隊厚木航空基地厚木航空基地隊の自衛官

資料２－３　海老名市防災会議委員名簿

海老名市防災会議委員名簿　（会長　海老名市長）　（令和９年○月○日現在）

No.	機　関　名	職
1	関東地方整備局　横浜国道事務所　厚木出張所	所長
2	関東農政局　神奈川県拠点	統括農政推進官
3	神奈川県厚木土木事務所　東部センター	所長
4	神奈川県県央地域県政総合センター	所長
5	神奈川県企業庁　海老名水道営業所	所長
6	神奈川県厚木保健福祉事務所	所長
7	神奈川県海老名警察署	署長
8	海老名市議会	議長
9	海老名市	副市長
10	海老名市	副市長
11	海老名市	市長室長
12	海老名市	市長室危機管理担当部長
13	海老名市	教育長
14	海老名市	消防長
15	海老名市消防団	団長
16	ＮＴＴ東日本株式会社　神奈川事業部　神奈川西支店	支店長
17	東日本旅客鉄道株式会社　海老名駅	駅長
18	東京ガスネットワーク株式会社　神奈川西支店	支店長
19	東京電力パワーグリッド株式会社　平塚支社	支社長
20	日本郵便株式会社　海老名郵便局	局長
21	小田急電鉄株式会社	海老名駅長
22	相模鉄道株式会社	海老名駅長
23	海老名市自治会連絡協議会	特別顧問
24	一般社団法人　海老名市医師会	会長
25	一般社団法人　海老名市歯科医師会	会長
26	海老名市薬剤師会	会長
27	県央ＬＰガス協会　海老名部会	部会長
28	海老名市危険物安全推進協議会	会長
29	海老名災害ボランティアネットワーク	副代表
30	海老名市赤十字奉仕団	委員長
31	陸上自衛隊座間駐屯地第４施設群	群長
32	海上自衛隊厚木航空基地厚木航空基地隊	司令

資料２－４　海老名市災害対策基本条例

海老名市災害対策基本条例

平成26年10月２日
条例第26号

目次

前文
第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　自助（第４条・第５条）
第３章　共助（第６条－第９条）
第４章　公助（第10条－第19条）
附則

海老名市の市域は、過去度々発生した大規模な地震、火山噴火などの自然災害に見舞われ、甚大な被害を被ってきたが、先人たちの努力によって復興し、現在の美しい農地や活気のある市街地を形成するに至っている。

これらの復興は住民が自らを守る自助及び共に助け合う共助並びに当時の行政体による公助がそれぞれの役割と責任を全うした結果であり、こうした災害対策の基本は歴史を超えて今も同様である。今、懸念される大地震や異常気象による風水害をはじめとした各種の災害対策にも市民及び事業者が自らを守る自助と互いに助け合う共助の精神及びそれに沿った具体的活動が必須であり、市民、事業者による自助及び共助に関する具体的な規範を示すとともに、これらを調整しながら海老名市が行う公助の基本姿勢を明確にし、自助、共助及び公助の相互関係を明らかにして、より有効な災害対策を展開するためこの条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害対策に関する市民、事業者及び海老名市（以下「市」という。）の責務を明確にし、それぞれが個別に又は連携・協働して推進する災害対策の基本的事項を定めることにより、災害に強い、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　暴風、竜巻、豪雨、洪水、地震、噴火、崖崩れその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により生じる被害をいう。

（２）　防災　災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害の拡大を防止することをいう。

（３）　災害対策　災害に対する準備、災害時の応急対策及び復旧活動まで一連の活動全体をいう。

（４）　市民　市内に住所又は居所を有する者をいう。

（５）　事業者　市内において事業経営を行う法人その他の団体又は個人をいう。

（６）　要配慮者　高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者をいう。

（７）　避難行動要支援者　前号の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難する等の行動が困難な者で特に支援を要するものをいう。

（８）　帰宅困難者　災害時に市内に滞在する者、通行途上で市内にとどまることとなった者又は

市内に避難してきた者で、災害による交通機関の途絶又は道路の不通などにより容易に帰宅することができないものをいう。

（９）　自主防災組織　災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条の２第２号に規定する組織をいう。

(10)　災害ボランティア　被災地及びその周辺の地域において自発的に被災者等を支援するボランティア活動及び当該ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるようにするために平常時にボランティア活動をする者をいう。

（基本理念）

第３条　災害対策は、市民及び事業者が自らの安全を自ら守る自助、市民及び事業者が地域で協力し助け合う共助並びに市がこれらを調整しながら行う公助を基本とし、市民、事業者及び市がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、必要に応じて相互に連携・協働して着実に実施されなければならない。

第２章　自助

（市民の責務）

第４条　市民は、自助の理念に基づき、自ら災害に備えるため、次に掲げる事項を実行するよう努めなければならない。

（１）　自らの身体、生命及び財産を自ら守るため、可能な限り災害に対する備えを行い、災害時に被害を最小限にするためのあらゆる措置

（２）　自らが所有する建築物の耐震性の確認及びその結果、耐震補強が必要とされたときの耐震補強工事の施工その他の措置

（３）　地震による家具等の転倒防止及び窓ガラスの飛散防止のための措置

（４）　自らが所有し、又は使用する建築物等の出火防止のための措置

（５）　災害時の初期対応に必要なヘルメット、懐中電灯等必要な用具の準備

（６）　災害時に必要な飲料水、食糧、日用品等の３日分以上の備蓄

（７）　避難を必要とする場合の避難場所、避難方法等の確認

（８）　災害時の家族等との連絡先、連絡方法、集合場所等の確認

２　市民は、災害時に自らの住居が破壊を免れ、かつ、破壊の危険がないと判断されるときは、当面は住居にとどまり、食糧又は飲料水等の確保以外の目的で外出しないよう心掛けるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、自助の理念に基づき、災害に備えるため、次に掲げる事項を実行するよう努めなければならない。

（１）　自らが所有する建築物の耐震性の確認及びその結果、耐震補強が必要とされたときの耐震補強工事の施工

（２）　自らが所有又は管理する建築物等の窓ガラス、タイル等及び広告物の落下防止のための措置

（３）　自らが所有し、又は使用する建築物等の出火防止のための措置

（４）　災害時の初期対応に必要な用具、機材等の準備

（５）　災害時における従業員及び顧客の安全の確保

（６）　災害時において帰宅困難者となる従業員を事業所内にとどめ置くために必要な飲料水、食糧その他必要な物品の３日分以上の備蓄

（７）　災害時における事業活動の継続又は早期再開のための計画の策定及び危機管理体制の整備

（８）　避難経路、避難場所及び避難方法の確認及び従業員等への周知

（９）　災害時における情報の取得及び伝達に必要な手段の確保・整備及びその方法の確立並びに従業員への周知

２　事業者は、災害時において帰宅困難者となった従業員等を状況に応じて事業所内にとどめ置き、地域に混乱を生じさせないようにしなければならない。

第３章　共助

（市民の責務）

第６条　市民は、共助の理念に基づき、次に掲げる事項を実行するよう努めなければならない。

（１）　地域の自主防災組織等が実施する防災活動への積極的参加及び相互協力関係の構築

（２）　災害時における円滑な避難活動及び負傷者の救護

（３）　市が指定する避難所の開設及び運営への自主的かつ積極的な参画及び協力

（事業者の責務）

第７条　事業者は、共助の理念に基づき、次に掲げる事項を実行するよう努めなければならない。

（１）　地域の防災活動への積極的参加

（２）　災害時の市民と連携した災害対策活動の実施

（３）　災害時に必要とされた場合の自らが所有又は管理する施設の提供

（要配慮者の支援）

第８条　市民、事業者及び自主防災組織は、災害時において共助の理念に基づき、要配慮者の安全が確保されるよう協力して支援に努めなければならない。

（帰宅困難者の支援）

第９条　市民、事業者及び自主防災組織は、災害時において共助の理念に基づき、帰宅困難者の円滑な帰宅を促進するため必要な支援に努めなければならない。

第４章　公助

（市の責務）

第１０条　市は、公助の理念に基づき、防災対策及び災害発生時の応急対策並びに復旧のための必要な対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、その安全を確保するものとする。

２　市は、市民及び事業者と連携協力して防災及び災害対策を実施するとともに、市民及び事業者に対して助成その他必要な支援を行い、自助及び共助による災害対策活動を促進しなければならない。

３　市は、防災及び災害対策のため国、他の地方公共団体及び各種団体との連携協力に努めなければならない。

４　市は、市職員の防災に関する知識及び技術の向上を促進し、災害対策要員としての能力を養成しなければならない。

５　市は、災害に関する正確な情報を迅速かつ確実に収集し、市民、事業者その他関係者に迅速かつ的確に伝達しなければならない。

６　市は、災害発生後の市民生活の再建及び安定を図るとともに、復旧に向けた具体的施策を推進しなければならない。

（応急体制の確立）

第１１条　市は、災害時に法第23条の２第１項の規定により災害対策本部を設置し、これを中心とする応急体制を確立しなければならない。

（避難所の開設）

第１２条　市は、災害時において、被災者の支援に必要と認めるときは、市民と協力して速やかに避難所を開設しなければならない。

（応急医療体制の整備）

第１３条　市は、あらかじめ災害時における応急医療体制を整備し、災害時において市民、事業者及び医療機関と連携協力して傷病者の救護を実施しなければならない。

（物資の備蓄）

第１４条　市は、災害時に必要な物資を計画的に備蓄し、食糧については消費期限等を考慮して計画的に更新しながら必要な数量を維持しなければならない。

（自主防災組織の育成及び支援）

第１５条　市は、自主防災組織の育成のため、必要に応じて研修又は訓練を実施し、自主的防災活動の重要性、有効性等に関する啓発を行うほか、必要な支援に努めるものとする。

（避難行動要支援者の支援）

第１６条　市は、避難行動要支援者の災害時における安全確保のため、支援体制をあらかじめ整備しなければならない。

２　市は、前項の支援体制の整備及び災害時の支援活動のため、市の保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）を法第49条の10第２項各号に定める範囲でその保有の目的以外の目的である支援活動等のために収集し、避難行動要支援者名簿を作成の上、内部で利用することができる。

３　市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、かつ、自主防災組織及び民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員をはじめ法第49条の11第２項に定める範囲の関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供するものとする。

４　市長は、前項の規定により避難行動要支援者名簿の情報の提供を行うときは、個人情報の保護に関する法律第69条の規定によるものとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認めるときはこの限りでない。

５　第３項の規定に基づき、市長から避難行動要支援者名簿情報の提供を受ける関係者は、万全な災害対策に資するためにこれを受領し、当該情報が災害対策以外の目的に使われることのないよう保全するものとする。

（帰宅困難者への支援）

第１７条　市は、帰宅困難者に対して避難及び帰宅のための情報の提供を行うとともに、必要に応じて一時滞在所予定施設等を開設して収容する等の支援を行うものとする。

（災害ボランティア活動への支援）

第１８条　市は、災害時に災害ボランティアによる被災者への支援活動を円滑に実施するため、活動拠点及び活動に必要な物資の提供、連絡調整体制の確立その他遺漏のない適切な災害対策活動を実施するための各種支援を行うものとする。

（復旧）

第１９条　市は、災害により市内に被害が発生した場合、市民生活の再建と都市機能の速やかな回復のため、災害対策本部を中心とする復旧体制を確立し、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して復旧を推進しなければならない。

附　則

この条例は、平成27年１月１日から施行する。

附　則（令和４年12月19日条例第24号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

資料２－５　海老名市災害対策本部条例

昭和39年２月29日
条例第９号

改正　平成８年４月１日条例第８号
平成24年８月16日条例第23号

海老名市災害対策本部条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づく海老名市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平成８条例８・平成24条例23・一部改正）

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（平成８条例８・追加）

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

（平成８条例８・旧第４条繰下）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年４月１日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年８月16日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料２－６　海老名市災害対策本部要綱

海老名市災害対策本部要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、海老名市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、部等の長とは、海老名市一般職の職員の職の設置に関する規則（昭和39年規則第３号。以下「設置規則」という。）第２条に規定する市長室の室長又は部の部長をいう。

（設置）

第３条　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第１項の規定に基づき、海老名市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより本部を設置する。

２　前項の本部の設置基準は、原則として別表のとおりとする。

３　市長は、本部を設置したときは、神奈川県知事に速やかに報告するとともに、次に掲げる者のうちから必要と認める者に速やかに連絡する。

（１）　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

（２）　陸上自衛隊第４施設群長

（３）　海上自衛隊厚木航空基地隊司令

（４）　隣接市町長

（廃止）

第４条　市長は、災害応急対策が完了したと認めるとき又は災害が発生するおそれがおおむね解消したと認めるときは、速やかに本部を廃止する。

２　市長は、本部を廃止する場合において、災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるときは、地域防災計画の定めるところにより海老名市災害警戒本部を設置し、その事務を引き継ぐことができる。

３　市長は、本部を廃止したときは、前条第３項各号に掲げる者のうちから必要と認める者に速やかに連絡する。

（本部組織）

第５条　本部は、次に掲げる者で組織する。

（１）　海老名市災害対策本部条例（昭和39年条例第９号。以下「条例」という。）第２条第１項に規定する災害対策本部長（以下「本部長」という。）

（２）　条例第２条第２項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）

（３）　災害対策副本部長補佐（以下「副本部長補佐」という。）

（４）　条例第２条第３項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）

２　本部長は、災害予防又は災害応急対策（以下「災害対策」という。）を円滑に実施するため、海老名市危機管理基本方針（平成20年４月１日作成。以下「基本方針」という。）別表第１のとおり本部に部、班等を置くことができる。

３　前項に規定する部、班等は、基本方針別表第２のとおりとする。

（本部長）

第６条　本部長は、市長をもって充てる。

（副本部長及び本部長の職務代理者）

第７条　副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

２　条例第２条第２項に規定する本部長の職務を代理する副本部長は、副市長の職にある者とし、その順序は、海老名市長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年規則第10号）第６条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「本部長」と、「副市長」とあるのは「副本部長」と読み替える。

３　前項に規定する副本部長にも事故があるときは、海老名市長の職務代理者を定める規則（昭和47年規則第11号）第２条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「本部長」と、「市長室長」とあるのは「危機管理部長」と読み替える。

４　前項に規定する危機管理部長にも事故があるときは、その他の部長等が本部長の職務を代理するものとし、その順序は別に定める。

（副本部長補佐）

第８条　副本部長補佐は、理事（理事以外の職を兼務する者を除く。）の職にある者を市長が指名する。

２　副本部長補佐は、副本部長を補佐する。

（本部員）

第９条　本部員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

第９条　本部員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）　海老名市部等設置条例（昭和47年条例第38号）（以下「部等設置条例」という。）第１条に規定する市長室及び部の長

（２）　海老名市消防本部等設置条例（昭和44年条例第21号）第１条に規定する消防本部の長

（３）　海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則第１号）第２条に規定する部の長

（４）　海老名市議会事務局設置条例（昭和34年条例第１号）に規定する事務局の長

（５）　その他市長が指名するもの

（部長）

第１０条　条例第３条第３項の部の部長（以下「部長」という。）は、部の事務を掌理し、部に属する職員を指揮監督する。なお、本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

２　部長は、本部長の命により災害対策を実施するものとする。ただし、消防部長は、直ちに災害対策を実施する必要があるときは、本部長の命を受けずに災害対策を実施することができる。

３　部長は、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、地域防災計画の定めるところにより、部の行動計画（以下「行動計画」という。）を別に定める。

４　部に部長が２人以上ある場合においては、事案に対し合議により対処するものとする。ただし、合議により難いときは、部等の長の職にある者を上位とし、部等の長の職にある者が２人以上あるときは、席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により定めた順序とする。

（副部長）

第１１条　副部長は、設置規則第２条に規定する市長室及び部の次長（課長の職を兼務する部の次長を除く。）、海老名市消防本部の組織等に関する規則（昭和44年規則第５号）第５条第１項に規定する消防本部の次長（消防署長の職を兼務する消防本部の次長を除く。）並びに海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則（昭和46年教委規則第２号）第２条第１項に規定する教育部の次長の職にある者をもって充てる。ただし、必要に応じて、次条に規定する部員の中から部長が副部長を指名することができる。

２　副部長は、部長を助け、部長の命を受け、部の事務を整理し、部長が別の職務に当たるとき又は事故があるときはその職務を代理する。

３　前項に規定する部長の職務を代理する場合において、部に副部長が２人以上あるときは、設置規則第２条に規定する市長室又は部の次長（以下この項において「次長」という。）の職にある者がその職務を代理する。この場合において、次長の職にある者が２人以上あるときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により定めた順序とする。

４　第１項ただし書の規定により、次条に規定する部員の中から、設置規則第２条に規定する市長室又は部の担当部長を部長が副部長に指名した場合は、前項前段の規定にかかわらず、当該担当部長の職にある者が部長の職務を代理する。

（部員）

第１２条　部員は、基本方針別表第２の部長、副部長及び部員の欄部員の項に掲げる職にある者とし、部員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

（班）

第１３条　班の長（以下「班長」という。）は、基本方針別表第２の班長の欄に掲げる職にある者とし、班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

２　基本方針別表第２の部に属する班の欄に掲げる課、署及び事務局に属する職員（臨時的任用職員を除く。）は、班員とし、班長の命を受け、班の事務に従事する。

３　避難所又は一時滞在所を開設・運営する場合は、市長にあらかじめ避難所担当班又は一時滞在所担当班の班員として指名された職員及び上司の命を受け避難所又は一時滞在所の職務に当たる班員は、前項の規定にかかわらず、避難所担当班員又は一時滞在所担当班員とし、避難所担当班長又は一時滞在所担当班長の命を受け、その班の事務に従事する。

４　学校避難所（小学校及び中学校の避難所予定施設をいう。以下同じ。）を開設・運営する場合は、市長にあらかじめ学校避難所担当班の班員として指名された職員、教育長にあらかじめ学校避難所担当班の班員として指名された職員及び海老名市学校地震防災計画に定める避難所開設チームに構成されている教職員並びに上司の命を受け学校避難所の職務に当たる班員又は教職員は、第２項の規定にかかわらず、学校避難所担当班員とし、学校避難所担当班長の命を受け、その班の事務に従事する。

５　班員は、班長が別の職務に当たるとき又は事故があるときは、その職務を代理するものとし、その順序は、席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により定めた順序とする。

（本部会議）

第１４条　本部長は、災害対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、本部会議を招集し、会議の議長となる。

２　本部会議は、本部長、副本部長、副本部長補佐及び本部員をもって構成する。

３　議長は、必要があると認めるときは、本部会議に地域防災計画に定める防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

４　本部会議は、次に掲げる事項について協議する。

（１）　災害に関する情報の収集に関すること。

（２）　災害対策の方針の作成及び実施に関すること。

（３）　配備体制に関すること。

（４）　部間及び班間の調整事項の指示に関すること。

（５）　警戒レベル３「高齢者等避難」及び警戒レベル４「避難指示」の発令並びに避難誘導に関すること。

（６）　警戒区域の設定に関すること。

（７）　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

（８）　国、県、他市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。

（９）　災害救助法適用申請に関すること。

(10)　他市町村間との応援要請に関すること。

(11)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めるもの

（配備体制等）

第１５条　本部長は、本部が設置されたときは、別表に掲げる配備体制発令基準により、配備体制を発するものとする。

２　部長は、本部長から配備体制が発せられたときは、別表に掲げる配備人員（以下「配備人員」

という。）に命令し、迅速かつ的確な災害対策を実施するものとする。ただし、配備体制発令時において、急病又は負傷これらに類する状態の配備人員及びその他本部長が認める配備人員は、行動計画に定める配備体制から除くものとする。

（緊急参集等）

第１６条　配備人員は、勤務時間外、休日等において、別表に掲げる本部設置基準を覚知したときは、テレビ等の情報機器から報道情報を確認し、行動計画の定めにより、参集する必要があるときは速やかに参集し、参集する必要がないときは最新の報道情報に注意して緊急参集に備える。

２　配備人員は、参集するときは参集場所までの状況を確認し、情報の収集に努めながら参集するものとする。

３　部長は、配備人員の参集状況に応じ、部間連携を図り、最優先される災害対策に対応するものとし、その後の参集状況により順次行動計画に定める配備体制に移行するものとする。この場合において、部長及び副部長が参集していないときは、参集している配備人員のうちから上位の職にある者がその職務を代理する。

（現地災害対策本部）

第１７条　本部長は、地域防災計画の定めるところにより、本部に、災害対策の実施を要する地域にあって本部の事務の一部を行う組織として、条例第４条第１項に規定する現地災害対策本部を置くことができる。

２　現地災害対策本部を設置したときは、条例第４条第１項に規定する現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害地の状況に応じて副本部長、副本部長補佐、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

（復興支援）

第１８条　本部長は、地震災害又は風水害の発生により復興対策を実施する必要があると認めるときは、迅速かつ的確な復興支援を図るため地域防災計画の定めるところにより復興体制を整備するものとし、部を横断的に編成し、本部に復興支援部を置くものとする。

２　復興支援部の事務については、地域防災計画の定めるところにより、行動計画を別に定める。

（本部の組織及び運営の特例）

第１９条　本部長は、災害対策上、特別の事由が生じた場合において、本部の円滑な遂行のため特に必要があると認めるときは、本部の組織及び運営について別に定めることができる。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

《昭和57年４月１日・制定》
《平成４年４月１日・一部改正》
《平成４年６月１日・一部改正》
《平成５年６月１日・一部改正》
《平成５年10月１日・一部改正》
《平成６年４月１日・一部改正》
《平成９年４月１日・一部改正》
《平成16年４月27日・一部改正》
《平成19年４月１日・一部改正》
《平成20年４月１日・一部改正》
《平成21年４月１日・一部改正》
《平成22年４月１日・一部改正》
《平成24年４月１日・一部改正》
《平成25年３月11日・全部改正》
《平成25年４月１日・一部改正》

《平成25年10月21日・一部改正》
《平成26年４月１日・一部改正》
《平成26年４月22日・一部改正》
《平成27年４月１日・一部改正》
《平成27年５月20日・一部改正》
《平成27年10月１日・一部改正》
《平成28年４月１日・一部改正》
《平成28年６月21日・一部改正》
《平成28年10月１日・一部改正》
《平成28年11月１日・一部改正》
《平成29年４月１日・一部改正》
《平成30年４月１日・一部改正》
《平成31年４月１日・一部改正》
《令和３年４月１日・一部改正》
《令和３年10月１日・一部改正》
《令和４年４月１日・一部改正》
《令和８年４月１日・一部改正》

別表（第３条、第15条及び第16条関係）

危機対処体制区分（設置者）	災害対策本部（市長）
設置基準	地震の発生により、震度観測点（海老名市大谷）で震度５弱以上の揺れを観測したとき。

配備体制（発令者）	地震災害対策体制（災害対策本部長）	発令基準	設置基準により、災害対策本部が設置されたとき。					
		危機対処の部	危機管理部	消防部	避難所管理部	応急復旧部	物資輸送部	医療介護部
		配備人員	全員	全員	全員	全員	全員	全員

備考　「地震災害対策体制」の配備人員とは、地域防災計画行動計画「地震災害対策体制」に定める災害予防又は災害応急対策に従事すべき「全員」をいう。

危機対処体制区分（設置者）	災害対策本部（市長）
設置基準	１　市内に甚大な風水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ２　市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が警戒レベル３「高齢者等避難」又はレベル４「避難指示」（緊急）を発令するとき。 ３　新産川橋（目久尻川）、永池橋（永池川）又は平和橋（鳩川）の水位観測所において、氾濫危険水位を超過し、洪水による被害が発生したとき。 ４　相模大橋（相模川）の水位観測所において、避難判断水位を超過し、水防法（昭和24年法律第193号）第11条に規定する洪水予報により、氾濫危険水位を超過する予報がされたとき。

配備体制（発令者）	風水害対策体制（災害対策本部長）	発令基準	設置基準１、２、３又は４により、災害対策本部が設置されたとき。					
		危機対処の部	危機管理部	消防部	避難所管理部	応急復旧部	物資輸送部	医療介護部
		配備人員	全員	全員	全員	全員	全員	全員

備考　「風水害対策体制」の配備人員とは、地域防災計画行動計画「風水害対策体制」に定める災害予防又は災害応急対策に従事すべき「全員」をいう。

危機対処体制区分（設置者）	災害対策本部（市長）
設置基準	その他災害が発生し、災害予防又は災害応急対策を実施する必要があると認めるとき。

配備体制（発令者）	災害対策体制（災害対策本部長）	発令基準	設置基準により、災害対策本部が設置されたとき。					
		危機対処の部	危機管理部	消防部	避難所管理部	応急復旧部	物資輸送部	医療介護部
		配備人員	全員	全員	全員	全員	全員	全員

備考　「対策体制」の配備人員とは、災害予防又は災害応急対策に従事すべき「全員」をいい、この「全員」は地域防災計画行動計画「風水害対策体制」に定める「全員」に準ずる。

資料２－７　海老名市地震災害警戒本部条例

昭和55年３月29日
条例第15号

海老名市地震災害警戒本部条例

（目的）
第１条　この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第４項の規定に基づき、海老名市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。
３　副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。
４　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
５　本部員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
（１）　神奈川県警察の警察官
（２）　市職員
（３）　教育長
（４）　消防長及び消防団長
（５）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
（６）　その他市長が必要と認める者
６　本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
７　副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市職員のうちから、市長が任命する。
８　本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。
（部）
第３条　本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
３　部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
４　部長に事故があるときは、部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
（委任）
第４条　この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

資料２－８　海老名市地震災害警戒本部要綱

海老名市地震災害警戒本部要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、海老名市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、部等の長とは、海老名市一般職の職員の職の設置に関する規則（昭和39年規則第３号。以下「設置規則」という。）第２条に規定する市長室の室長又は部の部長をいう。

（設置）

第３条　市長は、内閣総理大臣から警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、警戒本部を設置する。

２　前項の警戒本部の設置基準は、別表のとおりとする。

（廃止）

第４条　市長は、海老名市災害対策本部を設置したとき又は法第９条第３項の警戒解除宣言が内閣総理大臣から発せられたときは、法第19条の規定により、速やかに本部を廃止する。

２　海老名市災害対策本部又は海老名市災害警戒本部が設置されたときは、警戒本部は廃止されたものとし、その事務は引き継がれる。

（本部組織）

第５条　本部は、次に掲げる者で組織する。

（１）　海老名市地震災害警戒本部条例（昭和55年条例第15号。以下「条例」という。）第２条第１項に規定する地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）

（２）　条例第２条第３項に規定する地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）のうちから市長が任命する地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）

（３）　地震災害警戒副本部長補佐（以下「副本部長補佐」という。）

（４）　本部員

２　本部長は、法第２条第14号に規定する地震防災応急対策を円滑に実施するため、海老名市危機管理基本方針（平成20年４月１日作成。以下「基本方針」という。）別表第１のとおり本部に部、班等を置くものとする。

３　前項に規定する部、班等は、基本方針別表第２のとおりとする。

（本部長）

第６条　本部長は、市長をもって充てる。

（副本部長及び本部長の職務代理者）

第７条　副本部長は、第９条第３号及び第６号アの職にある者をもって充てる。

２　条例第２条第４項に規定する本部長の職務を代理する副本部長は、第９条第６号アの職にある者とし、その順序は、海老名市長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年規則第10号）第６条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「本部長」と、「副市長」とあるのは「副本部長」と読み替える。

３　前項に規定する副本部長にも事故があるときは、海老名市長の職務代理者を定める規則（昭和47年規則第11号）第２条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「本部長」と、「市長室長」とあるのは「危機管理部長」と読み替える。

４　前項に規定する危機管理部長にも事故があるときは、その他の部長等が本部長の職務を代理するものとし、その順序は別に定める。

（副本部長補佐）

第８条　副本部長補佐は、次条第２号アの職にある者を市長が指名する。

２　副本部長補佐は、副本部長を補佐する。

（本部員）

第９条　本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）　神奈川県警察海老名警察署の警察官

ア　海老名市庁議に関する規程（昭和47年11月15日訓令第5号）の別表に定める最高経営会議構成員（市長、副市長及び教育長を除く。）。

イ　その他市長が指名するもの

（３）　教育長

（４）　消防長及び消防団長

（５）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

ア　ＮＴＴ東日本株式会社神奈川事業部神奈川西支店の職員

イ　東日本旅客鉄道株式会社海老名駅の職員

ウ　東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社の職員

エ　小田急電鉄株式会社海老名駅の職員

オ　相模鉄道株式会社海老名駅の職員

（６）　その他市長が必要と認める者

ア　副市長

イ　海老名市議会の議長

ウ　海老名市自治会連絡協議会の会長

エ　一般社団法人海老名市医師会の会員

（部長）

第１０条　条例第３条第３項の部の部長（以下「部長」という。）は、部の事務を掌理し、部に属する職員を指揮監督する。なお、警戒本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

２　部長は、本部長の命により地震防災応急対策を実施するものとする。ただし、消防部長は、直ちに地震防災応急対策を実施する必要があるときは、本部長の命を受けずに地震防災応急対策を実施することができる。

３　部長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、海老名市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより、部の行動計画（以下「行動計画」という。）を別に定める。

４　部に部長が２人以上ある場合においては、事案に対し合議により対処するものとする。ただし、合議により難いときは、部等の長の職にある者を上位とし、部等の長の職にある者が２人以上あるときは、席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により定めた順序とする。

（副部長）

第１１条　副部長は、設置規則第２条に規定する市長室及び部の次長（課長の職を兼務する部の次長を除く。）、海老名市消防本部の組織等に関する規則（昭和44年規則第５号）第５条第１項に規定する消防本部の次長（消防署長の職を兼務する消防本部の次長を除く。）並びに海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則（昭和46年教委規則第２号）第２条第１項に規定する教育部の次長の職にある者をもって充てる。ただし、必要に応じて、次条に規定する部員の中から部長が副部長を指名することができる。

２　副部長は、部長を助け、部長の命を受け、部の事務を整理する。

３　条例第３条第４項に規定する部長があらかじめ指名する部長の職務を代理する者は、副部長とする。

４　部長の職務を代理する場合において、部に副部長が２人以上あるときは、設置規則第２条に規定する市長室又は部の次長（以下この項において「次長」という。）の職にある者がその職務を代理する。この場合において、次長の職にある者が２人以上あるときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により定めた順序とする。

５　第１項ただし書の規定により、次条に規定する部員の中から、設置規則第２条に規定する市長室又は部の担当部長を部長が副部長に指名した場合は、前項前段の規定にかかわらず、当該担当部長の職にある者が部長の職務を代理する。

（部員）

第１２条　部員は、基本方針別表第２の部長、副部長及び部員の欄部員の項に掲げる職にある者とし、部員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

（班）

第１３条　班の長（以下「班長」という。）は、基本方針別表第２の班長の欄に掲げる職にある者とし、班長は、部長の命を受け班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

２　基本方針別表第２の部に属する班の欄に掲げる課、署及び事務局に属する職員（臨時的任用職員を除く。）は、班員とし、班長の命を受け、班の事務に従事する。

３　避難所又は一時滞在所を開設・運営する場合は、市長にあらかじめ避難所担当班又は一時滞在所担当班の班員として指名された職員及び上司の命を受け避難所又は一時滞在所の職務に当たる班員は、前項の規定にかかわらず、避難所担当班員又は一時滞在所担当班員とし、避難所担当班長又は一時滞在所担当班長の命を受け、その班の事務に従事する。

４　学校避難所（小学校及び中学校の避難所予定施設をいう。以下同じ。）を開設・運営する場合は、市長にあらかじめ学校避難所担当班の班員として指名された職員、教育長にあらかじめ学校避難所担当班の班員として指名された職員及び海老名市学校地震防災計画に定める避難所開設チームに構成されている教職員並びに上司の命を受け学校避難所の職務に当たる班員又は教職員は、第２項の規定にかかわらず、学校避難所担当班員とし、学校避難所担当班長の命を受け、その班の事務に従事する。

５　班員は、班長が別の職務に当たるとき又は事故があるときは、その職務を代理するものとし、その順序は、席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により定めた順序とする。

（本部会議）

第１４条　本部長は、地震防災応急対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、本部会議を招集し、会議の議長となる。

２　本部会議は、本部長、副本部長、副本部長補佐及び本部員をもって構成する。

３　議長は、必要があると認めるときは、本部会議に地域防災計画に定める防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

４　本部会議は、次に掲げる事項について協議する。

（１）　南海トラフ地震に関連する情報の伝達及び高齢者等避難又は避難指示に関すること。

（２）　消防、水防その他の応急措置に関すること。

（３）　応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関すること。

（４）　施設並びに設備の整備及び点検に関すること。

（５）　犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関すること。

（６）　緊急輸送の確保に関すること。

（７）　地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するための必要な体制の整備に関すること。

（８）　配備体制に関すること。

（９）　部間及び班間の調整事項の指示に関すること。

(10)　国、県、他市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。

(11)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めるもの

（配備体制等）

第１５条　本部長は、本部が設置されたときは、別表に掲げる配備体制発令基準により、配備体制を発するものとする。

２　部長は、本部長から配備体制が発せられたときは、別表に掲げる配備人員（以下「配備人員」という。）に命令し、迅速かつ的確な地震防災応急対策を実施するものとする。ただし、配備体制発令時において、急病又は負傷これらに類する配備人員等及びその他本部長が認める配備人員は、行動計画に定める配備人員から除くものとする。

（緊急参集等）

第１６条　配備人員は、勤務時間外、休日等において、別表に掲げる本部設置基準を覚知したときは、テレビ等の情報機器から報道情報を確認し、行動計画の定めにより、参集する必要があるときは速やかに参集し、参集する必要がないときは最新の報道情報に注意して緊急参集に備える。

２　配備人員は、参集するときは参集途上での東海地震予知情報の発表及び東海地震の発生に十分注意して参集するものとする。

３　部長は、配備人員の参集状況に応じ、部間連携を図り、最優先される地震防災応急対策に対応するものとし、その後の参集状況により順次行動計画に定める配備体制に移行するものとする。この場合において、部長及び副部長が参集していないときは、参集している配備人員のうちから上位の職にある者がその職務を代理する。

（本部の組織及び運営の特例）

第１７条　本部長は、地震防災応急対策上、特別の事由が生じた場合において、本部の円滑な遂行のため特に必要があると認めるときは、本部の組織及び運営について別に定めることができる。

附　則

この要綱は、令和９年○月○日から施行する。

《昭和57年４月１日・制定》
《平成４年４月１日・一部改正》
《平成４年６月１日・一部改正》
《平成５年６月１日・一部改正》
《平成５年10月１日・一部改正》
《平成６年４月１日・一部改正》
《平成９年４月１日・一部改正》
《平成16年４月27日・一部改正》
《平成19年４月１日・一部改正》
《平成20年４月１日・一部改正》
《平成21年４月１日・一部改正》
《平成22年４月１日・一部改正》
《平成24年４月１日・一部改正》
《平成25年３月11日・全部改正》
《平成25年４月１日・一部改正》
《平成25年10月21日・一部改正》
《平成26年４月１日・一部改正》
《平成26年４月22日・一部改正》
《平成26年７月１日・一部改正》
《平成27年４月１日・一部改正》
《平成27年５月20日・一部改正》
《平成27年10月１日・一部改正》
《平成28年４月１日・一部改正》
《平成28年６月21日・一部改正》
《平成28年10月１日・一部改正》
《平成28年11月１日・一部改正》
《平成29年４月１日・一部改正》
《平成30年４月１日・一部改正》
《平成31年４月１日・一部改正》
《令和３年４月１日・一部改正》
《令和３年10月１日・一部改正》
《令和４年４月１日・一部改正》
《令和９年○月○日・一部改正》

別表（第３条、第15条及び第16条関係）

<table>
<tr><td>危機対処体制区分（設置者）</td><td colspan="7">災害警戒本部（市長又は市長室長）</td></tr>
<tr><td>設置基準</td><td colspan="7">１　南海トラフ地震臨時情報（調査中又は、巨大地震注意）が発表され、市長が設置を発令したとき。
２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、市長が設置を発令したとき。
３　その他必要が認められるとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">配備体制（発令者）</td><td rowspan="2">地震災害準備体制（災害警戒本部長又は危機管理部長）</td><td>発令基準</td><td colspan="6">１　設置基準１により、災害警戒本部が設置されたとき。
２　設置基準２により、災害警戒本部が設置されている場合で、配備体制を変更する必要がある場合</td></tr>
<tr><td>危機対処の部</td><td>危機管理部</td><td>消防部</td><td>避難所管理部</td><td>応急復旧部</td><td>物資輸送部</td><td>医療介護部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地震災害警戒体制（災害警戒本部長又は危機管理部長）</td><td>発令基準</td><td colspan="6">設置基準２により、災害警戒本部が設置されたとき。</td></tr>
<tr><td>危機対処の部</td><td>危機管理部</td><td>消防部</td><td>避難所管理部</td><td>応急復旧部</td><td>物資輸送部</td><td>医療介護部</td></tr>
<tr><td></td><td>配備人員</td><td>必要人員</td><td>必要人員</td><td>必要人員</td><td>必要人員</td><td>必要人員</td><td>必要人員</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>配備人員</td><td>全員</td><td>必要人員</td><td>全員</td><td>必要人員</td><td>必要人員</td><td>必要人員</td></tr>
</table>

備考　「地震災害警戒体制」の配備人員とは、地域防災応急対策に従事すべき「全員」をいい、この「全員」は、地域防災計画行動計画「地震災害対策体制」に定める「全員」に準ずる。

資料２－９　海老名市災害警戒本部要綱

海老名市災害警戒本部要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、海老名市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、海老名市災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、部等の長とは、海老名市一般職の職員の職の設置に関する規則（昭和39年規則第３号。以下「設置規則」という。）第２条に規定する市長室の室長又は部の部長をいう。

（設置）

第３条　市長又は市長室長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、海老名市災害対策本部又は海老名市地震災害警戒本部を設置するまでに至らない段階で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、地域防災計画の定めるところにより本部を設置することができる。

２　前項の本部の設置基準は、原則として別表のとおりとする。

（廃止）

第４条　市長又は市長室長は、災害予防対策が完了したと認めるとき又は災害が発生するおそれが解消したと認めるときは、速やかに本部を廃止する。

２　海老名市災害対策本部又は海老名市地震災害警戒本部が設置されたときは、本部は廃止されたものとし、その事務は引き継がれる。

（本部組織）

第５条　本部は、次に掲げる者で組織する。

（１）　海老名市災害警戒本部長（以下「本部長」という。）

（２）　海老名市災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）

（３）　海老名市災害警戒副本部長補佐（以下「副本部長補佐」という。）

（４）　海老名市災害警戒本部員（以下「本部員」という。）

２　本部長は、災害警戒又は災害予防対策（以下「災害対策」という。）を円滑に実施するため、海老名市危機管理基本方針（平成20年４月１日作成。以下「基本方針」という。）別表第１のとおり本部に部、班等を置くものとする。

３　前項に規定する部、班等は、基本方針別表第２のとおりとする。

（本部長）

第６条　本部長は、市長をもって充てる。

２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（副本部長及び本部長の職務代理者）

第７条　副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

２　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　前項に規定する本部長の職務を代理することができる副本部長は、副市長の職にある者とし、その順序は、海老名市長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年規則第10号）第６条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「本部長」と、「副市長」とあるのは「副本部長」と読み替える。

４　前項に規定する副本部長にも事故があるときは、海老名市長の職務代理者を定める規則（昭和47年規則第11号）第２条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「本部長」と、「市長室長」とあるのは「危機管理部長」と読み替える。

５　前項に規定する危機管理部長にも事故があるときは、その他の部長等が本部長の職務を代理するものとし、その順序は別に定める。

（副本部長補佐）

第８条　副本部長補佐は、次条第１号の職にある者をもって充てる。

２　副本部長補佐は、副本部長を補佐する。

（本部員）

第９条　本部員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）　海老名市庁議に関する規程（昭和47年11月15日訓令第5号）の別表に定める最高経営会議構成員（市長、副市長及び教育長を除く。）。

（２）　その他市長が指名するもの

２　本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部長）

第１０条　部の長（以下「部長」という。）は、部の事務を掌理し、部に属する職員を指揮監督する。なお、本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

２　部長は、本部長の命により災害対策を実施するものとする。ただし、消防部長は、直ちに災害対策を実施する必要があるときは、本部長の命を受けずに災害対策を実施することができる。

３　部長は、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、地域防災計画の定めるところにより、部の行動計画（以下「行動計画」という。）を別に定める。

４　部に部長が２人以上ある場合においては、事案に対し合議により対処するものとする。ただし、合議により難いときは、部等の長の職にある者を上位とし、部等の長の職にある者が２人以上あるときは、席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により定めた順序とする。

（副部長）

第１１条　副部長は、設置規則第２条に規定する市長室及び部の次長（課長の職を兼務する部の次長を除く。）、海老名市消防本部の組織等に関する規則（昭和44年規則第５号）第５条第１項に規定する消防本部の次長（消防署長の職を兼務する消防本部の次長を除く。）並びに海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則（昭和46年教委規則第２号）第２条第１項に規定する教育部の次長の職にある者をもって充てる。ただし、必要に応じて、次条に規定する部員の中から部長が副部長を指名することができる。

２　副部長は、部長を助け、部長の命を受け、部の事務を整理し、部長が別の職務に当たるとき又は事故があるときはその職務を代理する。

３　前項に規定する部長の職務を代理する場合において、部に副部長が２人以上あるときは、設置規則第２条に規定する市長室又は部の次長（以下この項において「次長」という。）の職にある者がその職務を代理する。この場合において、次長の職にある者が２人以上あるときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により定めた順序とする。

４　第１項ただし書の規定により、次条に規定する部員の中から、設置規則第２条に規定する市長室又は部の担当部長を部長が副部長に指名した場合は、前項前段の規定にかかわらず、当該担当部長の職にある者が部長の職務を代理する。

（部員）

第１２条　部員は、基本方針別表第２の部長、副部長及び部員の欄部員の項に掲げる職にある者とし、部員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

（班）

第１３条　班の長（以下「班長」という。）は、基本方針別表第２の班長の欄に掲げる職にある者とし、班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

２　基本方針別表第２の部に属する班の欄に掲げる課、署及び事務局に属する職員（臨時的任用職員を除く。）は、班員とし、班長の命を受け、班の事務に従事する。

３　避難所又は一時滞在所を開設・運営する場合は、市長にあらかじめ避難所担当班又は一時滞在所担当班の班員として指名された職員及び上司の命を受け避難所又は一時滞在所の職務に当たる班員は、前項の規定にかかわらず、避難所担当班員又は一時滞在所担当班員とし、避難所担当班長又は一時滞在所担当班長の命を受け、その班の事務に従事する。

４　学校避難所（小学校及び中学校の避難所予定施設をいう。以下同じ。）を開設・運営する場合は、市長にあらかじめ学校避難所担当班の班員として指名された職員、教育長にあらかじめ学校避難所担当班の班員として指名された職員及び海老名市学校地震防災計画に定める避難所開設チームに構成されている教職員並びに上司の命を受け学校避難所の職務に当たる班員又は教職員は、第２項の規定にかかわらず、学校避難所担当班員とし、学校避難所担当班長の命を受け、その班の事務に従事する。

５　班員は、班長が別の職務に当たるとき又は事故があるときは、その職務を代理するものとし、その順序は、席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により定めた順序とする。

（本部会議）

第１４条　本部長又は危機管理部長は、災害対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、本部会議を招集し、会議の議長となる。

２　本部会議は、本部長、副本部長、副本部長補佐及び本部員をもって構成する。

３　議長は、必要があると認めるときは、本部会議に地域防災計画に定める防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

４　本部会議は、次に掲げる事項について協議する。

（１）　災害に関する情報の収集に関すること。

（２）　災害対策の方針の作成及び実施に関すること。

（３）　配備体制に関すること。

（４）　部間及び班間の調整事項の指示に関すること。

（５）　県、他市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。

（６）　他市町村間との応援要請に関すること。

（７）　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めるもの

（配備体制等）

第１５条　本部長又は危機管理部長は、本部が設置されたときは、別表に掲げる配備体制発令基準（以下「配備体制発令基準」という。）により、配備体制を発するものとする。

２　本部長又は危機管理部長は、別表に掲げる東海地震災害及び風水害において、配備体制を変更する必要があると認めるときは、配備体制発令基準に基づき配備体制を変更し、配備体制を発するものとする。

３　部長は、本部長又は危機管理部長から配備体制が発せられたときは、別表に掲げる配備人員（以下「配備人員」という。）に命令し、迅速かつ的確な災害対策を実施するものとする。ただし、配備体制発令時において、急病又は負傷これらに類する状態の配備人員及びその他本部長が認める配備人員は、行動計画に定める配備人員から除くものとする。

（緊急参集等）

第１６条　配備人員は、勤務時間外、休日等において、別表に掲げる本部設置基準を覚知したときは、テレビ等の情報機器から報道情報を確認し、行動計画の定めにより、参集する必要があるときは速やかに参集し、参集する必要がないときは最新の報道情報に注意して緊急参集に備える。

２　配備人員は、参集するときは参集場所までの状況を確認し、情報の収集に努めながら参集するものとする。

３　部長は、配備人員の参集状況に応じ、部間連携を図り、最優先される災害対策に対応するものとし、その後の参集状況により順次行動計画に定める配備体制に移行するものとする。この場合において、部長及び副部長が参集していないときは、参集している配備人員のうちから上位の職にある者がその職務を代理する。

（本部の組織及び運営の特例）

第１７条　本部長は、災害対策上、特別の事由が生じた場合において、本部の円滑な遂行のため特に必要があると認めるときは、本部の組織及び運営について別に定めることができる。

附　則

この要綱は、令和９年○月○日から施行する。

《平成４年４月１日・制定》
《平成６年４月１日・一部改正》
《平成９年４月１日・一部改正》
《平成14年４月１日・一部改正》
《平成14年９月１日・一部改正》
《平成15年４月１日・一部改正》
《平成16年４月27日・一部改正》
《平成20年４月27日・一部改正》
《平成22年４月１日・一部改正》
《平成24年４月１日・一部改正》
《平成25年３月11日・全部改正》
《平成25年４月１日・一部改正》
《平成25年10月21日・一部改正》
《平成26年４月１日・一部改正》
《平成26年４月22日・一部改正》
《平成27年４月１日・一部改正》
《平成27年５月20日・一部改正》
《平成27年10月１日・一部改正》
《平成28年４月１日・一部改正》
《平成28年６月21日・一部改正》
《平成28年10月１日・一部改正》
《平成28年11月１日・一部改正》
《平成29年４月１日・一部改正》
《平成30年４月１日・一部改正》
《平成31年４月１日・一部改正》
《令和３年４月１日・一部改正》
《令和３年10月１日・一部改正》
《令和４年４月１日・一部改正》
《令和９年○月○日・一部改正》

別表（第３条、第15条及び第16条関係）

地震災害

危機対処体制区分（設置者）	災害警戒本部（市長又は市長室長）							
設置基準	１　地震の発生により、震度観測点（海老名市大谷）で震度４以下の揺れを観測し、市内に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市長が設置を発令したとき。 ２　地震の発生により、震度観測点（海老名市大谷）で震度４以下の揺れを観測した場合又は揺れを観測しない場合で、日本国内において甚大な被害（津波被害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあり、市長が設置を発令したとき。							
配備体制（発令者）	地震災害準備体制（災害警戒本部長又は危機管理部長）	発令基準	１　設置基準１により、災害警戒本部が設置されたとき。 ２　設置基準２により、災害警戒本部が設置されている場合で、配備体制を変更する必要がある場合					
		危機対処の部	危機管理部	消防部	避難所管理部	応急復旧部	物資輸送部	医療介護部
		配備人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員
	地震災害警戒体制（災害警戒本部長又は危機管理部長）	発令基準	設置基準２により、災害警戒本部が設置されたとき。					
		危機対処の部	危機管理部	消防部	避難所管理部	応急復旧部	物資輸送部	医療介護部
		配備人員	全員	必要人員	全員	必要人員	必要人員	必要人員

備考
１　「地震災害準備体制」の配備人員とは、地域防災計画行動計画「地震災害準備体制」に定める災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」又は配備体制の変更等に応じて迅速に配備人員を確保するため連絡調整を行う「連絡員」をいう。
２　「地震災害準備体制」の配備人員とは、地域防災計画行動計画「地震災害警戒体制」に定める災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」をいう。

風水害

危機対処体制区分（設置者）	災害警戒本部（市長又は市長室長）							
設置基準	１　市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ２　市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、更に災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。 ３　市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が警戒レベル３「高齢者等避難」、レベル４「避難指示」を発令するとき。 ４　新産川橋（目久尻川）、永池橋（永池川）又は平和橋（鳩川）の水位観測所において、氾濫危険水位を超過し、洪水による被害が発生するおそれがあるとき。 ５　相模大橋（相模川）の水位観測所において、避難判断水位を超過したとき。							
配備体制（発令者）	風水害準備体制（災害警戒本部長又は危機管理部長）	発令基準	設置基準１により、災害警戒本部が設置されたとき。					
		危機対処の部	危機管理部	消防部	避難所管理部	応急復旧部	物資輸送部	医療介護部
		配備人員	必要人員	必要人員	連絡員	必要人員	連絡員	連絡員
	風水害警戒体制（災害警戒本部長又は危機管理部長）	発令基準	１　設置基準１により既に災害警戒本部が設置されている場合で、設置基準２、３、４又は５により配備体制を変更する必要があると認めるとき。 ２　設置基準２、３、４又は５により災害警戒本部が設置されたとき。					
		危機対処の部	危機管理部	消防部	避難所管理部	応急復旧部	物資輸送部	医療介護部
		配備人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員

備考
１　「風水害準備体制」の配備人員とは、地域防災計画行動計画「風水害準備体制」に定める災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」又は配備体制の変更等に応じて迅速に配備人員を確保するため連絡調整を行う「連絡員」をいう。
２　「風水害準備体制」の配備人員とは、地域防災計画行動計画「風水害警戒体制」に定める災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」をいう。

その他の災害

危機対処体制区分（設置者）	災害警戒本部（市長又は市長室長）
設置基準	１　その他災害が発生するおそれがある場合において、災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。 ２　協定都市等において被害が発生し、支援のため災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。

配備体制（発令者）	災害警戒体制（災害警戒本部長又は危機管理部長）	発令基準	設置基準により、災害警戒本部が設置されたとき。					
		危機対処の部	危機管理部	消防部	避難所管理部	応急復旧部	物資輸送部	医療介護部
		配備人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員

備考　「災害警戒体制」の配備人員とは、災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」をいい、この「必要人員」は地域防災計画行動計画「風水害警戒体制」に定める「必要人員」に準ずる。

資料２－10　海老名市危機事象に関する情報連絡会内規

海老名市危機事象に関する情報連絡会内規

（趣旨）
第１条　この内規は、危機事象に関する情報連絡会（以下「情報連絡会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。
（開催）
第２条　市長又は市長室長は、海老名市危機管理基本方針に定める危機が発生するおそれがある場合において、危機対処体制（海老名市災害対策本部等）を設置するまでに至らない段階で、危機事象対策を図るため必要があると認めるときは、情報連絡会を開催することができる。
（組織）
第３条　情報連絡会は、次に掲げる者で組織する。
（１）　市長
（２）　副市長
（３）　教育長
（４）　海老名市庁議に関する規程（昭和47年11月15日訓令第5号）の別表に定める最高経営会議構成員（市長、副市長及び教育長を除く。）。
（５）　その他、市長が指名するもの
２　市長又は市長室長は、前項第６号から第14号までに掲げる者のうち、出席できない者がいる場合は、当該部等の代理者の出席を求めることができる。
３　情報連絡会の庶務は、市長室長が掌理する。
（会長）
第４条　会長は、市長をもって充て、情報連絡会の議長とする。
（副会長及び会長の職務代理者）
第５条　副会長は、副市長の職にある者をもって充てる。
２　副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　前項に規定する会長の職務を代理することができる副会長の順序は、海老名市長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年規則第10号）第６条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「会長」と、「副市長」とあるのは「副会長」と読み替える。
４　前項に規定する副会長にも事故があるときは、海老名市長の職務代理者を定める規則（昭和47年規則第11号）第２条の規定を準用し、市長室長とする。この場合において、同条中「市長」とあるのは「会長」と読み替える。
５　前項に規定する市長室長にも事故があるときは、海老名市部等設置条例（昭和47年条例第38号）に規定する部の長又は部等の次長が会長の職務を代理するものとし、その順序は別に定める。
（情報連絡会の議題）
第６条　情報連絡会は、次に掲げる事項について協議する。
（１）　発生するおそれがある危機事象に関する情報の共有及び収集に関すること。
（２）　危機事象対策の方針の作成及び実施に関すること。
（３）　危機対処体制（海老名市災害対策本部等）の設置時期に関すること。
（４）　前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。
（情報連絡会の組織及び運営の特例）
第７条　会長は、危機事象対策上、特別の事由が生じた場合において、情報連絡会の円滑な遂行のため特に必要があると認めるときは、情報連絡会の組織及び運営について別に定めることができる。

附　則
この内規は、令和４年４月１日から施行する。
《平成26年４月１日・制定》
《平成28年７月19日・一部改正》
《平成28年11月１日・一部改正》
《平成29年４月１日・一部改正》
《平成30年４月１日・一部改正》
《令和３年４月１日・一部改正》
《令和３年10月１日・一部改正》
《令和４年４月１日・一部改正》

資料２－11　海老名市防災協力農地制度要綱

海老名市防災協力農地制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は、避難空間及び災害復旧用資材置場として活用できる農地をあらかじめ登録することにより災害時における市民等の安全及び復旧活動の円滑化を確保するとともに、農地の防災空間としての多面的役割について市民の理解を深めることにより農地の保全と都市農業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定めるもので、海老名市地域防災計画により災害対策本部が設置された災害をいう。

（２）　防災協力農地　災害時に避難空間及び災害復旧用資材置場として使用するための農地をいう。

（３）　避難空間　災害による被害を受け、又は受けるおそれのある市民等が一時的に避難する場所をいう。

（４）　災害復旧用資材置場　農地の原型復旧に支障とならない範囲において、災害復旧に必要な資材の仮置き等をする場所をいう。

（登録対象農地）

第３条　防災協力農地の登録の対象となる農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、水田、傾斜地等を除く。

（１）　生産緑地法（昭和49年法律第68号）第３条の規定による生産緑地地区内の農地（以下「生産緑地」という。）

（２）　おおむね300平方メートル以上の一団の農地

（登録の申請）

第４条　自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、防災協力農地登録申請書（第１号様式）により、市長に申請するものとする。

２　賃借権等の権利が設定されている農地の所有者は、前項の規定による申請をするときは、必要に応じて当該賃借権等の権利者の同意を得なければならない。

３　市長は、第１項の規定による申請のあった農地が防災協力農地として適当であると認めたときは、当該農地を防災協力農地登録基本台帳（第２号様式）に登録するものとする。

（登録証等の交付）

第５条　市長は、前条第３項の規定により農地を防災協力農地として登録したときは、申請者に防災協力農地登録証（第３号様式。以下「登録証」という。）を交付し、必要に応じて防災協力農地である旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。

（登録の取消し）

第６条　前条の登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、防災協力農地の登録を取り消そうとするときは、防災協力農地登録取消届出書（第４号様式）により、市長に届け出なければならない。

２　市長は、防災協力農地が第３条各号に該当しなくなった場合又は防災協力農地として適当でないと認めた場合は、当該防災協力農地の登録を取り消すものとする。

３　市長は、前項の規定により防災協力農地の登録を取り消したときは、登録者に防災協力農地抹消通知（第５号様式）によりを通知する。

（登録の期間及び更新）

第７条　防災協力農地の登録期間は、第４条第３項の規定により登録された日から２年を経過した日以後最初の３月31日までとする。

２　第１項に規定する期間満了時までに登録者から登録の更新をしない旨の意思表示がないときは、さらに３年間登録を更新するものとし、以後も同様とする。

３　前項に規定する登録の更新に際しては、市長は、更新の都度登録者に登録証を交付する。

（災害時の使用）

第８条　市長は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、防災協力農地を避難空間又は災害復旧用資材置場として使用する。

２　市長は、第１項の規定により、防災協力農地を避難空間として８日間以上使用する場合又は災害復旧用資材置場として使用する場合は、登録者にその使用について文書で通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、口頭等により通知することができる。

（使用期間）

第９条　前条第１項の規定により防災協力農地を使用する期間は、原則として２年以内とする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、登録者の同意を得て、これを延長することがある。

（補償及び土地使用料）

第１０条　市長は、第８条第１項の規定により防災協力農地を使用したときは、登録者に対し、別表に定める補償料及び土地使用料を支払うものとする。

（原状回復）

第１１条　市長は、第８条第１項の規定による防災協力農地の使用が終了したときは、速やかに防災協力農地を使用前の状態に回復し、所有者に返還する。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、防災協力農地制度について必要な事項は、市長が防災協力農地登録者と協議して定める。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

《平成27年４月１日・制定》
《平成31年４月１日・一部改正》

資料２－12　海老名市防災行政無線局管理運用要綱

海老名市防災行政無線局管理運用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、海老名市危機管理基本方針（以下「基本方針」という。）に定める危機に係る事務及びその他の事務に関する必要な情報を収集・伝達するため、市が陸上に開設した無線局の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号。以下第７条において「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　無線局　同報系無線設備及び移動系無線設備（以下「無線設備」という。）並びに無線設備の操作を行う者の総体をいう。

（２）　同報系　電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下第11条において「規則」という。）第２条第１項第18号に規定する複信方式又は同項第20号に規定する同報通信方式による無線局の通信系統をいう。

（３）　同報系無線設備　親局、子局、遠隔制御装置、緊急用親局無線装置、WEB放送制御装置及びアンサーバック装置をいう。

（４）　親局　本庁舎に設置された同報系無線設備で、同報通信方式により子局に情報を送信し、又は複信方式により避難所予定施設等と情報を送受信する固定局をいう。

（５）　子局　屋外拡声子局、屋外子局、再送信中継子局及び戸別受信機をいう。

（６）　屋外拡声子局　屋外に設置された拡声装置及び受信装置を有する受信設備並びに拡声装置及び送受信装置を有する固定局で、同報通信方式により親局から送信された情報を受信し、当該情報をその周辺域に放送し、かつ、当該子局からその周辺域に単独で放送することができる同報系無線設備をいう。

（７）　屋外子局　屋外に設置された送受信装置のみを有する固定局をいう。

（８）　再送信中継子局　海老名市北部大型防災備蓄倉庫に設置された同報系無線設備で、親局と電波の届きにくい屋外拡声子局、屋外子局及び戸別受信機との間の同報系通信を中継するための再送信装置を有する固定局をいう。

（９）　戸別受信機　避難所予定施設等内に設置された同報系無線設備で、同報通信方式により親局から送信された情報を受信し、当該情報を受信機本体に備えている拡声装置から放送する受信設備をいう。

(10)　遠隔制御装置　危機管理課執務室、消防庁舎及び災害対策本部室に設置された同報系無線設備で、親局の同報通信方式機能を遠隔で制御して操作する装置をいう。

(11)　緊急用親局無線装置　災害時等で親局の運用が不可能となった場合に、子局に向けて送受信する非常用親局装置をいう。

(12)　WEB放送制御装置　外部からインターネット回線を経由し、緊急時において防災行政無線の遠隔制御ができる装置をいう。

(13)　アンサーバック装置　親局及び送受信装置を有する屋外拡声子局又は屋外子局から避難所予定施設等内に設置された同報系無線設備で、本庁舎と避難所予定施設等との間において、複信方式により双方向通話ができる装置をいう。

(14)　Ｊアラート　対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を同報系無線設備等により瞬時に伝達する全国瞬時警報システムをいう。

(15)　Ｊアラート一体型受信機　Ｊアラートにより発信された情報を受信し、親局を自動起動させる装置をいう。

(16)　防災行政無線連動装置　海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センターに設置された指令台で操作された火災発生情報を、機械的に音声に合成して親局に送信し、親局を自動起動して屋外拡声子局及び戸別受信機から音声合成された火災発生情報を放送する同消防指令センターに設置された装置をいう。

(17)　移動系無線設備　無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第３条第６号に規定するデジタルＭＣＡ陸上移動通信により、情報を送受信するための半固定型無線機、車両設置型無線機及び携帯型無線機をいう。

（無線設備の種別、設置場所等）

第３条　無線設備の種別、設置場所等は、別に定める。

（組織）

第４条　無線局に無線総括者、無線管理者、無線従事者及び無線取扱者を置く。

２　無線局の適正かつ効率的な管理及び運用を図るため、必要に応じて無線局に主任無線従事者を置くことができる。

（無線総括者）

第５条　無線総括者は、市長室長の職にある者をもって充てる。

２　無線総括者は、無線局の管理及び運用の事務を総括し、無線管理者を指揮監督する。

（無線管理者）

第６条　無線管理者は、危機管理課長の職にある者をもって充てる。

２　無線管理者は、無線総括者の命を受け、無線局の管理及び運用の事務を管理し、無線従事者及び無線取扱者並びに主任無線従事者を指揮監督する。

（無線従事者）

第７条　無線従事者は、法第40条第４号に規定する資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から無線管理者が選任した者をもって充てる。

２　無線従事者は、無線管理者の命を受け、無線設備の操作を適正に運用するものとする。

３　無線従事者は、無線取扱者の無線設備の操作を指導できるものとする。

（無線取扱者）

第８条　無線取扱者は、無線従事者に選任されていない有資格者又は有資格者でない者をもって充てる。

２　無線取扱者は、無線管理者の命を受け、無線設備の操作を適正に運用するものとする。

３　無線取扱者は、無線従事者の指導又は主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事するときは、その指示に従わなければならない。

（主任無線従事者）

第９条　主任無線従事者は、必要に応じて無線従事者の中から無線管理者が選任することができる。

２　主任無線従事者は、無線管理者の命を受け、無線設備の操作を適正に運用し、及び無線取扱者の無線設備の操作を監督するものとする。

（無線従事者等の配置等）

第１０条　無線管理者は、無線従事者及び主任無線従事者の適正な配置を確保するため、有資格者の名簿を作成し、及び管理し、並びに有資格者の養成に努める。

２　無線管理者は、人事異動等が行われた場合は、速やかに有資格者の名簿を確認し、及び必要に応じて修正し、並びに無線従事者及び主任無線従事者の適正な配置の確保に努める。

（無線従事者等の届出）

第１１条　無線管理者は、無線従事者又は主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、規則第34条の４に規定する様式に必要事項を記載し、関東総合通信局長に届け出なければならない。なお、これを解任したときも同様とする。

（同報系通信の種別）

第１２条　同報系通信の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　同報系緊急通信（以下「緊急通信」という。）　基本方針に定める危機に係る事務に関する必要な同報系通信をいう。

（２）　同報系一般通信（以下「一般通信」という。）　緊急通信以外の事務に関する必要な同報系通信をいう。

（３）　同報系試験通信（以下「試験通信」という。）　同報系無線設備の維持管理等に関する必要な試験又は点検のための同報系通信をいう。

（同報系通信の範囲）

第１３条　同報系通信の範囲は、別表のとおりとする。

（同報系通信の運用時間等）

第１４条　同報系通信の運用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　緊急通信は、その都度（24時間）行うことができる。

（２）　一般通信は、午前８時から午後８時までの間に行うものとする。ただし、無線管理者が市民等の安全・安心等に関する必要な一般通信と認める場合はこの限りでない。

（３）　試験通信は、平日の午前８時30分から午後５時15分までの間に行うものとする。ただし、無線管理者が同報系無線設備の運用等に関し必要な試験通信と認める場合はこの限りでない。

２　無線管理者は、前項第２号及び第３号に掲げる通信の運用時間外に通信を行う必要があると認めるときは、その旨を無線総括者に報告しなければならない。

（同報系通信の取扱順位）

第１５条　同報系通信の取扱順位は、緊急通信、一般通信、試験通信の順とする。

２　同一通信の取扱いは、通信の受付順位により行うものとする。ただし、無線管理者が優先すべき通信と判断したときは、順位を変更することができる。

（放送の種別）

第１６条　放送の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　一括放送　子局を一括で呼出し、屋外拡声子局及び戸別受信機から時差なく一括で行う放送をいう。

（２）　選択放送

ア　分団選択　海老名市消防団第１分団から第15分団までの15グループに分けられた屋外拡声子局及び戸別受信機を分団単位に選択して呼出し、その選択した分団区域（海老名市消防団の設置に関する条例（昭和41年条例第31号）別表第２に定める分団の区域をいう。）内の屋外拡声子局及び戸別受信機から時差なく一括で行う放送をいう。

イ　個別選択　放送を行いたい屋外拡声子局又は戸別受信機を個別に選択して呼出し、その選択した屋外拡声子局又は戸別受信機から時差なく一括で行う放送をいう。

（３）　時差放送　前２号に掲げる放送において、近接する屋外拡声子局からの放送が干渉し、又は反響する状況を回避するため、屋外拡声子局をＡ群、Ｂ群及びＣ群の３グループに分けてＡ群から順番に時差を付けて行う放送をいう。

（４）　自局放送　屋外拡声子局を直接操作し、当該子局に備え付けられたマイクにより、その周辺域に行う単独放送をいう。

（放送の処理）

第１７条　放送は、次の各号に掲げるとおり処理する。

（１）　放送は、原則として音声合成放送（遠隔制御装置で放送文を音声合成してあらかじめＪアラート一体型受信機に音声合成録音されている緊急情報を放送又は防災行政無線連動装置で音声合成して放送することをいう。）又は音声録音放送（親局又は遠隔制御装置に接続されたマイクにより、無線従事者若しくは無線取扱者又は主任無線従事者の音声で放送文を録音し、その録音された音声を放送することをいう。）により処理する。

（２）　前号に掲げる放送の処理ができない場合又は緊急通信により無線管理者がやむを得ないと認めるときは、生放送（親局若しくは遠隔制御装置又は屋外拡声子局に接続されたマイクにより、無線従事者若しくは無線取扱者又は主任無線従事者の音声で放送文をそのまま放送することをいう。）により処理することができる。

（３）　放送の処理は、原則として緊急通信は男性の音声、一般通信は女性の音声、試験通信は無線管理者の指示により選択するものとする。

（緊急用親局無線放送）

第１８条　緊急用親局無線装置から放送することができる。

２　放送する場合は、親局が使用できない場合に限る。ただし、訓練等で無線総括者の許可を得た場合はこの限りではない。

（WEB放送）

第１９条　外部から、WEB放送制御装置を経由し、親局を遠隔で制御して放送することができる。

２　WEB放送の遠隔制御操作ができる者は無線従事者のみとする。

（放送の依頼及び報告）

第２０条　課等の長は、基本方針に定める危機に係る事務又はその他の事務において、放送する必要がある場合は、放送依頼書（第１号様式）により、文書管理システムにて無線管理者に依頼しなければならない。ただし、緊急通信により放送を行うとき、WEB放送を行うとき又は時間的余裕がなく、かつ、定型文により放送を行うとき若しくは定型文の一部を変更して放送を行うときは、電話又は口頭により無線管理者に依頼できるものとし、放送後速やかに放送依頼書（第１号様式）を文書管理システムにて無線管理者に提出しなければならない。

２　無線管理者は、前項に規定する課等の長から放送の依頼があったときは、その内容を確認し、放送する必要があると認めるときは、当該課等の長が指名する無線従事者若しくは無線取扱者又は主任無線従事者に同報系無線設備の適正な操作を指示し、放送の依頼を承認するものとする。なお、その内容に加筆する必要がある場合は、その旨を指摘して修正させるものとする。

３　無線管理者は、放送の依頼を承認したときは、速やかに無線総括者に報告しなければならない。

４　Ｊアラート情報又は火災発生情報により親局を自動起動し、放送が行われた場合は、当該情報の事務を所管する課等の長は、放送報告書（第２号様式）により、文書管理システムにて無線管理者に報告しなければならない。

５　放送の依頼及び報告に係る事務要領は、別に定める。

（同報系無線設備の毎日点検等）

第２１条　無線管理者は、同報系無線設備の状況を毎日点検するため、次の各号に掲げる時期の毎日午後５時に当該各号に定めるメロディーチャイムを放送する。

（１）　３月から５月まで　春の小川

（２）　６月から８月まで　ふるさと

（３）　９月から11月まで　夕焼け小焼け

（４）　12月から２月まで　家路

２　無線管理者は、同報系無線設備の異常を発見し、又は施設等の管理者等から屋外拡声子局若しくは戸別受信機の異常等の連絡を受けたときは、速やかに無線総括者に報告し、必要な措置を講じるものとする。

（同報系無線設備の保守点検）

第２２条　無線管理者は、同報系無線設備の保守の万全を期するため、同報系無線設備が常に良好な機能を果たせるよう無線保守業者に依頼し、年１回の保守点検を実施する。

２　無線管理者は、無線保守業者が保守点検を実施するときは、原則として無線従事者又は主任無線従事者を立ち会わせるものとする。

３　無線管理者は、無線保守業者に保守点検報告書を提出させるものとし、当該報告書は市と無線保守業者において契約を締結した日から５年間保管するものとする。

４　無線管理者は、無線保守業者から提出された保守点検報告書により、同報系無線設備の故障又は異常の報告を受けたときは、速やかに無線総括者に報告し、必要な措置を講じるものとする。

（通信訓練）

第２３条　無線管理者は、基本方針に定める危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、当該危機に係る訓練を実施する場合は、無線設備の通信訓練を実施することができる。

（研修）

第２４条　無線管理者は、無線設備の操作に関する研修を年１回以上計画し、実施するものとする。

（委任）

第２５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和９年〇月〇日から施行する。

《平成元年11月１日・制定》
《平成６年４月１日・一部改正》
《平成９年４月１日・一部改正》
《平成24年４月１日・一部改正》
《平成27年12月１日・全部改正》
《平成28年１月21日・一部改正》
《平成28年４月１日・一部改正》
《平成28年11月１日・一部改正》
《平成29年４月１日・一部改正》
《平成30年４月１日・一部改正》
《令和３年１月１日・一部改正》
《令和９年〇月〇日・一部改正》

別表（第13条関係）

同報系通信の範囲等

通信種別	放送事項		放送種別	時差放送	同報系無線設備の操作担当課等	
					勤務時間内	休日・勤務時間外
緊急	Ｊアラート国民保護情報	ゲリラ・特殊部隊攻撃	一括	無し	危機管理課	危機管理課（警備課）
		航空攻撃				
		弾道ミサイルに関する攻撃				
		大規模テロ				
	Ｊアラート気象情報	特別警報（大雨単独）	一括	無し	危機管理課	危機管理課（警備課）
		特別警報（大雨単独以外）				
	Ｊアラート火山情報	特別警報（噴火警戒レベル５かつ避難対象）	一括	無し	危機管理課	危機管理課（警備課）
		特別警報（噴火警戒レベル４かつ避難準備対象）				
		特別警報（噴火警報かつ避難対象）				
	Ｊアラート緊急地震速報	神奈川県東部推定震度５弱以上予測	一括	無し	危機管理課	危機管理課
	南海トラフ地震臨時情報	巨大地震警戒	一括	無し	危機管理課	危機管理課（警備課）
		巨大地震注意				
	地震発生情報	海老名市震度４以上観測	一括	無し	危機管理課	警備課
		海老名市震度０～７（Ｊアラート緊急地震速報が放送された場合				
	避難勧告等に関する放送		一括若しくは選択又は磁極	有り	危機管理課	危機管理課
	火災発生情報に関する放送		選択	無し	消防総務課（警防課）	危機管理課（警備課）
	火災警報に関する放送		一括又は選択	有り	警防課	警備課
	その他緊急通信により無線管理者が必要と認める放送		一括又は選択	有り	各所管課等	各所管課等
一般	熱中症対策に関する放送		一括	有り	健康推進課	警備課
	光化学スモッグに関する放送		一括	有り	環境政策課	警備課
	子どもたちの帰宅促進に関する定時放送		一括	無し	就学支援課	就学支援課
	選挙に関する放送		一括	有り	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
	市が主催するイベントに関する放送		一括又は選択	有り	各所管課等	各所管課等
	海老名警察署からの依頼に関する放送		一括又は選択	有り	地域づくり課	警備課
	その他一般通信により無線管理者が必要と認める放送		一括又は選択	有り	各所管課等	各所管課等
試験	メロディーチャイムによる毎日提示放送		一括	無し	危機管理課	危機管理課
	Ｊアラート緊急情報伝達試験放送		一括	無し	危機管理課	危機管理課
	その他試験通信により無線管理者が必要と認める放送		一括若しくは選択又は磁極	有り	危機管理課	危機管理課

備考

1　放送種別及び時差放送の有無は原則と市、無線管理者が認める場合は変更することができる。

2　休日・勤務時間外において、災害等の発生状況により警備課が同報系無線設備の操作ができない場合は、各所管課等で操作を行うものとする。

3　休日・勤務時間外において、Ｊアラート情報（緊急地震速報を除く。）により、親局が自動起動しない場合は、可能な範囲で警備課が生放送により放送の処理を行う。

4　火災発生情報により、親局が自動起動しない場合は、勤務時間内は警防課が、休日・勤務時間外は警備課が生放送により放送の処理を行う。

資料２－13　海老名市防災行政無線局ＭＣＡ無線機管理運用基準

海老名市防災行政無線局ＭＣＡ無線機管理運用基準

（趣旨）

第１条　この基準は、海老名市防災行政無線局管理運用要綱（以下「要綱」という。）第２条第15号に規定する移動系無線設備（以下「ＭＣＡ無線機」という。）の管理及び運用について、電波法及び関係法令並びに要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

２　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　移動系　無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第３条第６号に規定するデジタルＭＣＡ陸上移動通信による無線局の通信系統をいう。

（２）　半固定型無線機　移動中又はその特定しない地点に停止中に移動系通信ができる移動系無線設備で、原則として室内等に設置されたバッテリー内蔵型の３ウェイ電源装置を有する無線機をいう。

（３）　車両設置型無線機　移動中又はその特定しない地点に停止中に移動系通信ができる移動系無線設備で、公用車に設置された無線機をいう。

（４）　携帯型無線機　移動中又はその特定しない地点に停止中に移動系通信ができる移動系無線設備で、ハンディータイプの無線機をいう。

（５）　デジタルＭＣＡ制御局　使用する電波の周波数を指示して移動系通信の中継を行う陸上移動中継局であって、デジタル方式により２以上の移動系通信の中継を同時に行うことができるものをいう。

（移動系通信の種別）

第３条　移動系通信の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　移動系緊急通信（以下「緊急通信」という。）　海老名市危機管理基本方針（以下「基本方針」という。）に定める危機に係る事務に関する必要な移動系通信（第８条第２項に規定する覚書を市と締結した事業所等（以下この条において「事業所等」という。）同士で行う基本方針に定める危機に係る事務に関する必要な移動系通信を含む。）をいう。

（２）　移動系一般通信（以下「一般通信」という。）　緊急通信以外の事務に関する必要な移動系通信（事業所等同士で行う緊急通信以外の事務に関する必要な移動系通信を含む。）をいう。

（３）　移動系試験通信（以下「試験通信」という。）　ＭＣＡ無線機の維持管理等に関する必要な試験又は点検のための移動系通信（事業所等同士で行うＭＣＡ無線機の維持管理等に関する必要な試験のための移動系通信を含む。）をいう。

（移動系通信の範囲）

第４条　移動系通信の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　緊急通信に関する事項

（２）　一般通信に関する事項

（３）　試験通信に関する事項

（４）　前各号に掲げるもののほか、緊急通信、一般通信又は試験通信により無線管理者が必要と認める事項

（移動系通信の運用時間）

第５条　移動系通信の運用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　緊急通信は、その都度（24時間）行うことができる。

（２）　一般通信及び試験通信は、平日の午前８時30分から午後５時15分までの間に行うものとする。ただし、無線管理者が必要な一般通信又は試験通信と認める場合はこの限りでない。

２　前項第２号に規定する運用時間外に一般通信又は試験通信を行う必要がある場合は、事前に無線管理者に運用内容等を説明し、承認を得なければならない。

３　無線管理者は、前項の運用時間外における一般通信又は試験通信を行う必要があると認めるときは、その旨を無線総括者に報告しなければならない。

（移動系通信の統制等）

第６条　無線管理者は、移動系通信の種別にかかわらず、必要に応じて移動系通信を統制することができる。

２　無線管理者は、移動系通信を統制するときは、第７条第２号に規定する一斉通信により、統制内容等を周知しなければならない。

３　無線管理者は、移動系通信を統制するときは、その旨を無線総括者に報告しなければならない。

４　無線従事者及び無線取扱者並びに主任無線従事者は、移動系通信が統制されたときは、統制内容等に従わなければならない。

（移動系通信の形態）

第７条　移動系通信の形態は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　全国通信　あらかじめ全国通信設定された半固定型無線機又は携帯型無線機により、全国圏内を移動中又はその特定しない地点に停止中に最寄りのデジタルＭＣＡ制御局を中継して、あらかじめ全国通信設定された半固定型無線機及び携帯型無線機に行う移動系通信をいう。

（２）　一斉通信　あらかじめ一斉通信設定された半固定型無線機又は携帯型無線機により、関東圏内を移動中又はその特定しない地点に停止中に最寄りのデジタルＭＣＡ制御局を中継して、全てのＭＣＡ無線機に行う移動系通信をいう。

（３）　グループ通信　あらかじめグループ通信設定された半固定型無線機、車両設置型無線機又は携帯型無線機により、関東圏内を移動中又はその特定しない地点に停止中に最寄りのデジタルＭＣＡ制御局を中継して、同一グループ内のＭＣＡ無線機に行う移動系通信をいう。

（４）　個別通信　半固定型無線機、車両設置型無線機又は携帯型無線機により、関東圏内を移動中又はその特定しない地点に停止中に最寄りのデジタルＭＣＡ制御局を中継して、特定の半固定型無線機、車両設置型無線機又は携帯型無線機に個別に行う移動系通信をいう。

（ＭＣＡ無線機の貸与等）

第８条　市は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の共有を目的とし、必要と認める事業所等にＭＣＡ無線機を貸与することができる。

２　前項に規定するＭＣＡ無線機を貸与する場合は、市と当該事業所等において、ＭＣＡ無線機の貸与及び維持管理に関する覚書を締結しなければならない。

（ＭＣＡ無線機の運用原則）

第９条　無線従事者及び無線取扱者並びに主任無線従事者は、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第10条に規定する無線通信の原則のほか、次の各号に掲げるＭＣＡ無線機の運用原則に従わなければならない。

（１）　半固定型無線機は、常時開局し、設置された室内において、受信内容が聞き取れる音量に調整しておかなければならない。

（２）　車両設置型無線機は、乗車時に開局し、移動中又はその特定しない地点に停止中において、受信内容が聞き取れる音量に調整しておかなければならない。

（３）　携帯型無線機は、携帯時に開局し、移動中又はその特定しない地点に停止中において、受信内容が聞き取れる音量に調整しておかなければならない。

（４）　ＭＣＡ無線機の運用時は、受信感度の良い場所に移動（半固定型無線機は、原則としてアンテナを移動する。）し、又はその地点に停止して十分な受信感度の確保（アンテナレベルが２本以上）に努めなければならない。

（５）　ＭＣＡ無線機を運用するときは、無闇に一斉通信を行わずに、情報共有すべきＭＣＡ無線機を考慮し、グループ通信の有効活用に努めなければならない。

（ＭＣＡ無線機の月例点検等）

第１０条　無線管理者は、ＭＣＡ無線機の正常な管理及び運用を保持するため、別に定める海老名市防災行政無線局ＭＣＡ無線機月例点検実施要領に基づき、ＭＣＡ無線機の月例点検を実施するものとする。

２　無線従事者及び無線取扱者並びに主任無線従事者は、月例点検によりＭＣＡ無線機の異常を発見したときは、速やかに無線管理者に報告しなければならない。

３　無線管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに無線総括者に報告し、必要な措置を講じるものとする。

（ＭＣＡ無線機の保守点検）

第１１条　無線管理者は、ＭＣＡ無線機の保守の万全を期するため、ＭＣＡ無線機が常に良好な機能を果たせるよう無線保守業者に依頼し、年１回の保守点検を実施する。

２　無線管理者は、無線保守業者が保守点検を実施するときは、原則として無線従事者又は主任無線従事者を立ち会わせるものとする。

３　無線管理者は、無線保守業者に保守点検報告書を提出させるものとし、当該報告書は提出された年度から５年間保管するものとする。

４　無線管理者は、前項の保守点検報告書により、ＭＣＡ無線機の故障又は異常の報告を受けたときは、速やかに無線総括者に報告し、必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第１２条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この基準は、平成28年３月10日から施行する。

《平成26年10月１日・制定》
《平成28年３月10日・全部改正》
《平成29年11月28日・一部改正》

資料２－14　海老名市防災情報システム運用要綱

海老名市防災情報システム運用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、おおむね市内全域を高所から撮影し、及び記録することができる防災カメラその他これに附属する機器（以下「防災情報システム」という。）の設置、管理、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（防災カメラの設置場所）

第２条　防災カメラは、次の場所に設置する。

場所	施設	台数
海老名市泉二丁目７番１号	株式会社リコー　リコーテクノロジーセンターＣ棟屋上	２台

（管理責任者及び操作取扱者）

第３条　市長は、防災情報システムの適正な管理及び運用を図るため、管理責任者及び操作取扱者を置く。

２　管理責任者は、危機管理課長の職にある者をもって充てる。

３　操作取扱者は、危機管理課及び消防本部の職員その他市長が操作取扱者として適当であると認める者をもって充てる。

（管理責任者及び操作取扱者の責務）

第４条　管理責任者は、操作取扱者を指揮監督し、防災情報システムの機能の維持及び保全に努め、適正に管理及び運用しなければならない。

２　操作取扱者は、管理責任者の命を受け、防災情報システムの操作を適正に運用しなければならない。

（防災カメラによる撮影）

第５条　防災カメラによる撮影は、市民等のプライバシーを侵害しないよう配慮するとともに、防災カメラを一定の区域に向け、個人が識別できる倍率に変更して撮影してはならない。ただし、海老名市危機管理基本方針に定める危機が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第６条　管理責任者は、防災カメラにより撮影された映像（以下「撮影映像」という。）の取扱いについて、海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の趣旨にのっとり、適切に運用する。

（撮影映像の公開等）

第７条　管理責任者は、前２条（第５条ただし書を除く。）の規定を遵守し、１地点１分の撮影映像を８地点連続して海老名市のホームページから自動制御により公開できる。なお、管理責任者は、必要に応じて１地点の公開時間（１分単位で０分から120分まで）及び地点数（最大８地点）を変更することができる。

２　撮影映像の公開できる時間は、原則として午前９時から午後７時までとする。

３　第５条ただし書に規定する防災カメラの撮影が行われたときは、前項の公開時間にかかわらず、撮影映像の公開を自動制御により停止する。

（撮影映像の管理）

第８条　管理責任者は、次の各号に掲げるところにより、撮影映像を適正に管理しなければならない。

（１）　撮影映像は、全て記録し、原則として７日間保存する。

（２）　撮影映像を記録する機器（以下「記録機器」という。）は、管理責任者が定める場所（次号において「記録機器設置場所」という。）に設置する。

（３）　記録機器は、管理責任者が記録機器の故障等によりやむを得ない事由と認める場合以外は、記録機器設置場所以外に持ち出してはならない。
（４）　記録された撮影映像は、加工してはならない。
（５）　記録された撮影映像は、複写してはならない。ただし、管理責任者が危機管理上、必要と認める場合は、当該必要な部分の撮影映像のみ複写することができる。
（６）　記録機器を廃棄する場合は、記録機器を破砕するなど撮影映像を再生することのできない状態にしなければならない。
（７）　前各号に掲げるもののほか、撮影映像の不正利用、外部流出、逸失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第９条　管理責任者、操作取扱者その他防災情報システムの管理上撮影映像から秘密を知り得た者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（保守点検）

第１０条　管理責任者は、防災情報システムの保守の万全を期するため、防災情報システムが常に良好な機能を果たせるよう防災情報システム保守業者（以下この条において「保守業者」という。）に依頼し、年１回の保守点検を実施する。

２　管理責任者は、保守業者に保守点検報告書を提出させるものとし、当該報告書は市と保守業者において契約を締結した日から５年間保管するものとする。

３　管理責任者は、保守業者から提出された保守点検報告書により、防災情報システムの故障又は異常の報告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じるものとする。

（研修）

第１１条　管理責任者は、必要に応じて、操作取扱者に対し防災情報システムの操作研修を実施するものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成29年２月13日から施行する。

《平成24年11月１日・制定》
《平成29年２月13日・一部改正》

資料２－15　海老名市大型防災備蓄倉庫設置条例

海老名市大型防災備蓄倉庫設置条例

平成23年12月21日
条例第29号

改正　平成24年12月３日条例第30号
平成25年12月３日条例第31号

（設置）

第１条　災害等の非常時に必要となる食糧、生活必需品、防災資機材等の物資を地域の拠点として一括に備蓄し、これらの物資を迅速かつ効果的に供給するとともに、援助物資の受入れができる防災体制を構築するため、海老名市大型防災備蓄倉庫（以下「大型防災倉庫」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　大型防災倉庫の名称及び位置は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置
北部大型防災備蓄倉庫	海老名市上今泉一丁目23番２号
中部大型防災備蓄倉庫	海老名市大谷北一丁目５番１号
南部大型防災備蓄倉庫	海老名市杉久保北四丁目11番14号

（平成24条例30・平成25条例31・一部改正）

（管理）

第３条　市長は、大型防災倉庫を良好に管理しなければならない。

附　則（平成23年12月21日条例第12号）

この条例は、平成24年３月１日から施行する。

附　則（平成24年12月３日条例第30号）

この条例は、平成25年３月１日から施行する。

附　則（平成25年12月３日条例第31号）

この条例は、平成26年３月１日から施行する。

資料２－16　海老名市危機管理担当者設置要領

海老名市危機管理担当者設置要領

１　趣旨

この要領は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該危機事象に関し円滑な対処ができるよう平常時から職員の危機管理意識等の向上を図るため、危機管理担当者の設置、業務等に関し必要な事項を定める。

２　設置

危機事象に対処する別表中危機対処の部の欄に掲げる各部に危機管理担当者を置く。

３　定義

この要領において、次の(１)から(５)までに掲げる用語の意義は、それぞれ当該(１)から(５)までに定めるところによる。

（１）　行動計画　海老名市地域防災計画に定める下位計画をいう。

（２）　部長　危機事象に対処する別表中危機対処の部の欄に掲げる各部の部長をいう。

（３）　避難所担当班員　市長にあらかじめ避難所担当班の班員として指名された職員をいう。

（４）　学校避難所担当班員　市長又は教育長にあらかじめ学校避難所担当班の班員として指名された職員をいう。

（５）　一時滞在所担当班員　市長にあらかじめ一時滞在所担当班の班員として指名された職員をいう。

４　業務

危機管理担当者は、次の(１)から(３)までに掲げる業務を行うものとする。

（１）　危機管理研修会の受講及び部内職員へのフィードバック

ア　危機管理課が開催する危機管理研修会を受講し、危機管理に係る知識等を習得する。

イ　受講内容、習得した知識等を部内職員にフィードバックし、部全体の危機管理意識等の向上を図る。

（２）　危機管理課題の整理及び行動計画の修正

ア　部内の危機管理に係る課題を取りまとめて部内で協議し、必要に応じて危機管理課その他関係課等と協議・調整して課題の整理を行う。

イ　課題を整理したとき又は定期的に行動計画の見直しを行い、必要に応じて修正を行う。

（３）　危機管理業務に係る連絡調整

ア　行動計画に基づくマニュアルの作成又は修正等部内の危機管理業務に係る連絡調整を行う。

イ　海老名市危機対処計画に係る教育・訓練実施要領に基づく教育又は訓練の実施に係る連絡調整等危機管理課からの危機管理業務に係る連絡調整を行う。

５　選任

（１）　各部の部長は、部内の避難所担当班員、学校避難所担当班員及び一時滞在所担当班員並びに消防団員を除いた職員のうちから、別表中選任する人数の欄に掲げる各部に割り当てられた危機管理担当者の人数を選任するものとする。

（２）　各部の部長は、前項の規定により危機管理担当者を選任したときは、別記様式により市長に報告するものとする。

６　解任

（１）　各部の部長は、選任中の危機管理担当者が、市長から避難所担当班員、学校避難所担当班員若しくは一時滞在所担当班員に指名されたとき若しくは教育長から学校避難所担当班員に指名されたとき又は消防団に入団したときは、当該任務を解くものとする。

（２）　各部の部長は、選任中の危機管理担当者が特別の事由により任務を継続することが困難であると判断したときは、当該任務を解くことができるものとする。

７　任期

危機管理担当者の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

８　庶務

危機管理担当者の庶務は、危機管理課において処理する。

９　補足

この要領に定めるもののほか、危機管理担当者の業務について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

《平成26年４月22日・制定》
《平成30年４月１日・一部改正》

別表

危機対処の部	行政機構の部等	選任する人数
危機管理部	市長室	３人以上
消防部	消防本部	３人以上
避難所管理部	市民協働部 教育部	５人以上
応急復旧部	まちづくり部	３人以上
物資輸送部	財務部 経済環境部	５人以上
医療介護部	保健福祉部	３人以上

備考

１　選任する人数は、「機構の部等」の欄の部等が１部等の場合は３人以上、２部の場合は５人以上とする。

２　財務部企画財政課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局は危機管理部に、農業委員会事務局は物資輸送部に属す。

別記様式　略

資料２－17　海老名市災害時協力車両登録制度に関する規程

海老名市災害時協力車両登録制度に関する規程

（目的）

第１条　この告示は、災害発生時における避難所等への円滑な救援物資の搬送を図るため、個人又は事業所等が所有する車両を物資搬送活動等に活用するとともに、物資搬送活動等の協力を得る「海老名市災害時協力車両登録制度」（以下「制度」という。）を創設し、もって制度に登録した者との協働による迅速な被災者救援活動に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　車両　軽貨物自動車（トラックタイプ又はバンタイプに限る。）又は小型トラック（最大積載量１トン以上かつ平ボディタイプに限る。）をいう。

（２）　所有者　市内に住所を有する個人又は市内で事業活動を行う法人であって、車両を所有し、又は管理するものをいう。

（協力内容）

第３条　この制度における協力内容は、次に掲げるとおりとする。

（１）　大型防災備蓄倉庫と避難所等間の救援物資の搬送

（２）　災害対策本部等からの依頼による物資の搬送等

（登録の申出等）

第４条　制度に登録しようとする所有者は、海老名市災害時協力車両登録申出書（第１号様式）により、市長に申し出るものとする。

２　市長は、前項の規定による申出があった場合はその内容を審査し、適当と認め登録したときは当該申出を行った所有者に海老名市災害時協力車両登録証（第２号様式。以下「登録証」という。）及び海老名市災害時協力車両登録標章（第３号様式。以下「登録標章」という。）を交付するものとする。

（登録標章の表示）

第５条　前条第２項の規定による登録証及び登録標章の交付を受けた所有者（以下「協力者」という。）は、登録標章を、登録証に記載する車両（以下「協力車両」という。）の前部の見やすい場所に表示するものとする。

（登録台帳の作成）

第６条　市長は、第４条第２項の規定により登録証及び登録標章の交付を行ったときは、海老名市災害時協力車両登録台帳を作成しなければならない。

（募集台数）

第７条　協力車両の募集台数は、おおむね100台とする。

（登録期間）

第８条　協力者及び協力車両の登録期間は、１年を超えない範囲で市長が定めた期間とする。ただし、更新を妨げない。

（協力の実施）

第９条　協力者は、災害発生時において市長からの要請に基づき、第３条各号に掲げる事項につき、自己の業務の支障とならない範囲内で協力するものとする。

（費用の負担）

第１０条　制度の協力に要する費用は、協力者の負担とする。

（災害補償）

第１１条　協力者（法人にあっては当該法人に従事する者を含む。）が第９条の規定による協力をしたことにより被災（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）した場合、その災害補償については、協力者の責任において行うものとする。

（登録事項の変更）
第１２条　協力者は、協力車両の登録事項について変更が生じたときは、海老名市災害時協力車両登録事項変更申出書（第４号様式）により、市長に申し出るものとする。
（登録の抹消）
第１３条　市長は、協力者が市内に住所を有しなくなったとき若しくは協力車両の所持をしなくなったとき又は災害時における協力が困難であると認めるときは、第４条第２項の規定による登録（以下「協力車両登録」という。）を抹消するものとする。
２　協力者は、協力車両登録の抹消を求める場合は、海老名市災害時登録車両登録抹消申出書（第５号様式）に登録証及び登録標章を添付し、市長に申し出るものとし、申出を受けた市長は、当該協力車両登録を抹消するものとする。
３　市長は、前２項の規定により協力車両登録を抹消したときは、海老名市災害時協力車両登録抹消通知書（第６号様式）により、当該協力者に対して通知するものとする。
（補則）
第１４条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この告示は、平成25年７月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成29年６月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
１　この告示は、令和３年７月１日から施行する。
（経過措置）
２　この告示の施行の際、現に行われているこの告示による改正前のそれぞれの告示（以下「旧告示」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）は、この告示による改正後のそれぞれの告示に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。
３　旧告示に定める様式に基づいて作成した用紙は、この告示の施行後においても当分の間、必要な調整をして使用することができる。
４　この告示の施行前に、旧告示の規定により作成された文書の効力については、なお従前の例による。

第１号様式　略
第２号様式　略
第３号様式　略
第４号様式　略
第５号様式　略
第６号様式　略

資料２－18　海老名市自主防災組織育成指導要綱

海老名市自主防災組織育成指導要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第５条第２項の規定及び海老名市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成指導について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　自主防災組織　海老名市地域防災計画に定める防災に関する市民の責務を全うするため、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という隣保協同の精神に基づき、自治会ごとに自発的に結成された組織をいう。

（２）　育成指導　災害時等における自主防災組織の育成に関する指導及び防災対策の充実強化をいう。

（育成指導方針）

第３条　市長は、自主防災組織の自主性を尊重し、それぞれの地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるものとし、災害時等に有効な活動ができるよう自主防災組織の育成指導を図るものとする。

（自主防災組織）

第４条　自治会長は、市民が災害時等において連帯感を持ち円滑に活動できるよう自治会を単位として、次に掲げる者で自主防災組織を結成するものとする。

（１）　自主防災隊長（以下「隊長」という。）

（２）　自主防災副隊長（以下「副隊長」という。）

（３）　自主防災隊員（以下「隊員」という。）

２　自治会長は、別表第１のとおり自主防災隊（以下「隊」という。）を編成する。ただし、自主防災組織が大規模な場合は、別表第２のとおり編成することができる。

３　隊の活動基準は、別表第３のとおりとする。

（隊長）

第５条　隊長は、自治会長をもって充てる。

２　隊長は、隊の活動を総括し、所隊の隊員を指揮監督する。

（副隊長）

第６条　副隊長は、副自治会長をもって充てる。

２　副隊長は、隊長を助け、隊長に事故があるときはその任務を代理する。

（分隊長）

第７条　分隊長は、隊長の命を受け、分隊の活動を掌理し、分隊に属する隊員を指揮監督する。

（副分隊長）

第８条　副分隊長は、分隊長を助け、分隊長の命を受け、分隊の活動を整理し、分隊長に事故があるときはその任務を代理する。

（班長）

第９条　班長は、隊長又は分隊長の命を受け、班の活動を掌理し、班に属する隊員（以下「班員」という。）を指揮監督する。

（副班長）

第１０条　副班長は、班長を助け、班長の命を受け、班の活動を整理し、班長に事故があるときはその任務を代理する。

（班員）

第１１条　班員は、班長の命を受け、班の活動に従事する。

（自主防災組織結成届出書の届出等）

第１２条　自治会長は、第４条の規定により自主防災組織を結成し、隊を編成したときは、自主防災組織結成届出書（第１号様式）に自主防災隊編成名簿（第１号様式の２）を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、隊を分けて編成した場合は、第１号様式に自主防災隊編成（分隊）名簿（第１号様式の３）及び自主防災隊編成（分隊）名簿（継続用紙）（第１号様式の４）を添付する。

（隊編成の変更）

第１３条　自治会長は、第４条第２項の規定により編成した隊に変更が生じたときは、自主防災隊編成変更届出書（第２号様式）に変更した第１号様式の２、第１号様式の３又は第１号様式の４を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（自主防災訓練等）

第１４条　隊長は、災害発生時の地域における初期対応の徹底を図るため、自発的な防災訓練（以下「自主防災訓練」という。）を１年に１回以上計画し、実施するものとする。

２　隊長は、自主防災訓練において、第18条に規定する補助金の交付を受けて購入した防災物品を活用するものとする。

３　自主防災組織は、必要に応じて市が主催する総合防災訓練等に参加し、又は協力するものとする。

（自主防災訓練実施計画書の提出等）

第１５条　隊長は、前条第１項の規定により自主防災訓練を計画したときは、自主防災訓練実施計画書（第３号様式）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定により自主防災訓練実施計画書の提出があったときは、当該訓練が充実したものとなるよう計画及び実施に関して指導等を行うものとする。

（自主防災訓練実施結果報告書の提出）

第１６条　隊長は、第14条第１項の規定により自主防災訓練を実施したときは、自主防災訓練実施結果報告書（第４号様式）を市長に提出するものとする。ただし、当該自主防災訓練に市から職員が派遣された場合は、当該報告書の提出は不要とする。

（防災指導員訓練等）

第１７条　市長は、自主防災組織の育成指導及び防災意識の高揚を図るため、別に定める要綱により海老名市防災指導員を設置し、当該指導員に対し防災に関する訓練等を行うものとする。

（防災物品の補助）

第１８条　市長は、自主防災組織の育成指導及び防災意識の高揚を図るため、別に定める要綱により防災物品の購入費用を補助するものとする。

（一時避難場所の選定及び申請）

第１９条　隊長は、災害時等において市民の身体を一時的に危険から保護し、又は市民が一団となって広域避難場所若しくは避難所等に避難する場合に集合する場所（
以下「一時避難場所」という。）として市民の身近にある公園、神社、空き地等を選定することができるものとする。

２　隊長は、前項の一時避難場所を選定した場合又は一時避難場所として認定を受けた場所を解除する場合は、一時避難場所申請書（第５号様式）により市長に申請するものとする。

（一時避難場所の認定等）

第２０条　市長は、前条第２項の規定により一時避難場所を選定した場合の申請があり、申請された場所が一時避難場所として適当であると認めたときは、当該避難場所を一時避難場所として認定し、その旨を隊長に通知するものとする。

２　市長は、前条第２項の規定により一時避難場所として認定を受けた場所を解除する場合の申請があったときは、認定を取り消し、その旨を隊長に通知するものとする。

（補則）

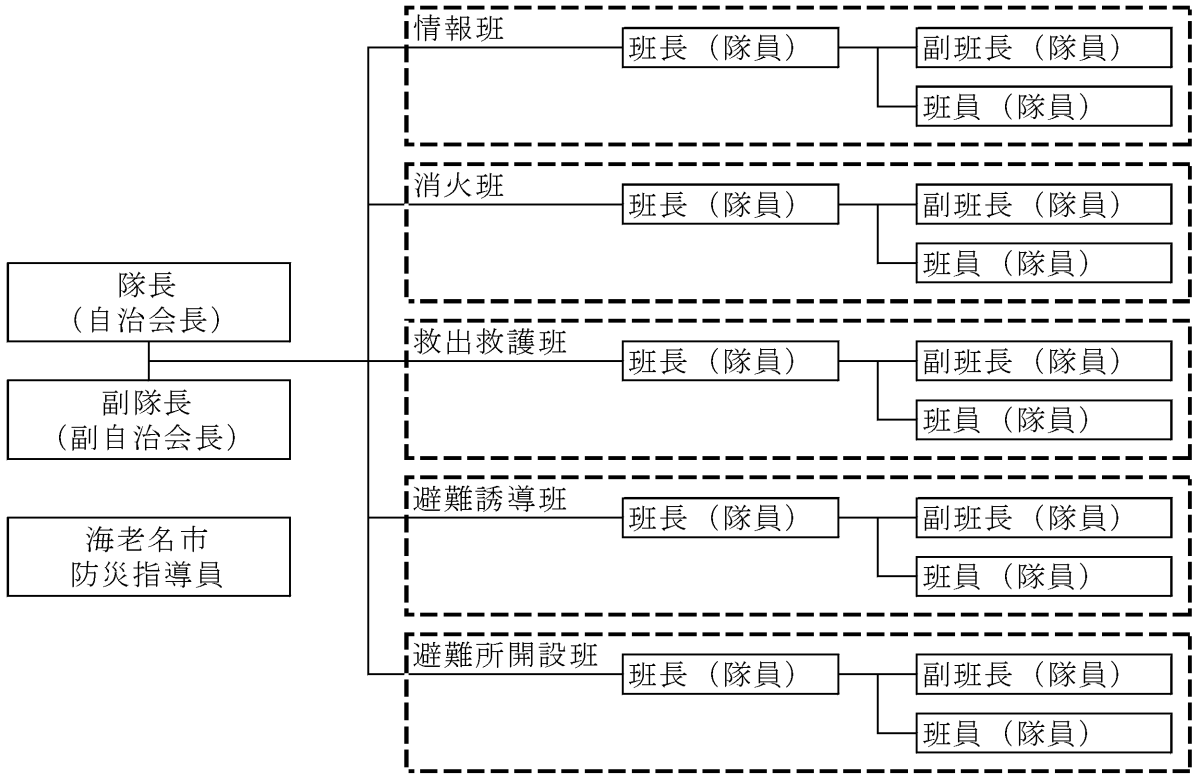
第２１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

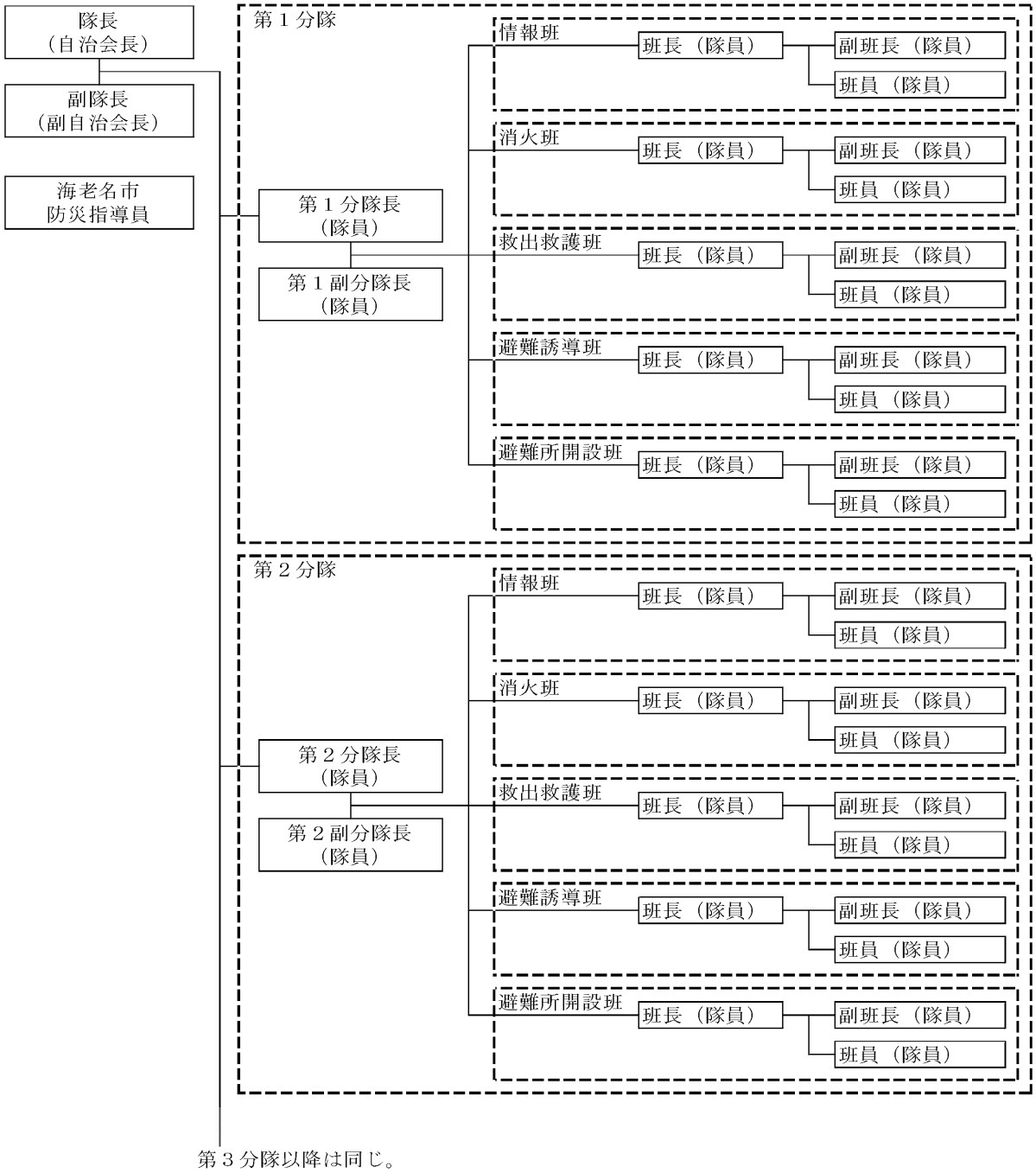
《平成10年４月１日・制定》
《平成24年４月１日・一部改正》
《平成25年４月１日・全部改正》
《平成27年４月１日・一部改正》
《平成29年４月１日・一部改正》
《令和３年４月１日・一部改正》
《令和３年５月20日・一部改正》

別表第１（第４条関係）
自主防災隊編成図



備考　海老名市防災指導員は、海老名市防災指導員設置要綱第５条の規定により自治会長が配置するものとする。

別表第２（第４条関係）
自主防災隊（分隊）編成図



備考　海老名市防災指導員は、海老名市防災指導員設置要綱第５条の規定により自治会長が配置するものとする。

別表第３（第４条関係）

自主防災隊活動基準

１　自主防災隊の活動

（１）　防災対策等の普及

　自主防災隊は、市と協力して市民に対し「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での予防、安全対策及び災害時行動として次に掲げる事項についての普及に努める。

ア　３日分以上、推奨１週間分の飲料水・食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持ち出し品（救急箱、常備薬、お薬手帳、ライト、ラジオ、乾電池等）の準備

イ　ペットを飼っている市民は、ペットの３日分以上、推奨１週間分の飲料水・ペットフード、ペットシーツ等の備蓄及びゲージ、首輪、リード、食器等の準備

ウ　家屋の耐震診断及び耐震補強並びに家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防災対策、窓ガラスの飛散防止の実施等

エ　消火器の設置、風呂の浴槽等への水の確保及び住宅用火災警報器の設置による火災予防対策

オ　災害時の家族の連絡体制及び災害時の行動についてのルールづくり等

（２）　防災訓練の実施等

ア　自主防災隊は、災害が発生した場合、適切な行動が執れるよう日頃から繰り返し訓練を実施するように努める。また、訓練の実施に関しては、要配慮者、男女ニーズの違い等の男女双方の視点等に十分配慮する。

イ　自主防災隊は、災害発生時の初期対応の徹底を図るため、市民の１人でも多くの参画を呼び掛け、情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導及び避難所開設訓練を計画し、市の指導を受け、自らが取り組む実践的な訓練の実施に努める。

（３）　災害時等の活動

　自主防災隊は、原則として次の場合において、編成された班を活用し、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という隣保共同の精神に基づき、市民と協力し、災害発生時の初期対応の徹底に努め、又は災害の発生に備えて災害警戒及び災害予防対策を図る。

ア　地震が発生した場合は、震度観測点（海老名市大谷）において、震度５弱以上の揺れを観測したときは、班長の命を受け、各班の活動に従事する。

イ　気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、各班で連絡を取り合い、活動に備える。

ウ　気象庁から気象警報等が発表されたときは、市長からの警戒レベル３　高齢者等避難又は警戒レベル４　避難指示若しくは警戒レベル５　緊急安全確保の発令に備え、自主防災隊の活動体制を執る。

エ　その他市から自主防災隊への協力要請があった場合に、迅速に自主防災隊の活動体制が執れるよう連絡体制を確立しておく。

２　各班の活動

（１）　情報班

平常時の活動	◎市への伝達手段に使用する避難所予定施設等に設置されている防災行政無線アンサーバック設備等の設置場所を把握するとともに、使用方法を習得する。 ◎市が行っている次の情報提供手段を把握するとともに、情報の取得方法又は登録方法を把握し、市民と情報を共有する。 ○防災行政無線による放送 ○防災行政無線音声案内（テレドーム） ・電話番号 0180－994－050（有料） ○防災行政無線文字案内 ・海老名市防災ホームページ ・えびなメールサービス（登録が必要） ○その他 ・コミュニティＦＭ（ＦＭカオン 84.2MHz（海老名エフエム放送株式会社）） ・エリアメール及び緊急速報メール
災害時等の活動	◎地域の被害状況を各班や市民の協力を得て、迅速かつ的確に収集し、避難所等に情報を集め、避難所開設班等と連携し、市に伝達する。 ◎市民が根拠や確証のないうわさに惑わされないように避難所等で収集している正確な情報や市からの防災行政無線による放送、音声案内（テレドーム）、文字案内（海老名市ホームページ、えびなメールサービス）、その他コミュニティＦＭ等から収集した情報を市民（在宅被災者、車中避難者等）に伝達し、情報を共有する。 ◎市長から警戒レベル３　高齢者等避難又は警戒レベル４　避難指示若しくは警戒レベル５　緊急安全確保が発せられた場合は、迅速かつ円滑な避難ができるよう市民に情報を伝達する。 ◎その他班長の命により、各班を補助し、災害時等の活動に従事する。 ◎避難所予定施設が避難所として開設され、避難者主体の避難所運営が開始されたときは避難者の支援を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の活動	◎気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報班で連絡を取り合い、情報班としての活動に備える。 ◎テレビ、ラジオ等の情報又は市からの情報に注意する。

（２）　消火班

平常時の活動	◎市又は地域で設置している街路消火器の設置場所、設置状況等を把握し、市民と情報を共有する。 ◎消火器の消火能力及び消火方法を把握する。 ◎消火器、バケツ等による消火に必要な技術等を習得する。
災害時等の活動	◎各家庭の配線用遮断器（ブレーカー）の遮断（オフ）その他火の元の始末等、出火防止のための措置を執るよう市民に広報する。 ◎火災が発生した場合は、消火器、バケツ等を使用し、隣近所に協力を呼び掛け、初期消火に努める。 ◎その他班長の命により、各班を補助し、災害時等の活動に従事する。 ◎避難所予定施設が避難所として開設され、避難者主体の避難所運営が開始されたときは避難者の支援を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の活動	◎気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報班で連絡を取り合い、消火班としての活動に備える。 ◎テレビやラジオ等の情報又は市からの情報に注意する。

（３）　救出救護班

平常時の活動	◎市又は地域で設置している防災備蓄倉庫に備蓄されている救出用資機材、担架等の使用方法を習得する。 ◎負傷箇所の応急手当方法や三角巾等を使用した包帯法の技術を習得する。 ◎毛布、シーツ等を使用した簡易担架の作成方法や負傷者等の簡易搬送法等を習得する。 ◎負傷者等を避難所予定施設や災害時医療関連施設等に搬送する手段を検討しておく。
災害時等の活動	◎建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生した場合は、隣近所の市民等に協力を呼び掛けるとともに、救出用資機材等を活用し、速やかな救出活動を実施する。 ◎負傷者に対して応急手当を実施するとともに、医師の治療が早急に必要な負傷者等は、災害時医療救護関連施設に搬送する。 ◎その他班長の命により、各班を補助し、災害時等の活動に従事する。 ◎避難所予定施設が避難所として開設され、避難者主体の避難所運営が開始されたときは避難者の支援を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の活動	◎気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報班で連絡を取り合い、救出救護班としての活動に備える。 ◎テレビ、ラジオ等の情報又は市からの情報に注意する。

（４）　避難誘導班

平常時の活動	◎一時避難場所及び広域避難場所の機能並びに避難所予定施設、補完避難所予定施設、福祉避難所予定施設及び一時滞在所予定施設の機能を把握し、市民と情報を共有する。 ◎避難場所及び避難所予定施設は１か所だけでなく、数箇所把握し、市民と情報を共有する。また、避難経路についても複数検討するとともに、その経路にある危険箇所を把握し、市民と情報を共有する。
災害時等の活動	◎火災が発生し、更に延焼拡大し、地域にとどまることが危険な場合は、市民に広域避難場所に避難するよう呼び掛けるとともに、誘導を行う。 ◎家屋倒壊等により、そこにとどまることが危険な市民に対しては、避難所に避難するよう呼び掛けるとともに、誘導する。 ◎市長から警戒レベル３　高齢者等避難又は警戒レベル３　避難指示若しくは警戒レベル５　緊急安全確保が発せられた場合は、市民に周知を図り、迅速かつ円滑に避難場所又は避難所に誘導する。 ◎その他班長の命により、各班を補助し、災害時等の活動に従事する。 ◎避難所予定施設が避難所として開設され、避難者主体の避難所運営が開始されたときは避難者の支援を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の活動	◎気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報班で連絡を取り合い、避難誘導班としての活動に備える。 ◎テレビ、ラジオ等の情報又は市からの情報に注意する。

（５）　避難所開設班

平常時の活動	◎海老名市避難所運営マニュアルを熟読し、避難所予定施設を避難所として開設する方法並びに避難者の受入れ及び対応、要配慮者への配慮等を理解し、各様式の記入方法なども確認する。 ◎避難所担当班職員又は学校避難所担当班教職員及び施設管理者と協力し、割り当てられた避難所予定施設の個別の避難所運営マニュアルの作成に努める。 ◎割り当てられた避難所予定施設等の施設の外観、内観、その周囲の平常時の状況を確認する。 ◎割り当てられた避難所予定施設等の避難所開設物品や、防災備蓄物品等を確認する。
災害時等の活動	◎震度観測点（海老名市大谷）において震度５弱以上の揺れを観測したときは、割り当てられた避難所予定施設に参集し、避難所担当班職員、学校避難所担当班教職員及び施設管理者と協力して避難所開設チームを設立し、既に避難している者の対応や避難所予定施設の周囲、外観、内観等の安全確認を実施し、安全が確認できた時点で避難所として開設する。 ◎避難者を受付し、避難者登録票を世帯ごとに配付して避難者数を把握する。 ◎市からの情報や各班から収集した情報は、必要に応じて避難者に周知し、避難所内で共有する。 ◎その他隊長の命により、各班を補助し、災害時等の活動に従事する。 ◎避難所予定施設が避難所として開設され、避難者主体の避難所運営が開始されたときは避難者の支援を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の活動	◎気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、避難所開設班で連絡を取り合い、割り当てられた避難所予定施設に参集できるように備える。 ◎テレビ、ラジオ等の情報又は市からの情報に注意する。

第１号様式の１　略
第１号様式の２　略
第１号様式の３　略
第１号様式の４　略
第２号様式　略
第３号様式　略
第４号様式　略
第５号様式　略

資料２－19　海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金交付要綱

海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、海老名市自主防災組織育成指導要綱（以下次条において「育成指導要綱」という。）第18条に規定する自主防災組織の育成指導及び防災意識の高揚を図るため、自主防災組織が必要とする防災物品の整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者は、育成指導要綱第４条に規定する自治会を単位として結成された自主防災組織とする。

（補助事業等）

第３条　補助の対象となる事業は、自主防災組織が防災活動の用に供するもので、別表に定める防災物品（以下「補助対象防災物品」という。）の購入等に係る事業（以下「補助事業」という。）とする。

２　補助対象防災物品のうち、備蓄倉庫の設置に関する基準については、市長が別に定める。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象防災物品の購入等に係る費用の合計額の２分の１の額とし、15万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数については、切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金交付申請書（第１号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する申請者は、当該自主防災組織の代表者とし、当該年度に１回の申請とする。

（交付決定等）

第６条　市長は、前条第１項に規定する申請書の提出があったときは、申請に係る書類等の審査をし、補助金を交付することが妥当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

２　市長は、前項に規定する補助金の交付を決定したときは、交付すべき補助金の額を決定し、海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第７条　補助金の交付を受けた者は、補助事業に変更が生じたときは、速やかに海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金変更申請書（第３号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請に係る書類等を審査し、妥当と認めるときは、次のいずれかにより申請者に通知するものとする。

（１）　補助金の額に変更があるときは、変更すべき補助金の額を決定し、海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金変更交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（２）　補助金の額に変更がないときは、その他の補助事業の変更に承認し、海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金変更承認通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第８条　補助金の交付を受けた者は、やむを得ない事情により、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金中止

・廃止申請書（第６号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請に係る書類等を審査し、補助事業を中止し、又は廃止することが妥当と認めたときは、補助事業の中止又は廃止を承認し、海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金中止・廃止承認通知書（第７号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したとき（補助対象防災物品を整備したとき。）は、海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金実績報告書（第８号様式）に必要な書類を添付し、20日以内に市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の報告書の提出があったときは、報告書等の審査により、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金確定通知書（第９号様式）により報告者に通知するものとする。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

《平成10年４月１日・制定》
《平成15年４月１日・一部改正》
《平成18年４月１日・全部改正》
《平成24年４月１日・一部改正》
《平成27年４月１日・一部改正》
《平成28年４月１日・一部改正》
《平成28年９月30日・一部改正》
《平成29年４月１日・全部改正》
《平成30年４月１日・一部改正》
《令和２年４月１日・一部改正》
《令和３年４月１日・一部改正》
《令和４年４月１日・一部改正》

別表（第３条関係）

補助対象防災物品一覧表

区分	防災物品
情報収集伝達物品	トランシーバー
	トランジスタラジオ
初期消火物品	消火器
	格納箱
	消火薬剤
	バケツ
救出物品	てこ棒
	はしご
	脚立
	ジャッキ
	掛矢
	ショベル
	つるはし
	ハンマー
	運搬具
	ロープ
救護物品	担架
	毛布
	救急セット（医薬品等を含む。）
避難誘導物品	メガホン
	ライト
給食給水物品	給食用釜
	ポリタンク
	備蓄用飲料水
	備蓄用食料
その他の物品	備蓄倉庫
	ヘルメット
	土のう袋
	防水シート
	テント
	発電機
	感震ブレーカー
その他市長が特に認めたもの	

備考　補助対象防災物品の購入に係る費用のほか、自主防災組織名等の印字及び建築確認申請等の費用も補助事業に含む。

第１号様式　略
第２号様式　略
第３号様式　略
第４号様式　略
第５号様式　略
第６号様式　略
第７号様式　略
第８号様式　略
第９号様式　略

資料２－20　海老名市防災指導員設置要綱

海老名市防災指導員設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、海老名市自主防災組織育成指導要綱第17条の規定に基づき、海老名市防災指導員（以下「防災指導員」という。）の設置及び活動等について、必要な事項を定める。

（活動）

第２条　防災指導員が行う活動は、次に掲げるとおりとする。

（１）　市民に対する防災知識の普及

（２）　自主防災訓練の指導等

（３）　自主防災組織の育成

（４）　災害による被害の軽減

（５）　前各号に掲げるもののほか、防災等に関すること。

（推薦等）

第３条　自治会長は、防災指導員候補者推薦基準に基づき、市内に居住する次の要件を満たす者のうちから、防災指導員に相応しいと認めた者を、海老名市防災指導員候補者推薦書（第１号様式）（以下「推薦書」という。）により、市長に推薦するものとする。

（１）　防災活動に意欲を有し、指導力があると認められる者

（２）　防災資機材の取扱方法及び技術の習得に意欲的な者

（３）　当該自治会が実施する防災訓練及び市が実施する活動等に参加可能な者

２　自治会長は、前項の推薦書を、市長が指定する日までに提出するものとする。

３　市長は、当該自治会長が第１項に掲げる推薦書を提出した日以後に自治会長の交代があった場合でも、当該推薦書はこの要綱の規定によりなされたものとして手続きを行うものとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、海老名市危機管理課は、第１４条に規定する役員会の会長の承認を得た上、防災指導員に相応しいと認めた者を推薦書により、市長に推薦することができる。

（防災指導員の認定）

第４条　市長は、前条の規定による推薦をされた者で、市が主催する防災指導員基礎講座を修了したものを防災指導員の資格を有する者（以下「認定資格者」という。）として認定する。

２　市長は、認定資格者に海老名市防災指導員認定証（第２号様式。以下「認定証」という。）を交付する。

（防災指導員の登録）

第５条　認定資格者のうち、防災指導員として活動することを希望する者（以下「申出者」という。）は、海老名市防災指導員登録申出書（第３号様式）により、市長に登録を申し出るものとする。

２　市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、防災指導員として登録し、海老名市防災指導員登録証（第４号様式。以下「登録証」という。）を申出者に交付する。

３　防災指導員の登録期間は、１年とする。ただし、延長を妨げない。

（登録台帳の作成）

第６条　市長は、前条第２項の規定により、登録した者（以下、「防災指導員登録者」という。）の情報を、登録台帳（以下「台帳」という。）に記載しなければならない。

（登録変更の手続）

第７条　防災指導員登録者は、第５条第１項の規定による申出の内容に変更が生じたときは、海老名市防災指導員登録変更届出書（第５号様式）により、市長に届け出るものとする。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、台帳の登録事項を変更しなければならない。

（登録抹消の手続）

第８条　防災指導員登録者は、第２条の活動に協力できなくなったときは、海老名市防災指導員登録抹消申出書（第６号様式）に登録証を添付し、市長に申し出るものとする。

２　市長は、防災指導員登録者から前項の規定による申出があったときは、当該申出の内容を審査し、台帳から抹消することが適当と認めるときは、当該台帳の登録事項を抹消するものとする。この場合において、海老名市防災指導員登録抹消通知書（第７号様式）により登録者に通知するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、市長は、第２条に規定する活動において、著しく秩序を乱す行為があると認められる登録者がいる場合は、当該登録者の台帳登録事項を抹消することができる。

（編成）

第９条　自治会長は、防災指導員登録者を別図第１の自主防災隊編成図における自主防災隊に配置する場合は、当該自治会で調整し編成するものとする。

（訓練等）

第１０条　市長は、防災指導員登録者に対して、第２条に規定する活動を実施するため、訓練等を行うものとする。

（報告）

第１１条　防災指導員登録者は、次に掲げる訓練等に参加したときは、海老名市防災指導員活動報告書（第８号様式）の提出により、市に報告するものとする。

（１）　市が依頼する防災訓練、防災啓発等

（２）　当該自治会で実施する防災訓練

（３）　その他市長が認める訓練等

（謝礼）

第１２条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告をした防災指導員登録者に対して、海老名市防災指導員謝礼支払基準に基づき、謝礼を支払うものとする。

（貸与）

第１３条　市長は、防災指導員登録者にヘルメット等を貸与するものとする。

２　防災指導員登録者は、第８条第１項の規定による申出をする、又は同条第３項の規定による抹消をされたときは、貸与されたヘルメット等を市長に返納するものとする。

（役員会等）

第１４条　市長は、第２条の活動等の連携及び調整等を行うため、役員会を設置する。

２　役員会の定数は６名とし、その内訳は別表第２のとおりとする。

３　役員会の役員は、別表第２に規定するＡからＥまでのブロックごとに防災指導員登録者の互選により選任する。

（会長及び副会長）

第１５条　役員会に会長１名及び副会長２名を置く。

２　会長及び副会長は、役員の互選により定める。

３　会長は、役員会を代表し、会務を総括する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集等）

第１６条　市長は、必要があると認めたときは防災指導員登録者を招集し、会議等を開催することができる。

２　前項の規定により、会議等を開催する場合は、役員会会長を議長とし、議事進行を行うものとする。

（事務局）

第１７条　防災指導員に係る事務局は、危機管理課に置く。

（補則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

《平成17年10月19日・制定》
《平成24年４月１日・一部改正》
《平成24年11月１日・一部改正》
《平成25年４月１日・一部改正》
《平成27年４月１日・全部改正》
《令和３年４月１日・一部改正》

第１号様式　略
第２号様式　略
第３号様式　略

資料２－21　海老名市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例

平成 29 年 10 月３日
条例第 24 号

海老名市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例

（趣旨）
第１条　この条例は、水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１５条第１項第４号ハの規定に基づき、海老名市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模の基準を定めるものとする。
（基準）
第２条　前条の基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が１万平方メートル以上であることとする。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

資料２－22　海老名市地区防災計画

管理番号	自治会名	作成年月日
1	ルネ・エアズヒル	令和３年２月22日
2	海老名みずほハイツ	令和３年２月22日
3	えびな団地	令和３年２月22日
4	さつき町	令和３年２月22日
5	さつき住宅	令和３年２月22日
6	海老名スカイハイツ	令和３年２月22日
7	かしわ台クラルテ	令和３年２月22日
8	東建ニューハイツ海老名	令和３年２月22日
9	ルアンジュさがみ野	令和３年２月22日
10	サンパルク650	令和３年２月22日
11	上今泉二丁目	令和５年２月20日
12	浜田	令和５年２月20日
13	国分寺台４丁目	令和５年２月20日
14	勝瀬	令和５年２月20日

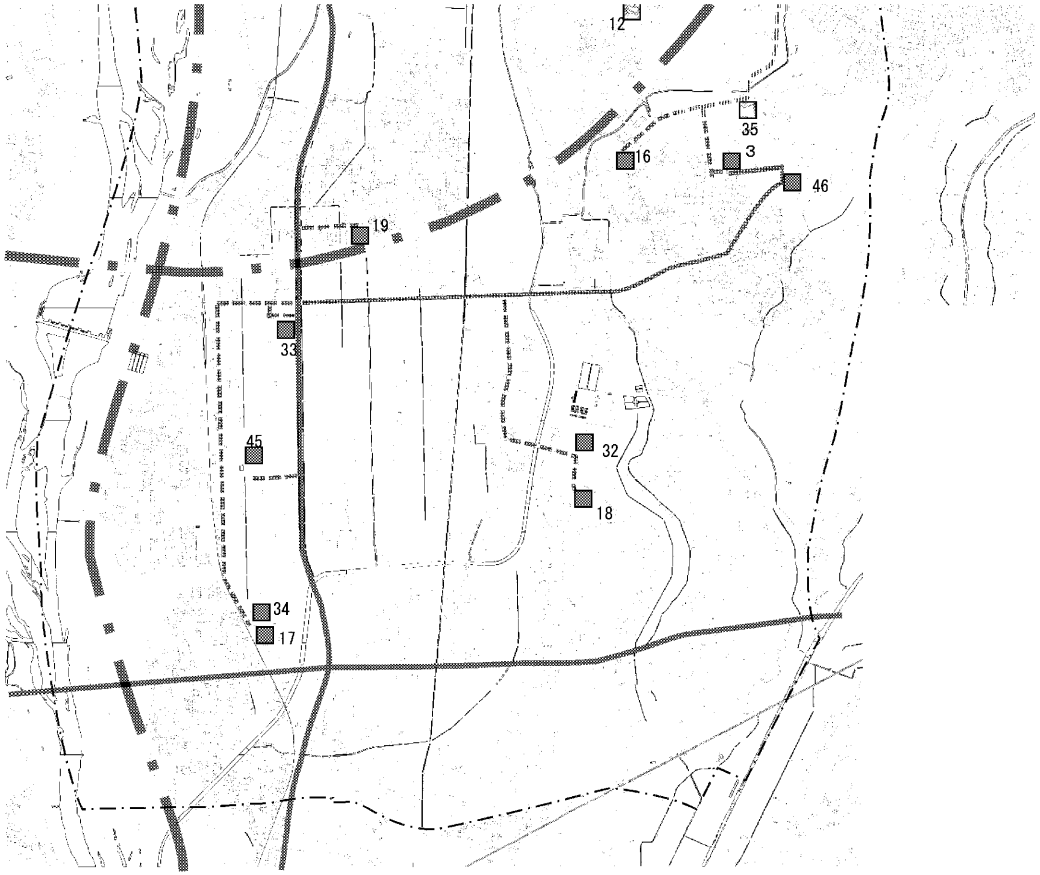
No.	路　線　名	区　間
33	県道24号　横須賀逗子線	船越町交差点から銀座通り入口交差点までの間
34	県道26号　横須賀三崎線 （三浦縦貫道を含む。）	本町一丁目交差点から日の出交差点までの間
35	県道28号　本町山中線	本町ＩＣから横須賀ＩＣまでの間
36	県道30号　戸塚茅ヶ崎線	藤沢バイパス出口交差点から浜須賀交差点までの間
37	県道40号　横浜厚木線	相模大塚交差点から相模大橋東交差点までの間
38	県道43号　藤沢厚木線	海老名ＩＣ入口交差点から厚木市立病院前交差点までの間
39	県道44号　伊勢原藤沢線	伊勢原市役所入口交差点から茅ケ崎中央ＩＣまでの間
40	県道45号　丸子中山茅ヶ崎線	丸子橋交差点から茅ヶ崎駅前交差点までの間
41	県道46号　相模原茅ヶ崎線	上溝交差点から柳島交差点までの間
42	県道51号　町田厚木線	東京都境から河原口交差点までの間
43	県道52号　相模原町田線	下当麻交差点から東京都境までの間
44	県道54号　相模原愛川線	上溝交差点から半原日向交差点までの間
45	県道62号　平塚秦野線	相模貨物駅前交差点から堀川交差点までの間
46	県道63号　相模原大磯線	市役所入口交差点から分れ道交差点までの間
47	県道64号　伊勢原津久井線	分れ道交差点から梶野交差点までの間
48	県道71号　秦野二宮線	落合交差点から二宮交差点までの間
49	県道72号　松田国府津線	金田交番前から親木橋交差点までの間
50	県道73号　小田原停車場線	城山中学校入口交差点から早川口交差点までの間
51	県道74号　小田原山北線	城山中学校入口交差点から宮地交差点までの間
52	県道75号　湯河原箱根仙石原線	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間
53	県道77号　平塚松田線	土屋橋交差点から神山交差点までの間
54	県道78号　御殿場大井線	矢倉沢交差点からインター前交差点までの間
55	県道311号 鎌倉葉山線	長柄交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
56	逗葉新道	逗子ＩＣ入口交差点から南郷トンネル交差点までの間
57	横浜市道（みなと大通り線）	県庁前交差点から扇町１丁目交差点までの間
58	横浜市道（山下本牧磯子線）	開港広場前交差点から八幡橋交差点までの間
59	横浜市道（環状２号線）	屏風ヶ浦交差点から上末吉交差点までの間

資料７－８　ヘリコプター臨時離着陸場一覧

名　称	所　在　地	発着場の規模
中新田小学校	中新田1-15-1	約120m × 約 60m
社家小学校	社家5-10-1	約 80m × 約 80m
海西中学校	さつき町58	約 90m × 約 80m
柏ケ谷中学校	柏ケ谷1-13-1	約100m × 約 80m
大谷中学校	大谷南2-10-1	約 90m × 約 80m
県立相模三川公園　スポーツ広場	上郷3-2737	約520m × 約 80m

資料７－７　緊急交通路指定想定路線一覧

No.	路　線　名	区　間
1	東名高速道路	東京都境から静岡県境までの間
2	新東名高速道路	海老名南ＪＣＴから新秦野ＩＣまでの間
3	中央高速道路	東京都境から山梨県境までの間
4	首都高速道路 （横羽線、三ツ沢線、狩場線、大黒線、川崎線、湾岸線、横浜北線及び横浜北西線）	東京都境から石川町ＪＣＴまでの間（横羽線）、金港ＪＣＴから三ツ沢ＩＣまでの間（三ツ沢線）、本牧ＪＣＴから狩場ＩＣまでの間（狩場線）、大黒ＪＣＴから生麦ＪＣＴまでの間（大黒線）、大師ＪＣＴから川崎浮島ＪＣＴまでの間（川崎線）、並木ＩＣから都県境までの間（湾岸線）、横浜港北ＪＣＴから生麦ＪＣＴまでの間(横浜北線)及び横浜青葉ＪＣＴから横浜港北ＪＣＴまでの間（横浜北西線）
5	国道１号（横浜新道、新湘南バイパス及び西湘バイパスを含む。）	東京都境から静岡県境までの間
6	国道15号	東京都境から青木通交差点までの間
7	国道16号（保土ケ谷バイパス及び横浜横須賀道路を含む。）	東京都境から馬堀海岸四丁目東交差点までの間
8	国道20号	東京都境から山梨県境までの間
9	国道129号	高浜台交差点から橋本五差路交差点までの間
10	国道132号	塩浜交差点から川崎区役所前交差点までの間
11	国道133号	開港広場前交差点から桜木町一丁目交差点までの間
12	国道134号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
13	国道135号（真鶴道路を含む。）	静岡県境から早川口交差点までの間
14	国道138号	静岡県境から宮の下交差点までの間
15	国道246号	東京都境から静岡県境までの間
16	国道255号	新籠場交差点から小田原市民会館前交差点までの間
17	国道271号　小田原厚木道路	厚木ＩＣから小田原西ＩＣまでの間
18	国道409号 （東京湾アクアラインを含む。）	溝口交差点から大師河原交差点までの間、東京湾アクアラインは浮島ＪＣＴから千葉県境までの間
19	国道412号	厚木市立病院前交差点から相模湖駅前交差点までの間
20	国道413号	山梨県境から橋本陸橋下交差点までの間
21	国道466号　第三京浜道路	東京都境から保土ケ谷ＩＣまでの間
22	国道467号	山王原交差点から片瀬東浜交差点までの間
23	国道468号　首都圏中央連絡自動車道	茅ケ崎ＪＣＴから東京都境までの間
24	県道２号　東京丸子横浜線	東京都境から浦島丘交差点までの間
25	県道３号　世田谷町田線	多摩水道橋交差点から上麻生交差点までの間
26	県道６号　東京大師横浜線	東京都境から大黒町入口交差点までの間
27	県道９号　川崎府中線	溝口交差点から東京都境までの間
28	県道12号　横浜上麻生線	西神奈川交差点から上麻生交差点までの間
29	県道13号　横浜生田線	高島町交差点から荏田町交差点までの間
30	県道14号　鶴見溝ノ口線	鶴見警察署前交差点から高津交差点までの間
31	県道21号　横浜鎌倉線	吉野町三丁目交差点から滑川交差点までの間
32	県道22号　横浜伊勢原線	関の下交差点から上北ノ根交差点までの間



【 道路網 凡例 】

緊急輸送道路（県指定）	第１次路線		広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線
			上記の路線のうち、耐震診断が義務付けられた路線
	第２次路線		第１次緊急輸送路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線
緊急輸送補完道路（市指定）	第１次路線		市が指定する拠点備蓄倉庫、災害時医療救護関連施設、体育館を結ぶ、市の輸送の根幹となる路線
	第２次路線		市が指定する避難所予定施設等を結ぶ、物資輸送の中心となる路線

○ 緊急輸送補完道路の対象施設

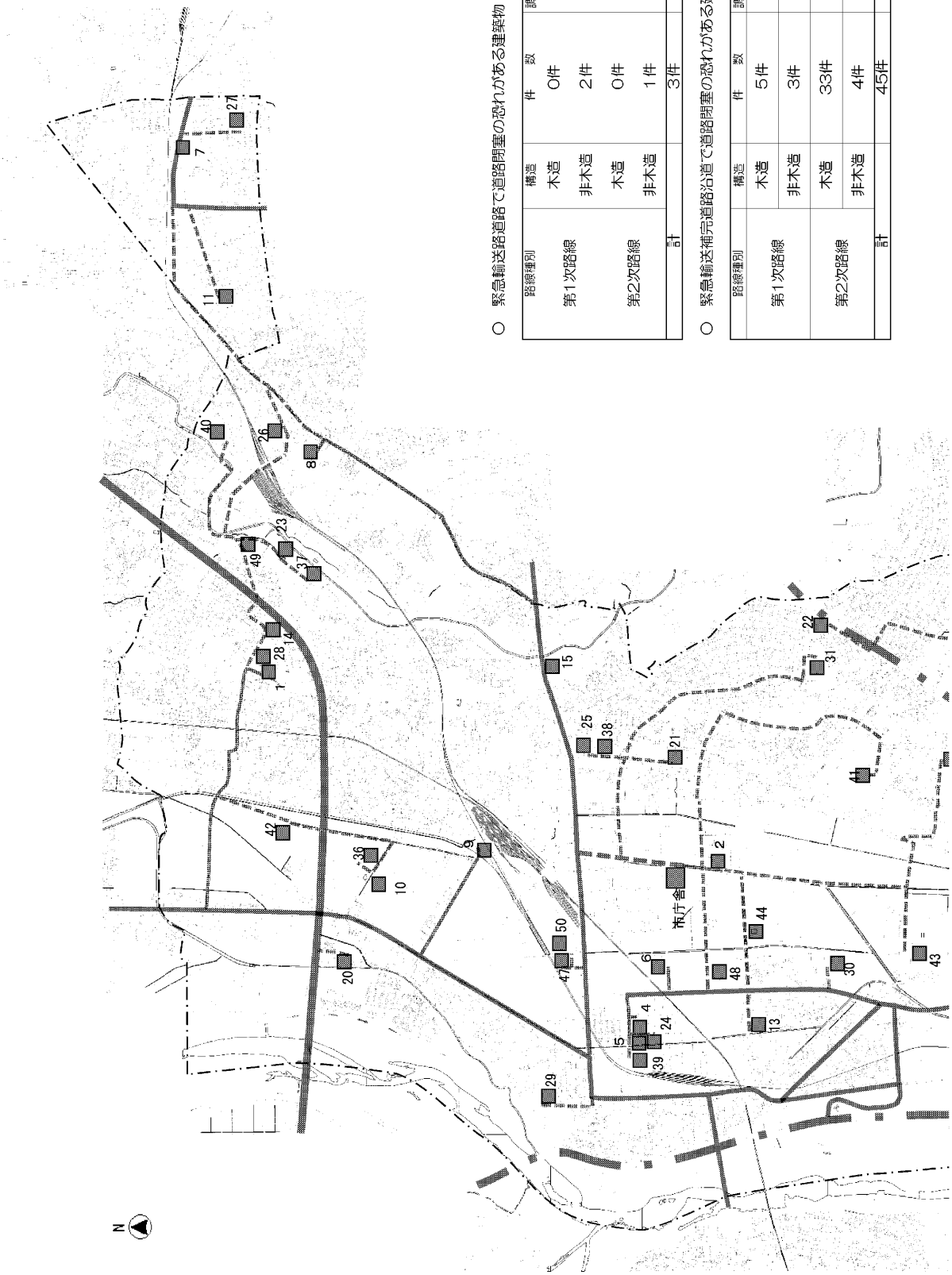
【 第１次路線対象施設 ■ 】

拠点（災害時医療救護関連施設・備蓄倉庫・体育館等）（市指定）	1	北部大型防災備蓄倉庫
	2	中部大型防災備蓄倉庫
	3	南部大型防災備蓄倉庫
	4	海老名市医療センター
	5	えびな市民活動センター（ビナスポ）
	6	海老名総合病院
	7	さがみ野中央病院
	8	湘陽かしわ台病院
	9	腎健クリニック
	10	リコーテクノロジーセンター　体育館

【 第２次路線対象施設 ■ 】

避難所予定施設等（市指定）	11	柏ヶ谷コミュニティセンター
	12	大谷コミュニティセンター
	13	中新田コミュニティセンター
	14	上今泉コミュニティセンター
	15	国分コミュニティセンター
	16	杉久保コミュニティセンター
	17	門沢橋コミュニティセンター及び有馬図書館
	18	本郷コミュニティセンター
	19	社家コミュニティセンター
	20	下今泉コミュニティセンター
	21	勝瀬文化センター
	22	国分寺台文化センター
	23	北部体育館
	24	えびな市民活動センター（ビナレッジ）
	25	海老名小学校
	26	柏ヶ谷小学校
	27	東柏ヶ谷小学校
	28	上星小学校
	29	有鹿小学校
	30	中新田小学校
	31	大谷小学校
	32	有馬小学校及び有馬中学校
	33	社家小学校
	34	門沢橋小学校
	35	杉久保小学校
	36	今泉小学校
	37	杉本小学校
	38	海老名中学校
	39	海西中学校
	40	柏ヶ谷中学校
	41	大谷中学校
	42	今泉中学校
	43	県立中央農業高等学校
	44	県立海老名高等学校
	45	県立有馬高等学校
	46	県立かながわ農業アカデミー
	47	総合福祉会館
	48	わかば会館
	49	障害者支援センターあきば
	50	海老名市文化会館及び中央図書館

（3）　緊急輸送道路・緊急輸送補完道路　道路網図



○　緊急輸送路道路で道路閉塞の恐れがある建築物

路線種別	構造	件　数	調査機関
第1次路線	木造	0件	県
	非木造	2件	県
第2次路線	木造	0件	市
	非木造	1件	市
計		3件	

○　緊急輸送補完道路沿道で道路閉塞の恐れがある建築物

路線種別	構造	件　数	調査機関
第1次路線	木造	5件	市
	非木造	3件	市
第2次路線	木造	33件	市
	非木造	4件	市
計		45件	

名　　称	路　線　名
県立海老名高等学校	市道海老名駅大谷線→市道12号線
総合福祉会館	市道海老名駅大谷線→(市道海老名駅大谷線)→(県道40号)→市道2074号線→市道1889号線
わかば会館	市道海老名駅大谷線→市道403号線
文化会館及び中央図書館	市道海老名駅大谷線→(市道海老名駅大谷線)→(県道40号)→市道2074号線→市道1889号線

起点：南部大型防災備蓄倉庫

名　　称	路　線　名
杉久保コミュニティセンター	市道866号線→市道2125号線→市道34号線→(県道407号)
門沢橋コミュニティセンター及び有馬図書館	市道866号線→市道39号線→(県道43号線)→(県道408号線)→市道110号線→市道598号線
本郷コミュニティセンター	市道866号線→市道39号線→(県道43号)→市道８号線→市道41号線→市道45号線
社家コミュニティセンター	市道866号線→市道39号線→(県道43号)→(県道408号線)→(県道46号)→市道497号線
国分寺台文化センター	市道866号線→市道2125号線→市道34号線→市道30号線→市道959号線→市道976号線
有馬小学校及び有馬中学校	市道866号線→市道39号線→(県道43号)→市道８号線→市道41号線
社家小学校	市道866号線→市道39号線→(県道43号)→(県道408号)→市道512号線→市道1842号線
門沢橋小学校	市道866号線→市道39号線→(県道43号)→(県道408号)→市道110号線
杉久保小学校	市道866号線→市道2125号線→市道34号線→市道883号線
県立有馬高等学校	市道866号線→市道39号線→(県道43号)→(県道408号)→(県道46号)→市道580号線
県立かながわ農業アカデミー	市道866号線→市道39号線

備考　（　）は、緊急輸送道路又は県道

イ　第２次路線

市が指定する避難所予定施設等を結ぶ、物資輸送の中心となる路線

起点：北部大型防災備蓄倉庫

名　　称	路　線　名
柏ケ谷コミュニティセンター	市道153号線→市道152号線→市道２号線→市道1146号線→市道３号線→市道４号線→(県道40号)→市道90号線
上今泉コミュニティセンター	市道153号線→市道152号線→市道２号線→市道1227号線→市道2265号線
下今泉コミュニティセンター	市道153号線→市道152号線→市道２号線→(国道246号)→市道255号線
北部公園体育館	市道153号線→市道152号線→市道２号線→市道2007号線
柏ケ谷小学校	市道153号線→市道152号線→市道２号線→市道1146号線→市道３号線
東柏ケ谷小学校	市道153号線→市道152号線→市道２号線→市道1146号線→市道３号線→市道４号線→(県道40号)→市道22号線
上星小学校	市道153号線→市道152号線→市道２号線
今泉小学校	市道153号線→市道152号線→市道２号線→市道307号線→市道266号線→市道246号線
杉本小学校	市道153号線→市道152号線→市道２号線→市道2007号線
柏ケ谷中学校	市道153号線→市道152号線→市道２号線→市道2197号線→市道２号線
今泉中学校	市道153号線→市道152号線→市道２号線→市道307号線
障害者支援センターあきば	市道153号線→市道152号線→市道２号線→市道2007号線

起点：中部大型防災備蓄倉庫

名　　称	路　線　名
大谷コミュニティセンター	市道海老名駅大谷線→市道2223号線→市道36号線→市道１号線→(県道407号)→市道909号線
中新田コミュニティセンター	市道海老名駅大谷線→市道12号線
国分コミュニティセンター	市道海老名駅大谷線→(市道海老名駅大谷線)→(県道40号)
勝瀬文化センター	市道海老名駅大谷線→(市道海老名駅大谷線)→市道大谷峰線→(県道407号)
えびな市民活動センター（ビナレッジ）	市道海老名駅大谷線→市道403号線→(県道46号)→市道13号線→市道1751号線
海老名小学校	市道海老名駅大谷線→(市道海老名駅大谷線)→市道大谷峰線→(県道407号線)
有鹿小学校	市道海老名駅大谷線→(市道海老名駅大谷線)→(県道40号線)→(県道51号)→市道15号線→市道17号線
中新田小学校	市道海老名駅大谷線→市道12号線→(県道46号)→市道11号線
大谷小学校	市道海老名駅大谷線→(市道海老名駅大谷線)→市道大谷峰線→市道1000号線→市道1001号線
海老名中学校	市道海老名駅大谷線→(市道海老名駅大谷線)→市道大谷峰線→→(県道407号)
海西中学校	市道海老名駅大谷線→市道403号線→(県道46号)→市道13号線
大谷中学校	市道海老名駅大谷線→市道403号線→市道1034号線→市道31号線→市道949号線→市道918号線
県立中央農業高等学校	市道海老名駅大谷線→市道2223号線→市道36号線

資料７－６　緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路一覧

（１）　県指定の緊急輸送道路

ア　第１次路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

路　線　名	県道路線名	区　　名
東名高速道路		全線（東京都境　～　静岡県境）
新東名高速道路		海老名南ＪＣＴ　～　新秦野ＩＣ
国道246号		全線
国道468号 さがみ縦貫道路		全線
県道22号	横浜伊勢原	国道１号（横浜新道）交点（矢沢）　～　国道246号交点
県道40号	横浜厚木	国道246号（相模大塚）交点　～　県道51号（河原口）交点
県道43号	藤沢厚木	国道467号（白旗）交点　～　県道44号　交点 県道46号（中新田）交点　～　県道60号（松枝）交点
県道46号	相模原茅ヶ崎	全線
県道51号	町田厚木	東京都境　～　県道43号　交点

イ　第２次路線

第１次緊急輸送道路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

路　線　名	区　　名
市道海老名駅大谷線	海老名市役所　～　県道40号　交点

（２）　市が指定する緊急輸送補完道路

ア　第１次路線

市が指定する拠点備蓄倉庫、災害時医療救護関連施設、体育館を結ぶ、市の輸送の根幹となる路線

名　　称	路　線　名
北部大型防災備蓄倉庫	（県道51号）→市道２号線→市道152号線→市道153号線
中部大型防災備蓄倉庫	（市道海老名駅大谷線）→市道海老名駅大谷線
南部大型防災備蓄倉庫	（県道46号）→県道408号→県道43号→市道39号線→市道866号線
医療センター	（県道46号）→市道13号線→市道342号線
えびな市民活動センター(ビナスポ)	（県道46号）→市道13号線→市道1751号線
海老名総合病院	（県道46号）→市道402号線
さがみ野中央病院	（県道40号）
湘陽かしわ台病院	（県道40号）→市道４号線→市道1140号線
腎健クリニック	（県道51号）→市道62号線
リコーテクノロジーセンター体育館	（県道51号）→市道62号線

備考　（　）は、緊急輸送道路に該当する路線

（3）　相模鉄道株式会社

駅　名	年　度	乗　車　人　員			
		総　数	定　期	定期外	一日平均
海老名駅	令和２年度	15,484,186	10,146,000	5,338,186	42,422
	令和３年度	16,283,994	9,987,074	6,296,920	44,614
	令和４年度	17,905,344	10,628,920	7,276,424	49,056
	令和５年度	19,671,681	11,473,746	8,197,935	53,748
	令和６年度	20,252,508	11,741,229	8,511,279	55,486
かしわ台駅	令和２年度	2,609,177	1,665,060	944,117	7,149
	令和３年度	2,730,423	1,669,029	1,061,394	7,481
	令和４年度	2,970,069	1,778,799	1,191,270	8,137
	令和５年度	3,161,654	1,891,044	1,270,610	8,638
	令和６年度	3,219,343	1,915,484	1,303,859	8,820
さがみ野駅	令和２年度	5,260,999	3,516,330	1,744,699	14,414
	令和３年度	5,446,506	3,529,775	1,916,731	14,922
	令和４年度	5,787,777	3,657,774	2,130,003	15,857
	令和５年度	6,116,882	3,836,042	2,280,840	16,713
	令和６年度	6,160,215	3,851,027	2,309,188	16,877

資料７－５　海老名市災害時協力車両登録数一覧

（令和8~~6~~年3~~8~~月23~~1~~日現在）

年度	台数			
	合計			
		軽トラック	軽バン	小型トラック
平成27年度	92	63	29	－
平成28年度	83	55	28	－
平成29年度	81	54	25	2
平成30年度	82	52	26	4
令和１年度	97	60	24	13
令和２年度	104	63	28	13
令和３年度	103	63	24	16
令和４年度	99	61	23	15
令和５年度	97	60	23	14
令和６年度	88	52	22	14
令和７年度	88	51	23	14

資料７－４　鉄道駅乗車人員

（令和６年３月31日現在。単位は人）

（1）　東日本旅客鉄道株式会社

駅　名	年　度	乗　車　人　員			
		総　数	定　期	定期外	一日平均
海老名駅	令和２年度	3,907,690	2,612,305	1,295,020	10,706
	令和３年度	4,259,550	2,736,770	1,522,780	11,670
	令和４年度	4,686,235	2,923,650	1,762,220	12,839
	令和５年度	5,045,676	3,093,432	1,951,878	13,786
	令和６年度	5,192,490	3,163,090	2,029,400	14,226
厚 木 駅	令和２年度	1,836,680	1,334,075	502,605	5,032
	令和３年度	1,984,870	1,384,445	600,425	5,438
	令和４年度	2,118,460	1,431,530	686,565	5,804
	令和５年度	2,261,880	1,515,606	745,908	6,180
	令和６年度	2,327,605	1,550,520	777,085	6,377

備考　社家駅・門沢橋駅は無人駅のため平成27年度より公表されていない。

（2）　小田急電鉄株式会社

駅　名	年　度	乗　車　人　員			
		総　数	定　期	定期外	一日平均
海老名駅	令和２年度	18,701,946	11,735,340	6,966,606	51,238
	令和３年度	20,040,232	11,713,830	8,326,402	54,905
	令和４年度	22,472,553	12,738,240	9,734,313	61,570
	令和５年度	24,220,813	13,504,770	10,716,043	66,178
	令和６年度	24,780,874	13,799,610	10,981,264	67,893
厚 木 駅	令和２年度	2,723,382	1,830,600	892,782	7,461
	令和３年度	2,993,352	1,919,850	1,073,502	8,201
	令和４年度	3,255,235	2,038,620	1,216,615	8,919
	令和５年度	3,505,593	2,163,900	1,341,693	9,579
	令和６年度	3,609,704	2,222,970	1,386,734	9,889

資料７－３　国・県道の状況

（令和４年４月１日現在。単位はm）

道　路　別		路　線　名	路線番号	市内延長
国道		246号		3,380
		さがみ縦貫道路		6,100
県道	県道主要地方道	横浜伊勢原	22	3,235
		横浜厚木	40	4,023
		藤沢座間厚木	42	71
		藤沢厚木	43	5,406
		相模原茅ヶ崎	46	5,288
		町田厚木	51	3,620
	一般県道	吉岡海老名	406	5,056
		杉久保座間	407	6,259
		社家停車場	408	919
		相模川自転車道	409	4,421
	合　　計			47,778

資料７－１　都市計画道路

（令和７年４月１日現在。単位はm）

路　線　名	現状路線名等	起　点	終　点	代表幅員	延長 ※すべて約	整備済
（自動車専用道路）						
第二東名自動車道	第二東海自動車道	中野三丁目	門沢橋字新田	34.5	1,030	－
さがみ縦貫道路	国道 468 号	門沢橋字新田	河原口字下河原	21.0	6,070	6,070
小計					7,100	6,070
（幹線街路）						
河原口勝瀬線	市道13号線	河原口字相沢	勝瀬字小宝	31.0	700	700
藤沢相模原線	県道42号	柏ケ谷字長ヲサ	東柏ケ谷一丁目	22.0	70	－
上今泉岡津古久線	国道246号	上今泉五丁目	上郷四丁目	22.0	3,380	3,380
下今泉門沢橋線	県道46号、県道51号、市道14号線	下今泉三丁目	門沢橋六丁目	22.0	7,920	5,380
横浜伊勢原線	県道22号	本郷字下星谷	門沢橋六丁目	25.0	2,110	－
東京沼津線	県道40号、県道43号、県道51号	河原口一丁目	河原口字下河原	16.0	560	－
海老名駅大谷線	市道海老名駅大谷線	中央一丁目	大谷字島廻	16.0	1,490	1,490
大谷峰線	市道大谷峰線	中央二丁目	大谷北四丁目	16.0	2,080	2,080
中新田鍛冶返線	市道959号線	中新田四丁目	国分寺台３丁目	16.0	2,320	1,235
河原口中新田線	県道40号、県道43号、県道51号	上郷一丁目	中新田三丁目	16.0	2,860	1,100
社家岡田線		社家字初雁	社家字湘築	11.5	980	－
小　計					24,470	15,365
合　計					31,570	21,435

資料７－２　中日本高速道路株式会社の市内における所管道路

（令和４年４月１日現在）

道　路　名	区　間	路　線　名
東名高速道路	海老名市国分寺台 海老名市社家	第一東海自動車道
首都圏中央連絡自動車道	海老名市門沢橋 海老名市河原口	一般国道468号
新東名高速道路	中野三丁目 門沢橋字新田	第二東海自動車道

38	相模原赤十字病院	相模原市緑区中野256	災害拠点病院
39	県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領866-1	災害拠点病院
40	小田原市立病院	小田原市久野46	災害拠点病院

資料６－３　災害時医療救護関連施設一覧

名　　称	所　在　地
海老名市医療センター	さつき町41
海老名総合病院	中央4-16-1
さがみ野中央病院	東柏ケ谷6-20-20
湘陽かしわ台病院	柏ケ谷3-11-1
腎健クリニック	扇町15-1
海老名市民活動センター（ビナスポ）	さつき町51-2

資料６－４　遺体安置所予定施設一覧

名　　称	所　在　地
海老名運動公園　総合体育館	中新田3291-19

資料６－２　神奈川ＤＭＡＴ－Ｌ指定病院一覧

（令和８年３月 19 日現在）

No.	病　院　名	所　在　地	拠点・協力
1	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘1-30	災害拠点病院
2	横浜労災病院	横浜市港北区小机町3211	災害拠点病院
3	昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1	災害拠点病院
4	済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉3-6-1	災害拠点病院
5	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町1197-1	災害拠点病院
6	けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	災害拠点病院
7	横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町1-1	災害拠点病院
8	国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿3-60-2	災害拠点病院
9	横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町4-57	災害拠点病院
10	済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台3-2-10	災害拠点病院
11	横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦3-9	災害拠点病院
12	横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東1-21-1	災害拠点病院
13	横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下3-12-1	災害拠点病院
14	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	災害拠点病院
15	帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	災害拠点病院
16	川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	災害拠点病院
17	新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	災害協力病院
18	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	災害拠点病院
19	関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	災害拠点病院
20	日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-383	災害拠点病院
21	川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	災害拠点病院
22	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1-16	災害拠点病院
23	湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本1370-1	災害拠点病院
24	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1-3-2	災害拠点病院
25	横須賀市立総合医療センター	横須賀市神明町1-8	災害拠点病院
26	藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	災害拠点病院
27	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村5-15-1	災害拠点病院
~~28~~	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋143	災害拠点病院
29	平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	災害拠点病院
30	秦野赤十字病院	秦野市立野台1-1	災害拠点病院
31	伊勢原協同病院	伊勢原市田中345	災害協力病院
32	厚木市立病院	厚木市水引1-16-36	災害拠点病院
33	大和市立病院	大和市深見西8-3-6	災害拠点病院
34	東名厚木病院	厚木市船子232	災害協力病院
35	海老名総合病院	海老名市中央4-16-1	災害協力病院
36	北里大学病院	相模原市南区北里1-15-1	災害拠点病院
37	相模原協同病院	相模原市緑区橋本台4-3-1	災害拠点病院

資料６－１　神奈川ＤＭＡＴ指定病院一覧

（令和８年３月31日現在。単位は床）

No.	医療圏	病　院　名	所　在　地	病床数
1	横浜北部	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘1-30	584
2		横浜労災病院	横浜市港北区小机町3211	650
3		昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1	689
4		済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉3-6-1	562
5	横浜西部	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町1197-1	518
6		けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	410
7		横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町1-1	650
8		国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿3-60-2	510
9	横浜南部	横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町4-57	726
10		済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台3-2-10	500
11		横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦3-9	674
12		横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東1-21-1	565
13		横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下3-12-1	634
14	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	1,175
15		帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	400
16		川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	376
17	川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	713
18		関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	610
19		日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-383	372
20		川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	383
21	横須賀・三浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1-16	740
22		横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1-3-2	482
23		横須賀市立総合医療センター	横須賀市神明町1-8	450
24		湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本1370-1	658
25	湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	536
26		茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村5-15-1	401
27	湘南西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋143	804
28		平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	416
29		秦野赤十字病院	秦野市立野台1-1	320
30	県央	厚木市立病院	厚木市水引1-16-36	347
31		大和市立病院	大和市深見西8-3-6	403
32	相模原	北里大学病院	相模原市南区北里1-15-1	1,135
33		相模原協同病院	相模原市緑区橋本台4-3-1	400
34		相模原赤十字病院	相模原市緑区中野256	132
35	県西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領866-1	296
36		小田原市立病院	小田原市久野46	417
合　計		36病院		19,638

No.	名　　称	所　　在　　地	面　　積	有効面積
25	県立かながわ農業アカデミー	杉久保北 5-1-1	95,916	6,800
合　　計			692,259	202,100

資料５－17　帰宅困難者対策に係る避難所予定施設等一覧

対　象　駅　名	名　　称	指　定　種　別
小田急電鉄　海老名駅	文化会館及び中央図書館	一時滞在所予定施設
相模鉄道　海老名駅		
東日本旅客鉄道　海老名駅		
相模鉄道　さがみ野駅	北部公園体育館	避難所予定施設
相模鉄道　かしわ台駅		
小田急電鉄　厚木駅	海西中学校	
東日本旅客鉄道　厚木駅		
東日本旅客鉄道　社家駅	社家小学校	
東日本旅客鉄道　門沢橋駅	門沢橋小学校	

資料５－16　応急仮設住宅等建設予定地一覧

（令和４年４月１日現在。単位は㎡）

第一予定地

No.	名　　称	所　在　地	面　積	有効面積
1	国分寺台第一児童公園	国分寺台1-4124-148	2,204	1,200
2	国分寺台第三児童公園	国分寺台3-5345-63	3,199	1,700
3	国分寺台第四児童公園	国分寺台4-5137-235	3,588	1,400
4	上今泉第二児童公園	上今泉5-19-27	3,426	1,400
5	大谷近隣公園	大谷南 4-3285-1	19,164	3,900
6	東柏ケ谷近隣公園	東柏ケ谷1-1766-3	18,074	4,800
合　　計			49,655	14,400

第二予定地

No.	名　　称	所　在　地	面　積	有効面積
1	ふれあい公園	今里 3-143-2	8,476	3,600
2	大谷第一児童公園	大谷北1-40-3	2,702	1,300
3	海老名運動公園	社家 4032-1	174,678	8,300
4	海老名運動公園 貫抜川駐車場	社家 4014－1	5,624	4,000
5	下今泉庭球場	下今泉 2-2-1	7,765	3,300
6	海老名小学校	国分南 3-12-3	17,484	5,300
7	柏ケ谷小学校	柏ケ谷 2-6-1	14,360	5,800
8	上星小学校	上今泉 1-23-1	23,279	12,000
9	有鹿小学校	河原口 3-13-1	13,121	4,300
10	中新田小学校	中新田 1-15-1	22,377	10,000
11	大谷小学校	国分寺台 2-13-1	16,436	7,500
12	有馬小学校及び有馬中学校	中河内 1784 及び本郷 4601	34,442	14,000
13	社家小学校	社家 5-10-1	16,839	10,000
14	門沢橋小学校	門沢橋 1-19-1	15,730	7,000
15	杉久保小学校	杉久保北 4-4-1	26,931	8,500
16	今泉小学校	上今泉 2028	21,820	10,000
17	海老名中学校	国分南 3-11-1	20,608	6,200
18	海西中学校	さつき町 58	21,735	12,000
19	今泉中学校	上今泉 1840	25,366	10,000
20	県立中央農業高等学校 （耕作地１）	中新田 4-12-1	23,456	16,400
21	県立中央農業高等学校 （耕作地２）	中新田 4-12-1	9,056	9,000
22	県立中央農業高等学校 （耕作地３）	今里 114-2	10,804	6,800
23	県立海老名高等学校	中新田 1-26-1	28,774	10,000
24	県立有馬高等学校	社家 5-27-1	34,480	10,000

No.	名称	施設管理者	教職員	ＰＴＡ	担当自主防災隊の名称
20	中新田小学校	○	○	○	①中新田第１　②中新田第２
21	大谷小学校	○	○	○	①国分寺台　②浜田
22	有馬小学校及び有馬中学校	○	○	○	①中河内　②上河内
23	社家小学校	○	○	○	社家
24	門沢橋小学校	○	○	○	門沢橋
25	杉久保小学校	○	○	○	①国分寺台五丁目 ②サンパルク 650
26	今泉小学校	○	○	○	①国分北一丁目北 ②国分北一丁目南 ③海老名スカイハイツ
27	杉本小学校	○	○	○	①国分北三丁目　②国分杉本 ③柏ケ谷
28	海老名中学校	○	○	○	①中央一丁目　②中央二丁目 ③中央三丁目
29	海西中学校	○	○	○	さつき町
30	柏ケ谷中学校	○	○	○	柏ケ谷
31	大谷中学校	○	○	○	大谷
32	今泉中学校	○	○	○	上今泉二丁目
33	神奈川県立中央農業高等学校	○			今里
34	神奈川県立海老名高等学校	○			えびな団地
35	神奈川県立有馬高等学校	○			中野
36	神奈川県立かながわ農業アカデミー	○			①杉久保北部 ②杉久保南部
37	えびな支援学校	○			－
38	総合福祉会館	○			－
39	わかば会館	○			－
40	文化会館及び中央図書館	○			－

資料５－15　避難所等開設チーム一覧

No.	名称	施設管理者	教職員	ＰＴＡ	担当自主防災隊の名称
1	柏ケ谷コミュニティセンター	○			①東柏ケ谷一丁目 ②東柏ケ谷二丁目 ③東柏ケ谷三丁目
2	大谷コミュニティセンター	○			大谷
3	中新田コミュニティセンター	○			えびな団地
4	上今泉コミュニティセンター	○			上今泉五丁目
5	国分コミュニティセンター	○			①国分南二丁目 ②ルネ・エアズヒル ③国分南四丁目　④望地
6	杉久保コミュニティセンター	○			①杉久保北部　②杉久保南部
7	門沢橋コミュニティセンター及び有馬図書館	○			中野
8	本郷コミュニティセンター	○			本郷
9	社家コミュニティセンター	○			今里
10	下今泉コミュニティセンター	○			下今泉
11	勝瀬文化センター	○			①勝瀬 ②海老名みずほハイツ
12	国分寺台文化センター	○			①国分寺台三丁目 ②国分寺台四丁目
13	北部公園体育館	○			①上今泉六丁目 ②かしわ台クラルテ
14	えびな市民活動センター（ビナレッジ）	○			さつき住宅
15	海老名小学校	○	○	○	①国分南一丁目 ②国分南三丁目
16	柏ケ谷小学校	○	○	○	①柏ケ谷 ②東建ニューハイツ海老名
17	東柏ケ谷小学校	○	○	○	①東柏ケ谷四丁目 ②東柏ケ谷五丁目 ③ルアンジュさがみ野 ④東柏ケ谷六丁目
18	上星小学校	○	○	○	①国分北二丁目 ②上今泉一丁目 ③上今泉三丁目 ④上今泉四丁目
19	有鹿小学校	○	○	○	①河原口第１　②河原口第２ ③河原口第３　④上郷

名　　称	所　在　地	電話番号
柏ケ谷小学校内 要配慮者居住エリア	柏ケ谷2-6-1	231-1630
東柏ケ谷小学校内 要配慮者居住エリア	東柏ケ谷6-9-7	232-3716
上星小学校内 要配慮者居住エリア	上今泉1-23-1	232-3755
有鹿小学校内 要配慮者居住エリア	河原口3-13-1	231-2159
中新田小学校内 要配慮者居住エリア	中新田1-15-1	231-1452
大谷小学校内 要配慮者居住エリア	国分寺台2-13-1	231-7370
有馬小学校及び有馬中学校内 要配慮者居住エリア	中河内1784及び本郷4601	238-2010 238-3365
社家小学校内 要配慮者居住エリア	社家5-10-1	238-1453
門沢橋小学校内 要配慮者居住エリア	門沢橋1-19-1	238-0810
杉久保小学校内 要配慮者居住エリア	杉久保北4-4-1	238-4508
今泉小学校内 要配慮者居住エリア	上今泉2028	232-2295
杉本小学校内 要配慮者居住エリア	国分北4-10-1	233-6451
海老名中学校内 要配慮者居住エリア	国分南3-11-1	231-3410
海西中学校内 要配慮者居住エリア	さつき町58	232-8103
柏ケ谷中学校内 要配慮者居住エリア	柏ケ谷1-13-1	233-0917
大谷中学校内 要配慮者居住エリア	大谷南2-10-1	233-3233
今泉中学校内 要配慮者居住エリア	上今泉1840	233-6341

資料５－13　二次福祉避難所予定施設一覧

名　　称	所　在　地	電話番号
総合福祉会館	めぐみ町6-3	231-4122

資料５－14　一時滞在所予定施設一覧

名　　称	所　在　地	電話番号
文化会館及び中央図書館	めぐみ町6-1及び7-1	232-3231

資料５－11　補完避難所予定施設一覧

名　　称	所　在　地	電話番号
県立中央農業高等学校	中新田4-12-1	231-5202
県立海老名高等学校	中新田1-26-1	232-2231
県立有馬高等学校	社家5-27-1	238-1333
県立かながわ農業アカデミー	杉久保北5-1-1	238-5274
えびな支援学校	中新田4-5-1	292-5612

資料５－12　一次福祉避難所予定施設一覧

単館型

名　　称	所　在　地	電話番号
わかば会館	中新田383-1	235-2700
障害者支援センターあきば	上今泉6-11-20	240-0775

併設型

名　　称	所　在　地	電話番号
柏ケ谷コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	東柏ケ谷2-14-12	231-7475
大谷コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	大谷南4-21-1	233-4457
中新田コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	中新田2-16-14	231-7438
上今泉コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	上今泉1-5-32	235-7100
国分コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	国分南4-14-1	235-2000
杉久保コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	杉久保北2-18-15	238-7950
門沢橋コミュニティセンター及び有馬図書館内 要配慮者居住エリア	門沢橋1-20-41	238-4773
本郷コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	本郷4626-1	238-4889
社家コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	社家3-18-1	231-8415
下今泉コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	下今泉1-17-55	231-3750
勝瀬文化センター内 要配慮者居住エリア	勝瀬4-40	235-3600
国分寺台文化センター内 要配慮者居住エリア	国分寺台2-10-23	233-0097
北部公園体育館内 要配慮者居住エリア	上今泉6-14-1	292-3300
えびな市民活動センター（ビナレッジ）内 要配慮者居住エリア	さつき町51-2	259-8116

資料５－10　避難所予定施設一覧

名　　称	所　在　地	電話番号
柏ケ谷コミュニティセンター	東柏ケ谷2-14-12	231-7475
大谷コミュニティセンター	大谷南4-21-1	233-4457
中新田コミュニティセンター	中新田2-16-14	231-7438
上今泉コミュニティセンター	上今泉1-5-32	235-7100
国分コミュニティセンター	国分南4-14-1	235-2000
杉久保コミュニティセンター	杉久保北2-18-15	238-7950
門沢橋コミュニティセンター及び有馬図書館	門沢橋1-20-41	238-4773
本郷コミュニティセンター	本郷4626-1	238-4889
社家コミュニティセンター	社家3-18-1	231-8415
下今泉コミュニティセンター	下今泉1-17-55	231-3750
勝瀬文化センター	勝瀬4-40	235-3600
国分寺台文化センター	国分寺台2-10-23	233-0097
北部公園体育館	上今泉6-14-1	292-3300
えびな市民活動センター（ビナレッジ）	さつき町51-2	259-8116
海老名小学校	国分南3-12-3	231-2019
柏ケ谷小学校	柏ケ谷2-6-1	231-1630
東柏ケ谷小学校	東柏ケ谷6-9-7	232-3716
上星小学校	上今泉1-23-1	232-3755
有鹿小学校	河原口3-13-1	231-2159
中新田小学校	中新田1-15-1	231-1452
大谷小学校	国分寺台2-13-1	231-7370
有馬小学校及び有馬中学校	中河内1784及び本郷4601	238-2010 238-3365
社家小学校	社家5-10-1	238-1453
門沢橋小学校	門沢橋1-19-1	238-0810
杉久保小学校	杉久保北4-4-1	238-4508
今泉小学校	上今泉2028	232-2295
杉本小学校	国分北4-10-1	233-6451
海老名中学校	国分南3-11-1	231-3410
海西中学校	さつき町58	232-8103
柏ケ谷中学校	柏ケ谷1-13-1	233-0917
大谷中学校	大谷南2-10-1	233-3233
今泉中学校	上今泉1840	233-6341

No.	名称	所在地	受入対象者	収容可能人数
31	大谷中学校内 要配慮者居住エリア	大谷南2-10-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	31
32	今泉中学校内 要配慮者居住エリア	上今泉1840	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	94
33	わかば会館	中新田383-1	市が特定した障害者等	153
34	障害者支援センターあきば	上今泉6-11-20	市が特定した障害者等	174
合　　計				1,547

資料５－９　広域避難場所一覧

名　　称	所　在　地	面　積（㎡）	収容人員（人）
東柏ケ谷近隣公園	東柏ケ谷1-1766-3	19,100	7,700
大谷近隣公園	大谷南4-3285-1	19,476	6,554
北部公園	上今泉6-340-1	22,971	10,160
史跡相模国分寺跡	国分南1-1912-2	23,928	7,907
上星小学校	上今泉1-23-1	21,201	11,599
中新田小学校	中新田1-15-1	12,349	8,859
有馬小学校及び有馬中学校	中河内1784及び本郷4601	15,271	8,446
社家小学校	社家5-10-1	14,719	11,775
門沢橋小学校	門沢橋1-19-1	11,051	6,329
杉久保小学校	杉久保北4-4-1	14,521	9,533
今泉小学校	上今泉2028	21,820	11,499
杉本小学校	国分北4-10-1	15,057	8,992
海西中学校	さつき町58	16,533	12,178
柏ケ谷中学校	柏ケ谷1-13-1	14,135	6,239
大谷中学校	大谷南2-10-1	22,035	11,930
今泉中学校	上今泉1840	24,860	14,849
県立中央農業高等学校	中新田4-12-1	14,840	7,296
県立有馬高等学校	社家5-27-1	32,224	17,572
富士フイルムビジネスイノベーション株式会社　海老名事業所	本郷2274	20,000	15,912
合　　計（19か所）		356,091	195,329

※(仮称)大谷杉久保近隣公園（整備予定）
本郷ふれあい公園（整備予定）
南部地域の拠点となる公園として、広域避難場所の指定を予定しています。

No.	名称	所在地	受入対象者	収容可能人数
15	海老名小学校内 要配慮者居住エリア	国分南3-12-3	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	44
16	柏ケ谷小学校内 要配慮者居住エリア	柏ケ谷2-6-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	31
17	東柏ケ谷小学校内 要配慮者居住エリア	東柏ケ谷6-9-7	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	52
18	上星小学校内 要配慮者居住エリア	上今泉1-23-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	60
19	有鹿小学校内 要配慮者居住エリア	河原口3-13-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	31
20	中新田小学校内 要配慮者居住エリア	中新田1-15-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	29
21	大谷小学校内 要配慮者居住エリア	国分寺台2-13-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	58
22	有馬小学校及び有馬中学校内 要配慮者居住エリア	中河内1784及び本郷4601	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	42
23	社家小学校内 要配慮者居住エリア	社家5-10-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	29
24	門沢橋小学校内 要配慮者居住エリア	門沢橋1-19-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	49
25	杉久保小学校内 要配慮者居住エリア	杉久保北4-4-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	87
26	今泉小学校内 要配慮者居住エリア	上今泉2028	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	63
27	杉本小学校内 要配慮者居住エリア	国分北4-10-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	58
28	海老名中学校内 要配慮者居住エリア	国分南3-11-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	47
29	海西中学校内 要配慮者居住エリア	さつき町58	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	31

NO.	名称	所在地	収容可能人数
38	総合福祉会館	めぐみ町6-3	139
39	県立えびな支援学校	中新田4-5-1	89
合　　計			33,101

資料５－８　指定福祉避難所一覧

No.	名称	所在地	受入対象者	収容可能人数
1	柏ケ谷コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	東柏ケ谷2-14-12	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	27
2	大谷コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	大谷南4-21-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	15
3	中新田コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	中新田2-16-14	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	8
4	上今泉コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	上今泉1-5-32	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	30
5	国分コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	国分南4-14-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	10
6	杉久保コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	杉久保北2-18-15	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	23
7	門沢橋コミュニティセンター 及び有馬図書館内 要配慮者居住エリア	門沢橋1-20-41	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	24
8	本郷コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	本郷4626-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	23
9	社家コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	社家3-18-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	28
10	下今泉コミュニティセンター内 要配慮者居住エリア	下今泉1-17-55	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	16
11	勝瀬文化センター内 要配慮者居住エリア	勝瀬4-40	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	9
12	国分寺台文化センター内 要配慮者居住エリア	国分寺台2-10-23	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	26
13	北部公園体育館内 要配慮者居住エリア	上今泉6-14-1	災害時において高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者	23

資料５－７　指定避難所一覧

No.	名称	所在地	収容可能人数
1	柏ケ谷コミュニティセンター	東柏ケ谷2-14-12	326
2	大谷コミュニティセンター	大谷南4-21-1	315
3	中新田コミュニティセンター	中新田2-16-14	282
4	上今泉コミュニティセンター	上今泉1-5-32	251
5	国分コミュニティセンター	国分南4-14-1	329
6	杉久保コミュニティセンター	杉久保北2-18-15	286
7	門沢橋コミュニティセンター及び有馬図書館	門沢橋1-20-41	332
8	本郷コミュニティセンター	本郷4626-1	276
9	社家コミュニティセンター	社家3-18-1	279
10	下今泉コミュニティセンター	下今泉1-17-55	271
11	勝瀬文化センター	勝瀬4-40	115
12	国分寺台文化センター	国分寺台2-10-23	182
13	北部公園体育館	上今泉6-14-1	1021
14	えびな市民活動センター（ビナレッジ）	さつき町51-2	568
15	海老名小学校	国分南3-12-3	1416
16	柏ケ谷小学校	柏ケ谷2-6-1	1076
17	東柏ケ谷小学校	東柏ケ谷6-9-7	1012
18	上星小学校	上今泉1-23-1	1086
19	有鹿小学校	河原口3-13-1	1033
20	中新田小学校	中新田1-15-1	1130
21	大谷小学校	国分寺台2-13-1	1078
22	有馬小学校及び有馬中学校	中河内1784及び本郷4601	2446
23	社家小学校	社家5-10-1	802
24	門沢橋小学校	門沢橋1-19-1	930
25	杉久保小学校	杉久保北4-4-1	1151
26	今泉小学校	上今泉2028	1269
27	杉本小学校	国分北4-10-1	981
28	海老名中学校	国分南3-11-1	1106
29	海西中学校	さつき町58	1165
30	柏ケ谷中学校	柏ケ谷1-13-1	859
31	大谷中学校	大谷南2-10-1	579
32	今泉中学校	上今泉1840	1044
33	県立中央農業高等学校	中新田4-12-1	591
34	県立海老名高等学校	中新田1-26-1	2,081
35	県立有馬高等学校	社家5-27-1	903
36	県立かながわ農業アカデミー	杉久保北5-1-1	327
37	文化会館及び中央図書館	めぐみ町6-1及び7-1	3,658

No.	名称	所在地	対象となる異常な現象の種類			
			洪水	崖崩れ	地震	大規模な火事
32	県立有馬高等学校【校舎及び体育館】	社家5-27-1	○			
33	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 海老名事業所 【グラウンド】	本郷2274			○	○
34	柏ケ谷コミュニティセンター	東柏ケ谷2-14-12	○	○		
35	大谷コミュニティセンター	大谷南4-21-1	○	○		
36	中新田コミュニティセンター	中新田2-16-14	○	○		
37	上今泉コミュニティセンター	上今泉1-5-32	○	○		
38	国分コミュニティセンター	国分南4-14-1	○	○		
39	杉久保コミュニティセンター	杉久保北2-18-15	○	○		
40	門沢橋コミュニティセンター及び有馬図書館	門沢橋1-20-41	○	○		
41	本郷コミュニティセンター	本郷4626-1	○	○		
42	社家コミュニティセンター	社家3-18-1	○	○		
43	下今泉コミュニティセンター	下今泉1-17-55	○	○		
44	勝瀬文化センター	勝瀬4-40	○	○		
45	国分寺台文化センター	国分寺台2-10-23	○	○		
46	北部公園体育館	上今泉6-14-1	○	○		
47	えびな市民活動センター（ビナレッジ）	さつき町51-2	○	○		
48	海老名小学校【校舎及び体育館】	国分南3-12-3	○			
49	柏ケ谷小学校【校舎及び体育館】	柏ケ谷2-6-1	○			
50	東柏ケ谷小学校【校舎及び体育館】	東柏ケ谷6-9-7	○			
51	有鹿小学校【校舎及び体育館】	河原口3-13-1	○			
52	大谷小学校【校舎及び体育館】	国分寺台2-13-1	○			
53	海老名中学校【校舎及び体育館】	国分南3-11-1	○			
54	県立海老名高等学校【校舎及び体育館】	中新田1-26-1	○			
55	県立かながわ農業アカデミー 【校舎及び講堂兼体育館】	杉久保北5-1-1	○			
56	文化会館及び中央図書館【建物】	めぐみ町6-1及び7-1	○			
57	総合福祉会館【建物】	めぐみ町6-3	○			
58	わかば会館【建物】	中新田383-1	○			
59	障害者支援センターあきば【建物】	上今泉6-11-20	○			
60	県立えびな支援学校	中新田4-5-1	○			

資料５－６　指定緊急避難場所一覧

No.	名称	所在地	対象となる異常な現象の種類			
			洪水	崖崩れ	地震	大規模な火事
1	東柏ケ谷近隣公園	東柏ケ谷1-1766-3			○	○
2	大谷近隣公園	大谷南4-3285-1			○	○
3	北部公園	上今泉6-340-1			○	○
4	史跡相模国分寺跡	国分南1-1912-2			○	○
5	上星小学校【校庭】	上今泉1-23-1			○	○
6	上星小学校【校舎及び体育館】	上今泉1-23-1	○			
7	中新田小学校【校庭】	中新田1-15-1			○	○
8	中新田小学校【校舎及び体育館】	中新田1-15-1	○			
9	有馬小学校及び有馬中学校【校庭】	中河内1784及び本郷4601			○	○
10	有馬小学校及び有馬中学校【校舎及び体育館】	中河内1784及び本郷4601	○			
11	社家小学校【校庭】	社家5-10-1			○	○
12	社家小学校【校舎及び体育館】	社家5-10-1	○			
13	門沢橋小学校【校庭】	門沢橋1-19-1			○	○
14	門沢橋小学校【校舎及び体育館】	門沢橋1-19-1	○			
15	杉久保小学校【校庭】	杉久保北4-4-1			○	○
16	杉久保小学校【校舎及び体育館】	杉久保北4-4-1	○			
17	今泉小学校【校庭】	上今泉2028			○	○
18	今泉小学校【校舎及び体育館】	上今泉2028	○			
19	杉本小学校【校庭】	国分北4-10-1			○	○
20	杉本小学校【校舎及び体育館】	国分北4-10-1	○			
21	海西中学校【校庭】	さつき町58			○	○
22	海西中学校【校舎及び体育館】	さつき町58	○			
23	柏ケ谷中学校【校庭】	柏ケ谷1-13-1			○	○
24	柏ケ谷中学校【校舎及び体育館】	柏ケ谷1-13-1	○			
25	大谷中学校【校庭】	大谷南2-10-1			○	○
26	大谷中学校【校舎及び体育館】	大谷南2-10-1	○			
27	今泉中学校【校庭】	上今泉1840			○	○
28	今泉中学校【校舎及び体育館】	上今泉1840	○			
29	県立中央農業高等学校【校庭】	中新田4-12-1			○	○
30	県立中央農業高等学校【校舎及び体育館】	中新田4-12-1	○			
31	県立有馬高等学校【校庭】	社家5-23-1			○	○

今里地区　【２か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
今里八幡社児童遊園	今里1-274	今里自治会館	今里2-412

社家地区　【５か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
社家小町児童公園	社家6-170-4	社家児童館児童遊園	社家2-3392-1
社家コミュニティセンター	社家3-18-1	社家自治会館	社家2-9-21
海老名みなみ幼稚園	社家3-11-17		

上河内地区　【２か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
上河内保育園	上河内258-3	上河内自治会館	上河内1042

中河内地区　【１か所】

名　　称	所　在　地
さがみ農業協同組合　有馬支店	中河内1154

本郷地区　【４か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
根公民館	本郷472	相模みのり幼稚園	本郷3286
本郷神社境内	本郷2657	本覚寺	本郷4618

中野地区　【４か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
中野ふれあい広場	中野1-5-1	中野雪里児童遊園	中野2-780-17
中野自治会館	中野1-382-1	中野公園	中野1-2314-2

門沢橋地区　【６か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
門沢橋保育園	門沢橋2-22-7	左藤諭方裏庭	門沢橋4-1010-1
門沢橋第一児童公園	門沢橋2-2138-1	渋谷神社境内	門沢橋4-2166-1
門沢橋新田第一児童遊園	門沢橋3-1067-4	門沢橋平泉公園	門沢橋5-2282-3

さつき町地区　【３か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
さつき町第二児童遊園	さつき町3-1	さつき町第一児童公園	さつき町9-2
さつき町第二公園	さつき町4-1		

浜田町地区　【３か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
浜田三塚公園	浜田町1-1	旭たちばな幼稚園	浜田町23-26
浜田歴史公園	浜田町5-13		

国分寺台地区　【７か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
国分寺台第一児童公園	国分寺台1-4124-148	国分寺台第三児童公園	国分寺台3-5345-63
大谷小学校	国分寺台2-13-1	国分寺台第四児童公園	国分寺台4-5137-235
国分寺台第二児童公園	国分寺台2-5417-48	国分寺台鍛治返児童遊園	国分寺台5-5137-123
国分寺台樽井児童遊園	国分寺台3-5344-56		

大谷地区　【７か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
大谷第一児童公園	大谷北1-40-3	大谷中学校校庭	大谷南2-10-1
大谷市場公園	大谷北2-3923-9	大谷吉久保児童遊園	大谷南3-4756-5
大谷公民館	大谷北3-32-22	大谷近隣公園多目的広場	大谷南4-3285-1
生協大谷店（駐車場）	大谷北4-1-17		

中新田地区　【13か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
海源寺	中新田1-1-22	中新田諏訪神社児童遊園	中新田2-828-1
東興寺	中新田1-13-28	中新田神成畑児童遊園	中新田3-2010-15
海老名コーポラス（中庭）	中新田1-722-1	中新田第一児童遊園	中新田3-2066-1
大島記念公園	中新田1-1529-3	伊勢宮大神宮	中新田3-7-19
えびな団地公園	中新田2-7	上台の原公園	中新田4-1226
増全寺	中新田2-15-36	山王社	中新田5-20-7
中新田コミュニティセンター	中新田2-16-14		

杉久保地区　【６か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
杉久保豊受神社児童遊園	杉久保北2-1844	杉久保第一児童公園	杉久保南2-1880
杉久保富谷児童公園	杉久保北4-1711-1	海老名フォーシーズンメモリアル	杉久保南3-20-1
杉久保第二児童公園	杉久保南1-248-1	杉久保団地児童遊園	杉久保南4-2587

国分南地区　【17か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
相模国分寺跡歴史公園広場北側	国分南1-1899	海老名中学校　グラウンド	国分南3-905-4
相模国分寺跡歴史公園広場南側	国分南1-1927	海老名小学校　グラウンド	国分南3-12-3
ルネ・エアズヒル（中庭）	国分南2-16	ひさご塚公園	国分南3-1055
国分やまに平児童遊園	国分南2-1613-5	国分南原児童遊園	国分南3-1062-95
国分第三公園	国分南2-1634-19	国分八景公園	国分南3-1173-1
国分やまに平第二児童遊園	国分南2-1697-2	国分コミュニティセンター	国分南4-14-1
国分児童館児童遊園	国分南2-1726-39	国分宮ノ台第六公園	国分南4-1304-13
国分逆川団地児童遊園	国分南2-1792-19	国分宮ノ台第三児童遊園	国分南4-1344-6
国分伊勢山児童遊園	国分南2-3593-2		

望地地区　【６か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
望地自治会館	望地1-4-20	山王稲荷社	望地2-617
望地道下公園	望地1-177-31	望地道上児童公園	望地2-341-4
望地道上公園	望地2-341-3	望地道上第三公園	望地2－508

中央地区　【２か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
さがみ農業協同組合海老名支店	中央1-20-47	まちかど公園	中央2-86-1

勝瀬地区　【３か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
勝瀬文化センター	勝瀬4-40	勝瀬小宝児童遊園	勝瀬220-1
鳳勝寺	勝瀬10-1		

河原口地区　【15か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
河原口相沢公園	河原口1385-1	有鹿小学校　グラウンド	河原口3-13-1
さがみ愛子園	河原口2-1-12	総持院	河原口3-63-1
三眼六足稲荷社境内	河原口2-328-1	河原口神武社児童遊園	河原口3-127
河原口自治会館	河原口2-12-28	河原口第一公園	河原口4-1091-10
歴史資料収蔵館	河原口2-27-3	河原口御手作公園	河原口4-878-6
河原口上島合児童遊園	河原口2-644-5	河原口代官分第二児童遊園	河原口4-720-2
有鹿幼稚園	河原口3-10-5	河原口第二公園	河原口5-1060-2
中新田五反田児童遊園	河原口1-22-3		

下今泉地区　【６か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
下今泉コミュニティセンター	下今泉1-17-55	永珊寺	下今泉4-2-8
下今泉第二公園	下今泉1-1119-100	海老名たちばな保育園	下今泉5-8-23
下今泉第一児童公園	下今泉2-588-14	下今泉あさま広場	下今泉5-498

上郷地区　【５か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
有鹿神社	上郷1-4-41	三王三柱神社	上郷1-324-1
龍昌院	上郷1-20-1	県立相模三川公園 スポーツ広場	上郷2-1-1
上郷自治会館	上郷1-21-20		

泉地区　【１か所】

名　　称	所　在　地
上郷第一児童公園	泉1-1059

国分北地区　【12か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
国分尼寺公園	国分北1-437-4	市営国分北三丁目住宅敷地	国分北3-3383-2
国分第二公園	国分北1-3029	大松原第一児童遊園	国分北3-3402-63
竹の子広場	国分北1-3147-1	大松原第二児童遊園	国分北3-3402-24
中部福祉館跡地	国分北2-3095-1	大松原第三児童遊園	国分北3-3649-217
ふたば愛子園	国分北3-1-43	大松原第四児童遊園	国分北3-3649-137
国分第一児童公園	国分北3-3360-1	大松原第五児童遊園	国分北3-3649-274

資料５－３　緊急消防援助隊の受入場所

施設提供者	施設名	施設所在地
―	海老名市役所西側催事広場	勝瀬 197-1　ほか
株式会社　サン・ライフ	ザ・ウイングス海老名	中央 1-17-10

資料５－４　広域緊急援助隊受入場所

施設提供者	施設名	施設所在地
株式会社　海老名第一ビルディング	海老名プライムタワー	中央 2-9-50

資料５－５　一時避難場所一覧

東柏ケ谷地区　【15か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
柏ケ谷中原児童遊園	東柏ケ谷1-1625-54	東柏ケ谷大道付第四公園	東柏ケ谷4-1985-185
さがみ農業協同組合 柏ケ谷支店	東柏ケ谷2-12-34	いちご広場 （東柏ケ谷四丁目広場）	東柏ケ谷4-2082-2
柏ケ谷第一児童公園	東柏ケ谷2-1678-5	柏ケ谷第三公園	東柏ケ谷5-1380-4
東柏ケ谷三丁目自治会館	東柏ケ谷3-17-38	東柏ケ谷小学校　グラウンド	東柏ケ谷6-9-7
中村屋	東柏ケ谷4-4-1	柏ケ谷東原児童遊園	東柏ケ谷6-1450-101
東柏ケ谷四丁目自治会館	東柏ケ谷4-22-5	柏ケ谷東原第二児童遊園	東柏ケ谷6-1452-7
東柏ケ谷大道付児童遊園	東柏ケ谷4-1919-4	さがみ野児童遊園	東柏ケ谷6-1480－13
東柏ケ谷大道付第二公園	東柏ケ谷4-1985-76		

柏ケ谷地区　【６か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
日進幼稚園	柏ケ谷5-23-34	かしわ台児童公園	柏ケ谷6-703-1
柏ケ谷第二児童公園	柏ケ谷4-600-1	柏ケ谷自治会館	柏ケ谷1-16-11
柏ケ谷産川台児童公園	柏ケ谷6-700	柏ケ谷小学校	柏ケ谷2-6-1

上今泉地区　【19か所】

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
いちご遊園	上今泉1-5-6	常泉院敷地	上今泉4-834
上今泉コミュニティセンター	上今泉1-5-32	上今泉山野児童遊園	上今泉4-1036-9
星谷児童公園	上今泉1-6-45	上今泉第一児童公園	上今泉5-8-1
さくらい幼稚園	上今泉1-22-56	上今泉第二児童公園	上今泉5-19-27
上今泉第二児童遊園	上今泉2-1499-5	上今泉第三児童公園	上今泉5-28-1
上今泉才ノ神戸公園	上今泉2-2831-4	上今泉第四児童遊園	上今泉5-31-4
上今泉涯第一児童遊園	上今泉3-1905-8	上今泉神後谷児童公園	上今泉5-39-1
上今泉涯第二児童遊園	上今泉3-1911-1	上今泉中原児童公園	上今泉6-174-7
えびな北高齢者施設	上今泉4-8-28	北部公園	上今泉6-340-1
上今泉第一児童遊園	上今泉4-949-41		

No.	施設の名称	所　在　地	土砂	相模川	目久尻川	永池川	鳩川
30	えびなファミリークリニックソラーレ	下今泉 4-2-14 グランツ海老名１Ｆ		Ｂ		Ｂ	
31	うるわしの杜　海老名	下今泉 2-2-4		Ｂ			Ａ
32	介護法人　保健施設アゼリア	河原口 1357-1		Ｂ			
33	ミモザ海老名	河原口 2-30-24		Ｂ 氾濫			

（６）　老人福祉法に規定する施設

No.	施設の名称	所　在　地	土砂	相模川	目久尻川	永池川	鳩川
1	総合福祉会館	めぐみ町 6-3		B			
2	老人養護老人ホーム　さつき	中央 4-15-1		B			
3	えびな北高齢者施設	上今泉 4-8-28	○				
4	デイサービスセンターいきいき	社家 3-20-7		B 氾濫			
5	サロンデイ海老名	河原口 2-8-30		B 氾濫			
6	デイサービス　いち　にい　さん	本郷 1689-1		B			
7	特別養護老人ホーム　シェ・モア	中央 4-8-14		B			
8	SOMPO ケア　ラヴィーレ厚木	河原口 1-25-15		B			
9	ホームステーション海老名	河原口 2-7-18		B			
10	有料老人ホーム サニーライフ海老名	上郷 1-27-30		B			
11	サンライズ･ヴィラ海老名	門沢橋 2-19-9		B			
12	SOMPO ケア　ラヴィーレ海老名	杉久保南 1-3-3		B		A	
13	グループホーム　グリーン・ハウス	河原口 1-10-10		B			
14	アースサポートグループホーム 海老名	中野 1-20-1		B			
15	グループホーム　えがお	門沢橋 4-1-10		C		A	
16	ＳＯＭＰＯケア　そんぽの家ＧＨ 海老名　グループホーム	社家 6-10-52		B			
17	特別養護老人ホーム　陽だまり	社家 4-7-26		B			
18	デイサービスいずみ	門沢橋 4-3-15		C		B	
19	カフェ　デイサービス　ゆめの木	河原口 2-9-23		B 氾濫			
20	ケアレジデンス海老名	社家 6-11-5		B			
21	フォンテーヌ海老名門沢橋	門沢橋 4-3-15		C		B	
22	カサボニータ海老名	今里 1-10-12		C			
23	今里リハビリステーション	今里 1-10-12		C			
24	グループホーム　プラチナホーム 海老名	扇町 4-6		B			A
25	小規模多機能型居宅介護プラチナ コミュニティ海老名	扇町 4-6		B			A
26	グループホーム　あかりの家　海老名	大谷 260		B			
27	プライムガーデン海老名	上今泉 3-5-11	○	B			
28	ココファン海老名	泉 2-2-20		B			
29	オアシス湘南病院	中河内 1227-1		B		A	

（５）　介護保険法に規定する施設

No.	施設の名称	所　在　地	土砂	相模川	目久尻川	永池川	鳩川
1	特別養護老人ホーム　さつき	中央 4-15-1		B			
2	特別養護老人ホーム　シェ・モア	中央 4-8-14		B			
3	えびな北高齢者施設	上今泉 4-8-28	○				
4	介護老人保健施設アゼリア	中央 4-16-3		B			
5	特別養護老人ホーム　陽だまり	社家 4-7-26		B			

（４）　障害者総合支援法に規定する施設

No.	施設の名称	所　在　地	土砂	相模川	目久尻川	永池川	鳩川
1	海老名市立わかばケアセンター	中新田 383-1		B			
2	海老名市障害者第一 デイサービスセンター	社家 5-8-16		B			
3	海老名市障害者第二 デイサービスセンター	望地 2-24-1			A		
4	海老名市障害者支援センター あきば	上今泉 6-11-20			B		
5	相談支援事業所　結夢+	上今泉 6-11-20 あきば内			B		
6	就労移行支援プラーナ海老名	中央 3-2-20-8F		B			
7	リーブル	中央 3-5-5 三幸中央ビル 2F		B			
8	社会福祉法人成和会 はぁとすまいる	今里 2-16-1 エスポワール 101・301		B			
9	りんくの風	杉久保南 1-1-7		B		B	
10	アビリティーズジャスコ 海老名センター	中央 3-2-5　ショッパーズプラザ海老名 2F		B			
11	LITALICO ワークス海老名	中央 3-1-5　スカイビル・エビナ４Ｆ		B			
12	ディーキャリア海老名オフィス	中央 2-1-16 海老名センチュリー八芳２階		B			
13	はなきりん	門沢橋 4-10-46		B			
14	ほたる	門沢橋 4-10-19		B			
15	ホームいこい、ホームひかり	中新田 1-12-24 ドミールＹ101・202		B			
16	ホームしおん、ホームとんぼ	中河内 1,365-1				B	
17	地域活動支援センター結夢	中新田 383-1 わかば会館２階		B			
18	相談支援事業所　びーな‘Ｓ	中新田 383-1 わかば会館２階		B			

No.	施設の名称	所　在　地	土砂	相模川	目久尻川	永池川	鳩川
30	grand-mere adorer （グランメールアドレ）	中新田 1-13-19		B			

（３）　学校教育法に規定する施設

No.	施設の名称	所　在　地	土砂	相模川	目久尻川	永池川	鳩川
1	海老名幼稚園	さつき町 5		B			
2	有鹿幼稚園	河原口 3-10-5		C 氾濫			
3	海老名みなみ幼稚園	社家 3-11-20		B			
4	慶泉幼稚園	上今泉 1-8-34	○				
5	神奈川県立えびな支援学校	中新田 4-5-1		B			
6	海老名小学校	国分南 3-12-3	○				
7	有鹿小学校	河原口 3-13-1		C 氾濫 河岸			
8	中新田小学校	中新田 1-15-1		B			
9	社家小学校	社家 5-10-1		B			
10	門沢橋小学校	門沢橋 1-19-1		B			
11	杉久保小学校	杉久保北 4-4-1	○				
12	今泉小学校	上今泉 2028		B			
13	杉本小学校	国分北 4-10-1			A		
14	海老名中学校	国分南 3-11-1	○				
15	海西中学校	さつき町 58		B			
16	柏ケ谷中学校	柏ケ谷 1-13-1			A		
17	大谷中学校	大谷南 2-10-1	○				
18	今泉中学校	上今泉 1840		B			

（２）　児童福祉法に規定する施設

No.	施設の名称	所　在　地	土砂	相模川	目久尻川	永池川	鳩川
1	門沢橋保育園	門沢橋 2-22-7		B			
2	海老名たちばな保育園	下今泉 5-8-23		B			
3	中新田保育園	中新田 4-19-1		B			
4	さがみ愛子園	河原口 2-1-12		B			
5	ふたば愛子園	国分北 3-1-43	○				
6	保育所すこやかハウス	中央 4-11-3		B			
7	虹の子保育園	中新田 2-21-24		C			
8	虹の子保育園分園	中新田 3-15-45		B			
9	木下の保育園海老名	中央 1-13-1		B			
10	社家ゆめいろ保育園	社家 6-14-5		B			
11	ひよこ保育園	上郷 1-15-20		B 氾濫			
12	アツギリネン㈱幼児園	中新田 2-16-26		B			
13	上河内保育園	上河内 258-3		B			
14	えびなの風保育園	扇町 5-1		B			
15	ひまわり保育園	中央 4-16-2		B			
16	海老名キッズルーム	さつき町 1-22-104		B			
17	ぽとふ海老名	国分南 3-4-25 エクラン八芳（２F）		B			
18	木下の保育園　めぐみ町	めぐみ町 2-1		B			
19	海老名市立わかば学園	中新田 383-1		B			
20	海老名ひかり	中央 1-18-27		B			
21	しあわせの木海老名	今里 2-23-11		C			
22	総合幼児教室 LITALICO ジュニア 海老名教室	中央 2-1-16 海老名ｾﾝﾁｭﾘｰﾌﾟﾗｻﾞﾋﾞﾙ４階		B			
23	ファミリー・キッズ海老名	社家 3-1-20		B			
24	grand-mere patrie （グランメールパトリ）	社家 6-22-46		B			
25	バンビーノ　児童デイサービス 海老名中央	中央 3-4-17 ｴｸｾﾙｺｰﾄ海老名 301		B			
26	キンダーガーデンえびな	上郷 1-10-25		B			
27	木の下保育園相模国分	中央 1-16-31		B			
28	つげのきほいくえん	中央 1-14-10		B			
29	ひなた保育園	国分北 4-12-28			B		

資料５－１　海老名市防災協力農地一覧

（単位は㎡）

協力農地所在地	現況地目	面　　積
上今泉 1-3853-1	畑	720
望地 2-248・2-249	畑	1,408
望地 2-614	畑	2,262
本郷字上谷津 4625-1	畑	875
大谷北 4-4388-1・4383-1	畑	1,107
社家 3554-1	畑	857
杉久保北 3-1330-1	畑	2,706
本郷 2873-1・2879-1	畑	1,820
大谷北 4-3614-1	畑	1,027
上今泉 2-1505-1・1506-1	畑	838
上今泉 2-1610-1	畑	1,004
中野 3-1899-1・1899-4・1900-1	畑	1,892

資料５－２　水防法及び土砂災害防止法に基づき定める要配慮者利用施設一覧

凡例

土砂災害	○	土砂災害警戒区域
河川による浸水害	A	0.5メートル未満の区域
	B	0.5～3.0メートル未満の区域
	C	3.0～5.0メートル未満の区域
	D	5.0～10.0メートル未満の区域
	氾濫	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
	河岸	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

（１）　医療法に規定する施設

No.	施設の名称	所　在　地	土砂	相模川	目久尻川	永池川	鳩川
1	海老名総合病院	中央4-16-1		B			
2	オアシス湘南病院	中河内1227-1		B		A	
3	葉梨整形外科	柏ケ谷6-5-8	○				
4	海老名ハートクリニック	中新田406		B			
5	海老名耳鼻咽喉科クリニック	中央2-2-17		B			

※医療提供施設は有床施設に限る

設置場所	設置機材	出力 (W)	容量 (Wh)
社家小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
門沢橋小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
杉久保小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
今泉小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
杉本小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
海老名中学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
海西中学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
柏ケ谷中学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
大谷中学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
今泉中学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024

資料４－８　災害用指定配水池一覧

（単位は㎥）

名　　称	所　在　地	配水池水量	確保水量
上今泉配水池	上今泉4-22	19,020	8,550
杉久保配水池	杉久保北3-27-1	12,039	3,930

資料４－９　災害時炊き出し施設一覧

名　　称	所　在　地
海老名市食の創造館	中新田4-12-2
海老名市食の創造館別館	中新田4-12-3
東柏ケ谷小学校　調理場	東柏ケ谷6-9-7

資料４－10　防災井戸

名　　称	所　在　地
国分寺台第一児童公園	国分寺台1-4124-148

資料４－11　ポータブル電源設置場所一覧

設置場所	設置機材	出力 (W)	容量 (Wh)
市役所　本庁舎３階　危機管理課	ANKER SOLIX F3000	3000	3072
柏ケ谷コミュニティセンター	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
大谷コミュニティセンター	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
中新田コミュニティセンター	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
上今泉コミュニティセンター	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
国分コミュニティセンター	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
杉久保コミュニティセンター	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
門沢橋コミュニティセンター及び有馬図書館	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
本郷コミュニティセンター	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
社家コミュニティセンター	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
下今泉コミュニティセンター	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
勝瀬文化センター	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
国分寺台文化センター	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
北部公園体育館	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
えびな市民活動センター（ビナレッジ）	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
海老名小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
柏ケ谷小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
東柏ケ谷小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
上星小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
有鹿小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
中新田小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024
大谷小学校	ANKER SOLIX C1000 Gen2	1550	1024

（３）　地区防災備蓄倉庫　【9】

名　　称	設　置　場　所（所　在　地）	
地区防災備蓄倉庫１	国分逆川団地児童遊園	国分南2-1792-19
地区防災備蓄倉庫２	海老名みずほハイツ立体駐車場東側	大谷北1-6-7
地区防災備蓄倉庫３	えびな団地４号棟東側	中新田2-7-5
地区防災備蓄倉庫４	さつき住宅28号棟北側	さつき町1-7
地区防災備蓄倉庫５	海老名スカイハイツ	下今泉2-2-2
地区防災備蓄倉庫６	柏ケ谷第二児童公園	柏ケ谷4-600-1
地区防災備蓄倉庫７	サンパルク650　Ｃ－５号南側	杉久保北4-3-5
地区防災備蓄倉庫８	柏ケ谷第三公園	東柏ケ谷5-1380-4
地区防災備蓄倉庫９	かしわ台児童公園	柏ケ谷6-703-1

資料４－６　飲料水兼用貯水槽設置場所一覧　　【19箇所・20基】　　（単位は㎥）

設　置　場　所（所　在　地）		容量
海老名市役所	勝瀬175-1	100
柏ケ谷第一児童公園	東柏ケ谷2-1678-5	100
杉久保富谷児童公園	杉久保北4-1711-1	100
東柏ケ谷近隣公園	東柏ケ谷1-1766-3	200
大谷近隣公園	大谷南4-3285-1	100
海老名運動公園	社家4032-1	60
上星小学校	上今泉1-23-1	100
中新田小学校	中新田1-15-1	100
大谷小学校	国分寺台2-13-1	100
有馬小学校	中河内1784	100
社家小学校	社家5-10-1	100
今泉小学校	上今泉2028	100
門沢橋小学校	門沢橋1-19-1	100
杉本小学校	国分北4-10-1	100
海老名中学校	国分南3-11-1	100
海西中学校	さつき町58	100
大谷中学校	大谷南2-10-1	100
県立中央農業高等学校	中新田4-12-1	100
海老名市教育支援センター	中新田392-1	100

資料４－７　地下水利用システム設置場所一覧

名　　称	所　在　地
北部公園体育館（揚水能力　100t/20時間）	上今泉6-14-1

名　　称	設　置　場　所（所　在　地）	
今泉小学校	今泉小学校	上今泉2028
杉本小学校	杉本小学校	国分北4-10-1
海老名中学校	海老名中学校	国分南3-11-1
海西中学校	海西中学校	さつき町58
柏ケ谷中学校	柏ケ谷中学校	柏ケ谷1-13-1
大谷中学校	大谷中学校	大谷南2-10-1
今泉中学校	今泉中学校	上今泉1840
県立中央農業高等学校	県立中央農業高等学校	中新田4-12-1
県立海老名高等学校	県立海老名高等学校	中新田1-26-1
県立有馬高等学校	県立有馬高等学校	社家5-27-1
県立えびな支援学校	県立えびな支援学校	中新田4-5-1
文化会館及び中央図書館	文化会館（南側）	めぐみ町6-1及び7-1
こどもセンター	こどもセンター	中新田377
教育支援センター資機材倉庫	教育支援センター	中新田392-1

※杉久保小学校には、物置型の倉庫に初動対応物品のみ保管。その他の物品に関しては、南部大型防災備蓄倉庫に保管されている。

（２）　防災備蓄倉庫（施設内）　【11】

名　　称	設　置　場　所（所　在　地）	
柏ケ谷コミュニティセンター	柏ケ谷コミュニティセンター ２階　東側	東柏ケ谷2-14-12
勝瀬文化センター	勝瀬文化センター 施設内倉庫等	勝瀬4-40
北部公園体育館	北部公園体育館　１階　北東	上今泉6-14-1
えびな市民活動センター （ビナレッジ）	えびな市民活動センター （ビナレッジ）　１階　北側	さつき町51-2
えびな市民活動センター （ビナスポ）	えびな市民活動センター （ビナスポ）　１階　階段下	さつき町51-2
東柏ケ谷近隣公園防災備蓄倉庫	東柏ケ谷近隣公園	東柏ケ谷1-1766-3
県立かながわ農業アカデミー	かながわ農業アカデミー １階講堂ステージ下	杉久保北5-1-1
わかば会館	わかば会館１階	中新田383-1
総合福祉会館	総合福祉会館１階	めぐみ町6-3
県立えびな支援学校	県立えびな支援学校１階体育館	中新田4-5-1
海老名総合病院防災備蓄倉庫	海老名総合病院１階厨房	中央4-16-1

資料４－５　防災備蓄倉庫等設置場所一覧

（１）　防災備蓄倉庫等（アルミ倉庫等）　【50】

名　　称	設　置　場　所（所　在　地）	
海老名市防災備蓄倉庫１	海老名市役所　西（北側）	勝瀬175-1
海老名市防災備蓄倉庫２	海老名市役所　西（南側）	
海老名市防災備蓄倉庫３	消防庁舎	大谷816
海老名市防災備蓄倉庫４	消防署南分署　Ｂ棟前（東側）	上河内175-1
海老名市防災備蓄倉庫５	消防署南分署　Ｂ棟前（西側）	
消防署水防倉庫	消防庁舎	大谷816
消防署北分署防災備蓄倉庫兼水防倉庫	消防署北分署	上今泉6-13-17
消防署南分署防災備蓄倉庫兼水防倉庫	消防署南分署　車庫前	上河内175-1
海老名市資機材倉庫	消防団第７分団敷地内	上今泉2-2842-1
総合体育館	総合体育館	社家4032-1
災害救援ボランティアセンター	文化会館（北側）	めぐみ町6-1
柏ケ谷コミュニティセンター	柏ケ谷第一児童公園	東柏ケ谷2-1678-5
大谷コミュニティセンター	大谷近隣公園	大谷南4-3285-1
中新田コミュニティセンター	中新田コミュニティセンター	中新田2-16-14
上今泉コミュニティセンター	上今泉コミュニティセンター	上今泉1-5-32
国分コミュニティセンター	国分コミュニティセンター	国分南4-14-1
杉久保コミュニティセンター	杉久保コミュニティセンター	杉久保北2-18-15
門沢橋コミュニティセンター及び有馬図書館	門沢橋小学校（北側）	門沢橋1-19-1
本郷コミュニティセンター	本郷コミュニティセンター	本郷4626-1
社家コミュニティセンター	社家コミュニティセンター	社家3-18-1
下今泉コミュニティセンター	下今泉コミュニティセンター	下今泉1-17-55
勝瀬文化センター	勝瀬文化センター	勝瀬4-40
国分寺台文化センター	国分寺台第二児童公園	国分寺台2-5417-48
海老名小学校	海老名小学校	国分南3-12-3
柏ケ谷小学校	柏ケ谷小学校	柏ケ谷2-6-1
東柏ケ谷小学校	東柏ケ谷小学校	東柏ケ谷6-9-7
上星小学校	上星小学校	上今泉1-23-1
有鹿小学校	有鹿小学校	河原口3-13-1
中新田小学校	中新田小学校	中新田1-15-1
大谷小学校	大谷小学校	国分寺台2-13-1
有馬小学校及び有馬中学校	有馬小学校	中河内1784
社家小学校	社家小学校	社家5-10-1
門沢橋小学校	門沢橋小学校（南側）	門沢橋1-19-1
杉久保小学校	杉久保小学校　※	杉久保北4-4-1
杉久保富谷児童公園資機材倉庫	杉久保富谷児童公園	杉久保北4-1711-1

No.	設置場所	出力 (kVA)	燃費 (ℓ/ｈ)	容量 (ℓ)	燃料
31	門沢橋小学校	8	5.7	30	軽油
32	杉久保小学校	8	5.7	30	軽油
33	今泉小学校	8	5.7	30	軽油
34	杉本小学校	8	5.7	190	軽油
35	海老名中学校	8	5.7	190	軽油
36	海西中学校	8	5.7	190	軽油
37	柏ケ谷中学校	8	5.7	30	軽油
38	大谷中学校	8	5.7	190	軽油
39	今泉中学校	8	5.7	190	軽油
40	えびな市民活動センター（ビナスポ）	250	58	950	軽油
41	総合福祉会館	130	31.5	990	軽油
42	わかば会館	35	16.4	390	軽油
43	わかば会館	75	16.6	75	軽油
44	文化会館（大ホール）	250	58	490	軽油
45	文化会館（小ホール）	130	30	95	軽油
46	中央図書館	50	12.5	950	軽油
47	医療センター	250	57.6	950	軽油
48	こどもセンター	100	26.5	490	軽油
49	食の創造館	200	49	950	軽油
50	総合体育館	200	50.4	490	軽油
51	運動公園管理事務所	55	13.8	35	軽油
52	地下駐車場	200	50	150	軽油
53	北部大型防災備蓄倉庫	24	9.6	190	軽油
54	中部大型防災備蓄倉庫	24	9.6	190	軽油
55	南部大型防災備蓄倉庫	24	9.6	190	軽油

資料４－３　今里給油所

所在地	敷地面積	備蓄燃料（最大）		
		ガソリン	軽油	灯油
今里一丁目３番45号	1416.78 ㎡	20,000ℓ	40,000ℓ	20,000ℓ

資料４－４　災害時医療救護関連施設の非常用発電設備一覧

設置場所	出力 (kVA)	燃費 (ℓ/ｈ)	容量 (ℓ)	燃料
海老名総合病院	750	162	1,950	Ａ重油
湘陽かしわ台病院	80	20.6	500	軽油
さがみ野中央病院	30	71.7	5,700	Ａ重油
腎健クリニック	500	102.7	950	軽油

資料４－１　大型防災備蓄倉庫設置場所一覧

名　　称	所　在　地	面　　積	設置年月日
北部大型防災備蓄倉庫	上今泉1-23-2	280.0㎡	平成23年12月６日
中部大型防災備蓄倉庫	大谷北1-5-1	287.5㎡	平成24年11月22日
南部大型防災備蓄倉庫	杉久保北4-11-14	289.0㎡	平成25年12月10日

資料４－２　非常用発電設備一覧

No.	設置場所	出力 (kVA)	燃費 (ℓ/ｈ)	容量 (ℓ)	燃料
1	市役所　本庁舎	300	61	990	灯油
2	市役所　西棟	30	10	190	軽油
3	海老名市消防署	115	30	500	軽油
4	海老名市消防署　北分署	70	21	950	軽油
5	海老名市消防署　南分署	10	5.7	30	軽油
6	海老名市消防署　西分署	47	15	28	軽油
7	海老名市今里給油所	50	8.6	130	軽油
8	柏ケ谷コミュニティセンター	24	9.6	190	軽油
9	大谷コミュニティセンター	24	9.6	190	軽油
10	中新田コミュニティセンター	24	9.6	190	軽油
11	上今泉コミュニティセンター	24	9.6	190	軽油
12	国分コミュニティセンター	24	9.6	190	軽油
13	杉久保コミュニティセンター	24	9.6	190	軽油
14	門沢橋コミュニティセンター	24	9.6	190	軽油
15	本郷コミュニティセンター	24	9.6	190	軽油
16	社家コミュニティセンター	24	9.6	190	軽油
17	下今泉コミュニティセンター	24	9.6	190	軽油
18	勝瀬文化センター	24	9.6	190	軽油
19	国分寺台文化センター	35	9.6	190	軽油
20	北部公園体育館	47.5	14	950	軽油
21	えびな市民活動センター（ビナレッジ）	220	52	990	軽油
22	海老名小学校	8	5.7	190	軽油
23	柏ケ谷小学校	8	5.7	30	軽油
24	東柏ケ谷小学校	8	5.7	30	軽油
25	上星小学校	8	5.7	30	軽油
26	有鹿小学校	8	5.7	190	軽油
27	中新田小学校	8	5.7	190	軽油
28	大谷小学校	8	5.7	190	軽油
29	有馬小学校	15	5.7	190	軽油
30	社家小学校	8	5.7	190	軽油

資料３－４　災害時優先電話一覧

設　置　場　所	電話番号	設　置　場　所	電話番号
海老名市役所（１階）	233-7976	上星小学校	232-3759
海老名市役所（３階）	235-7018	有鹿小学校	231-2452
海老名市役所（５階）	235-4400	中新田小学校	231-2144
消防本部（２階）	231-1689	大谷小学校	231-2563
消防本部（２階）	231-5153	有馬小学校	238-3269
消防署北分署	231-5510	社家小学校	238-3255
消防署南分署	238-0181	門沢橋小学校	238-3256
消防署西分署	234-2850	杉久保小学校	238-3267
海老名市文化会館	232-3231	今泉小学校	232-3744
海老名市医療センター	231-1912	杉本小学校	233-6299
わかば学園	235-2703	海老名中学校	231-3415
海老名市障害者第二デイサービスセンター	233-0333	有馬中学校	238-3261
柏ケ谷保育園	231-0103	海西中学校	232-8056
門沢橋保育園	238-3231	柏ケ谷中学校	233-6320
中新田保育園	232-3259	大谷中学校	233-6309
上河内保育園	239-3601	今泉中学校	233-6484
海老名小学校	231-2186	中央図書館	231-5152
柏ケ谷小学校	231-2152	教育支援センター	232-1011
東柏ケ谷小学校	232-3845		

No.	設置場所		設置箇所
	建物名	所在地	
37	えびな市民活動センター（ビナスポ）	さつき町51－21	１Ｆピンク電話カウンター
38	かながわ農業アカデミー	杉久保北5-1-1	１階　玄関右側
39	県立有馬高等学校	社家5-27-1	体育館事務室
40	県立中央農業高等学校	中新田4-12-1	体育館入口
41	県立海老名高等学校	中新田1-26-1	体育館２階入口
42	県立えびな支援学校	中新田4-5-1	１階　事務室

資料３－３　災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所一覧

No.	設置場所		設置箇所
	建物名	所在地	
1	柏ケ谷コミュニティセンター	東柏ケ谷2-4-12	玄関ホール
2	大谷コミュニティセンター	大谷南4-21-1	事務室
3	中新田コミュニティセンター	中新田2-16-14	事務室
4	上今泉コミュニティセンター	上今泉1-5-32	玄関ホール
5	国分コミュニティセンター	国分南4-14-1	玄関ホール
6	杉久保コミュニティセンター	杉久保北2-18-15	事務室
7	門沢橋コミュニティセンター	門沢橋1-20-41	ラウンジ
8	本郷コミュニティセンター	本郷4626-1	玄関ホール
9	社家コミュニティセンター	社家3-18-1	玄関ホール
10	下今泉コミュニティセンター	下今泉1-17-55	事務室
11	勝瀬文化センター	勝瀬4-40	玄関ホール
12	国分寺台文化センター	国分寺台2-10-23	１階　ロビー
13	北部公園体育館	上今泉6-14-1	１階出入口付近
14	えびな市民活動センター（ビナレッジ）	さつき町51-2	１階　ロビー
15	海老名小学校	国分南3-12-3	体育館
16	柏ケ谷小学校	柏ケ谷2-6-1	体育館
17	東柏ケ谷小学校	東柏ケ谷6-9-7	体育館
18	上星小学校	上今泉1-23-1	体育館
19	有鹿小学校	河原口3-13-1	体育館
20	中新田小学校	中新田1-15-1	体育館
21	大谷小学校	国分寺台2-13-1	体育館
22	有馬小学校及び有馬中学校	中河内1784	有馬小学校体育館
23	社家小学校	社家5-10-1	体育館
24	門沢橋小学校	門沢橋1-19-1	体育館
25	杉久保小学校	杉久保北4-4-1	体育館
26	今泉小学校	上今泉2028	体育館
27	杉本小学校	国分北4-10-1	体育館
28	海老名中学校	国分南3-11-1	体育館
29	海西中学校	さつき町58	体育館
30	柏ケ谷中学校	柏ケ谷1-13-1	体育館
31	大谷中学校	大谷南2-10-1	体育館
32	今泉中学校	上今泉1840	体育館
33	総合福祉会館	めぐみ町6-3	玄関ホール
34	わかば会館	中新田383-1	玄関ホール
35	文化会館	めぐみ町6-1	待合室
36	こどもセンター	中新田377	玄関ホール

（３）　車両設置型無線機　【38】

無線番号	局番号帳名称	車両所管課	車番
１７０	危機車両１	危機管理課　危機対処型起震車	相模　800　せ　2438
１７１	危機車両２	危機管理課　防災２	相模　100　せ　5460
１７２	危機車両３	財産・車両課　26号車	相模　480　ち　4186
２７０	消防車両１	警防課　指導１	相模　800　す　2160
２７１	消防車両２	警防課　作業１	相模　800　す　6983
３７０	避難車両１	財産・車両課　１号車	相模　580　こ　4164
３７１	避難車両２	財産・車両課　３号車	相模　581　え　3005
３７２	避難車両３	財産・車両課　２号車	相模　581　あ　5972
３７３	避難車両４	財産・車両課　18号車	相模　502　の　9085
３７４	避難車両５	教育総務課　　Ｃ９号車	相模　580　く　1561
３７５	避難車両６	教育総務課　　C17号車	相模　400　ぬ　1968
３７６	避難車両７	教育総務課・文化財　C18号車	相模　480　ち　4185
３７７	避難車両８	就学支援課　C10号車	相模　581　さ　3066
３７８	避難車両９	就学支援課　C11号車	相模　581　さ　3067
３７９	避難車両１０	就学支援課　Ｃ５号車	相模　581　あ　7806
４７０	応急車両１	道路管理課　38号車	相模　800　す　1230
４７１	応急車両２	道路管理課　37号車	相模　800　す　2790
４７２	応急車両３	道路管理課　36号車	相模　480　く　8602
４７３	応急車両４	道路管理課　58号車	相模　100　す　7256
４７４	応急車両５	財産・車両課　６号車	相模　480　き　9718
４７５	応急車両６	下水道課　16号車	相模　480　た　3593
４７６	応急車両７	下水道課　15号車	相模　480　そ　6167
５７０	輸送車１	財産・車両課　10号車	相模　480　え　8301
５７１	輸送車２	財産・車両課　44号車	相模　400　に　6097
５７３	輸送車３	財産・車両課　50号車	相模　400　と　7855
５７４	輸送車４	財産・車両課　19号車	相模　580　よ　5292
５７５	輸送車５	財産・車両課　31号車	相模　400　た　6276
５７６	輸送車６	財産・車両課　30号車	相模　400　ぬ　1967
５７７	輸送車７	財産・車両課　60号車	相模　400　つ　887
５７８	輸送車８	財産・車両課　59号車	相模　400　ち　2627
５７９	輸送車９	財産・車両課　46号車	相模　400　な　7316
５８０	輸送車１０	財産・車両課　22号車	相模　400　に　4125
５８１	輸送車１１	財産・車両課　８号車	相模　480　せ　3078
５８２	輸送車１２	財産・車両課　45号車	相模　400　ぬ　1658
５８３	輸送車１３	資源対策課	相模　131　ぬ　23
５８４	輸送車１４	資源対策課	相模　800　す　1751
６７０	医療車両１	福祉政策課　39号車	相模　502　も　6167
６７１	医療車両２	こども育成課　C25号車	相模　580　か　5407

（２）　携帯型無線機　【22】

無線番号	局番号帳名称	設　置　場　所
１５０	市長車携帯	市長車両
１５１	危機携帯１	危機管理課
１５２	危機携帯２	危機管理課
１５３	危機携帯３	危機管理課
１５４	危機携帯４	危機管理課
１５５	危機携帯５	危機管理課
１５６	危機携帯６	危機管理課
１５７	危機携帯７	危機管理課
１５８	危機携帯８	危機管理課
２５０	消防署携帯	消防署
３５０	補完携帯１	社家コミセン（中央農業高校分）
３５１	補完携帯２	中新田コミセン（海老名高校分）
３５２	補完携帯３	門沢橋コミセン（有馬高校分）
３５３	補完携帯４	杉久保コミセン（農業アカデミー分）
４５０	応急携帯１	道路管理課
４５１	応急携帯２	道路管理課
４５２	応急携帯３	道路管理課
４５３	応急携帯４	都市計画課
４５４	応急携帯５	都市計画課
４５５	応急携帯６	都市計画課
６５０	ビナスポ	医療センター（ビナスポ分）
７５０	第４施設群	陸上自衛隊座間駐屯地

無線番号	局番号帳名称	設　置　場　所
６１２	かっぱ堂	障害者第二デイサービスセンター（かっぱ堂）
６１３	あきば	障害者第三デイサービスセンター（あきば）
６１４	えびな支援	えびな支援学校
６１５	柏ケ谷保育	柏ケ谷保育園
６１７	中新田保育	中新田保育園
６１８	―	―
６１９	門沢橋保育	門沢橋保育園
６２０	上河内保育	上河内保育園
７００	相鉄海老名	相鉄海老名駅
７０１	小田急電鉄	小田急海老名駅
７０２	ＪＲ海老名	ＪＲ海老名駅
７０３	アツギ株	アツギ（株）
７０４	コカコーラ	コカ・コーラ　ボトラーズジャパン（株）海老名工場
７０５	ＩＪＴＴ	（株）ＩＪＴＴ　海老名工場
７０６	ＦＦＢＩ	富士フイルムビジネスイノベーション
７０７	メグミルク	雪印メグミルク（株）海老名工場
７０８	リコー	（株）リコーテクノロジーセンター
７０９	日本郵便	日本郵便（株）神奈川西郵便局
７１０	海老総病院	海老名総合病院
７１１	さが中病院	さがみ野中央病院
７１２	湘陽病院	湘陽かしわ台病院
７１３	腎健	腎健クリニック
７１４	海老名警察	海老名警察署
７１５	横国事務所	国土交通省（横浜国道事務所）

無線番号	局番号帳名称	設　置　場　所
３２９	有馬中	有馬中学校
３３０	社家小	社家小学校
３３１	門沢橋小	門沢橋小学校
３３２	杉久保小	杉久保小学校
３３３	今泉小	今泉小学校
３３４	杉本小	杉本小学校
３３５	海老名中	海老名中学校
３３６	海西中	海西中学校
３３７	柏ケ谷中	柏ケ谷中学校
３３８	大谷中	大谷中学校
３３９	今泉中	今泉中学校
３４０	温故館	海老名市温故館
３４１	歴史収蔵館	歴史資料収蔵館
３４２	食の創造館	食の創造館
３４３	教育支援	教育支援センター
４００	応急復旧１	道路管理課
４０１	応急復旧２	都市計画課
４０２	文化会館	文化会館
４０３	中央図書館	中央図書館
４０４	安全安心	えびな安全安心ステーション
５００	物資輸送１	財産・車両課
５０１	物資輸送２	環境政策課
５０２	資源センタ	資源化センター
５０３	美化センタ	美化センター
５０４	高座清掃	高座清掃施設組合
５０５	今里給油所	今里給油所
６００	医療介護１	福祉政策課
６０１	医療介護２	健康推進課
６０２	医療介護３	生活支援課
６０３	医療介護４	地域包括ケア推進課
６０４	医療介護５	障がい福祉課
６０５	医療介護６	保育・幼稚園課
６０６	医療センタ	医療センター
６０７	総合体育館	総合体育館
６０８	福祉会館	総合福祉会館
６０９	生きがい	高齢者生きがい会館
６１０	わかば会館	わかば会館
６１１	レインボー	障害者第一デイサービスセンター （レインボードリーム）

資料３－２　防災行政無線局移動系無線設備（ＭＣＡ無線機）一覧

（１）　半固定型無線機　【97】

無線番号	局番号帳名称	設　置　場　所
１００	危機管理１	危機管理課
１０１	危機管理２	市庁舎放送室
１０２	北部大型	北部大型防災備蓄倉庫
１０３	中部大型	中部大型防災備蓄倉庫
１０４	南部大型	南部大型防災備蓄倉庫
１０５	危機管理３	市役所庁舎放送室
２００	消防本部	警防課
２０１	消防災対室	消防災害対策室
２０２	消防北分署	消防署北分署
２０３	消防南分署	消防署南分署
２０４	消防西分署	消防署西分署
３００	避難所１	地域づくり課
３０１	柏ケ谷コミ	柏ケ谷コミュニティセンター
３０２	大谷コミ	大谷コミュニティセンター
３０３	中新田コミ	中新田コミュニティセンター
３０４	上今泉コミ	上今泉コミュニティセンター
３０５	国分コミ	国分コミュニティセンター
３０６	杉久保コミ	杉久保コミュニティセンター
３０７	門沢橋コミ	門沢橋コミュニティセンター
３０８	本郷コミ	本郷コミュニティセンター
３０９	社家コミ	社家コミュニティセンター
３１０	下今泉コミ	下今泉コミュニティセンター
３１１	勝瀬文化	勝瀬文化センター
３１２	国分寺文化	国分寺台文化センター
３１３	北部体育館	北部公園体育館
３１４	ビナレッジ	えびな市民活動センター（ビナレッジ）
３１５	運動公園	運動公園管理事務所
３２０	避難所２	教育総務課
３２１	海老名小	海老名小学校
３２２	柏ケ谷小	柏ケ谷小学校
３２３	東柏ケ谷小	東柏ケ谷小学校
３２４	上星小	上星小学校
３２５	有鹿小	有鹿小学校
３２６	中新田小	中新田小学校
３２７	大谷小	大谷小学校
３２８	有馬小	有馬小学校

管理番号	所　在　地	目　　標	スピーカー	アンサーバック
149	上今泉1840	今泉中学校	●	●
150	めぐみ町6-1	海老名市文化会館　北側	―	●
151	中新田4-12-1	県立中央農業高等学校	―	●
152	門沢橋6-369-4	西湘運輸　西側	●	―
153	国分南3-12-3	海老名小学校	―	●
154	中新田377	えびなこどもセンター	―	●
155	中新田1-26-1	県立海老名高等学校	―	●
156	杉久保北4-4-1	杉久保小学校	―	●
157	上今泉1-23-1	上星小学校	―	●
158	本郷4601	有馬中学校	―	●
159	勝瀬4-40	勝瀬文化センター	―	●
160	国分寺台2-10-23	国分寺台文化センター	―	●
161	中野1-2-2	第13分団器具置場	●	―
162	柏ケ谷5-238-10	柏ケ谷緑地	●	―
163	国分南2-1634-19	国分第三児童公園	●	―
164	杉久保北5-1-1	県立かながわ農業アカデミー	―	●
165	社家5-27-1	県立有馬高等学校	―	●
166	上今泉1-23-2	北部大型防災備蓄倉庫	―	●
167	河原口4-878-6	河原口御手作公園	●	

管理番号	所　在　地	目　　標	スピーカー	アンサーバック
112	上今泉6-286-2	産川せせらぎ公園　西側	●	―
113	東柏ケ谷2-1707-3	東京電力株式会社　大塚変電所　西側	●	―
114	社家6-87-1	旧社家小町広場	●	―
115	中新田3-35-1	県相模川左岸土地改良区　土地改良センター	●	―
116	門沢橋2-2138-1	門沢橋第一児童公園	●	―
117	国分北1-3029	国分第二公園	●	―
118	今里2-408-25	今里第一児童遊園	●	―
119	東柏ケ谷5-1380-4	柏ケ谷第三公園	●	―
120	浜田町17-5	大谷小学校　北側	●	―
121	杉久保北3-4907	杉久保釜坂公園　北側	●	―
122	中河内1784	有馬小学校　屋上	●	●
123	今里1-296-2	株式会社　ミヤダイ中央社　北側	●	―
124	さつき町58	海西中学校　屋上	―	●
125	上今泉6-14-1	北部公園体育館	―	●
126	下今泉1-17-55	下今泉コミュニティセンター	―	●
127	国分南4-14-1	国分コミュニティセンター	―	●
128	大谷南4-21-1	大谷コミュニティセンター	―	●
129	中新田2-16-14	中新田コミュニティセンター	―	●
130	杉久保北2-18-15	杉久保コミュニティセンター	―	●
131	本郷4626-1	本郷コミュニティセンター	―	●
132	社家3-18-1	社家コミュニティセンター	●	●
133	門沢橋1-20-41	門沢橋コミュニティセンター	―	●
134	めぐみ町6-3	総合福祉会館	―	●
135	中新田383-1	わかば会館	●	●
136	さつき町51-2	えびな市民活動センター(ビナレッジ) 屋上	●	●
137	中新田3291-12	総合体育館	―	●
138	めぐみ町6-1	海老名市文化会館　南側（備蓄倉庫側）	●	―
139	大谷北1-40-3	大谷第一児童公園	●	―
140	社家5-27-1	県立有馬高校　グラウンド	●	―
141	中央3-3-13	ライオンズマンション海老名　屋上	●	―
142	東柏ケ谷4-1985-81	東柏ケ谷大道付第三公園	●	―
143	東柏ケ谷6-9-7	東柏ケ谷小学校　グラウンド	●	―
144	中新田1-15-1	中新田小学校	●	●
145	柏ケ谷1-13-1	柏ケ谷中学校	●	●
146	上郷2-1-1	県立相模三川公園	●	―
147	国分北2-3332-2	弥生神社　駐車場	●	―
148	本郷4046-1	県畜産技術センター　西側	●	―

管理番号	所　在　地	目　　標	スピーカー	アンサーバック
75	上今泉5-39-1	上今泉神後谷児童公園	●	－
76	東柏ケ谷3-17-38	東柏ケ谷三丁目自治会館	●	－
77	東柏ケ谷1-1524-1	みのわ酒店　北側	●	－
78	下今泉1-1119-100	下今泉第二公園	●	－
79	河原口2-533	安養院　東側	●	－
80	国分寺台2-5580-230	大谷峰橋　北側	●	－
81	大谷南2-3441-1	大谷中学校　西側	●	－
82	－	－	－	－
83	杉久保南3-2357	関東フジタカサービス株式会社　北側	●	－
84	本郷3750	県畜産技術センター	●	－
85	本郷5156	本郷自動車整備工場　北側	●	－
86	門沢橋5-2282-3	門沢橋平泉公園	●	－
87	国分南3-11-1	海老名中学校　屋上	●	●
88	本郷576-4	本郷工業団地内	●	－
89	上今泉1-6-45	星谷児童公園　※アンサーバック設置場所は、上今泉コミュニティセンター	●	●
90	柏ケ谷2-6-1	柏ケ谷小学校　屋上	●	●
91	上今泉2028	今泉小学校　屋上	●	●
92	下今泉2-587-1	ホームセンターくろがねや海老名下今泉店東側	●	－
93	大谷北4-4364-1	コープかながわ大谷店	●	－
94	門沢橋3-1067-4	門沢橋新田第一児童遊園	●	－
95	東柏ケ谷1-29-49	第８分団火の見	●	－
96	大谷南3-4805-4	特別養護老人ホーム　和心　東側	●	－
97	杉久保南1-923	柳田ハイツ　東側	●	－
98	中野3-1908-2	牛村洋蘭　南側	●	－
99	門沢橋6-301	居合橋　南側	●	－
100	下今泉1-2099	メイツ海老名　北側	●	－
101	扇町125	扇町第一公園	●	－
102	社家4014-1	海老名運動公園	●	－
103	社家5-10-1	社家小学校　屋上	●	●
104	本郷6007-1	有馬交番　南側	●	－
105	本郷2298-1	本郷自治会館	●	－
106	中央1-291-3	海老名中央公園西側	●	●
107	国分南4-1350-9	国分宮ノ台児童遊園	●	－
108	国分寺台4-5137-235	国分寺台第四児童公園	●	－
109	大谷南2-10-1	大谷中学校　屋上	●	●
110	河原口4-1109-8	ルアンジュ海老名　北側	●	－
111	国分北3-3360-1	国分第一児童公園	●	－

管理番号	所　在　地	目　　標	スピーカー	アンサーバック
37	―	―	―	―
38	中野2-184-2	中野桜野児童遊園	●	―
39	門沢橋1-19-1	門沢橋小学校　屋上	●	●
40	門沢橋4-2166-1	渋谷神社　南側	●	―
41	本郷2839-1	株式会社　毎日新聞首都圏センター　北側	●	―
42	本郷472	根公民館	●	―
43	本郷1240-6	居合公民館	●	―
44	大谷816	消防署本署　訓練塔	●	―
45	国分南3-28-10	ひさご塚公園　北側	●	―
46	望地1-177-31	望地道下公園	●	―
47	国分南2-1613-5	国分やまに平児童遊園	●	―
48	国分北1-3117-3	竹の子広場　北側	●	―
49	大谷北4-4786	横須賀市水道道	●	―
50	杉久保北3-1297-1	杉久保小学校　北側	●	―
51	中新田2-69-1	海老名警察署海西交番　東側	●	―
52	今里3-143-2	ふれあい公園	●	―
53	河原口3-13-1	有鹿小学校　屋上	●	●
54	―	―	―	―
55	下今泉3-295-5	有限会社　石室もやし店　北側	●	―
56	上今泉5-8-1	上今泉第一児童公園	●	―
57	柏ケ谷5-219	伊勢下村橋　東側	●	―
58	杉久保南5-2696-1	有限会社　金庫屋　西側	●	―
59	社家3-1120	みなみ幼稚園　西側	●	―
60	門沢橋6-183	神部バラ園　西側	●	―
61	本郷5014	下河内公民館	●	―
62	本郷3255-2	新宿公民館	●	―
63	国分北3-3649-217	大松原第三児童遊園	●	―
64	東柏ケ谷2-1303-7	相模鉄道　さがみ野駅南口（東側）	●	―
65	東柏ケ谷6-9-7	東柏ケ谷小学校（校舎側）	●	●
66	中野1-413	株式会社　市川米穀　東側	●	―
67	柏ケ谷4-5	東建ニューハイツ海老名	●	―
68	中新田4-1226	上台ノ原公園	●	―
69	国分北1-437-4	国分尼寺公園	●	―
70	杉久保北4-1711-1	杉久保富谷児童公園	●	―
71	国分南1-1890	史跡相模国分寺跡　北側	●	―
72	中央1-18-1	ビナウォーク６番館駐車場屋上	●	―
73	門沢橋2-22-7	門沢橋保育園	●	―
74	柏ケ谷6-3-1	かしわ台クラルテ　東側	●	―

資料３－１　防災行政無線局同報系無線設備一覧

【140】　【44】

管理番号	所　在　地	目　　標	スピーカー	アンサーバック
1	国分南1-26-11	第１分団火の見	●	－
2	望地2-341-3	望地道上公園	●	－
3	国分北2-3232-1	文化財収蔵庫	●	－
4	国分北1-3074-3	富士エクスプレス株式会社 関東配送センター　西側	●	－
5	国分北4-10-1	杉本小学校　屋上	●	●
6	勝瀬6-27	勝瀬文化センター　東側	●	－
7	国分寺台1-4124-148	国分寺台第一児童公園	●	－
8	国分寺台2-13-1	大谷小学校　屋上	●	●
9	国分寺台3-5344-56	国分寺台樽井児童公園	●	－
10	国分寺台5-5137-123	国分寺台鍛冶返児童遊園	●	－
11	大谷北3-4-27	第２分団火の見	●	－
12	大谷南4-3264-3	大谷近隣公園　西側	●	－
13	中新田2-1549-1	中新田諏訪神社	●	－
14	中新田3-27-22	第３分団火の見	●	－
15	河原口1-351-1	庭司苑　南側	●	－
16	－	－	－	－
17	河原口2-22-23	第４分団火の見	●	－
18	上郷1-15-2	第５分団火の見	●	－
19	下今泉5-8-59	第６分団火の見	●	－
20	上今泉2-1457-1	有限会社　水村建築設計事務所　西側	●	－
21	上今泉2-9-28	第７分団火の見	●	－
22	上今泉4-984-5	上今泉第一児童遊園　北側	●	－
23	上今泉5-28-1	上今泉第三児童公園	●	－
24	上今泉6-39	亀島自然公園　東側	●	－
25	柏ケ谷3-8-4	DAISO海老名かしわ台店	●	－
26	柏ケ谷2-16-1	相模鉄道　かしわ台駅構内（東口側）	●	－
27	東柏ケ谷2-14-12	柏ケ谷コミュニティセンター　屋上	●	●
28	東柏ケ谷6-1439-2	さがみ野中央病院　東側	●	－
29	東柏ケ谷4-2007	株式会社　中村屋　神奈川工場　北側	●	－
30	中河内1153-3	第９分団火の見	●	－
31	杉久保北2-1112	関東緑地土木株式会社　北側	●	－
32	上河内249-2	市営上河内住宅屋上	●	－
33	杉久保南4-2615	椿地蔵　東側	●	－
34	杉久保北5-1-1	県立かながわ農業アカデミー　南側	●	－
35	今里2-399	マルイチストアー　南側	●	－
36	社家2-23-26	法閑寺　西側	●	－

資料８－１　防災情報設備に係る施設の使用に関する協定書（株式会社　リコー　テクノロジーセンター）

防災情報設備に係る施設の使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と、株式会社リコー　テクノロジーセンター（以下「乙」という。）は、防災カメラ及び機器（以下「防災情報設備」という。）の設置及び運用に係る乙の施設の使用に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、防災情報設備の設置及び甲が必要と認めたときに防災情報設備からの情報を収集し、かつ、有効に活用するため、乙の所有する施設の使用について必要な事項を定める。
（設置箇所）
第２条　乙は、防災情報設備の設置箇所を次のとおり提供するものとする。

所在地	海老名市下今泉810番地
設置棟	リコー　テクノロジーセンターＣ棟
設置箇所	仕様書のとおり

（設置箇所の立入り）
第３条　甲が防災情報設備の設置箇所に立ち入る場合は、事前に乙の了承を得てから立ち入るものとする。
２　防災カメラの設置箇所に第三者が立ち入る場合は、甲は事前に書面で乙に連絡し、第三者が立ち入るときは甲及び乙が立ち会うものとする。
（設置等）
第４条　甲は、設計書に基づき乙と協議の上、防災情報設備を設置するものとする。この場合において、設置は、乙の委託により設置箇所を管理するリコークリエイティブサービス株式会社が行うものとする。
２　防災情報設備の設置については、何人も環境負荷の低減に配慮するものとする。
３　甲は、防災情報設備を設置したときは、乙に設置状況等を報告するものとする。
（費用の削減）
第５条　防災情報設備設置に掛かる費用については、極力削減するよう努めるものとする。
（経費等）
第６条　防災情報設備の設置及び設置後に掛かる電気使用料、施設使用料及び保守料の経費は、甲が全て負担するものとする。
２　前項に規定する経費及び支払い方法等については、甲乙協議の上、別途契約書等の締結をもって行うものとする。
（運用）
第７条　設置した防災情報設備の運用は、次のとおりとする。
（１）　市内又は防災情報設備により情報収集が可能な市町村で、火災、地震、風水害又はその他の災害が発生したとき。
（２）　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。
（維持管理）
第８条　設置した防災情報設備の維持管理は、甲が行うものとする。
（報告）
第９条　乙は、防災情報設備を設置した施設に障害が発生し、防災情報設備が使用できなくなった場合は、書面により甲に報告をするものとする。
（移設費用等）
第１０条　甲又は乙は、防災情報設備の移設又は撤去をしようとするときは、これらに掛かる費用等は原則として甲が負担するものとする。ただし、特別な理由がある場合は甲乙協議の上、移設又は撤去する３か月前までに合意契約し、決定するものとする。
（紛争）
第１１条　防災情報設備の設置に伴う紛争（第三者を含む。）については、原則として甲の対応とする。
（協定期間）
第１２条　協定期間は、協定締結の日から平成24年３月31日までとする。
２　協定終了の意思表示は、前項に規定する協定期間満了の１か月前までに双方いずれかが相手方

に対し書面により行うものとする。ただし、双方協定終了の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定期間中の解約）

第１３条　甲又は乙は、協定期間中に本協定の解約を申し出る場合は、書面により解約の手続きを行うものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意を持って協議し、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙押印の上、各１通を保有する。

平成23年12月21日

甲　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　神奈川県海老名市下今泉810番地
株式会社　リコー　テクノロジーセンター
事業所長　小　林　悦　雄

資料８－２　災害時の情報交換に関する協定（国土交通省　関東地方整備局）

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、海老名市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、海老名市内において災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合に、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

（１）　海老名市内で災害が発生又は、発生するおそれがあるとき。

（２）　海老名市災害対策本部が設置されたとき。

（３）　その他甲又は乙が必要とするとき。

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

（１）　一般被害状況に関すること

（２）　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること

（３）　その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　甲は第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、乙の災害対策本部等に甲の情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じて、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印の上各１通を所有する。

平成23年７月25日

甲　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　下　保　　修

乙　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

資料８－３　災害時における施設利用の協力に関する協定書（株式会社サン・ライフサービス）

災害時における施設利用の協力に関する協定書

株式会社サン・ライフサービス（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に緊急消防援助隊、警察、自衛隊、他自治体職員等（以下「応援職員」という。）の広域的な応援を要請した場合において、応援職員が甲の所有する施設を利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第２条　乙が利用できる施設は、次のとおりとする。なお、施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は乙が行うものとする。

（１）　施設名称　ザ・ウイングス海老名

（２）　所在地　　海老名市中央一丁目17番10号

（協力要請）

第３条　乙は、災害時等に応援職員を要請したときは、甲の施設に対し施設の利用について協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により要請するときは、施設利用要請書（第１号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに施設利用要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第４条　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じ、速やかに応援職員を収容できる体制を整え、その措置状況を乙に連絡するものとする。

（実施報告）

第５条　甲は、前条に基づく協力の実施が終了したときは、施設利用報告書（第２号様式）により速やかに報告するものとする。

（利用期間）

第６条　利用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災の状況に応じて甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は宴会サービス課長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第８条　甲が実施した施設利用の協力に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として第５条の報告に基づき甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（物資の支給）

第９条　応援職員が活動するための必要な資機材や食料・生活物資等は、乙が支給するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年５月31日までとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この書面２通作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年６月１日

甲　平塚市馬入本町13番11号
株式会社　サン・ライフサービス
代表取締役社長　比　企　　武

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－４　災害時における広域応援部隊の受入に関する協定書（株式会社　海老名第一ビルディング）

災害時における広域応援部隊の受入に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社海老名第一ビルディング（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における広域応援部隊の受入について次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、災害救助法の適用を受ける大規模な災害が発生したとき、海老名市単独では十分な応急措置ができない場合、広域的な部隊の応援を求め、この応援部隊が被災地で円滑な救助活動などを行うことができるよう予め活動の拠点となる施設を定め災害に対処することを目的とする。
（施設の提供）
第２条　甲は、大規模災害が発生したとき、海老名市地域防災計画の応援要請計画に基づいて、広域緊急援助隊の派遣を知事に要請した場合、その部隊の受入について、乙はその施設を提供するものとする。
（指定場所）
第３条　甲の要請に基づき、派遣された部隊は、乙の施設の海老名プライムタワーを拠点とし、乙の防災担当責任者の指示に従うものとする。
（部隊の規模等）
第４条　派遣される部隊は、100名程度とし、おおむね２週間程度の活動を行い、車輌を伴うものとする。
（経費の負担）
第５条　部隊の受入施設に要した経費等は、甲が負担するものとする。
２　前項の負担について疑義が生じたときは、甲、乙が協議をし、負担すべき額を決定するものとする。
（物資の支給）
第６条　部隊が活動するための必要な資機材や食糧・生活物資等は、甲が支給するものとする。
（通知）
第７条　甲は、広域緊急援助隊の派遣を知事に要請した場合、すみやかに乙に通知するものとする。
（連絡責任者）
第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては海老名市企画部企画課長とし、乙においては、ビル管理部長とする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この書面２通作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成10年４月３日

甲　海老名市勝瀬175番地
　　海老名市長　亀　井　英　一

乙　神奈川県海老名市中央２丁目９番50号
　　株式会社　海老名第一ビルディング
　　代表取締役　陸　宏

資料８－５　広域避難場所としての使用に関する協定書（富士フイルムビジネスイノベーション株式会社　海老名事業所）

災害時等における避難場所としての使用に関する協定書

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社海老名事業所（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における避難場所としての使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙の要請に基づき、市民が一時的に避難できる場所として、甲の所有する施設（以下「施設等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用施設等）

第２条　乙は、災害時等において、施設等を使用することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、次のとおりとする。

No	施設名	使用目的	その他
1	グラウンド	広域避難場所	面積：約20,000㎡
2	駐車場	水害時緊急避難場所 ※水害時緊急避難場所とは、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所をいう。	駐車台数：最大700台 使用期間：原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、乙が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令したときから警戒レベル４「避難指示」を解除したときまでとする。 ※駐車場利用者は、付帯設備として体育館内トイレを利用可能とする。

２　乙は、駐車場を使用するときは、甲に施設等使用要請書（別記様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

３　甲は、前項の規定に基づく乙からの要請があった場合は、一時的に避難できる場所として、駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

（費用負担）

第３条　施設等の使用に伴う使用料、光熱費等の経費については、その都度協議するものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第４条　甲は、施設等の現状を変更し、又は所有権その他の財産権を移転しようとする場合には、事前に乙に通知するものとする。

（施設等の事故等に係る責任）

第５条　施設等を使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任については、甲乙協議の上、決定するものとする。

２　施設等を使用した際に発生した設備の破損・汚損等については、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は富士フイルムビジネスイノベーション株式会社海老名事業所総務チーム長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、締結の日から令和９年３月31日までとする。ただし、有効期間満了の属する月の前月末日までに甲乙とも書面による異議申し立てのない場合は、この協定は、同条件にて１年間更新されるものとし、以降もまた同様とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　乙は、甲が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により甲に損害が生じても、乙はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（疑義等の解決）
第９条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議をして定める。
（特約事項）
第１０条　この協定の成立をもって、平成19年３月23日に甲乙にて締結した「広域避難場所としての使用に関する協定書」は失効するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年３月30日

甲　神奈川県海老名市本郷2274番地
富士フイルムビジネスイノベーション株式会社
海老名事業所
執行役員　海老名事業所長　岡本　昌也

乙　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

資料８－６　災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書（神奈川県立中央農業高等学校）

災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書

神奈川県立中央農業高等学校（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における避難者等の施設使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市内に地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、避難を余儀なくされた者の避難施設並びに交通機関の一時停止等による帰宅困難者及び駅滞留者の一時滞在施設（以下「避難施設等」という。）として、甲の管理する施設（以下「施設」という。）を乙が使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　乙が災害時等に使用できる施設は、原則として体育館とし、乙は、これ以外の施設を使用する場合は、甲の了承を得てから使用できるものとする。なお、乙が使用できる施設の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

（施設の安全確認等）

第３条　災害時等に施設が避難施設等として開設できるか否かについては、甲又は乙が目視により常識的な範囲で施設の周辺・外観、施設内の安全を確認して判断するものとする。なお、乙は、施設の実質的な診断を必要と認めるときは、速やかに海老名市応急危険度判定士を派遣するものとする。

（使用対象者）

第４条　災害時等に避難施設等として開設した施設を使用することのできる者は、甲又は乙が避難施設等に収容する必要があると認めた避難を余儀なくされた者、帰宅困難者及び駅滞留者（以下「避難者等」という。）とする。

（要請及び措置）

第５条　乙は、災害時等に避難者等を収容する必要があると認めた場合は、甲に対し避難者等の人数その他必要な情報を文書又は電話その他これらに類する方法により連絡し、施設を使用することについて要請するものとする。

２　甲は、乙から前項に規定する要請があった場合は、使用できる施設及び収容可能人数を示し、速やかに避難者等を収容できる体制を整え、その措置事項を乙に連絡するものとする。

３　甲及び乙は、前２項の規定にかかわらず、災害時等に地域住民又は避難者等から施設の使用について要請があった場合は、甲又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができるものとする。

（避難者等の管理）

第６条　施設に収容した避難者等の管理は、甲及び乙が協力して行う。

（使用期間）

第７条　災害時等に施設を使用できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、災害時等の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は副校長とし、乙の連絡責任者は市民協働部地域づくり課長とする。

（使用料）

第９条　施設の使用料は無料とする。ただし、避難者等が使用した電気、ガス及び水道の料金については、教育財産の目的外使用許可取扱要領（神奈川県教育委員会教育長通知　最終改正　令和４年１月４日教施第2180号）第10条に基づき、甲が算出し、甲乙協議の上、決定して乙が負担する。

（原状回復）

第１０条　災害時等に避難者等が施設を使用し、その責により、施設に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（情報の共有）

第１１条　甲及び乙は、災害時等及び平時において、次のとおり情報を共有するものとする。なお、連絡手段については、文書又は電話その他これらに類する方法とする。

（１）　甲及び乙は、災害時等に甲又は乙の判断により施設を使用する場合は、その旨の情報を報告し、共有すること。

（２）　甲は、災害時等の施設において、職員及び生徒が在校している場合は、職員及び生徒の安否状況並びに帰宅することが困難な職員及び生徒の人数その他必要な情報を乙に報告し、共有すること。

（３）　甲は、施設の増改築等により、施設が使用できない場合は、事前にその期間を乙に報告し、情報を共有すること。
（４）　甲は、施設の増改築等により、施設の面積又は収容可能人数に変更が生じたときは、乙に報告するとともに、第２条に規定する別紙を修正し、情報を共有すること。
（５）　その他災害時等及び平時において、甲及び乙は必要な情報の共有に努めること。

（有効期間）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年６月30日までとする。

２　甲及び乙は、同年４月１日から同年６月30日までの間に、本協定の更新の意思を確認し、更新する場合は、本協定の内容、使用できる施設、連絡責任者等を甲乙協議の上、決定し、更新するものとする。

（協議事項等）

第１３条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年７月１日

甲　海老名市中新田四丁目12番１号
神奈川県立中央農業高等学校
校長　岩　崎　秀　太

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別紙　略

資料８－７　災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書（神奈川県立海老名高等学校）

災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書

神奈川県立海老名高等学校（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における避難者等の施設使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市内に地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、避難を余儀なくされた者の避難施設並びに交通機関の一時停止等による帰宅困難者及び駅滞留者の一時滞在施設（以下「避難施設等」という。）として、甲の管理する施設（以下「施設」という。）を乙が使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　乙が災害時等に使用できる施設は、原則として体育館とし、乙は、これ以外の施設を使用する場合は、甲の了承を得てから使用できるものとする。なお、乙が使用できる施設の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

（施設の安全確認等）

第３条　災害時等に施設が避難施設等として開設できるか否かについては、甲又は乙が目視により常識的な範囲で施設の周辺・外観、施設内の安全を確認して判断するものとする。なお、乙は、施設の実質的な診断を必要と認めるときは、速やかに海老名市応急危険度判定士を派遣するものとする。

（使用対象者）

第４条　災害時等に避難施設等として開設した施設を使用することのできる者は、甲又は乙が避難施設等に収容する必要があると認めた避難を余儀なくされた者、帰宅困難者及び駅滞留者（以下「避難者等」という。）とする。

（要請及び措置）

第５条　乙は、災害時等に避難者等を収容する必要があると認めた場合は、甲に対し避難者等の人数その他必要な情報を文書又は電話その他これらに類する方法により連絡し、施設を使用することについて要請するものとする。

２　甲は、乙から前項に規定する要請があった場合は、使用できる施設及び収容可能人数を示し、速やかに避難者等を収容できる体制を整え、その措置事項を乙に連絡するものとする。

３　甲及び乙は、前２項の規定にかかわらず、災害時等に地域住民又は避難者等から施設の使用について要請があった場合は、甲又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができるものとする。

（避難者等の管理）

第６条　施設に収容した避難者等の管理は、甲及び乙が協力して行う。

（使用期間）

第７条　災害時等に施設を使用できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、災害時等の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は副校長とし、乙の連絡責任者は市民協働部地域づくり課長とする。

（使用料）

第９条　施設の使用料は無料とする。ただし、避難者等が使用した電気、ガス及び水道の料金については、教育財産の目的外使用許可取扱要領（神奈川県教育委員会教育長通知　最終改正　令和４年１月４日　教施第2180号）第10条に基づき、甲が算出し、甲乙協議の上、決定して乙が負担する。

（原状回復）

第１０条　災害時等に避難者等が施設を使用し、その責により、施設に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（情報の共有）

第１１条　甲及び乙は、災害時等及び平時において、次のとおり情報を共有するものとする。なお、連絡手段については、文書又は電話その他これらに類する方法とする。

（１）　甲及び乙は、災害時等に甲又は乙の判断により施設を使用する場合は、その旨の情報を報告し、共有すること。

（２）　甲は、災害時等の施設において、職員及び生徒が在校している場合は、職員及び生徒の安否状況並びに帰宅することが困難な職員及び生徒の人数その他必要な情報を乙に報告し、共有すること。

（３）　甲は、施設の増改築等により、施設が使用できない場合は、事前にその期間を乙に報告し、情報を共有すること。
（４）　甲は、施設の増改築等により、施設の面積又は収容可能人数に変更が生じたときは、乙に報告するとともに、第２条に規定する別紙を修正し、情報を共有すること。
（５）　その他災害時等及び平時において、甲及び乙は必要な情報の共有に努めること。

（有効期間）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年６月30日までとする。

２　甲及び乙は、同年４月１日から同年６月30日までの間に、本協定の更新の意思を確認し、更新する場合は、本協定の内容、使用できる施設、連絡責任者等を甲乙協議の上、決定し、更新するものとする。

（協議事項等）

第１３条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年７月１日

甲　海老名市中新田一丁目26番１号
神奈川県立海老名高等学校
校長　多田　由紀恵

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別紙　略

資料８－８　災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書（神奈川県立有馬高等学校）

災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書

神奈川県立有馬高等学校（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における避難者等の施設使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市内に地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、避難を余儀なくされた者の避難施設並びに交通機関の一時停止等による帰宅困難者及び駅滞留者の一時滞在施設（以下「避難施設等」という。）として、甲の管理する施設（以下「施設」という。）を乙が使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　乙が災害時等に使用できる施設は、原則として体育館とし、乙は、これ以外の施設を使用する場合は、甲の了承を得てから使用できるものとする。なお、乙が使用できる施設の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

（施設の安全確認等）

第３条　災害時等に施設が避難施設等として開設できるか否かについては、甲又は乙が目視により常識的な範囲で施設の周辺・外観、施設内の安全を確認して判断するものとする。なお、乙は、施設の実質的な診断を必要と認めるときは、速やかに海老名市応急危険度判定士を派遣するものとする。

（使用対象者）

第４条　災害時等に避難施設等として開設した施設を使用することのできる者は、甲又は乙が避難施設等に収容する必要があると認めた避難を余儀なくされた者、帰宅困難者及び駅滞留者（以下「避難者等」という。）とする。

（要請及び措置）

第５条　乙は、災害時等に避難者等を収容する必要があると認めた場合は、甲に対し避難者等の人数その他必要な情報を文書又は電話その他これらに類する方法により連絡し、施設を使用することについて要請するものとする。

２　甲は、乙から前項に規定する要請があった場合は、使用できる施設及び収容可能人数を示し、速やかに避難者等を収容できる体制を整え、その措置事項を乙に連絡するものとする。

３　甲及び乙は、前２項の規定にかかわらず、災害時等に地域住民又は避難者等から施設の使用について要請があった場合は、甲又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができるものとする。

（避難者等の管理）

第６条　施設に収容した避難者等の管理は、甲及び乙が協力して行う。

（使用期間）

第７条　災害時等に施設を使用できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、災害時等の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は副校長とし、乙の連絡責任者は市民協働部地域づくり課長とする。

（使用料）

第９条　施設の使用料は無料とする。ただし、避難者等が使用した電気、ガス及び水道の料金については、教育財産の目的外使用許可取扱要領（神奈川県教育委員会教育長通知　最終改正　令和４年１月４日教施第2180号）第10条に基づき、甲が算定し、甲乙協議の上、決定して乙が負担する。

（原状回復）

第１０条　災害時等に避難者等が施設を使用し、その責により、施設に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（情報の共有）

第１１条　甲及び乙は、災害時等及び平時において、次のとおり情報を共有するものとする。なお、連絡手段については、文書又は電話その他これらに類する方法とする。

（１）　甲及び乙は、災害時等に甲又は乙の判断により施設を使用する場合は、その旨の情報を報告し、共有すること。

（２）　甲は、災害時等の施設において、職員及び生徒が在校している場合は、職員及び生徒の安否状況並びに帰宅することが困難な職員及び生徒の人数その他必要な情報を乙に報告し、共有すること。

（３）　甲は、施設の増改築等により、施設が使用できない場合は、事前にその期間を乙に報告し、情報を共有すること。

（４）　甲は、施設の増改築等により、施設の面積又は収容可能人数に変更が生じたときは、乙に報告するとともに、第２条に規定する別紙を修正し、情報を共有すること。

（５）　その他災害時等及び平時において、甲及び乙は必要な情報の共有に努めること。

（有効期間）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年６月30日までとする。

２　甲及び乙は、同年４月１日から同年６月30日までの間に、本協定の更新の意思を確認し、更新する場合は、本協定の内容、使用できる施設、連絡責任者等を甲乙協議の上、決定し、更新するものとする。

（協議事項等）

第１３条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年７月１日

甲　海老名市社家五丁目27番１号
神奈川県立有馬高等学校
校長　藤　原　敬　子

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別紙　略

資料８－９　災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書（神奈川県立かながわ農業アカデミー）

災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書

神奈川県立かながわ農業アカデミー（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における避難者等の施設使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市内に地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、避難を余儀なくされた者の避難施設及び交通機関の一時停止等による帰宅困難者の一時滞在施設（以下「避難施設等」という。）として、甲の管理する施設（以下「施設」という。）を乙が使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　乙が災害時等に使用できる施設は、本協定書に添付する別紙に掲げる施設とし、当該施設を使用する場合は、甲の了承を得てから使用できるものとする。

（施設の安全確認等）

第３条　災害時等に施設が避難施設等として開設できるか否かについては、甲又は乙が目視により常識的な範囲で施設の周辺・外観、施設内の安全を確認して判断するものとする。なお、乙は、施設の実質的な診断を必要と認めるときは、速やかに海老名市応急危険度判定士を派遣するものとする。

（使用対象者）

第４条　災害時等に避難施設等として開設した施設を使用することのできる者は、甲又は乙が避難施設等に収容する必要があると認めた避難を余儀なくされた者及び帰宅困難者（以下「避難者等」という。）とする。

（要請及び措置）

第５条　乙は、災害時等に避難者等を収容する必要があると認めた場合は、甲に対し避難者等の人数その他必要な情報を文書又は電話その他これらに類する方法により連絡し、施設を使用することについて要請するものとする。

２　甲は、乙から前項に規定する要請があった場合は、使用できる施設及び収容可能人数を示し、速やかに避難者等を収容できる体制を整え、その措置事項を乙に連絡するものとする。

３　甲は、前２項の規定にかかわらず、災害時等に地域住民又は避難者等から施設の使用について要請があった場合は、甲の判断により、本協定に基づき、施設を避難施設として開設し、避難者等を収容することができるものとする。この場合において、甲は、乙に速やかに電話等により避難施設として開設し、避難者等を収容した旨を連絡するものとする。

（避難者等の管理）

第６条　施設に収容した避難者等の管理は、甲及び乙が協力して行う。

（使用期間）

第７条　災害時等に施設を使用できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、災害時等の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は管理課長とし、乙の連絡責任者は市民協働部地域づくり課長とする。

（使用料）

第９条　施設の使用料は無料とする。ただし、避難者等が使用した電気、ガス及び水道の料金については、甲が算出し、甲乙協議の上、決定して乙が負担する。

（原状回復）

第１０条　災害時等に避難者等が施設を使用し、その責により、施設に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（情報の共有）

第１１条　甲及び乙は、災害時等及び平時において、次のとおり情報を共有するものとする。なお、連絡手段については、文書又は電話その他これらに類する方法とする。

（１）　甲及び乙は、災害時等に甲又は乙の判断により施設を使用する場合は、その旨の情報を報告し、共有すること。

（２）　甲は、災害時等の施設において、職員及び生徒が在校している場合は、職員及び生徒の安否状況並びに帰宅することが困難な職員及び生徒の人数その他必要な情報を乙に報告し、共有すること。

（３）　甲は、施設の増改築等により、施設が使用できない場合は、事前にその期間を乙に報告し、情報を共有すること。
（４）　甲は、施設の増改築等により、施設の面積又は収容可能人数に変更が生じたときは、乙に報告するとともに、第２条に規定する別紙を修正し、情報を共有すること。
（５）　その他災害時等及び平時において、甲及び乙は必要な情報の共有に努めること。

（有効期間）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年６月30日までとする。

２　甲及び乙は、同年４月１日から同年６月30日までの間に、本協定の更新の意思を確認し、更新する場合は、本協定の内容、使用できる施設、連絡責任者等を甲乙協議の上、決定し、更新するものとする。

（協議事項等）

第１３条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年７月１日

甲　海老名市杉久保北五丁目１番１号
神奈川県立かながわ農業アカデミー
校長　室　井　義　広

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別紙　略

資料８－10　災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書（神奈川県立えびな支援学校）

災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書

神奈川県立えびな支援学校（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における避難者等の施設使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市内に地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難を余儀なくされた者のうち、避難所等での生活が困難で福祉的支援が必要な要介護認定者及び障がい者（以下「要配慮者」という。）の福祉避難所として、甲の管理する施設（以下「施設」という。）を乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　乙が災害時等に使用できる施設は、原則として多目的室、生活体験・家庭科室及び屋内体育館とし、乙は、これ以外の施設を使用する場合は、甲の了承を得てから使用するものとする。なお、乙が使用できる施設の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

（施設の安全確認等）

第３条　災害時等に施設が避難施設等として開設できるか否かについては、甲又は乙が目視により常識的な範囲で施設の周辺・外観、施設内の安全を確認して判断するものとする。なお、乙は、施設の実質的な診断を必要と認めるときは、速やかに応急危険度判定士を派遣するものとする。

（使用対象者）

第４条　災害時等に避難施設として開設した施設を使用することができる者は、要配慮者及びその介添者等（以下「避難者等」という。）とする。

（要請及び措置）

第５条　乙は、災害時等に避難者等を収容する必要があると認めた場合は、甲に対しえびな支援学校施設使用要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他これらに類する方法により避難者等の人数その他必要な情報を連絡し、施設を使用することについて要請することができるものとし、後日速やかにえびな支援学校施設使用要請書（第１号様式）により甲に報告するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じ、速やかに避難者等を収容できる体制を整え、迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置事項をえびな支援学校施設使用報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

３　甲及び乙は、第１項の規定にかかわらず、居宅で居住困難となった要配慮者及び市があらかじめ指定する避難所では対応が困難な要配慮者から施設の使用について要請があった場合は、甲又は乙の判断により、本協定に基づき、施設を使用することができるものとする。

（避難者等の管理）

第６条　施設に収容した避難者等の管理は、甲及び乙が協力して行う。

（使用期間）

第７条　災害時等に施設を使用できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、災害時等の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は副校長とし、乙の連絡責任者は保健福祉部障がい福祉課長とする。

（使用料）

第９条　施設の使用料は無料とする。ただし、避難者等が使用した電気、ガス及び水道の料金については、教育財産の目的外使用許可取得要領（神奈川県教育委員会教育長通知　最終改正　令和４年１月４日教施第2180号）第10条に基づき、甲が算出し、甲乙協議の上、決定して乙が負担をする。

（原状回復）

第１０条　災害時等に避難者等が施設を利用し、その責により、施設の損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（情報の共有）

第１１条　甲及び乙は、災害時等及び平時において、次のとおり情報を共有するものとする。なお、連絡手段については、文書又は電話その他これらに類する方法とする。

（１）　甲及び乙は、災害時等に甲又は乙の判断により施設を使用する場合は、その旨の情報を報告し、共有すること。

（２）　甲は、災害時等の施設において、職員及び生徒が在校している場合は、職員及び生徒の安否状況並びに帰宅することが困難な職員及び生徒の人数その他必要な情報を乙に報告し、共有すること。

（３）　甲は、施設の増改築等により、施設が使用できない場合は、事前にその期間を乙に報告し、情報を共有すること。

（４）　甲は、施設の増改築等により、施設の面積又は収容可能人数に変更が生じたときは、乙に報告するとともに、第２条に規定する別紙を修正し、情報を共有すること。

（５）　その他災害時等及び平時において、甲及び乙は必要な情報の共有に努めること。

（有効期間）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年６月30日までとする。

２　甲及び乙は、同年４月１日から同年６月30日までの間に、本協定の更新の意思を確認し、更新する場合は、本協定の内容、使用できる施設、連絡責任者等を甲乙協議の上、決定し、更新するものとする。

（協議事項等）

第１３条　この協定内容について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年７月１日

甲　海老名市中新田四丁目５番１号
神奈川県立えびな支援学校
校長　　高 田　　君 恵

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　　内 野　　優

別記様式　略

資料８－11　災害時における要配慮者等の移送協力に関する協定書（特定非営利活動法人　福祉輸送事業連合会）

令和4年１月31日満了

資料８－12　災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書（株式会社　ハートフルタクシー）

災害時等における要配慮者等の輸送協力に関する協定書

株式会社ハートフルタクシー（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における要配慮者等の輸送協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して避難を必要とする要配慮者等を迅速かつ適切に輸送することについて必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において甲に対し、次の各号に掲げる業務について協力を要請することができる。

（１）　甲が所有する事業用車両による要配慮者等の輸送業務

（２）　その他要配慮者等の輸送に必要な業務

（３）　応急対策を行うための必要な人員及び物資の輸送業務

２　乙は、前項の各号に掲げる協力を甲に要請する場合は、輸送協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに輸送協力要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

２　甲は、前条の要請に基づき乙に協力し、適切な措置を執るとともに、その措置事項を輸送協力報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は株式会社ハートフルタクシー常務取締役とし、乙の連絡責任者は保健福祉部福祉政策課長とする。

（費用の負担及び価格の決定）

第５条　甲が実施した、第２条第１項各号に掲げる業務に要した費用は乙が負担する。

２　乙が負担する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　第２条第１項各号に掲げる業務に従事した者がその責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷等をした場合及び交通事故を生じさせた場合は、甲が加入する自動車賠償責任保険及び任意保険の範囲内で賠償責任を果たすものとする。

（協議事項）

第７条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年11月30日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年12月１日

甲　海老名市国分北四丁目２番３号
株式会社　ハートフルタクシー
代表取締役　飯　田　隆　明

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－13　災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書（株式会社　ユタカトラベル）

災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書

株式会社ユタカトラベル（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して避難を必要とする要配慮者等を迅速かつ適切に移送することについて必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において甲に対し、次の各号に掲げる業務について協力を要請することができる。

（１）　甲が所有する事業用車両による要配慮者等の移送業務

（２）　その他要配慮者等の移送に必要な業務

（３）　応急対策を行うための必要な人員の移送業務

２　乙は、前項の各号に掲げる協力を甲に要請する場合は、移送協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに移送協力要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

２　甲は、前条の要請に基づき乙に協力し、適切な措置を執るとともに、その措置事項を移送協力報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は株式会社ユタカトラベル代表取締役社長とし、乙の連絡責任者は保健福祉部福祉政策課長とする。

（費用の負担及び価格の決定）

第５条　甲が実施した、第２条第１項各号に掲げる業務に要した費用は乙が負担する。

２　乙が負担する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　第２条第１項各号に掲げる業務に従事した者がその責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷等をした場合及び交通事故を生じさせた場合は、甲が加入する自動車賠償責任保険及び任意保険の範囲内で賠償責任を果たすものとする。

（協議事項）

第７条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年11月30日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年12月１日

甲　海老名市大谷587番地の１
株式会社　ユタカトラベル
代表取締役社長　豊　島　洋　次

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－14　災害時等における住民等の移送協力に関する協定書（海湘丸　海老名店）

災害時等における住民等の移送協力に関する協定書

海湘丸海老名店（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における住民等の移送協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の要請に基づき、甲が保有する事業用車両により住民等を移送することに関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　乙は、災害時等において甲に対し、次の各号に掲げる事項について協力要請することができる。
（１）　甲が所有する事業用車両による住民等の移送業務
（２）　その他住民等の移送に必要な業務
２　乙は、前項の各号に掲げる協力を甲に要請する場合は、移送協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに移送協力要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、ほかの業務より優先して協力するものとする。
２　甲は、前条の要請に基づき乙に協力し、適切な措置を執るとともに、その措置事項を移送協力報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。
（連絡責任者）
第４条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海湘丸海老名店店長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。
（費用負担及び価格の決定）
第５条　甲が実施した移送協力に要した費用は、乙が負担するものとする。
２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第６条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年11月30日までとする。
（協議事項）
第７条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年12月１日

甲　海老名市門沢橋二丁目23番５号
海湘丸　海老名店
店長　矢　野　禎　孝

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－15　災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（厚木ホテル協議会）

災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）、海老名市（以下「乙」という。）及び厚木ホテル協議会（以下「丙」という。）は、災害時における要配慮者の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲及び乙が丙の会員の運営する宿泊施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第２条　甲及び乙は、被災した要配慮者及び各市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要配慮者の二次的な避難所として、丙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受託）

第３条　丙は、前条の規定により甲又は乙からの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲又は乙が定めた職員の要請事項、指示に従い業務を行うものとする。

（受入れ期間）

第４条　緊急の受入れを依頼できる期間は、甲、乙及び丙が協議をして調整を図るものとする。

（費用の負担）

第５条　甲及び乙は、要配慮者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

２　前項に規定する１人１日当たりの経費は、災害発生時直前における適正な価格とし、別に定める。

（手続等）

第６条　甲及び乙は、第２条の規定により丙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を丙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）　受入れを要請する要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）　受入れを要請する要配慮者等の身元引受人の住所、氏名、連絡先等

（３）　受入要請期間

（実績報告）

第７条　丙は、要配慮者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲又は乙に報告するものとする。

（事前の協議調整）

第８条　甲、乙及び丙は、本協定締結後、宿泊施設ごとの連絡責任者等について、別に定める実施細目により定めるものとする。

２　丙は、丙の会員又は連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度甲及び乙に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲、乙又は丙から期間満了１か月前までに、書面による別段の意志表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和元年７月９日

甲　厚木市中町３丁目17番17号
　　厚木市長　小　林　常　良

乙　海老名市勝瀬175番地の１
　　海老名市長　内　野　　優

丙　厚木市泉町１丁目１番
　　厚木ホテル協議会長　新　岡　　昇

実施細目　略

資料８－16　災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書（社会福祉法人　星谷会）

災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書

社会福祉法人星谷会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における社会福祉施設の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙が甲の管理する社会福祉施設（以下「施設」という。）を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第２条　乙は、海老名市に住所を有する被災した知的障がい児者（以下「避難者」という。）及びその介添者等の避難施設として、別紙に掲げる施設の提供場所を利用できるものとし、施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は乙が行うものとする。

（要請及び要請事項の措置）

第３条　乙は、災害が発生した場合に避難者を収容する必要があると認めたときは、甲に対し収容可能な人数を確認し、社会福祉施設利用要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに社会福祉施設利用要請書（第１号様式）を提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じ、速やかに避難者を収容できる体制を整え、迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置事項を社会福祉施設利用報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（避難者の管理責任等）

第４条　甲は、乙の要請に基づき、別紙に掲げる施設の提供場所に避難者を収容したときは、避難者の管理は、甲が行うものとする。

（利用期間）

第５条　利用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災の状況に応じて甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は社会福祉法人星谷会理事長とし、乙の連絡責任者は保健福祉部障がい福祉課長とする。

（費用負担）

第７条　甲が実施した社会福祉施設の利用に関する費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条に規定された障害福祉サービスのうち短期入所の規定を準用して甲が算出するものとする。算出に当たっては短期入所の報酬単価と１日当たりの食事の提供に要した費用、光熱水費及びその他日常生活に要した費用を合計した額に利用日数を乗じて得た金額とし、甲乙協議の上、決定する。

３　介添者等を収容した場合の費用については、食事の提供に要した費用、光熱水費及びその他日常生活に要した費用を利用日数に基づき算出し、甲乙協議の上、決定する。

（施設の原状回復）

第８条　避難者及びその介添者等が施設を利用し、その責により施設及び設備に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年５月31日までとする。

（協議事項等）

第１０条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年６月１日

甲　海老名市杉久保南三丁目31番８号
社会福祉法人　星谷会
理事長　河　原　雄　一

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略
別紙　略

資料８－17　災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書（社会福祉法人　中心会）

災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書

社会福祉法人中心会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における社会福祉施設の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙が甲の管理する社会福祉施設（以下「施設」という。）を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第２条　乙は、海老名市に住所を有する被災した要介護認定者及びそれに準ずる高齢者（以下「避難者」という。）の避難施設として、別紙に掲げる施設の提供場所を利用できるものとする。なお、施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は乙が行うものとする。

（要請及び要請事項の措置）

第３条　乙は、災害が発生した場合に避難者を収容する必要があると認めたときは、甲に対し収容可能な施設及び人数を確認し、社会福祉施設利用要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに社会福祉施設利用要請書（第１号様式）を提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じ、速やかに避難者を収容できる体制を整え、迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置事項を社会福祉施設利用報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（避難者の管理責任等）

第４条　甲は、別紙に掲げる施設の提供場所に避難者を収容したときは、甲が避難者の管理を行うものとし、当該管理責任のもと、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話等のサービスを甲が避難者に提供するものとする。

（利用期間）

第５条　利用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災の状況に応じて甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は社会福祉法人中心会理事長とし、乙の連絡責任者は保健福祉部介護保険課長とする。

（費用の負担）

第７条　甲は、第４条に規定するサービスを避難者に提供したときは、介護保険法に定める短期入所療養介護費、食事等、滞在費、日常生活上必要なものの実費相当額を通常のサービス同様に乙に請求し、乙は当該請求に基づき費用を負担するものとする。ただし、エアーマット及び毛布等の寝具は乙が用意するものとする。

（施設の原状回復）

第８条　避難者が施設を利用し、その責により施設及び設備に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年５月31日までとする。

（協議事項等）

第１０条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年６月１日

甲　海老名市上今泉四丁目７番１号
社会福祉法人　中心会
理事長　浦　野　正　男

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略
別紙　略

資料８－18　災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書（社会医療法人　ジャパンメディカルアライアンス）

災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書

社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙が甲の管理する介護老人保健施設（以下「施設」という。）を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第２条　乙は、海老名市に住所を有する被災した要介護認定者及びそれに準ずる高齢者（以下「避難者」という。）の避難施設として、別紙に掲げる施設の提供場所を利用できるものとする。なお、施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は乙が行うものとする。

（要請及び要請事項の措置）

第３条　乙は、災害が発生した場合に避難者を収容する必要があると認めたときは、甲に対し収容可能な人数を確認し、介護老人保険施設利用要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに介護老人保健施設利用要請書（第１号様式）を提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じ、速やかに避難者を収容できる体制を整え、迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置事項を社会福祉施設利用報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（避難者の管理責任等）

第４条　甲は、別紙に掲げる提供場所の空床のある居室に避難者を収容したときは、甲が避難者の管理を行うものとし、当該管理責任のもと、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話等のサービスを甲が避難者に提供するものとする。

（利用期間）

第５条　利用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災の状況に応じて甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は介護老人保健施設アゼリア施設長とし、乙の連絡責任者は保健福祉部介護保険課長とする。

（費用負担）

第７条　甲は、第４条に規定するサービスを避難者に提供したときは、介護保険法に定める短期入所療養介護費、食事等、滞在費、日常生活上必要なものの実費相当額を通常のサービス同様に乙に請求し、乙は当該請求に基づき費用を負担するものとする。

（施設の原状回復）

第８条　避難者が施設を利用し、その責により施設及び設備に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年５月31日までとする。

（協議事項）

第１０条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年６月１日

甲　海老名市河原口1320番地
社会医療法人　ジャパンメディカルアライアンス
理事長　贊　　正　基

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略
別紙　略

資料８－19　災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書（社会福祉法人　ケアネット）

災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書

社会福祉法人ケアネット（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における社会福祉施設の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙が甲の管理する社会福祉施設（以下「施設」という。）を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第２条　乙は、海老名市に住所を有する被災した要介護認定者及びそれに準ずる高齢者（以下「避難者」という。）の避難施設として、別紙に掲げる施設の提供場所を利用できるものとする。なお、施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は乙が行うものとする。

（要請及び要請事項の措置）

第３条　乙は、災害が発生した場合に避難者を収容する必要があると認めたときは、甲に対し収容可能な施設及び人数を確認し、社会福祉施設利用要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに社会福祉施設利用要請書（第１号様式）を提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに避難者を収容できる体制を整え、迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置事項を社会福祉施設利用報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（避難者の管理責任等）

第４条　甲は、別紙に掲げる提供場所のユニット型個室に避難者を収容したときは、避難者の管理責任を甲乙協議の上、決定するものとし、当該管理責任のもと、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話等のサービスを甲が避難者に提供するものとする。

２　甲は、施設のユニット型個室が満床の場合は、別紙に掲げる提供場所を避難者に提供するものとし、当該場所に避難者を収容したときは、乙は介添者と避難者の管理責任を協議の上決定し、当該管理責任のもと、原則として介添者が避難者の日常生活の世話（介護）を行うものとする。

（利用期間）

第５条　利用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災の状況に応じて、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は当該施設の施設長とし、乙の連絡責任者は保健福祉部介護保険課長とする。

（費用の負担）

第７条　甲は、第４条第１項に規定するサービスを避難者に提供したときは、介護保険法に定める短期入所生活介護費、食事等、滞在費、日常生活上必要なものの実費相当額を通常のサービス同様に乙に請求し、乙は当該請求に基づき費用を負担するものとする。

２　甲は、第４条第２項に規定する施設の一部を提供したときは、避難者及びその介添者が利用した水道光熱費、食費、貸与した寝具類等の実費相当額を甲乙協議の上決定し、乙はその費用を負担するものとする。

（施設の原状回復）

第８条　避難者又は介添者が施設を利用し、その責により施設及び設備に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年５月31日までとする。

（協議事項）

第１０条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年６月１日

甲　海老名市河原口1383番地
社会福祉法人　ケアネット
理事長　谷　口　佳　浩

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略
別紙　略

資料８－20　災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書（医療法人　葉梨整形外科）

災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書

医療法人葉梨整形外科（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙が甲の管理する介護老人保健施設（以下「施設」という。）を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第２条　乙は、海老名市に住所を有する被災した要介護認定者及びそれに準ずる高齢者（以下「避難者」という。）の避難施設として、別紙に掲げる施設の提供場所を利用できるものとする。なお、施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は乙が行うものとする。

（要請及び要請事項の措置）

第３条　乙は、災害が発生した場合に避難者を収容する必要があると認めたときは、甲に対し収容可能な人数を確認し、介護老人保健施設利用要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに介護老人保健施設利用要請書（第１号様式）を提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じ、速やかに避難者を収容できる体制を整え、迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置事項を介護老人保健施設利用報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（避難者の管理責任等）

第４条　甲は、別紙に掲げる施設の空床のある療養室に避難者を収容したときは、甲が避難者の管理を行うものとし、当該管理責任のもと、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話等のサービスを甲が避難者に提供するものとする。

（利用期間）

第５条　利用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災の状況に応じて甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は老人保健施設えびな事務長とし、乙の連絡責任者は保健福祉部介護保険課長とする。

（費用の負担）

第７条　甲は、第４条に規定するサービスを避難者に提供したときは、介護保険法に定める短期入所療養介護費、食事等、滞在費、日常生活上必要なものの実費相当額を通常のサービス同様に乙に請求し、乙は当該請求に基づき費用を負担するものとする。

（施設の原状回復）

第８条　避難者が施設を利用し、その責により施設及び設備に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年５月31日までとする。

（協議事項）

第１０条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年６月１日

甲　海老名市柏ケ谷719番地の４
医療法人　葉梨整形外科
理事長　葉　梨　大　輔

乙　海老名市勝瀬175番地の1
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略
別紙　略

資料８－21　災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定書（ＳＯＭＰＯケア株式会社）

災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、ＳＯＭＰＯケア株式会社（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）が、海老名市に住所を有する被災した要介護認定者及びそれに準ずる高齢者（以下「避難者」という。）の避難施設として海老名市に所在する甲の管理する有料老人ホーム（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第２条　乙は、災害が発生した場合に当該施設を避難施設として利用できるものとし、利用できる施設は別紙１に掲げるものとする。なお、当該施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は乙が行うものとする。

（要請及び要請事項の措置）

第３条　乙は、災害が発生した場合に避難者を収容する必要があると認めたときは、施設に対し収容可能な人数を確認し、社会福祉施設利用要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに社会福祉施設利用要請書（第１号様式）を提出するものとする。

２　施設は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じ、速やかに避難者を収容できる体制を整え、迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置事項を社会福祉施設利用報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

３　甲は、業務に支障が及ばない範囲において、甲が所有する事業用車両による避難者等の移送に協力するものとする。

（避難者の管理責任等）

第４条　当該施設に避難者を収容する際に個室を利用する場合は、甲が避難者の管理を行うものとし、当該管理責任の下、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話等のサービスを避難者に提供するものとする。

２　避難者を収容する際に当該施設の個室が満床の場合は、避難者及びその介添者の休養場所としてそれぞれ別紙２に定める場所を提供するものとし、甲は介添者と避難者の管理責任を協議の上、決定し、当該管理責任の下、原則として介添者が避難者の日常生活の世話（介護）を行うものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、前条第１項に規定するサービスを避難者に提供したときは、介護保険法に定める特定施設入居者生活介護サービス費、施設利用料、食事等の要した費用は、乙が負担するものとする。

２　甲は、前条第２項に規定する場所を提供したときは、避難者及びその介添者が利用した光熱水費、食費、貸与した寝具類等の実費相当額を甲乙協議の上、決定し、乙が負担するものとする。

（利用期間）

第６条　施設の利用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災の状況に応じて甲乙協議の上、延期することができるものとする。

（施設の現況復旧）

第７条　避難者が施設を利用し、その責により、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第８条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は当該施設のホーム長とし、乙の連絡責任者は保健福祉部介護保険課長とする。

（協議事項等）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年11月30日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年12月１日

甲　東京都品川区東品川四丁目12番８号
ＳＯＭＰＯケア株式会社
代表取締役社長　鷲　見　隆　充

乙　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略
別紙　略

資料８－22　災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定書（株式会社　ニチイケアパレス）

災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定書

株式会社ニチイケアパレス（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、海老名市に住所を有する被災した要介護認定者及びそれに準ずる高齢者（以下「避難者」という。）の避難施設として海老名市に所在する甲の管理する有料老人ホーム（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第２条　乙は、災害が発生した場合に当該施設を避難施設として利用できるものとし、施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は乙が行うものとする。

（要請及び要請事項の措置）

第３条　乙は、災害が発生した場合に避難者を収容する必要があると認めたときは、甲に対し収容可能な人数を確認し、社会福祉施設利用要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに社会福祉施設利用要請書（第１号様式）を提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じ、速やかに避難者を収容できる体制を整え、迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置事項を社会福祉施設利用報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

３　甲は、業務に支障が及ばない範囲において、甲が所有する事業用車両による避難者等の移送に協力するものとする。

（避難者の管理責任等）

第４条　甲は、別紙に掲げる当該施設の空床のある個室に避難者を収容したときは、甲が避難者の管理を行うものとし、当該管理責任の下、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等のサービスを甲が避難者に提供するものとする。

２　甲は、別表に掲げる当該施設の個室が満床の場合は、避難者及びその介添者の休養場所として１階食堂の一部及び１階コミュニケーションルームを提供するものとし、甲は介添者と避難者の管理責任を協議の上、決定し、当該管理責任の下、原則として介添者が避難者の日常生活の世話（介護）を行うものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、前条第１項に規定するサービスを避難者に提供したときは、介護保険法に定める短期入所生活介護サービス費、滞在費、食事等の要した費用は、乙が負担するものとする。

２　甲は、前条第２項に規定する場所を提供したときは、避難者及びその介添者が利用した光熱水費、食費、貸与した寝具類等の実費相当額を甲乙協議の上、決定し、乙が負担するものとする。

（利用期間）

第６条　施設の利用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災の状況に応じて甲乙協議の上、延期することができるものとする。

（施設の原状回復）

第７条　避難者が施設を利用し、その責により、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第８条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者はニチイホーム海老名　ホーム長とし、乙の連絡責任者は保健福祉部介護保険課長とする。

（協議事項等）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年11月30日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年12月１日

甲　東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地12号
ＮＭＦ駿河台ビル６階
株式会社　ニチイケアパレス
代表取締役社長　秋　山　幸　男

乙　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略
別紙　略

資料８－23　災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書（社会福祉法人あすか福祉会）

災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書

社会福祉法人あすか福祉会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における社会福祉施設の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙が甲の管理する社会福祉施設（以下「施設」という。）を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第２条　乙は、海老名市に住所を有する被災した要介護認定者及びそれに準ずる高齢者（以下「避難者」という。）の避難施設として、別紙に掲げる施設の提供場所を利用できるものとする。なお、施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は乙が行うものとする。

（要請及び要請事項の措置）

第３条　乙は、災害が発生した場合に避難者を収容する必要があると認めたときは、甲に対し収容可能な施設及び人数を確認し、社会福祉施設利用要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに社会福祉施設利用要請書（第１号様式）を提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じ、速やかに避難者を収容できる体制を整え、迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置事項を社会福祉施設利用報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（避難者の管理責任等）

第４条　甲は、別紙に掲げる施設の提供場所に避難者を収容したときは、甲が避難者の管理を行うものとし、当該管理責任のもと、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話等のサービスを甲が避難者に提供するものとする。

（利用期間）

第５条　利用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災の状況に応じて甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は社会福祉法人あすか福祉会特別養護老人ホーム彩美苑施設長とし、乙の連絡責任者は保健福祉部介護保険課長とする。

（費用の負担）

第７条　甲は、第４条に規定するサービスを避難者に提供したときは、介護保険法に定める短期入所療養介護費、食事等、滞在費、日常生活上必要なものの実費相当額を通常のサービス同様に乙に請求し、乙は当該請求に基づき費用を負担するものとする。

（施設の原状回復）

第８条　避難者が施設を利用し、その責により施設及び設備に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年７月３１日までとする。

（協議事項等）

第１０条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年８月１日

甲　長崎県対馬市厳原町田渕933番地
社会福祉法人　あすか福祉会
理事長　素　花　源　之

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略
別紙　略

資料８－24　災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書（小原温泉旅館組合）

災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書

小原温泉旅館組合（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、海老名市に住所を有する避難者（以下「避難者」という。）の広域避難施設として、別表に掲げる甲の組合員が運営する宿泊施設（以下「施設」という。）を利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請及び要請事項の措置）

第２条　乙は、災害時等に避難者を収容する必要があると認めたときは、甲に対し収容可能な人数を確認し、施設利用要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに施設利用要請書（別記様式）を提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じ、速やかに避難者を収容できる体制を整え、その措置状況を乙に連絡するものとする。

（避難者の管理等）

第３条　甲は、施設に避難者を収容したときは、１日３食を基準とした必要最小限のものとし、甲が通常行っている宿泊サービスを避難者に提供するものではない。

（利用期間）

第４条　利用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災の状況に応じて甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（費用の負担）

第５条　甲が実施した施設の提供に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は小原温泉旅館組合長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（施設の原状回復）

第７条　避難者が施設を利用し、その責により施設及び設備に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年11月30日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙とも書面による異議申し立てのない場合は、本協定は同一条件にて１年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年12月１日

甲　宮城県白石市小原字湯元９番地
小原温泉旅館組合
組合長　四　竈　　均

乙　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別表　略
別記様式　略

資料８－25　災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書（鎌先温泉旅館組合）

災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書

鎌先温泉旅館組合（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、海老名市に住所を有する避難者（以下「避難者」という。）の広域避難施設として、別表に掲げる甲の組合員が運営する宿泊施設（以下「施設」という。）を利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請及び要請事項の措置）

第２条　乙は、災害時等に避難者を収容する必要があると認めたときは、甲に対し収容可能な人数を確認し、施設利用要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに施設利用要請書（別記様式）を提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じ、速やかに避難者を収容できる体制を整え、その措置状況を乙に連絡するものとする。

（避難者の管理等）

第３条　甲は、施設に避難者を収容したときは、１日３食を基準とした必要最小限のものとし、甲が通常行っている宿泊サービスを避難者に提供するものではない。

（利用期間）

第４条　利用期間は、原則として30日以内とする。ただし、被災の状況に応じて甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（費用の負担）

第５条　甲が実施した施設の提供に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は鎌先温泉旅館組合長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（施設の原状回復）

第７条　避難者が施設を利用し、その責により施設及び設備に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年11月30日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙とも書面による異議申し立てのない場合は、本協定は同一条件にて１年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年12月１日

甲　宮城県白石市福岡蔵本字鎌先一番48番地
鎌先温泉旅館組合
組合長　一　條　一　平

乙　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別表　略
別記様式　略

資料８－26　災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する覚書（海老名市私立幼稚園協議会）

災害時における乳幼児等の緊急受入れの相互協力に関する覚書

海老名市私立幼稚園協議会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における乳幼児等の緊急受入れの相互協力に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この覚書は、海老名市内において地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、支援が必要とされる乳幼児及びその保護者等（以下「乳幼児等」という。）の緊急受入れの避難施設として、乙が甲に所属する者が管理する施設（以下「施設」という。）を可能な範囲で使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（安全確認）

第２条　甲は、災害が発生した場合は、速やかに施設が安全に使用できるか否かを情報収集し、乳幼児等の受入体制を整えるものとする。

（協力要請及び要請事項の措置）

第３条　乙は、災害時において必要があると認めたときは、甲に対し次の事項について要請をすることができる。

（１）　施設への乳幼児等の緊急受入れの要請

（２）　その他前号の要請に付随した特に必要な事項の要請

２　乙は、前項の規定により要請するときは、乳幼児等緊急避難施設受入要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに乳幼児等緊急避難施設受入要請書（第１号様式）を提出するものとする。

３　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、可能な限り要請事項に応じ、乳幼児等を受入れできる体制を整え、その措置事項を乳幼児等緊急避難施設受入報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（受入期間）

第４条　前条に規定する乙の要請を受けた場合の受入期間は、原則として７日以内とする。

（物資）

第５条　乙は、災害時に備えて、施設に必要な水及び食料（以下「物資」という。）を配備するものとする。この場合において、乙が配備した物資の維持管理は、甲が行うものとする。

２　甲は、災害時において前項に規定する物資が不足することが見込まれるときは、乙に対し必要な物資の供給を要請することができる。

（施設の原状回復）

第６条　災害時に乳幼児等が施設を使用し、その責により施設に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は、海老名市私立幼稚園協議会会長とし、乙の連絡責任者は、幼稚園主管課長とする。

（有効期間）

第８条　この覚書は、締結の日から効力を生じ、令和８年１月31日までとする。

（協議事項）

第９条　この覚書内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。また、別紙「海老名市私立幼稚園協議会所属幼稚園一覧」を各自本書に添付し、保有するものとする。

令和６年２月１日

甲　海老名市社家三丁目11番27号
海老名市私立幼稚園協議会
会長　米　山　　稔

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－27　災害時における施設等の利用協力に関する協定書（株式会社　リコーリコーテクノロジーセンター）

災害時における施設等の利用協力に関する協定書

株式会社リコーリコーテクノロジーセンター（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の利用協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙の要請に基づき、救援物資の一時保管及び仕分けを行う場所として、甲の所有する体育館及びその他関連施設等（以下「施設等」という。）の利用協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設等及び安全確認）

第２条　乙が利用できる施設等の詳細等については、本協定に別紙として添付するものとし、施設等を利用するに当たり、施設等の安全確認は乙が行うものとする。

２　利用できる施設等は、被災状況に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力要請）

第３条　乙は、災害時において、救援物資の受入れが決定し、施設等の利用協力の必要があると認めたときは、甲に対し施設等利用協力要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請するものとし、後日速やかに施設等利用協力要請書（第１号様式）を提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の要請を受けたときは、要請事項に応じて迅速かつ適切な措置を執るとともに、その措置事項を施設等利用協力報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（施設等の利用等）

第４条　施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は甲が指名し、前条第１項の施設等利用協力要請書（第１号様式）等に基づき作成した名簿に記載された者とする。また、利用者は腕章、名札等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

２　利用者が甲の敷地に入出場するときは、北門を利用するものとし、その入出場については、甲が確認するものとする。

（利用期間）

第５条　災害時に施設等を利用できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、救援物資等の集積状況等に応じ、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は甲の総務部署責任者とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担）

第７条　施設等の利用料は無料とする。ただし、施設等の利用に要した電気、ガス及び水道の料金については、甲乙協議の上、乙が負担するものとする。

（原状回復等）

第８条　利用者が施設等を利用し、その責により施設等に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。なお、ごみ等の不要物品が生じた場合も同様とし、乙が回収及び処分するものとする。

（情報の共有）

第９条　甲及び乙は、災害時及び平時において、次のとおり情報を共有するものとする。なお、連絡手段については、文書又は電話その他これらに類する方法とする。

（１）　甲及び乙は、災害時に乙の判断により施設等を利用する場合は、その旨の情報を報告し、共有すること。また、施設等の利用に際し、重大な変更等が生じたときは、その都度相互に連絡を取り、情報の共有に努めること。

（２）　甲は、施設等の増改築等により、施設が使用できない場合は、事前にその期間を乙に報告し、情報を共有すること。

（３）　その他災害時及び平時において、甲及び乙は必要な情報の共有に努めること。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年４月30日までとする。

（協議事項）

第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年５月１日

甲　海老名市泉二丁目７番１号
株式会社　リコーリコーテクノロジーセンター
事業所長　中　田　　克　典

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－28　災害時等における燃料の供給に関する協定（神奈川県石油商業組合高座支部海老名部会）

災害時等における燃料の供給に関する協定書

神奈川県石油商業組合高座支部海老名部会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における燃料の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の要請に基づき、甲が保有する燃料を可能な範囲で供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において、燃料を必要とするときは、甲に対し災害時等燃料供給要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに災害時等燃料供給要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、速やかに要請事項に応じて、燃料の優先供給に協力するとともに、その措置事項を災害時等燃料供給報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙の要請に対し、的確に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（燃料供給の範囲）

第４条　乙が甲に供給を要請する燃料の種類は次のとおりとし、要請時点において甲が供給可能な数量とする。

（１）　ガソリン
（２）　灯油
（３）　軽油
（４）　その他乙が指定する燃料で供給可能なもの

（引渡し）

第５条　燃料の引渡場所は、甲乙協議の上で決定し、乙は当該場所に職員を派遣し、燃料を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は神奈川県石油商業組合高座支部海老名部会長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第７条　甲が燃料の供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正単価を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第８条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することが出来ない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の適用により補償する。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年４月30日までとする。

（協議事項）

第１０条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年５月１日

甲　海老名市河原口一丁目15番３号
神奈川県石油商業組合　高座支部　海老名部会
部会長　奥　津　一　朗

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－29　特設公衆電話設備の設置及び利用・管理等に関する覚書（東日本電信電話株式会社　神奈川支店）

特設公衆電話設備の設置及び利用・管理等に関する覚書

海老名市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社　神奈川支店（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第２条に規定する政令で定める程度の災害又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生したとき（以下「災害時等」という。）に乙の提供する特設公衆電話設備の設置、利用・管理等に関し次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害時等において甲乙協力のもと、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　特設公衆電話設備　甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設することをいう。

（２）　電話機　電話機にモジュラーケーブルを接続した状態をいう。

（３）　特設公衆電話　特設公衆電話設備と電話機を接続し、通信が可能な状態をいう。

（特設公衆電話設備の設置及び情報管理等）

第３条　特設公衆電話設備の設置場所（所在地・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

２　特設公衆電話設備の設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

３　前２項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は、別添「設置場所等情報一覧」により管理するものとし、本覚書に添付する。なお、別添「設置場所等情報一覧」の保管に当たっては、甲乙互いに情報適正利用管理者を指命し、情報適正利用管理者（変更）通知書（第１号様式）をもって相互に通知するものとする。また、情報適正利用管理者に変更があった場合も同様式をもって同様に通知するものとする。

４　甲は、第１項に規定する設置場所又は第２項に規定する設置箇所に変更が生じた場合は、速やかに特設公衆電話設備設置場所等変更報告書（第２号様式）をもって乙に報告しなければならない。

（通信機器等の管理等）

第４条　甲は、災害時等に特設公衆電話が即座に利用可能な状態となるよう、電話機を甲の費用負担において用意するものとし、適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（費用の負担等）

第５条　特設公衆電話設備の設置に係る配管・引込み柱・端子盤等の費用については、甲の負担で行うものとする。

２　特設公衆電話設備の設置に係る屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）の費用については、乙の負担で行うものとする。

３　特設公衆電話設備の設置場所に変更が生じたときに発生した費用については、前２項に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の負担で行うものとする。

４　次条第１項に規定する特設公衆電話の利用に係る通信料及び第12条ただし書に規定する訓練等の利用に係る通信料は無料とする。

（利用の開始）

第６条　特設公衆電話の利用の開始決定は、乙が行うものとし、甲は利用の開始決定後、速やかに特設公衆電話を通信可能な状態とし、被災者等の通信の確保に努めるものとする。ただし、特設公衆電話設備の設置場所に災害対策本部等を設置したとき、又は避難所等を開設したときは、甲の判断により特設公衆電話の利用を開始することができるものとする。

２　前項ただし書の規定により、甲が特設公衆電話の利用を開始したときは、甲は速やかに乙に対し、特設公衆電話の利用を開始した設置場所を特設公衆電話利用等通知書（第３号様式）により通知するものとする。

（利用者への周知）

第７条　甲は、特設公衆電話の利用を開始したときは、被災者等において適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者への周知に努めるものとする。

（利用の終了）

第８条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話の利用の終了決定後、速やかに電話機を撤去するものとする。ただし、乙が特設公衆電話の利用の終了を決定する前に、甲が災害対策本部等を廃止したとき、又は避難所等を閉鎖したと

きは、甲の判断により特設公衆電話の利用を終了することができる。
２　前項ただし書の規定により、甲が特設公衆電話の利用を終了したときは、甲は速やかに電話機を撤去するとともに、乙に対し特設公衆電話の利用を終了した設置場所を第３号様式により通知するものとする。
（設置場所等情報の公開）
第９条　災害時等において、被災者等が円滑に通信の確保ができるよう、平常時から特設公衆電話設備の設置場所について、甲乙協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。
（定期試験の実施）
第１０条　甲及び乙は、災害時等において特設公衆電話が速やかに利用できるよう、年に１回を目安として別紙「特設公衆電話定期試験要領」に定める定期試験をそれぞれが実施するよう努めるものとする。
（故障発見時の扱い）
第１１条　甲及び乙は、特設公衆電話設備を設置する電気通信回線等について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向けて協力するものとする。
（目的外利用の禁止）
第１２条　甲は、第10条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話をその目的以外に利用してはならない。ただし、この覚書の目的に伴う訓練等に利用する場合はこの限りでない。
２　甲は、前項ただし書に規定する訓練等に利用する場合は、乙にあらかじめ第３号様式により通知するものとする。
（目的外利用に係る措置等）
第１３条　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に調査することとし、甲は乙から特設公衆電話の目的外利用の実績報告があった場合は、甲は速やかに当該利用実績の事実を確認し、当該利用が発生しないよう措置を講ずるとともに、その旨を乙に報告するものとする。
２　前項に規定する乙の実績報告に基づき、甲乙協議の上、目的外利用により発生した分の通信料は甲が負担するものとする。
３　前項の協議により特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去工事に関する費用は甲が負担するものとする。
（連絡責任者）
第１４条　この覚書に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者は東日本電信電話株式会社　神奈川支店支店長とする。
（秘密の保持等）
第１５条　甲及び乙は、本覚書により知り得た秘密をその方法手段を問わず、第三者に漏えいしてはならない。また、この覚書が解約された場合及びそれ以降においても同様とする。
（協議事項）
第１６条　この覚書内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第１７条　この覚書は、締結の日から効力を生じ、平成27年３月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間終了の１か月前までに相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本覚書は同一条件にて１年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成25年１月15日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　横浜市中区山下町198番地
東日本電信電話株式会社　神奈川支店
取締役　神奈川支店長　小　畑　哲　哉

資料８－30　災害時等における共同住宅の地域連携・共助に関する協定書（海老名市自治会連絡協議会）

災害時等における共同住宅の地域連携・共助に関する協定書

海老名市自治会連絡協議会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、海老名市災害対策基本条例の理念に基づく地域の防災活動の推進及び地域コミュニティのさらなる連携・共助の促進に努めるとともに、海老名市地域防災計画に基づく地区防災計画の推進等に努め、災害対応の円滑な遂行を図るため、災害時等における共同住宅の地域連携・共助に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は災害の発生に備え（以下「災害時等」という。）、甲及び乙の災害時等における共同住宅の地域連携・共助に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲及び乙は、災害時等において、次の各号に掲げる事項について協力するものとする。

（１）　甲のうち、共同住宅のみで組織する単一の自治会（別表に掲げる自治会をいう。以下「自治会」という。）は、被災した地域住民（以下「避難者」という。）を当該共同住宅の管理組合又は管理者（以下「管理者」という。）と協議の上、協力可能な範囲で施設内等に収容すること。

（２）　乙は甲の指定する設置場所に、各自治会の防災備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）を設置し、災害時に備えて倉庫に必要な備蓄食料等を配備すること。ただし、倉庫を設置する必要のない自治会においては、備蓄食料等の配備のみとする。

（３）　その他前各号に掲げるもののほか、地域連携・共助に関し協力できる事項

（施設利用等）

第３条　前条第１号の規定により避難者を収容した際に利用できる共同住宅の施設内等の提供場所（以下「施設」という。）は甲と管理者でその都度協議し決定するものとする。

２　前条第２号に規定する甲の指定する設置場所等については、甲の責任において、管理者と行うものとし、倉庫の清掃等は当該自治会が行うものとする。ただし、備蓄食料等の管理、倉庫の点検・管理等は乙が行うものとする。

３　前条第２号の規定により乙が配備する備蓄食料等の数量は、乙が算出した数量とする。

（避難者の受入れ等）

第４条　地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第２条第１号により避難者を施設に収容するときは、甲は施設を開放し、避難者を収容するものとする。ただし、風水害又はその他の災害が発生するおそれがある場合においては、乙の要請に基づき、避難者に施設を開放するものとする。

２　甲は、前項の規定により、避難者を施設に収容するときは、発災時においては必要最低限の安全確認を実施するものとし、避難者の安全確保に努めるものとする。

３　甲は、施設に避難者を収容したときは、当該避難者の管理を甲及び乙が協力して行うものとする。

４　避難者が施設を利用できる期間は原則として７日以内とする。ただし、被災の状況に応じて甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（連絡責任者）

第５条　協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は別表に掲げる各自治会の会長とし、乙の連絡責任者は危機管理課長とする。

（費用負担）

第６条　施設の利用料は無料とする。ただし、避難者が施設の滞在に要した水道光熱費については、適法な方法により算出し、乙が負担するものとする。

（原状回復）

第７条　避難者が施設を利用し、その責により施設に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（情報の共有）

第８条　甲及び乙は、災害時等において、次のとおり情報を共有するものとする。なお、連絡手段については、文書又は電話その他これらに類する方法とする。

（１）　甲及び乙は、災害時に甲又は乙の判断により施設を利用する場合は、その旨の情報を報告し、共有すること。

（２）　甲は、施設の増改築等により、施設が使用できない場合は、事前にその期間を乙に報告し、情報を共有すること。

（３）　甲は、施設の増改築等により、施設に変更が生じたときは、乙に報告すること。
（４）　その他災害時等において、甲及び乙は必要な情報の共有に努めること。

（有効期間等）
第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年８月31日までとする。

（協議事項）
第１０条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年９月１日

甲　海老名市自治会連絡協議会
会長　柳　下　泰　介

乙　海老名市
市長　内　野　　優

別表　略

資料８－31　災害時における相互協力に関する協定書（社会福祉法人海老名市社会福祉協議会、公益社団法人海老名青年会議所）

災害時における相互協力に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）、社会福祉法人海老名市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人海老名青年会議所（以下「丙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲、乙及び丙が効果的な災害救援ボランティア活動支援を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、丙に対して海老名市災害救援ボランティアセンター（以下「救援センター」という。）の情報を提供するとともに、次の各号に掲げる必要な協力を要請することができる。

（１）　被災状況や災害救援ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供

（２）　災害救援ボランティア活動支援用物資等の調達及び仕分輸送の協力

（３）　救援センターの運営への人的支援

２　前項の規定に対し、丙はその組織、機能等を最大限に活用し協力を行う。

３　甲及び乙は、第１項の規定により要請するときは、丙に対し災害救援ボランティア活動要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに災害救援ボランティア活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　丙は、甲及び乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置結果を災害救援ボランティア活動報告書（第２号様式）により甲及び乙に報告するものとする。

（平常時の協力）

第４条　甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携・協力し、次の各号に掲げる活動を行う。

（１）　救援センターの設置・運営に関する情報等の共有

（２）　救援センターの運営に関する協力等、災害時における連携体制の確立

（３）　救援センターの設置・運営訓練等の実施

（４）　その他甲、乙及び丙が必要と認めた活動

（連絡会議の開催）

第５条　甲、乙及び丙は、相互の連携・協力のため、甲、乙及び丙が定める担当者の出席並びに必要に応じて甲、乙及び丙の合意による関係者の出席により、年１回以上の連絡会議を開催することができる。

第６条　この協定に関する甲、乙及び丙それぞれの連絡責任者は、次のとおりとする。

甲　市長室　危機管理課長

乙　総括グループリーダー

丙　専務理事

（体制の引継ぎ）

第７条　甲、乙及び丙の連絡責任者又は災害活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

（災害補償）

第８条　丙のうち、本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年２月28日までとする。

（協議事項）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年３月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
　　海老名市
　　市長　　内　野　　優

乙　海老名市勝瀬175番地の１
　　社会福祉法人　海老名市社会福祉協議会
　　会長　　前　田　洋　子

丙　海老名市めぐみ町６番２号
　　公益社団法人　海老名青年会議所
　　理事長　山　田　貴　久

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－32　災害時等における災害情報等の放送に関する協定書（海老名エフエム放送株式会社）

災害時等における災害情報等の放送に関する協定書

海老名エフエム放送株式会社（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における災害情報等の放送に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の要請に基づき、甲が災害情報等を市民等に対し適切に伝えるための体制を整備することに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送要請）

第２条　乙は、災害時等において、甲の番組編成権を侵害しないことを前提に、甲に対し次の各号に掲げる項目が記載された災害情報等放送要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日、速やかに災害情報等放送要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（１）　放送要請の理由
（２）　放送事項
（３）　希望する放送日時
（４）　連絡担当者
（５）　その他必要事項

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から放送要請があったときは、適切な放送形式、内容及び時刻を決定して放送するものとし、その措置事項を災害情報等放送報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は営業部部長とし、乙の連絡責任者は市長室シティプロモーション課長とする。

（費用負担）

第５条　乙の要請に基づく甲の放送に関する費用は、甲が負担するものとする。

（秘密の保持）

第６条　甲は、災害情報等の放送目的のために、乙から知り得た災害情報等について、みだりに他に漏らしてはならない。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年９月30日までとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年10月１日

甲　海老名市国分南一丁目27番28号
海老名エフエム放送株式会社
代表取締役社長　金　子　純　子

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－33　災害時等における災害情報等の放送等に関する協定書（株式会社　ジェイコム湘南・神奈川）

災害時等における災害情報等の放送等に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム湘南・神奈川（以下「乙」という。）は、災害時等における災害情報等の放送等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の要請に基づき、甲が災害情報等を市民等に対し適切に伝えるための放送等に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害情報等の提供及び放送の実施要請）

第２条　甲は、災害時等において、乙に対して適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供するとともに、放送の実施要請をすることができる。

（要請の手続き及び連絡先）

第３条　甲は、乙に対して放送の実施を要請する場合は、災害情報等放送要請書（第１号様式）により次の各号に掲げる事項を記載し、メール及びファクスを用いて要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに災害情報等放送要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（１）　放送実施要請の理由

（２）　依頼する放送の内容

（３）　希望する放送の日時

（４）　その他必要な事項

２　前項において、甲が放送の実施を要請する場合の連絡先は、乙の委託事業者である株式会社ジェイコム湘南・神奈川地域コミュニケーション統括部（以下「委託事業者」という。）とし、別紙１のとおりとする。

（放送の実施）

第４条　乙は、第２条に定める放送実施の要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、適切な放送の形式、内容及び時刻をその都度決定し、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、これに応ずるものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請及び協力者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室シティプロモーション課長とし、乙の連絡責任者は地域コミュニケーション統括部長とする。

（災害情報等の活用）

第６条　乙は、甲がインターネット又は広報紙その他これらに類するもので発信済みの情報及び第２条に規定する災害情報等について、緊急性の如何を問わず、自ら運営する放送又はインターネットその他これらに類するものを通じて災害情報等を発信できるものとする。

（秘密の保持）

第７条　乙は、甲から知り得た第２条に規定する災害情報等以外の情報等については、みだりに他に漏えいしてはならない。

（協力体制の確保）

第８条　災害時等における円滑な協力体制を確保するため、平素から甲乙互いに協力可能な事項等を確認するとともに、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年８月31日までとする。

（協議事項）

第１０条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年９月１日

甲　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　神奈川県横須賀市平成町一丁目１番地
株式会社　ジェイコム湘南・神奈川
代表取締役社長　原　　清

別記様式　略
別紙１　略

資料８－34　災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（社団法人　神奈川県自動車整備振興会　神央支部）

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

一般社団法人神奈川県自動車整備振興会神央支部（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙の要請に基づき、甲が保有する資機材を使用して実施する被災者救援、障害物除去等（以下「応急対策活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時において応急対策活動を必要とするときは、甲に対し応急対策活動要請書（第１号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置及び実施）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに応急対策活動を実施するための措置を執るとともに、その措置状況を乙に報告し、乙の指示により応急対策活動を実施するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応じるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（報告）

第４条　甲は、前条の規定により応急対策活動を実施したときは、随時その活動内容等を電話等により乙に報告するとともに、その応急対策活動が完了したときは速やかに応急対策活動報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は一般社団法人神奈川県自動車整備振興会神央支部長とし、乙の連絡責任者は危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施した応急対策活動に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第７条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の適用により補償する。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年５月31日までとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年６月１日

甲　座間市ひばりが丘五丁目21番37号
一般社団法人　神奈川県自動車整備振興会
神央支部
支部長　井　上　哲　也

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－35　災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書（株式会社　オグラ）

災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書

株式会社オグラ（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策資機材（別表に掲げる資機材をいい、以下「資機材」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙の要請に基づき、甲が保有する資機材を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時において被災者救援等により資機材を必要とするときは、甲に対し資機材要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに資機材要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な資機材を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を資機材報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第４条　資機材の引渡場所は、甲乙協議の上、決定するものし、乙は当該引渡場所に職員を派遣し、資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は企画部特殊営業課長とし、乙の連絡責任者は消防本部消防総務課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施した資機材の供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第７条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年７月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年８月１日

甲　海老名市本郷2661番地
　　株式会社　オグラ
　　代表取締役　小倉　重治

乙　海老名市勝瀬175番地の１
　　海老名市
　　市長　　内野　　優

様式第１号　略
様式第２号　略
別紙　略

資料８－36　災害時における医療救護活動に関する協定書（海老名市三師会）

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

海老名市三師会（一般社団法人海老名市医師会、一般社団法人海老名市歯科医師会及び海老名市薬剤師会をいう。以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が実施する医療救護活動の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時において、甲に対し医療救護活動の協力を要請するときは、医療救護活動要請書（第１号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに医療救護活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により要請するときは、要請時における市内の被災状況等の情報を伝達するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条第１項の要請を受けたときは、直ちに要請に応じるものとする。ただし、要請時点において、甲の災害対策本部が設置されていないときは、災害時医療救護関連施設（別表第１に掲げる施設をいう。）間で連携・調整の上、直ちに対応を図るものとする。

２　甲は、前項の措置を速やかに乙に報告し、乙は、その措置状況を確認するものとする。

３　甲は、いつでも乙からの要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとし、あらかじめ甲及び災害時医療救護関連施設において、行動マニュアル等を作成しておくものとする。

（自主活動）

第４条　甲は、災害時等に乙と連絡が取れない場合において、市内の被災状況等の情報から医療救護活動が必要と認められるときは、自主的に医療救護活動を行うことができるものとする。

２　前項の場合において、乙と連絡が取れたときは、活動状況、その他被災状況等を乙に報告し、情報の共有を図るものとする。

（医療情報コントロールセンターの設置）

第５条　甲は、災害時において、医療救護活動に関する全般的な総合調整等を実施するため、別表第１に掲げる医療センターに医療情報コントロールセンター（以下次項において「コントロールセンター」という。）を設置するものとする。

２　甲は、前項により設置したコントロールセンターにおいて、災害時協力病院・診療所（別表第２に掲げる病院・診療所をいう。）及びその他の診療所に情報を提供し、医療救護活動を実施するものとする。

（活動報告）

第６条　甲は、第２条第１項の規定により医療救護活動を実施したときは、適時その活動内容を電話等により乙に報告するとともに、その医療救護活動が完了したときは、速やかに医療救護活動報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は一般社団法人海老名市医師会長とし、乙の連絡責任者は保健福祉部健康推進課長とする。

（費用負担）

第８条　甲が実施した医療救護活動に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用された災害についての費用は、その適用範囲においては、県が支弁するものとする。

２　災害救助法の適用のない災害についての費用は、災害救助法の規定に準じ、乙が支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか、甲が実施した医療救護活動に要した費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（災害補償）

第９条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の適用により補償する。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年６月30日までとする。

（協議事項）

第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。
　この協定の成立を証するため、本書４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年７月１日

甲　海老名市さつき町41番地
　一般社団法人　海老名市医師会
　　会長　髙　橋　裕一郎

海老名市さつき町41番地
　一般社団法人　海老名市歯科医師会
　　会長　盛　田　健　司

海老名市さつき町41番地
　海老名市薬剤師会
　　会長　小　林　弘　忠

乙　海老名市勝瀬175番地の１
　海老名市
　　市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略
別表第１　略
別表第２　略

資料８－37　災害時等における支援協力活動に関する協定書（海老名市飲食店組合）

令和６年２月14日　解約

資料８－38　災害時における福祉バイオトイレの供給に関する協定書（優成サービス株式会社）

災害時における福祉バイオトイレの供給に関する協定書

優成サービス株式会社（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における福祉バイオトイレの供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙の要請に基づき、甲の福祉バイオトイレを供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時において福祉バイオトイレを必要とするときは、甲に対し福祉バイオトイレ供給要請書（第１号様式）により、要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに福祉バイオトイレ供給要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、通常の業務に優先して最大限の協力をするものとし、乙の指定する場所に福祉バイオトイレを運搬し、供給するものとする。

２　甲は、前項に規定する乙の指定する場所に福祉バイオトイレを設置するときは、原則として、管理者を１人同乗させ、供給期間中の使用者の介助及び施設の管理を実施するものとする。

３　甲は、福祉バイオトイレの供給を終了したときは、速やかに福祉バイオトイレ供給報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は代表取締役とし、乙の連絡責任者は保健福祉部障がい福祉課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第５条　甲が実施した福祉バイオトイレの供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　本協定に基づく業務等に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年７月31日までとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年８月１日

甲　海老名市国分南一丁目27番28号
優成サービス株式会社
代表取締役　八　木　　優

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－39　災害時における応急対策物資の供給に関する協定書（株式会社　建興）

災害時における応急対策物資の供給に関する協定書

株式会社建興（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策物資（トイレその他乙が指定する物資で供給可能なものをいう。以下「物資」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲の物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時において物資を必要とするときは、甲に対し応急対策物資要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに応急対策物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、甲の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて、適切な措置を執るとともに、その措置事項を応急対策物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（運搬）

第４条　物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（引渡し）

第５条　物資の引渡場所は、乙が指定するものとし、乙は当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は代表取締役とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第７条　甲が実施した物資の供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第８条　本協定に基づく業務等に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年７月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年８月１日

甲　海老名市本郷3302番地
株式会社　建興
代表取締役　寺　下　憲　一

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式

資料８－40　災害時における浴場施設利用の協力に関する協定書（有限会社　Ｍ・Ｙ・Ｓ）

平成31年３月22日　解約

資料８－41　災害時における浴場施設利用の協力に関する協定書（東京建物リゾート株式会社）

災害時における浴場施設利用の協力に関する協定書

東京建物リゾート株式会社（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における浴場施設利用の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災した市民等（以下「被災者」という。）の健康及び清潔な生活環境の保持を図るため、乙の要請に基づき、甲の所有する浴場施設（以下「施設」という。）利用の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第２条　乙が利用できる施設は、次のとおりする。なお、施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は乙が行うものとする。

（１）　施設名称　ゆめみ処　おふろの王様　海老名店

（２）　所在地　　海老名市柏ケ谷555番地の１

（利用する施設の範囲）

第３条　利用する施設の範囲は、各種入浴施設及びシャワー施設等並びに被災者の健康と清潔な生活環境の保持に必要な施設及びその関連施設とする。

（協力要請）

第４条　乙は、災害時において、被災者が入浴等の必要があると認めたときは、甲に対し施設の利用について協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により要請するときは、浴場施設利用要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに浴場施設利用要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第５条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、可能な範囲において要請事項に応じて速やかに適切な措置を執るとともにその措置状況を乙に報告するものとする。

（実施報告）

第６条　甲は、前条に基づく協力の実施が終了したときは、浴場施設利用報告書（第２号様式）により速やかに報告するものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者はゆめみ処おふろの王様海老名店マネージャーとし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第８条　甲が実施した浴場施設利用の協力に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として第６条の報告に基づき甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（施設の原状回復）

第９条　被災者が施設を利用し、その責により施設に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年４月30日までとする。

（協議事項）

第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年５月１日

甲　東京都中央区日本橋室町四丁目３番18号
東京建物リゾート株式会社
代表取締役社長執行役員　加　藤　久　利

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－42　災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（神奈川県葬祭業協同組合及び一般社団法人　全国霊柩自動車協会）

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

海老名市(以下「甲」という。)と神奈川県葬祭業協同組合(以下「乙」という。)及び社団法人全国霊柩自動車協会(以下「丙」という。)は、海老名市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)
第１条　この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務等について、甲が乙及び丙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。
(協力要請)
第２条　甲は災害時に霊柩自動車・棺等葬祭用品を必要とするときは、乙及び丙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙及び丙は、実施細目で定める霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。
(要請手続)
第３条　前条の規定による甲の要請は、災害対策本部長が行う。
２　甲が乙及び丙に要請をするにあたっては、次に掲げる事項を口頭または電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙及び丙に提出するものとする。
（１）要請を行った災害対策本部長の名称と担当者名
（２）要請した理由
（３）要請した霊柩自動車の台数及び棺等葬祭用品供給の数
（４）履行期間及び履行場所
（５）その他必要な事項
(供給等業務)
第４条　甲の要請により、霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等に従事する乙及び丙の各組合員は、甲の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。
(報告)
第５条　乙及び丙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。
（１）霊柩自動車・棺等葬祭用品供給の数
（２）履行期間及び履行場所
（３）理事長の氏名及び従事者名簿
（４）その他必要な事項
(経費の負担)
第６条　霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。
(経費の請求)
第７条　乙及び丙は、各組合員の霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。
(経費の支払)
第８条　甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払いの請求があった場合は、乙及び丙の指示するものに支払うものとする。
(価格の決定)
第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙、丙協議し、決定するものとする。
(支援体制の整備)
第10条　乙及び丙は、災害時における円滑な霊柩自動車・棺等葬祭用品等の供給等の協力が図れるよう、全日本葬祭業協同組合連合会各組合員のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。
(連絡責任者)
第11条　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては災害対策本部長、乙に　あっては神奈川県葬祭業協同組合理事長、丙にあっては社団法人全国霊柩自動車協　会会長とする。
(災害時の情報提供)
第12条　乙及び丙は、霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

（通知）
第13条　甲は、災害時における円滑な霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう、霊柩自動車待機場所や棺等葬祭用品供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。
（協定実施の円滑化）
第14条　甲、乙、丙は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。
（実施細目）
第15条　この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲、乙、丙協議して実施細目で定めるものとする。
（協定の期間）
第16条　この協定の期間は平成12年12月18日から適用し、平成13年３月31日までとする。ただし、甲又は乙及び丙から期間満了１ヶ月前までに相手方に対し、書面により別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙、丙署名押印のうえ、各１通を保有する。

平成12年12月18日

甲　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市長　亀　井　英　一

乙　神奈川県横浜市南区永田東２丁目１番２０号
ジョイフル井土ヶ谷３０２
神奈川県葬祭業協同組合
理事長　芝　崎　成　光

丙　東京都新宿区四谷３丁目２番地トラック会館
社団法人全国霊柩自動車協会
会長　一　柳　　錵

実施細目　略
様式第１　略
様式第１－２　略
様式第２　略
様式第２－２　略

資料８－43　応急給水支援に関する覚書（神奈川県企業庁）

応急給水支援に関する覚書

神奈川県企業庁（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、地震災害時において、他の都県市水道事業体による応急給水支援を受ける場合の取り扱いについて、次のとおり定めるものとする。

（応急給水の支援要請）

第１条　乙は地震災害により、応急給水の支援を必要とする場合は、甲に文書により要請するものとする。ただし、口頭での要請も可能とし、後日、文書により提出するものとする。

要請を受けた甲は、他の都県市水道事業体へ支援要請するものとする。

なお、甲は、水道施設に大規模な被害が発生していることが認められるなど、緊急を要する場合は、乙による要請がなくても他の都県市水道事業体へ支援要請できるものとし、後日、乙は文書により提出するものとする。

（応急給水計画）

第２条　甲と乙は協同して、応急給水が的確・迅速に対応できるよう、事前に応急給水計画書を作成するものとする。

（応援事業体の支援）

第３条　甲は、前条で作成した応急給水計画書に基づき、他の都県市水道事業体の応急給水活動を支援するものとする。

（応援経費）

第４条　乙は、原則として他の都県市水道事業体が応急給水活動に要した経費を負担するものとする。

なお、乙が負担する経費の詳細については、乙と他の都県市水道事業体と別途定めるものとする。

（宿泊場所の確保、食糧の供給）

第５条　乙は、原則として他の都県市水道事業体の宿泊場所・駐車スペースの確保、食糧の供給に努めるものとする。

（協議）

第６条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成19年４月13日

甲　神奈川県企業庁公営企業管理者
企業庁長　　小　林　　勲

乙　海老名市
市長　　内　野　　優

資料８－44　災害時等における飲料水等の供給に関する協定書（富士エクスプレス株式会社）

災害時等における飲料水等の供給に関する協定書

富士エクスプレス株式会社（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における飲料水等（甲が保有するミネラルウォーターその他乙が指定する物資で供給可能なものをいう。以下「飲料水等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の飲料水等の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において、飲料水等を必要とするときは、甲に対し飲料水等要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに飲料水等要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、甲の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて、適切な措置を執るとともに、その措置事項を飲料水等報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第４条　飲料水等の引渡場所は、原則として甲の定める場所とし、乙は当該場所に職員を派遣し、飲料水等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（在庫状況等の照会）

第５条　乙は甲に対し飲料水等の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は代表取締役とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第７条　甲が実施した飲料水等の供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第８条　本協定に基づく業務等に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年７月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年８月１日

甲　海老名市国分北一丁目39番32号
富士エクスプレス株式会社
代表取締役　金　子　　崇

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－45　災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社　ベンディング神奈川西支店）

災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社ベンディング神奈川中央支店（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における生活必需物資（甲が保有する清涼飲料水をいう。以下「物資」という。）の調達及び供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の物資の調達及び供給に関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　乙は、災害時等において、物資を必要とするときは、甲に対し生活必需物資要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに生活必需物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、速やかに要請事項に応じて、可能な限り適切な措置を執るとともに、その措置事項を生活必需物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。
（引渡し）
第４条　物資の引渡場所は、原則として甲の定める場所とし、乙は当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
（在庫状況等の照会）
第５条　乙は甲に対し物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。
（連絡責任者）
第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者はベンディング神奈川中央支店長、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。
（費用負担及び価格の決定）
第７条　甲が実施した物資の調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。
２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年11月30日までとする。
（協議事項）
第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年12月１日

甲　海老名市社家五丁目３番20号
コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社
ベンディング神奈川中央支店
支店長　狩　野　定　夫

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－46　災害時等における支援及び防災力の向上に関する協定書（コカ・コーラ　セントラル　ジャパン株式会社）

災害時等における支援及び防災力の向上に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、海老名市内の災害に備える救援物資等の提供等に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市内で地震、風水害、武力攻撃及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生若しくは発生のおそれがあるとき又は平時に、甲と乙が相互に協力して防災力の向上及び被災者の健康の回復、維持及び増進のため、救援物資の提供等について必要な事項を定めるものとする。

（災害対応型自動販売機の設置）

第２条　甲は、別表第１に掲げる公共施設等に乙をして災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置させるものとし、その手続は海老名市財産規則（昭和41年規則第１号）によるものとする。

２　前項の自動販売機の設置に伴う行政財産の使用料は、海老名市行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和47年条例第39号）第８条の規定により減免するものとする。

（支援等の内容）

第３条　乙は、甲に対して次に掲げる支援等を行うものとする。

（１）　災害発生時において、前条の規定により設置された自動販売機内の在庫飲料製品を甲の市民等に無償で提供する。

（２）　備蓄用救援物資として、飲料水（ペットボトル２リットル入り）を別表第２に掲げる甲が指定する公共施設等にそれぞれ同表に掲げる数量を無償提供し、無償で搬送のうえ備蓄するものとし、賞味期限を考慮しながら、１年から２年ごとに補充する。

（３）　甲が実施する総合防災訓練及び不特定多数が参加する甲主催の事業に際して協力可能な範囲において協力する。

（４）　自動販売機に内蔵された電光掲示板から乙が加入する時事通信及び甲が指定する災害情報等を無償で発信する。

（５）　自動販売機の表装デザインは、甲が指定するものを無償で採用し、甲が行っている景観事業に協力する。

（６）　自動販売機の設置、管理の費用及び責任並びに自動販売機に要する電力使用料を負担する。

（協定の締結期間等）

第４条　この協定の締結期間は、平成23年２月25日から開始し、甲又は乙からの申し出による何らかの意思表示がない限り年度ごとに自動更新する。

２　甲又は乙がこの協定の変更又は解除等を申し出るときは、当該変更又は解除を行おうとする前年度の９月末日までに相手方に申し出なければならない。

３　甲又は乙の代表者に変更が生じたときは、当該変更の翌年度において本協定の一部変更を行うものとする。

（備蓄用救援物資の使途）

第５条　第３条第２号に規定する乙から提供された備蓄用救援物資は、賞味期限を考慮しながら甲の市域における防災力向上を目的として甲が適宜使用することができるものとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙は互いに誠意をもって協議し、必要な決定を行うものとする。

（旧協定の扱い）

第７条　平成19年１月４日に締結した防災情報等の提供に関する基本協定書（以下「旧協定」という。）は廃止する。ただし、旧協定に基づいて設置された自動販売機についての旧協定は、当分の間、なお効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成23年２月25日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
　　海老名市長　内　野　　優

乙　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
　　コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
　　代表取締役社長　髙　橋　顕　三

別表第１　略
別表第２　略

資料８－47　災害時等における支援及び防災力の向上に関する協定書（雪印メグミルク株式会社）

災害時等における支援及び防災力の向上に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と雪印メグミルク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における支援及び防災力の向上に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市内で地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民等の健康の回復、維持及び増進のための支援並びに平時の甲乙相互協力による防災力の向上に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対応型自動販売機の設置）

第２条　甲は、別紙に掲げる公共施設に災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）を乙に設置させるものとし、その手続は海老名市財産規則（昭和41年規則第１号）によるものとする。

２　前項の自動販売機の設置に伴う行政財産の使用料は、海老名市行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和47年条例第39号）第８条の規定により減免するものとする。

（支援及び防災力の向上の内容）

第３条　乙は、甲に対して次に掲げる支援等を行うものとする。

（１）　災害時等において、前条の規定により設置された自動販売機内の在庫飲料製品を市民等に無償で提供する。

（２）　災害時等において、甲が必要と認めたときは、別紙に掲げる飲料及び数量を甲が指定する公共施設等に無償で搬送し、無償で提供する。

（３）　甲が実施する各種訓練又は甲が主催する不特定多数が参加する事業に際し、協力可能な範囲において防災力の向上に協力する。

（４）　自動販売機の表装デザインは、甲が指定するものを無償で採用し、甲が行っている景観事業及び防災力の向上に協力する。

（５）　自動販売機の設置、管理及び電力使用に伴う費用については、乙の責任において負担する。

（連絡責任者）

第４条　甲及び乙は、災害時等の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者は市乳事業部首都圏販売課長とする。

（有効期間等）

第５条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年８月31日までとする。

２　甲又は乙は、この協定の有効期間中に変更又は解除その他これらに類する行為（以下この項において「変更等」という。）を申し出るときは、当該変更等を行う前年度の３月末日までに相手方に申し出なければならない。

３　この協定の有効期間中に甲又は乙の代表者に変更が生じたときは、当該変更の生じた翌年度又は本協定を更新するときに変更するものとする。

（協議事項）

第６条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年９月１日

甲　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　東京都新宿区四谷本塩町５番１号
雪印メグミルク株式会社
市乳事業部長　福　田　耕　治

資料８－48　災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（雪印メグミルク株式会社）

災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

雪印メグミルク株式会社（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における生活必需物資（甲が保有する乳飲料等をいう。以下「物資」という。）の調達及び供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の物資の調達及び供給に関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　乙は、災害時等において、物資を必要とするときは、甲の海老名工場に対し生活必需物資要請書（第１号様式）により物資を要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに生活必需物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、甲の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて、適切な措置を執るとともに、その措置事項を生活必需物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。
（引渡し）
第４条　物資の引渡場所は、原則として甲の定める場所とし、乙は当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
（在庫状況等の照会）
第５条　乙は甲に対し物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。
（連絡責任者）
第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名工場総務課長とし、乙の連絡責任者は経済環境部商工課長とする。
（費用負担及び価格の決定）
第７条　甲が実施した物資の調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。
２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年９月30日までとする。
（協議事項）
第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年10月１日

甲　海老名市中新田五丁目26番１号
雪印メグミルク株式会社
海老名工場　工場長　和　泉　　洋

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－49　災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（株式会社　栄屋製パン）

災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

株式会社栄屋製パン（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における生活必需物資（甲が保有するパン及び米飯をいう。以下「物資」という。）の調達及び供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の物資の調達及び供給に関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　乙は、災害時等において、物資を必要とするときは、甲に対し生活必需物資要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに生活必需物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、甲の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて、適切な措置を執るとともに、その措置事項を生活必需物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。
２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。
（引渡し）
第４条　物資の引渡場所は、原則として甲の定める場所とし、乙は当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
（在庫状況等の照会）
第５条　乙は甲に対し物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。
（連絡責任者）
第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は代表取締役とし、乙の連絡責任者は経済環境部商工課長とする。
（費用負担及び価格の決定）
第７条　甲が実施した物資の調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。
２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年９月30日までとする。
（協議事項）
第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年10月１日

甲　海老名市国分南二丁目５番41号
株式会社　栄屋製パン
代表取締役　梅　田　高　嗣

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－50　災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（海老名市米穀小売商組合）

災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

海老名市米穀小売商組合（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における生活必需物資（甲が保有する米穀類をいう。以下「物資」という。）の調達及び供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の物資の調達及び供給に関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　乙は、災害時等において、物資を必要とするときは、甲に対し生活必需物資要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに生活必需物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、甲の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて、適切な措置を執るとともに、その措置事項を生活必需物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。
（引渡し）
第４条　物資の引渡場所は、原則として甲の定める場所とし、乙は当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
（在庫状況等の照会）
第５条　乙は甲に対し物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。
（連絡責任者）
第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名市米穀小売商代表とし、乙の連絡責任者は経済環境部商工課長とする。
（費用負担及び価格の決定）
第７条　甲が実施した物資の調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。
２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年10月31日までとする。
（協議事項）
第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年11月１日

甲　海老名市国分北２丁目７番18号
海老名市米穀小売商組合
代表　清　水　一　徳

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－51　災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（株式会社　ＹＫベーキングカンパニー　海老名工場）

災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

株式会社ＹＫベーキングカンパニー海老名工場（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における生活必需物資（甲が保有するパン製品をいう。以下「物資」という。）の調達及び供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の物資の調達及び供給に関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　乙は、災害時等において、物資を必要とするときは、甲に対し生活必需物資要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに生活必需物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、甲の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて、適切な措置を執るとともに、その措置事項を生活必需物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。
２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。
（引渡し）
第４条　物資の引渡場所は、原則として甲の定める場所とし、乙は当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
（在庫状況等の照会）
第５条　乙は甲に対し物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。
（連絡責任者）
第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名事業所管理課長とし、乙の連絡責任者は経済環境部商工課長とする。
（費用負担及び価格の決定）
第７条　甲が実施した物資の調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。
２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年９月30日までとする。
（協議事項）
第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年10月１日

甲　海老名市杉久保南一丁目２番１号
株式会社　神戸屋　関東事業本部　営業第２部
営業部長　北　村　一　司

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－52　災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（株式会社　中村屋　神奈川工場）

災害時等における生活必需物資の調達及び供給等に関する協定書

株式会社中村屋神奈川工場（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における生活必需物資（甲が保有するパン製品等をいう。以下「物資」という。）の調達及び供給等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の物資の調達及び供給等に関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　乙は、災害時等において甲に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。
（１）　甲の保有する物資を提供すること。
（２）　甲が所有し、又は管理する屋内を除く正門付近及び西側駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
（３）　甲は、テレビ・ラジオ等で知り得た被害状況等の情報を、被災者に提供すること。
２　乙は、前項の規定により要請するときは、生活必需物資要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに生活必需物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、甲の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて、適切な措置を執るとともに、その措置事項を生活必需物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。
（引渡し）
第４条　物資の引渡場所は、原則として甲の定める場所とし、乙は当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
（在庫状況等の照会）
第５条　乙は甲に対し物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。
（連絡責任者）
第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は神奈川工場長とし、乙の連絡責任者は経済環境部商工課長とする。
（費用負担及び価格の決定）
第７条　甲が実施した調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。
２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年10月31日までとする。
（協議事項）
第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年11月１日

甲　海老名市東柏ケ谷四丁目４番１号
株式会社　中村屋　神奈川工場
工場長　植　松　知　雄

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略

資料８－53　災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（海老名商工会議所）

災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

海老名商工会議所（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における生活必需物資（甲が調達及び供給する日用雑貨品及び食料品をいう。以下「物資」という。）の調達及び供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の物資の調達及び供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において、物資を必要とするときは、甲に対し生活必需物資要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに生活必需物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、甲の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて、適切な措置を執るとともに、その措置事項を生活必需物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（引渡し）

第４条　物資の引渡場所は、原則として甲の定める場所とし、乙は当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（在庫状況等の照会）

第５条　乙は甲に対し物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は事務局長とし、乙の連絡責任者は経済環境部商工課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第７条　甲が実施した物資の調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年10月31日までとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年11月１日

甲　海老名市めぐみ町６番２号
海老名商工会議所
会頭　三　田　佳　美

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略

資料８－54　災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（株式会社　ダイエー　海老名店）

災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

海老名市長（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー海老名店（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書で、乙に供給の要請をするものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（１）　食料品
（２）　衣料品
（３）　寝具類
（４）　食器類
（５）　日用品
（６）　その他応急措置に必要な物

（物資の価格）

第５条　乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第６条　甲は災害時において乙が物資を配送および供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（乙の営業について）

第７条　災害が発生した場合で、乙が店舗施設の安全を確認した上で営業を再開するときは甲の出来うる限りの協力（販売許可の再開等）を受けることができる。

（連絡責任者）

第８条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては消防本部予防課防災担当課長を乙においては、株式会社ダイエー海老名店店長を連絡責任者とする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、平成16年９月１日から平成21年８月30日までとする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定を証するため、協定書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保有する。

平成16年９月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
　　海老名市長　　内　野　　優

乙　海老名市中央三丁目２番５号
　　株式会社ダイエー海老名店
　　店長　　山　川　　武

資料８－55　災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（相鉄ローゼン株式会社）

災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

相鉄ローゼン株式会社　そうてつローゼンさがみ野店、海老名店、杉久保店及びかしわ台店（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における生活必需物資（甲が保有する生活必需物資をいう。以下「物資」という。）の調達及び供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の物資の調達及び供給に関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　乙は、災害時等において、物資を必要とするときは、甲に対し生活必需物資要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに生活必需物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、甲の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて、適切な措置を執るとともに、その措置事項を生活必需物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。
（物資の範囲）
第４条　物資の範囲については、おおむね別紙に掲げるものとする。
（引渡し）
第５条　物資の引渡場所は、原則として甲の定める場所とし、乙は当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
（在庫状況等の照会）
第６条　乙は甲に対し物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。
（連絡責任者）
第７条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は各店舗の店長とし、乙の連絡責任者は経済環境部商工課長とする。
（費用負担及び価格の決定）
第８条　甲が実施した物資の調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。
２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年11月30日までとする。
（協議事項）
第１０条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年12月１日

甲　横浜市西区北幸二丁目９番14号
相鉄ローゼン株式会社
代表取締役社長　長谷川　正　昭

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略
別紙　略

資料８－56　災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合）

災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

（趣旨）

第１条　海老名市内に地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、海老名市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合（以下「乙」という。）とは、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は乙に対し協力を要請するときは、災害時応急生活必需物資要請書（第１号様式）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力を要請し、事後、速やかに災害時応急必需物資要請書を乙に提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資の優先供給について積極的に協力するものとする。

２　物資の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。また必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の範囲）

第４条　物資の範囲は、次に揚げるものとする。

（１）　食料品及び生活必需品（別表１のとおり）

（費用の負担）

第５条　物資に係る費用（供給した物資の対価及び乙並びに乙の指定するものが行った運搬の費用）は、甲の負担とし、乙の提出する出荷報告書等に基づき、災害時の直前における適正価格をもって決定する。

（連絡責任者）

第６条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙ともに連絡責任者（別表２）を定めておくものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第７条　乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供）

第８条　甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はそれに協力するものとする。

２　甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、地域の物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

３　甲と乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（物資の安定供給）

第９条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（ボランティア活動への支援）

第１０条　乙は、災害時に乙の組合員が行う物資の配布等のボランティア活動を支援し、甲はこれに協力するものとする。

（その他必要な支援）

第１１条　この協定に定める事項のほか、物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（関係法令の遵守）

第１２条　この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

２　この協定の確認を行うため、毎年確認事項などの書類を取り交わすものとする。

（疑義事項）

第１４条　この協定の定めのない事項並びにこの協定に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）
第１５条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙双方の申し出のない限り、この効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成14年１月29日

甲　海老名市勝瀬175の１
海老名市長　　亀　井　英　一

乙　横浜市港北区新横浜２丁目５番１１
生活協同組合コープかながわ
理事長　　馬　場　昭　夫

横浜市港北区新横浜２丁目５番１１
生活協同組合連合会ユーコープ事業連合
理事長　　越　淵　堅　志

別記様式　略
別表　略

資料８－57　災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（株式会社　マルエツ　さがみ野店）

災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

海老名市長（以下「甲」という。）と株式会社マルエツさがみ野店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生する恐れがある場合は、生活必需物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）
第１条　甲は、災害が発生、又は発生する恐れがあり、物資の確保を図る必要があると認めた時は、乙の保有する物資の調達及び供給を要請するものとする。
２　前項の要請を行う時は、原則として甲は文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、電話、その他の方法にて要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
（要請事項の措置）
第２条　乙は、甲から前条の要請を受けた時は、要請事項に応じて速やかに可能な限り適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。
（物資の範囲等）
第３条　物資の調達及び供給の品目については、日用雑貨、食糧品とする。
（物資の引渡し）
第４条　物資の引渡し場所は、原則として乙の定める場所とし、甲は当該場所へ職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
（経費の負担）
第５条　乙が供給に要した経費は、甲が負担するものとする。
２　甲が負担する経費の価格は、災害発生時直前における乙の販売価格を基準として、甲乙が協議のうえ決定する。
（物資の照会）
第６条　甲は乙に対して、第３条に揚げる物資の品目、数量、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。
（連絡責任者）
第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては消防本部予防課防災担当課長を乙においては、株式会社マルエツさがみ野店店長を連絡責任者とする。
（疑義の決定）
第８条　この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間（以下、「協定期間」という。）は、平成18年４月１日から平成23年３月31日までの５年間とする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。
（免除）
第１０条　乙が被災した場合、乙は本協定の義務の履行を全部、又は一部を免除される。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成18年３月31日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市長　　内　野　　優

乙　海老名市東柏ケ谷五丁目14番６号
株式会社マルエツさがみ野店
店長　　甲　斐　久　和

資料８－58　災害時等における被災者支援等の協力に関する協定書（イオンリテール株式会社　イオン海老名店）

災害時等における被災者支援等の協力に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオン海老名駅前店（以下「乙」という。）は、災害時等における被災者支援等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の被災者支援等の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は災害時等において乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）　乙が所有し、又は管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。

（２）　被災者に対しトイレ等の乙の店舗設備を提供すること。

（３）　テレビ・ラジオ等で、甲が知り得た被害状況等の情報を被災者に提供すること。

（４）　乙の保有する生活必需物資（以下「物資」という。）を提供すること。

（５）　その他前各号に掲げるもののほか、相互に協力できる事項

２　甲は、前項の規定により要請するときは、被災者支援等要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに被災者支援等要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて、的確な措置を執るとともに、その措置事項を被災者支援等報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（物資の範囲）

第４条　乙が調達及び供給する物資の品目は、日用雑貨品、食料品、衣料品及び薬品並びにその他調達及び供給可能な物資とする。

（引渡し）

第５条　物資及び災害活動用資機材の引渡場所は、原則として乙の定める場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資及び災害活動用資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（在庫状況等の照会）

第６条　甲は、乙に対し前条に規定する物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は経済環境部商工課長とし、乙の連絡責任者はイオンリテール株式会社イオン海老名駅前店店長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第８条　乙が実施した被災者支援等の協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する費用は、物資においては災害発生の直前における乙の販売価格を基準として算出し、その他の被災者支援等の協力に要した費用は、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第９条　本協定に基づく業務等に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、協定締結の日から１年間とする。

ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲乙とも異議申し立てのない場合は、本協定は同一条件にて１年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年６月４日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
　海老名市
　　市長　　内　野　　優

乙　海老名市中央二丁目３番５号
　イオンリテール株式会社　イオン海老名駅前店
　　店長　　大　原　　淳

別記様式　略

資料８－59　災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（オイシックス・ラ・大地株式会社）

災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

オイシックス・ラ・大地株式会社（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における生活必需物資（甲が保有する食料品をいう。以下「物資」という。）の調達及び供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の物資の調達及び供給に関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　乙は、災害時等において物資を必要とするときは、甲に対し、生活必需物資要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに生活必需物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、甲の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて適切な措置を執るとともに、その措置事項を生活必需物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。
（引渡し）
第４条　物資の引渡場所は、原則として乙の定める場所とし、甲は当該場所に物資を搬送し、乙は物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
（在庫状況等の照会）
第５条　乙は甲に対し物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。
（連絡責任者）
第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者はORD海老名ステーション長とし、乙の連絡責任者は経済環境部商工課長とする。
（費用の負担及び価格の決定）
第７条　甲が実施した物資の調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。
２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年11月30日までとする。
（協議事項）
第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年12月１日

甲　東京都品川区大崎一丁目11番２号
ゲートシティ大崎イーストタワー５階
オイシックス・ラ・大地株式会社
代表取締役社長　高　島　宏　平

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略

資料８－60　災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書（株式会社クリエイトエス・ディー）

災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書

株式会社クリエイトエス・ディー（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における生活必需物資（甲が保有する生活必需物資をいう。以下「物資」という。）の調達及び供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が海老名市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の物資の調達及び供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（店舗の有効範囲）

第２条　この協定における甲の店舗の有効範囲は、別紙に掲げる店舗とする。なお、甲が本協定の有効期間中に海老名市内に新規出店した場合は、当該店舗も本協定の有効範囲に含めるものとする。

（協力要請）

第３条　乙は、災害時等において、物資を必要とするときは、甲に対し生活必需物資要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに生活必需物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第４条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、甲の業務に支障をきたさない範囲で可能な限り要請事項に応じて、適切な措置を執るとともに、その措置事項を生活必需物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（物資の範囲）

第５条　物資の範囲については、別紙供給物資の種類の欄に掲げるものを基に甲乙協議の上、決定する。

（引渡し）

第６条　物資の引渡場所は、原則として甲の定める場所とし、乙は当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（在庫状況等の照会）

第７条　乙は甲に対し物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。

（連絡責任者）

第８条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は総務部部長、総務部課長又はその代理の者とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第９条　甲が実施した物資の調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年７月31日までとする。

（協議事項）

第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年８月１日

甲　横浜市青葉区荏田西二丁目３番地２
株式会社　クリエイトエス・ディー
代表取締役社長　廣　瀬　泰　三

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略
別紙　略

資料８－61　災害時における物資の輸送等に関する協定書（一般社団法人　神奈川県トラック協会）

災害時等における物資の輸送等に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害時等における物資の輸送等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市に地震災害、風水害若しくはその他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）又は海老名市外で災害が発生し、当該被災地に対して物資等の支援を実施する場合（以下「支援時」という。）において、甲及び乙の物資の輸送等に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等及び支援時において、乙に対し次の各号に掲げる業務について要請することができる。

（１）　甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるものの輸送業務

（２）　前号に定めるもののほか、その他甲が必要と認める業務

２　甲は、前項の各号に掲げる業務を乙に要請する場合は、物資輸送等協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに物資輸送等協力要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、ほかの業務より優先して協力するものとする。

２　乙は、前条の要請に基づき甲に協力し、業務等を実施した場合は、速やかに物資輸送等協力報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれの連絡責任者を別紙「連絡責任者確認票」で管理の上、この協定書に添付するものとし、内容の変更があった場合は速やかに相互に通知するものとする。

（費用負担及び価格の決定）

第５条　乙が実施した物資の輸送等の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　第２条第１項各号に掲げる業務等に従事した者がその責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（第三者への損害賠償責任）

第７条　乙は、第２条第１項各号に掲げる業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

２　前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定するものとする。

３　乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後、遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については甲乙協議の上、決定するものとする。

（業務における暴力団排除）

第８条　乙は、その業務に関し、海老名市暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等を使用してはならない。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年８月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年９月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　横浜市港北区新横浜二丁目11番１号
一般社団法人　神奈川県トラック協会
会長　吉　田　修　一

資料８－62　災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（海老名市電設協会）

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

海老名市電設協会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙の応急対策活動の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時において甲に対し、乙が所管する公共施設その他乙が必要と認める施設等の電気設備類の不具合の点検及び修繕について協力要請をすることができる。

２　乙は、前項の規定により要請するときは、応急対策活動要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置結果を応急対策活動報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任　者は海老名市電設協会会長とし、乙の連絡責任者は財務部営繕課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第５条　甲が実施した応急対策活動の協力に要した費用は乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年７月31日までとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年８月１日

甲　海老名市大谷北四丁目３番29号
海老名市電設協会
会長　可　兒　克　利

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略

資料８－63　災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（海老名市電友会）

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

海老名市電友会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙の応急対策活動の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時において甲に対し、乙が所管する公共施設その他乙が必要と認める施設等の電気設備類の不具合の点検及び修繕について協力要請をすることができる。

２　乙は、前項の規定により要請するときは、応急対策活動要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置結果を応急対策活動報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名市電友会会長とし、乙の連絡責任者は財務部営繕課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第５条　甲が実施した応急対策活動の協力に要した費用は乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年７月31日までとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年８月１日

甲　海老名市門沢橋四丁目12番２号
海老名市電友会
会長　内　田　宗　宏

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別紙様式　略
別紙　略

資料８－64　災害時等における応急対策活動等の協力に関する協定書（一般社団法人　海老名市建設業協会）

災害時等における応急対策活動等の協力に関する協定書

一般社団法人海老名市建設業協会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策活動等（甲が実施する応急対策活動及び応急復旧工事をいう。以下「応急対策活動等」という。）の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の応急対策活動等の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において、甲に対し次の各号に掲げる応急対策活動等を要請することができるものとする。

（１）　乙が要請する応急対策活動に係る役務提供及び甲の所有する資機材等の提供

（２）　公園緑地等の緊急巡回、応急措置等

（３）　前号に掲げるもののほか、応急対策活動等を必要とする業務

２　乙は、前項の規定により要請するときは、応急対策活動等要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策活動等要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置及び実施）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り要請事項に応じて迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置状況を乙に報告し、乙はその措置状況を確認するものとする。

２　甲は、乙に措置状況を報告したのち、乙の指示により応急対策活動等を実施するものとする。

３　甲は、応急対策活動等の実施に伴い資機材等が不足する場合は、乙に資機材等の確保を要請することができるものとする。なお、乙は当該要請を受けたときは、可能な限り要請事項に応じ、資機材等を確保し、提供するものとする。

（報告）

第４条　甲は、前条の規定により応急対策活動等を実施したときは、随時その活動内容等を電話等により報告するとともに、その応急対策活動等が完了したときは速やかに応急対策活動等報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は一般社団法人海老名市建設業協会会長又は事務局長とし、乙の連絡責任者はまちづくり部道路管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施した応急対策活動等の協力に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第７条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年７月31日までとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年８月１日

甲　海老名市今里一丁目6番36号
一般社団法人　海老名市建設業協会
会長　木　内　　修

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

様式　略

資料８－65　災害時における応急対策の協力に関する協定書（海老名市造園業協会）

平成31年４月25日　解約

資料８－66　災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（海老名市建築職組合）

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

海老名市建築職組合（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙の応急対策活動の協力に関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　乙は、災害時において甲に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。
（１）　応急対策活動に係る甲に属する組合員（以下「組合員」という。）の派遣及び組合員が有する技術等の提供
（２）　応急対策活動に係る組合員の所有する車両、工具、機材等の提供
２　乙は、前項の規定により要請するときは、応急対策活動要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置結果を応急対策活動報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。
２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。
（連絡責任者）
第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名市建築職組合組合長とし、乙の連絡責任者は財務部営繕課長とする。
（費用負担及び価格の決定）
第５条　甲が実施した応急対策活動の協力に要した費用は乙が負担するものとする。
２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。
（災害補償）
第６条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。
（協議事項）
第７条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年７月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年８月１日

甲　海老名市中新田三丁目８番９号
伊勢宮ビル二階
海老名市建築職組合
組合長　金　子　勝　彦

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

様式　略

資料８－67　災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（神奈川土建一般労働組合　座間海老名支部）

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

神奈川土建一般労働組合座間海老名支部（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙の応急対策活動の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時において甲に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）　応急対策活動に係る甲に属する組合員（以下「組合員」という。）の派遣及び組合員が有する技術等の提供

（２）　応急対策活動に係る組合員の所有する車両、工具、機材等の提供

２　乙は、前項の規定により要請するときは、応急対策活動要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置結果を応急対策活動報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は神奈川土建一般労働組合座間海老名支部執行委員長とし、乙の連絡責任者はまちづくり部道路管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第５条　甲が実施した応急対策活動の協力に要した費用は乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（協議事項）

第７条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年７月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年８月１日

甲　座間市西栗原一丁目７番33号
神奈川土建一般労働組合
座間海老名支部
執行委員長　田　島　士　郎

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略

資料８－68　災害時等における応急対策活動等の協力に関する協定書（白石市建設職組合）

災害時等における応急対策活動等の協力に関する協定書

白石市建設職組合（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策活動等（甲が実施する応急対策活動及び応急復旧工事をいう。以下「応急対策活動等」という。）の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の応急対策活動等の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において甲に対し応急対策活動等の実施について協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により要請するときは、応急対策活動等要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策活動等要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置及び実施）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り要請事項に応じて迅速かつ的確な措置をとるとともに、その措置状況を乙に報告し、乙の指示により応急対策活動等を実施するものとする。

２　乙は、甲の措置状況を逐次確認し、必要な指示を行うこととする。

３　甲は、応急対策活動等の実施に伴い資機材等が不足する場合は、乙に資機材等の確保を要請することができるものとする。なお、乙は当該要請を受けたときは、可能な限り要請事項に応じ、資機材等を確保し、提供するものとする。

（報告）

第４条　甲は、前条の規定により応急対策活動等を実施したときは、随時その活動内容等を電話等により乙に報告するとともに、その応急対策活動等が完了したときは速やかに応急対策活動等報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は白石市建設職組合長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施した応急対策活動等の協力に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第７条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年９月30日までとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和４年10月１日

甲　宮城県白石市西益岡町８番22号
白石市建設職組合
組合長　桂　山　信　幸

乙　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市　長　内　野　　優

別記様式　略

資料８－69　災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定書（株式会社　アクティオ）

災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定書

株式会社アクティオ（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策資機材（別紙に掲げる資機材をいい、以下「資機材」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の要請に基づき、甲が保有する資機材を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において応急対策により資機材を必要とするときは、甲に対し応急対策資機材要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策資機材要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な資機材を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を応急対策資機材報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第４条　資機材の引渡場所は原則として乙の定める場所とし、甲は、当該引渡場所に資機材を運搬し、乙は資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名営業所所長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施した資機材の供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年９月30日までとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年10月１日

甲　東京都中央区日本橋三丁目12番２号
朝日ビルディング７階
株式会社　アクティオ
代表取締役社長　小　沼　直　人

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略
別紙　略

資料８－70　災害時等における応急対策資機材等の供給に関する協定書（太陽建機レンタル株式会社厚木支店）

災害時等における応急対策資機材等の供給に関する協定書

太陽建機レンタル株式会社厚木支店（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策資機材等（以下「資機材等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の要請に基づき、甲が保有する資機材等を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において応急対策により資機材等を必要とするときは、甲に対し応急対策資機材等要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策資機材等要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な資機材等を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を応急対策資機材等報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第４条　資機材等の引渡場所は原則として乙の定める場所とし、甲は、当該引渡場所に資機材等を運搬し、乙は資機材等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は太陽建機レンタル株式会社厚木支店長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施した資機材等の供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年10月31日までとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年11月１日

甲　海老名市門沢橋一丁目４番１号
太陽建機レンタル株式会社厚木支店
厚木支店長　江　間　謙　一

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略
別紙　略

資料８－71　災害時等における支援協力活動に関する協定書（公益社団法人　隊友会神奈川県隊友会県央支部）

災害時等における支援協力活動に関する協定書

公益社団法人隊友会神奈川県隊友会県央支部（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における支援協力活動に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の支援協力活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力準備）

第２条　甲は、この協定の別紙として、毎年７月１日現在の支援協力員名簿を作成し、乙に通知するものとする。

２　甲及び乙は、この協定に基づく支援協力活動を円滑に実施するため、平素から定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

３　甲は、この協定に基づく支援協力活動を円滑に実施するため、乙が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

（個人情報の保護）

第３条　乙は、前条第１項により通知された支援協力員名簿に記載された個人情報を本協定の目的以外に使用してはならない。

（協力要請）

第４条　乙は、災害時等において、甲に対し次の各号に掲げる支援協力活動を要請することができる。

（１）　災害に関する情報収集、情報提供及び連絡調整業務

（２）　災害対策応急業務

（３）　災害対策応急資機材の取扱業務

（４）　重機の取扱業務

（５）　前各号に掲げるもののほか、支援協力活動を必要とする業務

２　乙は、前項の規定により要請するときは、支援協力活動要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに支援協力活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置及び実施）

第５条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り要請に応じて迅速かつ的確な措置をとるとともに、その措置状況を乙に報告し、乙の指示により支援協力活動を実施するものとする。

２　乙は甲の措置状況を逐次確認し、支援協力員に対し必要な指示を行うものとする。

（報告）

第６条　甲は、前条の規定により支援協力活動を実施したときは、随時その活動内容等を電話等により乙に報告するとともに、その支援協力が完了したときは速やかに支援協力活動報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は神奈川県隊友会県央支部防災部長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担）

第８条　この協定に基づく甲の支援協力活動は、無償とする。

（災害補償）

第９条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年６月30日までとする。

（協議事項）

第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年７月１日

甲　綾瀬市寺尾西１丁目15番３号
公益社団法人　隊友会　神奈川県隊友会　県央支部
支部長　藤　本　正　則

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市　長　内　野　　優

別記様式　略

資料８－72　災害時における応急対策活動等の協力に関する協定書（海老名市測量業協会）

災害時における応急対策活動等の協力に関する協定書

海老名市測量業協会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙の応急対策活動等の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力準備）

第２条　甲は、この協定の別紙として、毎年４月１日現在の協会員名簿及び担当地域図を作成し、乙に通知するものとする。

２　甲及び乙は、この協定に基づく応急対策活動等を円滑に実施するため、平素から定期的に必要な情報の交換を行うとともに、甲は、乙が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

（協力要請）

第３条　乙は、災害時において甲に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）　被災状況の収集

（２）　乙の所有する行政財産に係る測量、調査、設計等の役務提供

（３）　乙の実施する応急対策活動等に係る役務提供及び甲の所有する車両、工具、資機材等の提供

（４）　前各号に掲げるもののほか、必要とする業務

２　乙は、前項の規定により要請するときは、応急対策活動等要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策活動等要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置及び実施）

第４条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて迅速かつ的確な措置を執るとともに、その措置結果を応急対策活動等報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

３　甲は、海老名市において震度５弱以上の地震が発生した場合は、前条の規定にかかわらず、第３条第１項第１号に掲げる被災状況の収集業務を自主的に行うものとする。

４　甲は、前項により業務を行うときは、第２条第１項に規定する担当地域図に掲げる地域ごとの被災状況を映像データとして収集することに努め、乙に迅速に報告するものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名市測量業協会会長とし、乙の連絡責任者はまちづくり部の道路所管課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施した応急対策活動等の協力に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、第４条第３項に係る費用は無償とする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第７条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年10月31日までとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年11月１日

甲　海老名市国分寺台一丁目19番12－２号
海老名市測量業協会
会長　門　田　哲　生

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略

資料８－73　災害時等における交通及び地域安全の確保等に関する協定書（海老名警備業協力会）

災害時等における交通及び地域安全の確保等に関する協定書

海老名警備業協力会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における交通及び地域安全の確保等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の交通及び地域安全の確保等の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において甲に対し、次の各号に掲げる事項について協力要請をすることができる。

（１）　緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務

（２）　被災地及び避難場所等における警戒警備業務

（３）　被災状況等の情報提供業務

（４）　その他乙が必要と認める警備業務

２　乙は、前項の規定により要請するときは、警備業務等要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに警備業務等要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けて警備員を出動させるときは、当該業務に関する専門的な知識及び技能を有する者を充てるものとし、その措置結果を警備業務等報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名警備業協力会会長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第５条　甲が実施した災害時等の警備業務等に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年10月31日までとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年11月１日

甲　海老名市国分南一丁目27番28号
海老名警備業協力会
会長　八　木　　優

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略

資料８－74　災害時における応急対策に関する協定書（海老名管工事業協同組合）

災害時における応急対策に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と海老名管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設等の復旧工事の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市内において、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が行う応急対策業務について、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、水道施設の復旧工事等の必要が生じたときは、乙に協力を要請することができる。

２　甲は、前項の規定により要請するときは、水道施設等の復旧工事要請書（第１号様式）より行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、その他の方法により要請することができる。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに水道施設等の復旧工事を実施するための体制を確立のうえ、必要な資機材、車両及び人員等を提供し、甲の指示に従って応急対策を実施するものとし、その措置結果を水道施設等の復旧工事報告書（第２号様式）により甲に連絡するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、特に業務上支障その他やむを得ない事由のない限り営業時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（連絡責任者等）

第４条　要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者等連絡先（第３号様式）を定めるものとする。

（経費の負担及び価格の決定）

第５条　乙が実施した水道施設等の復旧工事に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適性価格を基準として、甲、乙が協議のうえ決定する。

（補償）

第６条　本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときで、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定によりその損害を補償する。

（協議事項）

第７条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成11年３月30日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市長　　亀　井　英　一

乙　海老名市上郷120－５
海老名管工事業協同組合
理事長　　長谷川　　裕

別紙様式　略

資料８－75　災害時等におけるＬＰガス等の調達・供給に関する協定書（県央ＬＰガス協会　海老名部会）

災害時等におけるＬＰガス等の調達及び供給に関する協定書

県央ＬＰガス協会海老名部会（以下「甲」という。加盟業者は別紙のとおりとする。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等におけるＬＰガス及びその燃焼器具類（以下「ＬＰガス等」という。）の調達及び供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙のＬＰガス等の調達及び供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において、ＬＰガス等の調達及び供給を必要とするときは、甲に対しＬＰガス等要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかにＬＰガス等要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、速やかに要請事項に応じて、可能な限り適切な措置を執るとともに、その措置事項をＬＰガス等報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第４条　ＬＰガス等の引渡場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、乙は当該引渡場所に職員を派遣し、ＬＰガス等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は県央ＬＰガス協会海老名部会長とし、乙の連絡責任者は財務部財産・車両課長とする。

（費用の負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施したＬＰガス等の調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第７条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の適用により補償する。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年11月30日までとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年12月１日

甲　海老名市本郷5030番地の１
県央ＬＰガス協会　海老名部会
部会長　千　葉　　隆

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略

資料８－76　災害時における応急対策の協力に関する協定書（海老名市資源協同組合）

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

海老名市資源協同組合（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動（甲が所有する資機材を使用して行う廃棄物の収集・運搬、処理等をいう。以下「応急対策活動」という。）の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙が実施する応急対策活動の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時において甲に対し応急対策活動の協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定により要請するときは、応急対策活動要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り要請事項に応じて速やかに必要な資機材、車両、人員等を確保するなど、適確な措置を執るとともに、その措置状況を乙に報告し、乙はその措置状況を確認するものとする。

２　甲は、乙に措置状況を報告したのち、乙の指示により応急対策活動等を実施するものとする。

（報告）

第４条　甲は、前条の規定により応急対策活動を実施したときは、随時その活動内容等を電話等により報告するとともに、その応急対策活動が完了したときは速やかに応急対策活動報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名市資源協同組合理事長とし、乙の連絡責任者は経済環境部環境課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施した応急対策活動に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第７条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することが出来ない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年３月31日までとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年４月１日

甲　海老名市大谷南五丁目７番27号
海老名市資源協同組合
理事長　清　水　真　大

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

別記様式　略

資料８－77　災害時における海老名市と海老名市内郵便局の協力に関する協定書（海老名市内郵便局）

令和３年８月26日　解約

資料８－78　災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社　ゼンリン　横浜営業所）

災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第１号に定める災害時等において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される。）を甲に供給すること等について、次のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

（１）　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

（２）　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

（１）　「住宅地図」とは、海老名市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

（２）　「広域図」とは、海老名市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

（３）　「ZNET　TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET　TOWN」を意味するものとする。

（４）　「ID等」とは、ZNET　TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。

（５）　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET　TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

（１）　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

（２）　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第１号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

（１）　災害対策本部設置期間中の閲覧

（２）　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議の上、定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET　TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET　TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET　TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年２月29日までとする。

（協議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年３月１日

甲）神奈川県海老名市勝瀬175番地の１ 海老名市 市長　内　野　　優	乙）横浜市港北区新横浜二丁目13番13号 TPR新横浜ビル５Ｆ 株式会社　ゼンリン　横浜営業所 所長　　鈴　　雄　太

細目・様式　略

ZNET　TOWN利用約款　略

資料８－79　災害時における情報発信等に関する協定書（LINEヤフー株式会社）※R5.10社名変更

災害時における情報発信等に関する協定書

ヤフー株式会社（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における情報発信等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙の協議により、災害情報等を市民等に対し適切に伝えることに関し必要な事項を定めるものとする。

（情報発信）

第２条　甲は、災害時において乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力するものとする。

（１）　乙の運営するホームページの災害発生時におけるアクセス負荷の軽減を目的として、乙の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）　乙の避難所等の防災情報を甲に提供し、甲が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）　乙の避難勧告、避難指示等の緊急情報を甲に提供し、甲が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）　災害発生時の乙の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所等におけるボランティア受入情報を甲に提供し、甲が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（５）　乙の避難所等における必要救援物資に関する情報を甲に提供し、甲が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（連絡責任者）

第３条　前条各号の事項を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は社会貢献事業本部災害協定担当とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担）

第４条　第２条各号の内容は、原則、無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他の経費は、甲乙それぞれが負担するものとする。

（情報の周知）

第５条　甲は、乙から提供を受ける情報について、乙が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、甲が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、甲は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第６条　甲及び乙は、本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合は、その時期、方法及び内容について、別途協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、平成32年（2020年）２月29日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙とも書面による異議申し立てのない場合は、本協定は同一条件にて１年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成31年３月１日

甲　東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健太郎

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

資料８－80　災害時等における支援協力に関する協定（ライオンズクラブ国際協会330-B地区）

災害時等における支援協力に関する協定書

ライオンズクラブ国際協会330-B地区（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市に地震災害、風水害若しくはその他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）又は海老名市外で災害が発生し、当該被災地に対して支援協力を実施する場合（以下「支援時」という。）において、甲及び乙の支援協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等及び支援時において、甲に対し次の各号に掲げる業務について要請することができる。

（１）　乙が指定する場所への物資その他搬送が必要と認めるものの搬送業務

（２）　甲に属する会員の所有する物資の提供

（３）　応急対策活動等に係る人的支援

（４）　前号に定めるもののほか、その他乙が必要と認める業務

２　乙は、災害時等において、前項により協力を要請するときは、支援協力要請書（第１号様式）により要請する。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに支援協力要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、速やかに要請事項に応じて、その措置事項を支援協力報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は７リジョン・３ゾーン・チェアパーソンとし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第５条　甲が実施した支援協力に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第６条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年７月31日までとする。

（協議事項）

第７条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年８月１日

甲　横浜市中区山吹町一丁目７番
パークノヴァ伊勢佐木長者町201号室
ライオンズクラブ国際協会330-B地区
地区ガバナー　石　田　真　一

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－81　災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書（株式会社オウルテック）

災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書

株式会社オウルテック（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における電子関連物品等（別紙に掲げるものをいい、以下「物品等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、乙の要請に基づき、甲が保有する物品等を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時において物品等を必要とするときは、甲に対し電子関連物品等供給要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに電子関連物品等供給要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な物品等を可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を電子関連物品等供給報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第４条　物品等の引渡場所は原則として乙の定める場所とし、甲は、当該引渡場所に物品等を運搬し、乙は物品等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は管理部サブマネージャーとし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施した物品等の供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年10月31日までとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年11月１日

甲　海老名市中新田五丁目24番１号
株式会社　オウルテック
代表取締役　山　本　哲　也

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略
別紙　略

資料８－82　災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書（大東電業株式会社）

災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と大東電業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機による情報収集に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する情報収集活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力準備）

第２条　乙は、無人航空機の飛行に関する許可・承認書の写しを更新の都度、甲に提出するものとする。

２　乙は、この協定に基づく情報収集活動を円滑に実施するため、機器の点検、試験飛行等により、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

３　甲及び乙は、この協定に基づく情報収集活動を円滑に実施するため、平素から定期的に必要な情報の交換を行うとともに、乙は甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において、乙に対し次の各号に掲げる業務について要請することができる。

（１）　無人航空機による被災状況の調査

（２）　無人航空機により撮影した情報の提供、分析、編集等

（３）　無人航空機により撮影した情報を伝送する機器の提供

（４）　前各号に定めるもののほか、その他甲が必要と認める業務

２　甲は、前項の規定により要請するときは、情報収集活動要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに情報収集活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置及び実施）

第４条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り、その要請事項に対して必要な措置をとるとともに、迅速かつ的確な情報収集活動を実施するものとする。

２　乙は、前項により実施した措置事項を情報収集活動報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により報告することができるものとし、後日速やかに情報収集活動報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（秘密の保持）

第５条　乙は、情報収集活動の中で知り得た情報等については、甲以外に提供、共有等をしてはならない。

（連絡責任者）

第６条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者は大東電業株式会社神奈川本社情報通信営業部とする。

（費用負担）

第７条　この協定に基づく乙の情報収集活動は、無償とする。

（災害補償）

第８条　本協定に基づき乙が協力した活動により、乙又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責任において補償するものとする。

２　乙は、情報収集活動に当たり、必要な保険等に加入している無人航空機を使用するものとする。

３　乙の保有する無人航空機に破損、紛失等の損害が生じたときは、乙の加入する保険等により対応するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年２月29日までとする。

（協議事項）

第１０条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　海老名市門沢橋一丁目６番25号
大東電業株式会社　神奈川本社
神奈川本社長　佐　藤　良　夫

別記様式　略

資料８－83　災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定書（川上産業株式会社）

災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定書

川上産業株式会社（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策資機材（以下「資機材」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の要請に基づき、甲が保有する資機材を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において応急対策により資機材を必要とするときは、甲に対し応急対策資機材要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策資機材要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、次に掲げるもののうち、要請事項に応じて速やかに必要な資機材を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を応急対策資機材報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（１）　プチプチ®

（２）　プラパール®

（３）　その他の物資で乙が提供できるもの

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第４条　資機材の引渡場所は原則として乙の定める場所とし、甲は、当該引渡場所に資機材を運搬し、乙は資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は横浜営業所長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施した資機材の供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年９月30日までとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年10月１日

甲　東京都千代田区五番町６番地の２
ホーマットホライゾンビル４階
川上産業株式会社
代表取締役社長　安　永　圭　佑

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略

第２号様式　略

資料８－84　災害時等における電子関連物品等の供給に関する協定書（株式会社　ＭＯＴＴＥＲＵ）

災害時等における電子関連物品等の供給に関する協定書

株式会社ＭＯＴＴＥＲＵ（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における電子関連物品等（別紙に掲げるものをいい、以下「物品等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、乙の要請に基づき、甲が保有する物品等を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　乙は、災害時等において物品等を必要とするときは、甲に対し電子関連物品等供給要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに電子関連物品等供給要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な物品等を可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を電子関連物品等供給報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。
２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。
（引渡し）
第４条　物品等の引渡場所は原則として乙の定める場所とし、甲は、当該引渡場所に物品等を運搬し、乙は物品等を確認の上、引渡しを受けるものとする。
（連絡責任者）
第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は営業担当とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。
（費用負担及び価格の決定）
第６条　甲が実施した物品等の供給に要した費用は、乙が負担するものとする。
２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年10月31日までとする。
（協議事項）
第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年11月１日

甲　海老名市中新田五丁目24番１号
株式会社　ＭＯＴＴＥＲＵ
代表取締役　櫻　田　良　太

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略
別紙　略

資料８－85　災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定書（旭段ボール株式会社、株式会社　今井防災商事）

災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定書

旭段ボール株式会社厚木工場（以下「甲」という。）と株式会社今井防災商事（以下「乙」という。）と海老名市（以下「丙」という。）は、災害時等における応急対策資機材（以下「資機材」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、丙の要請に基づき、甲が保有する資機材を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　丙は、災害時等において応急対策により資機材を必要とするときは、甲に対し応急対策資機材要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策資機材要請書（第１号様式）を提出するものとする。
（要請に対する措置）
第３条　甲は、丙から前条の要請を受けたときは、乙と協力し、次に掲げるもののうち、要請事項に応じて速やかに必要な資機材を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を応急対策資機材報告書（第２号様式）により丙に報告するものとする。
（１）　段ボールパーティション
（２）　その他の物資で甲が提供できるもの
２　乙は、丙からの要請に対し避難所等でのニーズ調査を行い、甲及び丙に助言すること。
３　甲及び乙は、丙からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。
（引渡し）
第４条　資機材の引渡場所は原則として丙の定める場所とし、甲は、当該引渡場所に資機材を運搬し、丙は資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。
（連絡責任者）
第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は総務部長、乙の連絡責任者は代表取締役とし、丙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。
（費用負担及び価格の決定）
第６条　甲が実施した資機材の供給に要した費用は、丙が負担するものとする。
２　丙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲丙協議の上、決定する。
（有効期間）
第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年10月31日までとする。
（協議事項）
第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年11月１日

甲　海老名市中野二丁目17番１号
旭段ボール株式会社厚木工場
代表取締役　柴　田　篤　男

乙　海老名市中新田二丁目10番16号
株式会社　今井防災商事
代表取締役　今　井　明　彦

丙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－86　防災行政無線放送の再送信に関する協定書（株式会社ジェイコムイーストかながわセントラル局）

防災行政無線放送の再送信に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイーストかながわセントラル局（以下「乙」という。）は、防災行政無線放送の再送信に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の防災行政無線局同報系無線設備により実施している同報系通信（以下「防災行政無線放送」という。）を乙の設備を利用し再送信（以下「再送信」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（再送信の実施）

第２条　甲及び乙は、防災行政無線放送を別紙の乙の設備を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している受信機（以下「受信機」という。）を通して、再送信を行うことに同意する。

２　乙は、再送信を行うときは、防災行政無線放送の内容に変更を加えないものとする。

３　再送信の提供は、甲の市域内に存する乙の緊急地震速報サービス加入者とする。

（受信機の貸与）

第３条　乙は再送信の確認を目的として、本協定の有効期間中、受信機１台を甲の施設がある庁舎内に設置の上、甲に貸与するものとし、次の各号に掲げる事項について合意する。

（１）　受信機１台分の設置及び撤去に要する費用は乙が負担する。

（２）　受信機１台分の月額利用料は無償とする。

（３）　甲は善良たる管理者として、受信機及びこれの付属品を管理する。

（４）　甲に帰すべき責において受信機の破損・紛失等があった場合（付随した付属品等を含む。）、乙は甲に対し当該修復に必要な実費請求ができる。

（戸別受信機の設置及び譲渡）

第４条　乙は再送信をするために必要となる戸別受信機を乙の負担により構築及び設置するものとする。

２　戸別受信機の所有権は、再送信が開始された時点において現状有姿のまま乙から甲に移転（以下「譲渡日」という。）し、譲渡日をもって甲の所有となることを甲及び乙は確認し、合意する。

３　乙が甲へ譲渡する戸別受信機の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　製品　株式会社　富士通ゼネラル社製

（２）　名称　戸別受信機、接続用インターフェースBOX（受注生産品）

（３）　型番　CR-668系

（４）　数量　各２台

（５）　設置場所　庁舎内で甲の指定する場所

（設備の維持管理）

第５条　甲及び乙は、戸別受信機を除く再送信に係る設備については各々の責任と負担において維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。

２　戸別受信機の維持管理責任は、譲渡日を持って乙から甲に移るものとし、それに係る費用負担も同様とする。

３　乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、事前に甲の承諾を得た上で甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

４　甲及び乙の設備は、別紙に規定するものとする。

（免責事項）

第６条　乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災又はその他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。

２　再送信の内容に関しては、甲の責任とし、再送信の内容に関する質疑、異議、請求等については甲が対応するものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者はかながわセントラル局地域プロデューサーとする。

（費用負担）

第８条　再送信にかかる費用は無償とする。

２　乙は、再送信を行うときは、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償での再送信とするものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙

所定の契約条件によるものとし、利用料金を変更する場合は甲に告知する。
３　甲及び乙は、再送信を実施するに当たり必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。
（守秘義務）
第９条　甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲及び乙で合意した事項に関してはこの限りではない。
（権利義務）
第１０条　甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。
（協議）
第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第１２条　この協定は、締結の日から効力を生じ、平成31年３月31日までとする。ただし、甲乙双方から期間満了１か月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。
（解除）
第１３条　甲又は乙が、第12条の有効期間中に本協定書を解除しようとする場合には、２か月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定書を将来に向かって解除することができる。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成30年３月15日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　大和市大和東１丁目11番５号
株式会社ジェイコムイースト
かながわセントラル局
局長　熊ノ郷　　征輝

別紙　略

資料８－87　災害時等における支援協力活動に関する協定書（株式会社フジランド）

災害時等における支援協力活動に関する協定書

株式会社フジランド（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における支援協力活動に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の支援協力活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力準備）

第２条　甲及び乙は、この協定に基づく支援協力活動を円滑に実施するため、平素から定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

２　甲は、この協定に基づく支援協力活動を円滑に実施するため、平素から支援協力活動の体制及び計画の整備に努めるとともに、乙が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

（協力要請）

第３条　乙は、災害時等において、甲に対し次の各号に掲げる支援協力活動を要請することができるものとする。

（１）　在庫食材、食料、飲料水等の提供

（２）　前号に掲げるもののほか、支援協力活動を必要とする業務

２　乙は、前項の規定により要請するときは、支援協力活動要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに支援協力活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第４条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて迅速かつ的確な措置をとるとともに、その措置結果を支援協力活動報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名市役所地下食堂責任者とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　甲が実施した支援協力活動に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（行政財産の使用等）

第７条　甲が使用する行政財産の使用に係る手続は、海老名市財産規則（昭和41年規則第１号）によるものとする。

２　前項の行政財産の使用に係る使用料は、海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和47年条例第39号）第10条の規定により減免するものとする。ただし、同条例第８条に規定する甲が負担すべき加算金は、必要経費として乙が徴収するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年３月31日までとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年４月１日

甲　東京都千代田区平河町二丁目７番１号
株式会社　フジランド
代表取締役社長　岡　部　要　一

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市　長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－88　災害時等における動物救護活動に関する協定書（相模獣医師会）

災害時等における動物救護活動に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と相模獣医師会（以下「乙」という。）は、災害時等における動物救護活動に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が海老名市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の動物救護活動（以下「活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第２条　活動の対象となる動物は、原則として、一般家庭で飼育されている犬、猫その他の小動物（以下「動物」という。）とする。

（協力準備）

第３条　乙は、この協定の別紙として、毎年４月１日現在の会員病院名簿を作成し、甲に通知するものとする。なお、乙は会員病院名簿に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

２　甲及び乙は、この協定に基づく活動を円滑に実施するため、平素から定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

３　乙は、この協定に基づく活動を円滑に実施するため、平素から活動体制及び活動計画の整備に努めるとともに、甲が実施する訓練への参加、マニュアル等への助言を積極的に行うものとする。

（協力要請）

第４条　甲は、災害時等において、乙に対し次の各号に掲げる活動を要請することができるものとする。

（１）　負傷している動物の応急治療及び一時保管

（２）　所有者が不明な動物の一時保管

（３）　会員病院で保管している動物の餌の調達及び配布

（４）　被災動物に係る相談、助言及び指導

（５）　前各号に掲げるもののほか、活動を必要とする業務

２　甲は、前項の規定により要請するときは、動物救護活動要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに動物救護活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置及び実施）

第５条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り要請に応じて迅速かつ的確な措置をとるとともに、その措置状況を甲に報告し、甲の指示により活動を実施するものとする。

（報告）

第６条　乙は、前条の規定により活動を実施したときは、随時その活動内容等を電話等により甲に報告するとともに、その活動が完了したときは速やかに動物救護活動報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は経済環境部環境政策課長とし、乙の連絡責任者は相模獣医師会会長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第８条　乙が実施した活動に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該動物の所有者が明らかになったときは、所有者に負担を求めるものとする。

２　甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として乙が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第９条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年６月30日までとする。

（協議事項）

第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和８年７月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　大和市つきみ野四丁目11番14号
相模獣医師会
会長　松 崎　　智 彦

資料８－89　災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する海老名市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書（米海軍厚木航空施設）

災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する
海老名市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書

海老名市（以下「甲」という）と米海軍厚木航空施設（以下「乙」という）とは災害対応準備及び災害救援の共同活動に関し、次の事項について合意する。

目的と範囲

本覚書は、甲と乙間の災害対応準備及び災害救援活動において相互の支援活動を調整するための範囲を定める。

災害は予兆あるいは警告の有る無しにかかわらず発生する。このため人間、施設及び財産は、さまざまな自然災害や人的災害から被害を受ける。

甲と乙の共通の関心事は、市や基地に勤務する者または居住する者の生命及び安全を守ることである。

甲と乙が災害対応準備と災害救援活動について緊密に協力及び調整することにより、救援活動がより適時かつ効果的なものとなり、必要不可欠な公益業務を維持回復することができる。

定　義

本覚書で使用する災害という用語には、自然災害や人的災害が含まれる。

災害対応準備とは、不足の事態に備えて計画を立案し調整することである。これにより効果的に災害へ対処して生命と財産を守り、必要不可欠な公益業務を維持回復することができる。

災害救援とは、双方の同意に基づく迅速な支援であり、これによって被災者の苦痛や被害を軽減することができる。ただし、この活動は被災者及び被災地の経済を恒久的に支援するものではない。

この災害救援活動には、人道的援助とそれに係わる搬送、食料、衣服、医薬品、寝台、及び寝具、臨時避難所あるいは仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供、及び必要不可欠な業務の修復などが含まれる。

計画と実施に関する基本的事項

災害救援活動が要請され受け入れられた場合、甲または乙は支援を行うことができる。こうした支援は甲と乙本来の業務に支障のない範囲の人員や資材を以って限定された期間、実施される。

支援は緊急を要するものに提供されるものとし、一般的な復興作業はこれを含まない。

災害救援活動に伴う経費の負担は、当該活動を実施する側の規定に基づき実施側が負担する。

本覚書の適用範囲は甲の管轄する地域と乙の管轄する米海軍厚木航空施設に限定される。また、本覚書によって甲と乙が支援供与の義務を負うことはない。

共同活動の範囲

災害対応準備と災害救援活動に関し、より効果的な調整を促すため、甲と乙は以下の事項に同意する。

計画と調整と情報交換のための連絡先を設置する。

災害の発生が、いずれの相手方に影響を与えるものであってもこれを通知する。

災害救援活動のための災害対策本部あるいは危機行動班を設置するときは、いずれの相手方に対してもその旨を連絡する。

被災状況とその対応措置を定期的に連絡する。

要請に基づいて災害救援活動ならびに支援を実施する場合、実施する側それぞれの国の法律、規則、細則に従うものとする。

情報交換、研修、会議、視察、訓練及び演習を通して災害対応準備の調整を促し、専門的技能を育成する。

附　則

本覚書は両者の署名により発効し、終了するまで効力を有する。

本覚書は、両者の合意のもとで修正または改定できるものとする。本覚書はまた、両者が合意するか、若しくはいずれかが終了予定の60日前までに文書で通知することにより終了することができる。

甲と乙は、実際に災害が発生したときに使用される、災害対応準備及び災害救援活動に関する手引書を作成することに合意する。

2010年８月18日
内　野　　優
海老名市長

2010年８月18日
エリック　W. ガードナー　米海軍大佐
米海軍厚木航空施設司令官

資料８－90　災害時等における相互応援協力に関する協定書（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市）

災害時等における相互応援協力に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、隣接市（以下「関係市」という。）の区域において、広域的な災害が発生した場合の行政界付近の被災対策及び警戒宣言発令時における駅滞留者の措置等について、関係市の相互応援協力に関し、必要な事項を定める。

（応援協力の種類）

第２条　応援協力の種類は、次のとおりとする。

（１）　被災者の救出救護及び医療

（２）　被災者の一時保護のための施設への受入れ及び食糧、飲料水、生活必需品等の提供

（３）　警戒宣言発令時及び災害時の救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び資機材、車両等の提供

（４）　警戒宣言発令時の駅滞留者の一時保護及びその他の必要な措置

（５）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援協力要請の手続）

第３条　応援協力を受けようとする関係市は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請を行い、事後文書（別記様式）を速やかに提出するものとする。

（１）　被害等の状況

（２）　前条第３号に掲げる応援協力を要請する場合にあっては、資機材等の品名、数量、職員の職種及び人員

（３）　応援協力場所及び応援協力場所への経路

（４）　応援協力の期間

（５）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　応援協力の要請を受けた関係市は、自己の区域内の被災状況等に応じ可能な範囲で要請に協力するものとする。

（応援協力経費の負担）

第４条　応援協力に要する経費の負担は、原則として応援協力を要請した関係市の負担とする。ただし、協定関係市間の協議によっては、この限りでない。

２　応援協力を要請する関係市から前項に規定する経費を支弁するいとまがなく応援の要請があった場合は、協力を要請された市が一時立替支弁するものとする。

（災害補償等）

第５条　第２条第３号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

２　派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては派遣を受けた関係市が被災した関係市への往復経路中に生じたものについては応援協力を行う関係市が賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第６条　関係市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（連絡担当部局）

第７条　関係市は、別表のとおりあらかじめ相互応援協力のための連絡担当部局を定めておくものとする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、関係市相互で協議して定めるものとする。

（施行日）
第９条　この協定は、平成８年11月15日から施行する。

平成８年11月15日

大和市下鶴間一丁目１番１号
大和市長　　土　屋　侯　保

海老名市勝瀬175番地
海老名市長　　亀　井　英　一

座間市緑ケ丘一丁目１番１号
座間市長　　星　野　勝　司

綾瀬市早川550番地
綾瀬市長　　見　上　和　由

別記様式　略
別表　略

資料８－91　災害時等における相互応援協力に関する協定書（海老名市・座間市・綾瀬市・寒川町）

災害時等における相互応援協力に関する協定書

海老名市、座間市、綾瀬市及び寒川町は、それぞれの地域において災害が発生した場合、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援協力の種類）

第１条　応援協力の種類は、次のとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）　消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣

（５）　警戒宣言発令時の駅滞留者の一時保護及びその他の必要な措置

（６）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援協力要請の手続）

第２条　応援協力を要請する市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害等の状況

（２）　前条第１号から第４号の規定に掲げる応援協力を要請する場合においては、物資等の品名、数量、職員の職種及び人員

（３）　応援協力場所及び応援協力場所への経路

（４）　応援協力の期間

（５）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援協力の実施）

第３条　応援協力の要請を受けた市町は、可能な範囲においてこれに応じなければならない。

（応援協力経費の負担）

第４条　応援協力に要した経費は、原則として応援協力を要請した市町の負担とする。ただし、各市町の協議によっては、負担割合を変更することができる。

２　応援協力を要請する市町から前項に規定する経費を支弁するいとまがなく応援協力の要請があった場合は、応援協力を要請された市町が一時立替えて、支弁するものとする。

（災害補償等）

第５条　第１条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

２　派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援協力業務の従事中に生じたものについては派遣を要請した市町が、応援協力場所への往復経路中に生じたものについては、応援協力を行う市町が賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）

第６条　各市町は、この協定に基づき応援協力が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料や情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町が協議して定めるものとする。

（施行日）

第８条　この協定は、平成19年３月28日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書を４通作成し、押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成19年３月28日

海老名市勝瀬175番地の１
　海老名市
　　海老名市長　　内　野　　優

座間市緑ケ丘一丁目１番１号
　座間市
　　座間市長　　星　野　勝　司

綾瀬市早川550番地
　綾瀬市
　　綾瀬市長　　笠　間　城　治　郎

寒川町宮山165番地
　寒川町
　　寒川町長　　山　田　文　夫

資料８－92　危機発生時における相互応援に関する協定書（白石市・登別市・海老名市）

危機発生時における相互応援に関する協定書

白石市（以下「甲」という。）と登別市（以下「乙」という。）と海老名市（以下「丙」という。）は、危機発生時（大規模災害等）における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、甲、乙又は丙において地震、火山、風水害、その他の危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「危機発生時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置ができない場合に、市相互の応援・協力が円滑かつ迅速に行われることにより、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

（事前対策）

第２条　甲、乙及び丙は、危機発生時に備え、平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

（１）　応援項目の事前指定（別表のとおり）

（２）　連絡体制の整備

（３）　危機情報の交換

（４）　防災計画、その他危機管理に必要な資料等の相互提供

（５）　その他必要な事項

（応援の要請）

第３条　危機発生時は、原則として、被災地からの要請を受けて、応援を開始するものとする。

（自主的な応援）

第４条　甲、乙及び丙は、危機発生時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

２　自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を被災地に速やかに連絡するものとする。

（応援の内容）

第５条　甲、乙及び丙が実施する危機発生時の応援内容は、次に掲げるものとする。

（１）　避難生活の支援に必要な人員の派遣及び資機材等の提供

（２）　市民生活の復旧、復興等に必要な人員の派遣及び資機材等の提供

（３）　被災者の受入

（４）　前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した側の負担とする。

２　第４条第１項に定める応援に要した経費の負担は、甲、乙及び丙が協議して定める。

（協議等）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し、必要な事項については別に定めることとし、疑義等が生じた事項については、甲、乙及び丙はその都度協議を行うものとする。

（施行期日）

第８条　この協定は、協定締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成22年４月22日

甲　宮城県白石市大手町１番１号
白石市
白石市長　　風　間　康　静

乙　北海道登別市中央町６丁目11番地
登別市
登別市長　　小笠原　春　一

丙　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
海老名市長　　内　野　　優

別表　略

危機発生時における相互応援に関する協定実施細目　略

資料８－93　県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定（相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村）

県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村（以下「構成市町村」という。）並びに構成市町村と友好協定等を締結している都市等（以下「友好都市等」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合に、被災した構成市町村（以下「被災構成市町村」という。）又は被災した友好都市等（以下「被災友好都市等」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定める。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）　応急対策及び復旧対策活動に必要な資機材の提供

（４）　前３号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援の要請をしようとする被災構成市町村又は被災友好都市等から応援の要請を受けた構成市町村（以下「応援市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第７条に定める連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等

（３）　応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等

（４）　前３号に掲げるもののほか、必要な事項

２　被災友好都市等への応援は、前項の規定による応援市町村からの応援の要請に基づき、可能な限り応援を実施するものとする。

３　第１項の規定による応援の要請を受けた構成市町村は、応援要請をした構成市町村に対し、応援の内容を報告するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援の要請を受けた構成市町村は、極力これに応じ応援の実施に努めるものとする。

（被災構成市町村への応援経費の負担）

第５条　被災構成市町村への応援に要した経費は、応援を要請した被災構成市町村の負担とする。ただし、構成市町村間の協議によっては、この限りでない。

２　応援の要請をした被災構成市町村が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災構成市町村からの要請があった場合は、応援を実施した構成市町村は、一時、立替支弁するものとする。

３　応援を実施した構成市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

（被災友好都市等への応援経費の負担）

第６条　被災友好都市等への応援に要した経費は、応援市町村が、一時、立替支弁するものとする。

２　応援市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、被災友好都市等との協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

（連絡担当部局）

第７条　構成市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（他の協定等との関係）

第８条　この協定は、既に締結している他の相互応援協定を排除するものではない。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書８通を作成し、それぞれ署名押印の上、各１通を保有する。

平成23年９月１日

相模原市長　　加　山　俊　夫

厚木市長　　小　林　常　良

大和市長　　大　木　　哲

海老名市長　　内　野　　優

座間市長　　遠　藤　三紀夫

綾瀬市長　　笠　間　城治郎

愛川町長　　山　田　登美夫

清川村長　　大　矢　明　夫

資料８－94　災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定（神奈川県及び県内市町村）

災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　地域ブロック　県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。

（２）　地域調整本部　市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。

（３）　市町村応援本部　他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。

（４）　市町村連絡員　市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　応急対策に必要な資機材及び物資の提供

（３）　避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣

（４）　前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

（県の役割）

第４条　県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

２　県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

（市町村の役割）

第５条　市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

（地域調整本部の設置）

第６条　県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

（市町村応援本部の設置）

第７条　市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

（市町村連絡員の派遣）

第８条　地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

２　地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

（地域ブロック内での相互応援）

第９条　地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

（地域ブロックをまたがる相互応援）

第10条　被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

２　県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

（県外地域に対する応援の調整）

第11条　県は、県外地域で災害は発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

２　県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第２項の規定を準用するものとする。

（応援に要する経費の負担）

第12条　県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

２　前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

３　県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

（他の協定等との関係）

第13条　この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

（委任規定）

第14条　この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成24年４月１日から適用する。

２　この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有する。

平成24年３月29日

神奈川県知事　　黒　岩　祐　治

神奈川県市長会会長
　茅ヶ崎市長　　服　部　信　明

神奈川県町村会会長
　箱根町長　　山　口　昇　士

神奈川県市長会	横浜市長	林　　文　子
	川崎市長	阿　部　孝　夫
	相模原市長	加　山　俊　夫
	横須賀市長	吉　田　雄　人
	平塚市長	落　合　克　宏
	鎌倉市長	松　尾　　崇
	藤沢市長	鈴　木　恒　夫
	小田原市長	加　藤　憲　一
	茅ヶ崎市長	服　部　信　明
	逗子市長	平　井　竜　一
	三浦市長	吉　田　英　男
	秦野市長	古　谷　義　幸
	厚木市長	小　林　常　良
	大和市長	大　木　　哲
	伊勢原市長	長　塚　幾　子
	海老名市長	内　野　　優
	座間市長	遠　藤　三紀夫
	南足柄市長	加　藤　修　平
	綾瀬市長	笠　間　城治郎
神奈川県町村会	葉山町長	山　梨　崇　仁
	寒川町長	木　村　俊　雄
	大磯町長	中　﨑　久　雄
	二宮町長	坂　本　孝　也
	中井町長	尾　上　信　一
	大井町長	間　宮　恒　行
	松田町長	島　村　俊　介
	山北町長	湯　川　裕　司
	開成町長	府　川　裕　一
	箱根町長	山　口　昇　士
	真鶴町長	青　木　　健
	湯河原町長	冨　田　幸　宏
	愛川町長	山　田　登美夫
	清川村長	大　矢　明　夫

災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定実施細目　略

資料８－95　災害時における相互応援に関する協定書（桜川市・那珂市・海老名市）

災害時における相互応援に関する協定書

茨城県桜川市、茨城県那珂市及び神奈川県海老名市（以下「３者」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、茨城県桜川市、茨城県那珂市又は神奈川県海老名市（以下「都市」という。）の地域に係る災害が発生した場合においては法第67条第１項の規定に基づき、都市の地域に係る原子力災害が発生した場合においては同項の規定を原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第１項の規定により読替え、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条　３者は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　救助、応急復旧等に必要な職員その他人員（以下「職員等」という。）の派遣
（２）　車両等の提供
（３）　食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
（４）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
（５）　ボランティアのあっ旋
（６）　被災者の一時収容のための施設の提供
（７）　原子力災害により、避難が必要となる地域から避難者を受け入れるための施設の提供及びあっ旋
（８）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第４条　被災した都市（以下「被災都市」という。）は、応援が可能な都市（以下「応援都市」という。）に対し次の事項を明らかにして、電話等により応急措置を実施するための応援の要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

（１）　被害の状況
（２）　前条第１号に掲げる職員等の派遣内容
（３）　前条第２号から第４号までに掲げるものの品名、数量等
（４）　応援の要請期間
（５）　応援の場所及び経路
（６）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

第５条　応援都市は、災害が発生し、被災都市と連絡が取れない場合において、被災都市で応急措置を実施するための応援が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

２　自主的に出動した応援都市は、被災状況等の情報を収集し、当該情報に基づき、必要な応援を行うものとする。なお、被災都市と連絡が取れたときは、当該情報及び応援内容を連絡するものとする。

（派遣職員等の行動）

第６条　応援のために派遣された職員等は、災害応急対策の実施については、法第６７条第２項の規定に基づき、被災都市の長の指揮の下に行動するものとする。ただし、前条に規定する応援の自主出動については、この限りでない。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、被災都市の負担とする。

２　応援都市は、被災都市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、当該経費を一時的に立替支弁するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、被災都市の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるとき及び第５条に規定する自主的に応援を行ったときに要した経費の負担については、被災都市及び応援都市で協議の上、決定するものとする。

（災害補償等）

第８条　応急措置を実施するための応援に従事した職員等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員等又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を応援都市が責任をもって補償するものとする。

２　応急措置を実施するための応援に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。ただし、応援都市が被災都市への往復途上に生じた損害を除く。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、３者で協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、平成26年３月31日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに３者とも書面による異議申し立てのない場合は、本協定は同一条件にて１年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、３者署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成25年４月５日

茨城県桜川市
市長　　中　田　　裕

茨城県那珂市
市長　　海　野　　徹

神奈川県海老名市
市長　　内　野　　優

資料８－96　災害時における相互応援に関する協定書（東海市・海老名市）

災害時における相互応援に関する協定書

神奈川県海老名市と愛知県東海市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、神奈川県海老名市又は愛知県東海市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第１項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　救助、応急復旧等に必要な職員その他人員（以下「職員等」という。）の派遣

（２）　車両等の提供

（３）　食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供

（４）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供

（５）　ボランティアのあっ旋

（６）　被災者の一時収容のための施設の提供

（７）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　被災した市（以下「被災団体」という。）は、応援をする市（以下「応援団体」という。）に応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請するとともに、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号に掲げる職員等の派遣内容

（３）　前条第２号から第４号までに掲げるものの品名、数量等

（４）　応援の要請期間

（５）　応援の場所及び経路

（６）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡窓口）

第４条　神奈川県海老名市及び愛知県東海市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の自主出動）

第５条　応援団体は、災害が発生し、被災団体から応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から応援が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

２　応援団体は、自主的に出動した場合は、被災状況等の情報を収集し、当該情報に基づき、必要な応援を行うものとする。なお、被災団体と連絡が取れたときは、当該情報及び応援内容を連絡するものとする。

（派遣職員等の行動）

第６条　応援のために派遣された職員等は、災害応急対策の実施については、法第67条第２項の規定に基づき、被災団体の長の指揮の下に行動するものとする。ただし、前条に規定する応援の自主出動については、この限りでない。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、被災団体の負担とする。

２　応援団体は、被災団体が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、当該経費を一時的に立替支弁するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、被災団体の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるとき及び第５条に規定する自主的に応援を行ったときに要した経費の負担については、被災団体及び応援団体で協議の上、決定するものとする。

（災害補償等）

第８条　応急措置を実施するための応援に従事した職員等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員等又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害については、被災団体が責任をもって補償するものとする。

２　応急措置を実施するための応援に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、被災団体がその賠償の責めを負うものとする。ただし、応援団体が被災団体への往復途上に生じた損害を除く。

（協議事項）
第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、両市協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、平成27年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに両市とも書面による異議申し立てのない場合は、本協定は同一条件にて１年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成26年11月５日

神奈川県海老名市
市長　　内　野　　優

愛知県東海市
市長　　鈴　木　淳　雄

資料８－97　災害時における相互応援に関する協定書（白鷹町・海老名市）

災害時における相互応援に関する協定書

神奈川県海老名市（以下「甲」という。）と山形県西置賜郡白鷹町（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲又は乙のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第１項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　救助、応急復旧等に必要な職員その他人員（以下「職員等」という。）の派遣
（２）　車両等の提供
（３）　食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
（４）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
（５）　ボランティアのあっ旋
（６）　被災者の一時収容のための施設の提供
（７）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　被災した市又は町（以下「被災団体」という。）は、応援をする市又は町（以下「応援団体」という。）に応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請するとともに、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

（１）　被害の状況
（２）　前条第１号に掲げる職員等の派遣内容
（３）　前条第２号から第４号までに掲げるものの品名、数量等
（４）　応援の要請期間
（５）　応援の場所及び経路
（６）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡窓口）

第４条　甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の自主出動）

第５条　応援団体は、災害が発生し、被災団体から応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から応援が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

２　応援団体は、自主的に出動した場合は、被災状況等の情報を収集し、当該情報に基づき、必要な応援を行うものとする。なお、被災団体と連絡が取れたときは、当該情報及び応援内容を連絡するものとする。

（派遣職員等の行動）

第６条　応援のために派遣された職員等は、災害応急対策の実施については、法第67条第２項の規定に基づき、被災団体の長の指揮の下に行動するものとする。ただし、前条に規定する応援の自主出動については、この限りでない。

（応援費用の負担）

第７条　応援に要した費用は、被災団体の負担とする。

２　応援団体は、被災団体が前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、当該費用を一時的に立替支弁するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、被災団体の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるとき及び第５条に規定する自主的に応援を行ったときに要した費用の負担については、被災団体及び応援団体で協議の上、決定するものとする。

（災害補償等）

第８条　応急措置を実施するための応援に従事した職員等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員等又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害については、被災団体が責任をもって補償するものとする。

２　応急措置を実施するための応援に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、被災団体がその賠償の責めを負うものとする。ただし、応援団体が被災団体への往復途上に生じた損害を除く。

（協議事項）
第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、平成28年３月31日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに両市とも書面による異議申し立てのない場合は、本協定は同一条件にて１年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成27年10月５日

甲　神奈川県海老名市
　　市長　内野　優

乙　山形県西置賜郡白鷹町
　　町長　佐藤　誠七

資料８－98　災害時相互応援に関する協定（豊田市・海老名市）

災害時相互応援に関する協定

愛知県豊田市と神奈川県海老名市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第１項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

（４）　救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の受入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第８条第１項の規定に基づき、あらかじめ定めた連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　応援期間

（７）　その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は原則として被災市の負担とする。

２　前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市が対応するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第８条　協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

２　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備及び平時からの交流促進に努める。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方署名押印の上、各１通を保有する。

平成29年１月18日

愛知県豊田市西町３丁目60番地
豊田市

代表者　豊　田　市　長　　太　田　稔　彦

神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市

代表者　海　老　名　市　長　　内　野　　優

資料８－99　災害時における相互応援に関する協定書（須坂市・海老名市）

災害時における相互応援に関する協定書

長野県須坂市と神奈川県海老名市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第１項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供

（４）　救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

（５）　被災者を一時収容するための施設の提供又は斡旋

（６）　前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第８条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　応援期間

（７）　その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は原則として被災市の負担とする。

２　前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市が対応するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第８条　協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

２　この協定の締結を機に、平時から、様々な分野での交流を行っていくこととする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方署名押印の上、各１通を保有する。

平成29年１月31日

長野県須坂市大字須坂1528番地の１
長野県須坂市
市長　三　木　正　夫

神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
神奈川県海老名市
市長　内　野　　優

資料８－100　災害時における相互応援に関する協定書（太田市・海老名市）

災害時における相互応援に関する協定書

群馬県太田市と神奈川県海老名市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第１項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供

（４）　救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

（５）　被災者を一時収容するための施設の提供又はあっ旋

（６）　前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第８条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　応援期間

（７）　その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は原則として被災市の負担とする。

２　前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市が対応するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第８条　協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

２　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備及び平時からの交流促進に努める。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方署名押印の上、各１通を保有する。

平成30年８月26日

群馬県太田市浜町２番35号
群馬県太田市
市長　清　水　聖　義

神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
神奈川県海老名市
市長　内　野　　優

資料８－101　災害時における相互応援に関する協定書（海老名市・羽幌町）

災害時における相互応援に関する協定書

神奈川県海老名市と北海道羽幌町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市町のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第１項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供

（２）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供

（４）　救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

（５）　被災者を一時収容するための施設の提供又は斡旋

（６）　前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第８条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　応援期間

（７）　その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は原則として被災市町の負担とする。

２　前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第８条　協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

２　この協定の締結を機に、平時から、様々な分野での交流を行っていくこととする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方署名押印の上、各１通を保有する。

令和元年６月22日

神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
神奈川県海老名市
市長　内　野　　優

北海道苫前郡羽幌町南町１番地の１
北海道羽幌町
町長　駒　井　久　晃

資料８－102　災害時における応急対策活動の協力に関する協定（三和シヤッター工業株式会社）

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

三和シヤッター工業株式会社首都圏住店装建材事業部（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲及び乙の応急対策活動の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時において甲に対し乙の公共施設及び避難所等のシャッター、ガレージ、ドア等の緊急点検及び緊急修理（以下「本件業務」という。）について協力要請をすることができる。

２　乙は、前項の規定により本件業務を要請するときは、応急対策要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができる。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、本件業務の従事者の安全確保等に関して乙と協議の上、可能な限り適切な措置を執るとともに、その措置結果を応急対策報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り甲の営業時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（連絡責任者）

第４条　本件業務に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は厚木メンテ・リフォームセンター長とし、乙の連絡責任者はまちづくり部道路管理課長とする。なお、乙の受付窓口、連絡先等の情報は、別途「別紙」に定め、変更の都度、甲に提出する。

（経費の負担及び価格の決定）

第５条　甲が実施した本件業務に要した費用は次のとおりとする。

（１）　緊急点検における費用については、無償とする。

（２）　緊急修理における費用については、乙が負担するものとし、当該費用については、災害発生直前における適正な費用を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（３）　本件業務の結果、部品交換、製品交換等が必要とされる場合の費用については、乙が負担するものとし、当該費用については災害発生直前における適正な費用を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（協議事項）

第７条　この協定内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年８月31日までとする。

（合意管轄）

第９条　この協定に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（反社会的勢力との取引排除）

第１０条　甲又は乙は、相手方に対し、この協定の締結時において、自己（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　甲又は乙は、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合は、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

３　甲及び乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合は、何らの催告なしに、この協定の全部又は一部を解除することができる。

４　甲又は乙が前項の規定によりこの協定を解除した場合は、解除者はこれによる被解除者の損害を賠償する責を負わない。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年９月１日

甲　東京都中央区日本橋富沢町10番16号
マイアーク日本橋ビル５階
三和シヤッター工業株式会社
首都圏住店装建材事業部長　松　原　英　司

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－103　災害時等における自治会館等の補助的避難所としての活用に関する覚書（海老名市自治会連絡協議会）

災害時等における自治会館等の補助的避難所としての活用に関する覚書

海老名市自治会連絡協議会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における自治会館等の補助的避難所としての活用に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この覚書は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、自治会館等を補助的避難所として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲及び乙は、災害時等において、次の各号に掲げる事項について協力するものとする。

（１）　災害時等において、乙の要請に基づき、甲のうち、別紙の「災害時等における補助的避難所一覧表」に記載された自治会（以下「自治会」という。）は、要請された自治会館等に補助的避難所を開設し、避難者を収容するものとする。

（２）　避難者を補助的避難所まで案内する場合は、原則として乙の職員が行うものとする。

（３）　補助的避難所に避難者を収容したときは、当該避難者の管理を原則として乙が行うものとする。

（４）　補助的避難所で活用する食料、飲料水等の物資は必要に応じて乙から提供するものとする。

（５）　避難者が補助的避難所を利用できる期間は原則として、開設した日から７日以内とする。

（要請に対する措置）

第３条　自治会は、乙から協力要請を受けたときは、前条に掲げる協力内容に可能な範囲において速やかに対応するものとする。

（連絡責任者）

第４条　協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、自治会は連絡責任者を３名選任し、乙へ報告するものとする。なお、乙の連絡責任者は地域づくり課長とする。

（費用負担）

第５条　施設の利用料は無料とする。ただし、避難者が補助的避難所の滞在に要した水道光熱費については、適法な方法により算出し、乙が負担するものとする。

（活動費）

第６条　乙から開設準備体制を整えるための活動費として、自治会に対し、10,800円を支払うものとする。

（原状回復）

第７条　避難者が施設を利用し、その責めにより補助的避難所に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（情報の共有）

第８条　甲及び乙は、災害時等において、次のとおり情報を共有するものとする。なお、連絡手段については、文書又は電話その他これらに類する方法とする。

（１）　甲は、施設の改修等により、補助的避難所が使用できない場合は、事前にその期間を乙に報告し、情報を共有すること。

（２）　甲は、施設の改修等により、補助的避難所に変更が生じた場合は、乙に報告すること。

（３）　その他災害時等において、甲及び乙は必要な情報の共有に努めること。

（有効期間等）

第９条　この覚書は、締結の日から効力を生じ、令和７年３月31日までとする。

（協議事項）

第１０条　この覚書の内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年４月１日

甲　海老名市自治会連絡協議会
会　長　　柳　下　　泰　介

乙　海老名市
市　長　　内　野　　優

資料８－104　災害時等における物資の輸送等に関する協定書（株式会社　AirX）

災害時等における物資の輸送等に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社AirX（以下「乙」という。）は、災害時等における物資の輸送等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、海老名市に地震災害、風水害若しくはその他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）又は海老名市外で災害が発生し、当該被災地に対して物資等の支援を実施する場合（以下「支援時」という。）において、甲及び乙の物資の輸送等に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等及び支援時において、乙に対し次の各号に掲げる業務について要請することができる。

（１）　甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるものの輸送業務

（２）　前号に定めるもののほか、その他甲が必要と認める業務

２　甲は、前項の各号に掲げる業務を乙に要請する場合は、物資輸送等協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに物資輸送等協力要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、ほかの業務より優先して協力するものとする。

２　乙は、前条の要請に基づき甲に協力し、業務等を実施した場合は、速やかに物資輸送等協力報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者は株式会社AirX事業開発本部長（マネージャー）とする。

（費用負担及び価格の決定）

第５条　乙が実施した物資の輸送等の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　第２条第１項各号に掲げる業務等に従事した者がその責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

（第三者への損害賠償責任）

第７条　乙は、第２条第１項各号に掲げる業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

２　前項に規定する第三者への賠償については、乙と協議の上、決定するものとする。

（業務における暴力団排除）

第８条　乙は、その業務に関し、海老名市暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等を使用してはならない。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年７月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年８月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　東京都千代田区麹町六丁目６番２号
番町麹町ビルディング５階　WeWork麹町
株式会社　AirX
代表取締役　手　塚　　究

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－105　災害時等における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書（海老名市宅建業者協力会）

災害時等における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書

海老名市宅建業者協力会（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における民間賃貸住宅の情報提供等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が甲に民間賃貸住宅の情報提供等の協力を求めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　乙は、災害時等において、甲の協力が必要と認めるときは、甲に対し、民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。
２　乙は、前項の規定により要請するときは、民間賃貸住宅の情報提供等要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに民間賃貸住宅の情報提供等要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（協力）
第３条　甲は、前条の規定に基づく乙からの要請があった場合、提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。
２　甲は、本協定に協力する甲の会員（以下「協力会員」という。）から収集した民間賃貸住宅に関する情報又は協力会員の名簿等に関する情報について、乙に提供するものとする。
３　甲は、平時から甲の会員に対して、本協定の周知を図る等、体制の整備に努めるとともに、災害時等においては、協力会員による民間賃貸住宅の情報提供、媒介等が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

（連絡責任者）
第４条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名市宅建業者協力会会長、乙の連絡責任者は海老名市まちづくり部住宅まちづくり課長とする。

（有効期間）
第５条　本協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年10月31日までとする。

（協議事項）
第６条　この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年11月１日

甲　海老名市杉久保北二丁目８番８号
海老名市宅建業者協力会
会長　下郡山　永　一

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略

資料８－106　海老名市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社　綾瀬郵便局・海老名市内に所在する別表に掲げる郵便局）

海老名市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社 綾瀬郵便局及び海老名市内に所在する別表に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用することにより、市民が安全に安心して暮らせる魅力的なまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携事項）
第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。なお、乙においては綾瀬郵便局及び海老名市内に所在する別表に掲げる郵便局がこれを実施する。
(1) 災害時における協力に関すること
(2) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
(3) 海老名市の魅力等の情報発信に関すること
(4) 地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること
(5) その他前条の目的を達成するために必要な取組に関すること
２　甲及び乙は、前項各号に定める連携事項の具体的な取組事項及び実施方法等については、甲乙協議の上、決定するものとし、必要に応じて別記に記載するものとする。

（協定内容の変更）
第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）
第４条　乙は、第２条第１項の規定による取組をした場合及び取組をしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）
第５条　甲及び乙は、第２条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相互間の承認を得ずに第三者に開示又は提供等してはならない。
２　甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

（協定の有効期間等）
第６条　本協定の有効期間は、締結日から令和４年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。
２　甲又は乙は、本協定を解除しようとするときは、本協定の有効期間満了３０日前までに解除の申入れをしなければならない。

（疑義等の解決）
第７条　本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上、解決するものとする。

（従前の協定の取扱い）
第８条　甲及び乙が締結した、「災害時における海老名市と海老名市内郵便局の協力に関する協定書」（平成２９年３月２９日締結）は、本協定に引き継ぐものとし、本協定の締結の日の前日にその効力を失う。

本協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲及び乙の代表（綾瀬郵便局長、海老名郵便局長、海老名中新田郵便局長）の署名捺印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年　８月２６日

甲　　海老名市勝瀬１７５番地の１

海老名市長　内　野　　優

乙　　綾瀬市小園６９８番地の７
日本郵便株式会社
綾瀬郵便局長

海老名市中央２丁目７番５号
日本郵便株式会社
海老名郵便局長

海老名市中新田１丁目１６番２３号
日本郵便株式会社
海老名中新田郵便局長

別表　略

災害時における協力に関する事項
（協定書第２条第１項第１号関係）

（目的）
第１条　本連携事項は、海老名市内で災害が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）
第２条　本連携事項において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力の内容）
第３条　甲及び乙は、海老名市内に災害が発生し、次に掲げる項目について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
(1) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の避難状況の相互提供
(2) 乙による避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)
(3) 乙による災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
(4) 乙による株式会社 ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
(6) 避難・物資輸送支援のための車両の乙から甲への提供
（郵便配達用車両は除く。）
(7) 甲又は乙が実施する応急業務に係る施設の相互提供
(8) 乙のネットワークを活用した広報活動
(9) 前各号に掲げるもののほか、相互に協力できる事項
(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）
第４条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）
第５条　甲又は乙が、第３条に規定する協力に要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除き、甲乙協議の上、適正な方法により額を算出し、協力を要請した甲又は乙がこれを負担する。

（災害情報等連絡体制の整備）
第６条　甲及び乙は、安否情報等の共有体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）
第７条　乙は、地震その他の災害に備え、甲の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）
第８条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者及び連絡先）
第９条　この連携事項に関する連絡責任者及び連絡先は、それぞれ次のとおりとする。
（1）甲　連絡責任者　海老名市市長室危機管理課長
　　連絡先　　海老名市市長室危機管理課
　　電話(046)-235-4790　ファクシミリ (046)-233-9118
（2）乙　連絡責任者　日本郵便株式会社綾瀬郵便局総務部長
　　連絡先　　日本郵便株式会社綾瀬郵便局総務部
　　電話(0467)-70-9880　ファクシミリ(0467)-77-1189

以上

様式　略

資料８－107　災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社　カインズ）

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）
第2条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）
第3条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。
(1) 日用品等の生活必需品
(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）
第4条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。
2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）
第5条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。
2.　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）
第6条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。
2.　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）
第7条　乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
2.　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）
第8条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）
第9条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、令和７年10月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和５年11月１日

甲　　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号
株式会社　カインズ
代表取締役社長　　高家　正行

物資供給報告書　略
連絡責任者届　略

資料８－108　災害時における相互応援に関する協定書（新発田市・海老名市）

災害時における相互応援に関する協定書

新潟県新発田市と神奈川県海老名市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第１項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供

（４）　救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

（５）　被災者を一時収容するための施設の提供又はあっ旋

（６）　前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第８条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　応援期間

（７）　その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は原則として被災市の負担とする。

２　前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市が対応するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第８条　協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

２　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備及び平時からの交流促進に努める。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（効力の発生）

第１０条　この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

（その他）

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方署名押印の上、各１通を保有する。

令和３年11月８日

新潟県新発田市中央町３丁目３番３号
新潟県新発田市
新発田市長　二階堂　　馨

神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
神奈川県海老名市
海老名市長　内　野　　優

資料８－109　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（イオンリテール株式会社　イオン　海老名店）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社　イオン海老名店（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

施設名　イオンリテール株式会社　イオン海老名店

所在地　海老名市中央二丁目４番１号

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任ついては、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者はイオンリテール株式会社イオン海老名店店長とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年２月28日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　海老名市中央二丁目４番１号
イオンリテール株式会社　イオン　海老名店
店長　中　原　宏　平

第１号様式　略

資料８－110　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（株式会社　フラワーランド）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社フラワーランド（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

施設名　株式会社フラワーランド海老名店

所在地　海老名市柏ケ谷419番地の１

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任ついては、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者は株式フラワーランド海老名店店長とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年２月28日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　伊勢原市西富岡774番地の１
株式会社フラワーランド
代表取締役　中　村　眞　英

第１号様式　略

資料８－111　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（ガイアネクスト　海老名駅前店）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）とガイアネクスト海老名駅前店（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

施設名　ガイアネクスト海老名駅前店

所在地　海老名市中央一丁目３番１号

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任ついては、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者はガイアネクスト海老名駅前店店長とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８~~６~~年２月28~~29~~日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　海老名市中央一丁目３番１号
ガイアネクスト海老名駅前店
店長　丸　田　和　道

東京都中央区日本橋横山町７番18号
株式会社ガイア
代表取締役　大　山　　努

第１号様式　略

資料８－112　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（株式会社三和）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社三和（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

施設名　フードワン海老名店

所在地　海老名市本郷1568番地の１

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任ついては、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者はフードワン海老名店店長とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年２月28日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月１日

甲　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　東京都町田市金森４丁目１番２号
株式会社三和
代表取締役社長　小　山　　真

第１号様式　略

資料８－113　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（島忠　海老名店）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と島忠海老名店（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

施設名　島忠海老名店

所在地　海老名市大谷北一丁目１番１号

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任ついては、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者は島忠海老名店店長とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年２月28日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　海老名市大谷北一丁目１番１号
島忠海老名店
店長　尾　池　周　志

第１号様式　略

資料８－114　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（三井不動産株式会社）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と三井不動産株式会社（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

施設名　ららぽーと海老名

所在地　海老名市扇町13番地の１

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任ついては、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者は三井不動産商業マネジメント株式会社ららぽーと海老名オペレーションセンター所長とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年２月28日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月26日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号
日本橋室町三井タワー10階
三井不動産株式会社
商業施設本部
商業施設運営一部長　渡　辺　　誠

第１号様式　略

資料８－115　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（株式会社　ニラク）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社ニラク（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

施設名　株式会社ニラク海老名本郷店

所在地　海老名市本郷2410番地の１

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任ついては、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者は株式会社ニラク海老名本郷店店長とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年２月28日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月１日

甲　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　福島県郡山市方八町二丁目１番24号
株式会社ニラク
代表取締役　谷　口　久　徳

第１号様式　略

資料８－116　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（株式会社　小田急ＳＣディベロップメント）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社小田急ＳＣディベロップメント（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

（１）施設名　ビナウォーク
　　所在地　海老名市中央一丁目４番１号

（２）施設名　ビナフロント
　　所在地　海老名市中央一丁目２番２号

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたるものとし、乙は一切の責任を負わない。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、甲の協力が必要な場合、甲は誠意をもってその協力にあたるものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任ついては、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の費用負担と責任において原状回復を行うものとする。

（地位譲渡の禁止）

第７条　甲は、本協定に基づく地位を移転し、または本協定に基づく権利義務の全部もしくは一部について、第三者に譲渡もしくは継承させ、または担保権を設定する等一切の処分をすることができない。

（損害賠償）

条８条　甲は本協定に伴い乙または第三者に対して損害を与えた場合、甲は、乙および損害を被った第三者に対し一切の損害を賠償しなければならない。ただし、損害の発生原因および取引上の社会通念に照らして甲の責に帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。

２　甲が、乙の信用を害して乙に損害を与えた場合、甲は、乙の信用を回復するための必要な措置を講じ、かつ一切の損害を賠償しなければならない。

（連絡責任者）

第９条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者は株式会社小田急ＳＣディベロップメント海老名営業室支配人とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）
第１０条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
（協議事項）
第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第１２条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年２月28日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
株式会社小田急ＳＣディベロップメント
代表取締役　細　谷　和一郎

第１号様式　略

資料８－117　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（アンダーツリー株式会社）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）とアンダーツリー株式会社（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、要請時に甲乙協議の上、決定する。

施設名　アンダーツリー株式会社キコーナ海老名店

所在地　海老名市河原口四丁目５番６号

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任ついては、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者はアンダーツリー株式会社キコーナ海老名店店長とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年２月28日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月１日

甲　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　大阪府大阪市西区西本町一丁目２番８号
アンダーツリー株式会社
代表取締役　松浦　信一郎

第１号様式　略

資料８－118　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（株式会社　ダイエー・三井不動産リアルティ株式会社）

令和８年３月 31 日　解約

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）と三井不動産リアルティ株式会社（以下「丙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙及び丙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙及び丙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

施設名　ショッパーズプラザ海老名店立体駐車場
所在地　神奈川県海老名市中央３丁目１４９５番１他

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙及び丙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任については、甲乙丙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙丙の連絡責任者はダイエー海老名店店長とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲乙丙は、この協定の締結日以降この協定が終了するまでの間において、相手方に対し、次に掲げる事項を表明し保証する。

（１）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと

（２）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと

（３）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この協定を締結したものでないこと

（４）自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為

を行わないこと

（５）自ら又は第三者を利用して、偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為を行わないこと

２　甲、乙又は丙は、相手方に前項の表明保証に反する事実が判明した場合、何らの催告なしにこの協定を解除することができる。

３　本条の定めに基づきこの協定を解除した当事者は、相手方に対し、名目の如何を問わず、損害賠償又は損失補償する責任を一切負わない。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から令和８年３月31日までとする。ただし、有効期間満了の属する月の前月末日までに甲乙とも書面による異議申し立てのない場合は、この協定は、同条件にて１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（特約事項）

第１１条　この協定の成立をもって、令和４年５月12日に甲、乙および丙にて締結した「水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書」は失効するものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月31日

甲　住　所　神奈川県海老名市勝瀬１７５番地の１
　　氏　名　海老名市長　内　野　　優

乙　住　所　神奈川県海老名市中央３丁目２番５号
　　ダイエー海老名店
　　氏　名　店　長　井出川　　薫

丙　住　所　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
　　三井不動産リアルティ株式会社
　　氏　名　取締役常務執行役員 シェアリング事業本部長　岡　村　光　浩

第１号様式　略

資料８－119　災害時等における要援護者等の移送協力に関する協定書（介護タクシークローバー）

災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書

介護タクシークローバー（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して避難を余儀なくされた要配慮者等を迅速かつ適切に移送することについて必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において、甲に対し次の各号に掲げる事項について要請することができる。

（１）　甲が所有する事業用車両による要配慮者等の移送業務

（２）　その他要配慮者等の移送に必要な業務

２　乙は、前項の規定により甲に要請するときは、移送協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、ほかの業務より優先して協力するものとする。

２　甲は、前条の要請に基づき乙に協力し、業務等を実施した場合は、速やかに移送協力報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は介護タクシークローバー代表者とし、乙の連絡責任者は保健福祉部福祉政策課長とする。

（費用の負担及び価格の決定）

第５条　甲が実施した要配慮者等の移送業務等に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　第２条第１項各号に掲げる業務に従事した者がその責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷等をした場合及び交通事故を生じさせた場合は、甲が自動車賠償責任保険及び福祉事業者賠償責任保険の範囲内で賠償責任を果たすものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年３月31日までとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年４月１日

甲　海老名市国分南三丁目21番13号
介護タクシークローバー
代表者　神　野　和　寛

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－120　災害時等における要援護者等の移送協力に関する協定書（介護タクシーかがやき）

災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書

介護タクシーかがやき（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して避難を余儀なくされた要配慮者等を迅速かつ適切に移送することについて必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　乙は、災害時等において、甲に対し次の各号に掲げる事項について要請することができる。

（１）　甲が所有する事業用車両による要配慮者等の移送業務

（２）　その他要配慮者等の移送に必要な業務

２　乙は、前項の規定により甲に要請するときは、移送協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、ほかの業務より優先して協力するものとする。

２　甲は、前条の要請に基づき乙に協力し、業務等を実施した場合は、速やかに移送協力報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は介護タクシーかがやき代表者とし、乙の連絡責任者は保健福祉部福祉政策課長とする。

（費用の負担及び価格の決定）

第５条　甲が実施した要配慮者等の移送業務等に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第６条　第２条第１項各号に掲げる業務に従事した者がその責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷等をした場合及び交通事故を生じさせた場合は、甲が自動車賠償責任保険及び福祉事業者賠償責任保険の範囲内で賠償責任を果たすものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年３月31日までとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年４月１日

甲　海老名市中野二丁目４番31号
介護タクシーかがやき
代表者　堀込　幸一郎

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内野　優

第１号様式　略
第２号様式　略

資料８－121　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（株式会社　アビバ）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社アビバ（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

施設名　株式会社アビバ海老名店

所在地　海老名市中央二丁目９番55号

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任については、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者は株式アビバ海老名店店長とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年７月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年８月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
　　海老名市
　　市長　内　野　　優

乙　横浜市中区羽衣町二丁目５番
　　株式会社　アビバ
　　代表取締役　光　山　富　夫

第１号様式　略

資料８－122　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（株式会社　相鉄アーバンクリエイツ）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社相鉄アーバンクリエイツ（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

施設名　かしわ台スクエア駐車場

所在地　海老名市柏ケ谷571番地

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任については、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者はアセットマネジメント部マネージャーとする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年７月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年８月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
　　海老名市
　　市長　内　野　　優

乙　横浜市西区南幸二丁目１番22号
　　株式会社　相鉄アーバンクリエイツ
　　代表取締役社長　左　藤　　誠

第１号様式　略

資料８－123　水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書（株式会社　エイヴイ）

水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社エイヴイ（以下「乙」という。）は、水害時緊急避難場所としての駐車場の一時使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、城山ダムの緊急放流が予定され、相模川の氾濫（以下「水害」という。）が予想される場合において、浸水等のおそれがある地域に居住する市民が自家用車等により一時的に避難できる場所（以下「水害時緊急避難場所」という。）として、乙の管理する施設の駐車場（以下「管理駐車場」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、水害発生のおそれがある場合において、管理駐車場を一時使用する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。なお、使用できる範囲の詳細等については、本協定に別紙として添付する。

施設名　エイビイ海老名店

所在地　海老名市泉二丁目５番１号

２　甲は、管理駐車場の一時使用の要請を行うときは、駐車場一時使用要請書（第１号様式）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、水害時緊急避難場所として、管理駐車場の提供に向けて、可能な限り協力するものとする。なお、甲の要請により、管理駐車場を提供する際は、無償とする。

（使用期間）

第４条　甲が管理駐車場を使用する期間は、原則として、城山ダムの緊急放流に伴い相模川の氾濫のおそれが高まり、甲が警戒レベル３「高齢者等避難」を発令した時から警戒レベル４「避難指示」を解除した時までとする。

２　前項の規定による使用期間後、放置された避難者の自家用車等の退去については、甲の責任においてこれにあたる。

（市民への周知）

第５条　甲は前条までの内容を相模川浸水想定区域内の市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（駐車場及び備品の事故等に係る責任）

第６条　管理駐車場を一時使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとする。ただし、避難者の行為を起因としない場合の事故等に対する責任については、甲乙協議して決定するものとする。

２　管理駐車場を一時使用した際に発生した駐車場の破損・汚損等については、甲の責任において原状回復を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は市長室危機管理課長とし、乙の連絡責任者はエイヴイ海老名店店長とする。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等のいずれかに該当したと判明したときは、直ちにこの協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（協議事項）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和10年７月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年８月１日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
　　海老名市
　　市長　内　野　　優

乙　横須賀市平成町１丁目５番地１
　　株式会社　エイヴイ
　　代表取締役　　八　塩　直　之

第１号様式　略

資料８－124　災害時における相互応援に関する協定書（甲斐市・海老名市）

災害時における相互応援に関する協定書

山梨県甲斐市と神奈川県海老名市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第１項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供

（４）　救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

（５）　被災者（要配慮者を含む）を一時収容するための施設の提供又はあっ旋

（６）　被災児童、生徒等を一時受入れるための施設の提供及びあっ旋

（７）　前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第８条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）　前条第５号及び第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数、被災児童、生徒、入所者等の状況及び人数

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　応援期間

（７）　その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は原則として被災市の負担とする。

２　前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市が対応するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第８条　協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

２　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備及び平時からの交流促進に努める。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（効力の発生）

第１０条　この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

（その他）

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方署名押印の上、各１通を保有する。

令和４年11月19日

山梨県甲斐市篠原2610番地
山梨県甲斐市
甲斐市長　　保　坂　　武

神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
神奈川県海老名市
海老名市長　　内　野　　優

資料８－125　災害時等における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社）

災害時等における停電復旧の連携等に関する基本協定

海老名市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社（以下「乙」という。）は、自然災害等の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。

２　乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣できるものとする。

（情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害発生時等における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

（１）　甲は乙に対し、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設のリストを作成し、随時提供

（２）　甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

（３）　乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供

（４）　甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（協力体制）

第４条　甲及び乙は、災害発生時等における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。

（１）　停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去

（２）　甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（３）　住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

２　甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

（秘密保持）

第５条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに開示又は漏えいしてはならない。

（有効期間）

第６条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和６年 12 月 31 日までとする。

（協議）

第７条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年１月１日

甲　神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　神奈川県平塚市追分１番４号
東京電力パワーグリッド株式会社　平塚支社
支社長　山　口　　剛

資料８－126　災害時等における支援及び防災力の向上に関する協定書（サントリービバレッジソリューション株式会社首都圏営業本部神奈川支社）

サントリービバレッジソリューション株式会社首都圏営業本部神奈川支社（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時等における生活必需物資（甲が保有する清涼飲料水をいう。以下「物資」という。）の調達、供給支援及び防災力の向上に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民等の健康の回復、維持及び増進のための支援並びに平時の甲乙相互協力による防災力の向上について必要な事項を定めるものとする。

（災害対応型自動販売機の設置）

第２条　甲は、公共施設に災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置させるときは、その手続は海老名市財産規則（昭和41年規則第１号）によるものとする。

２　前項の自動販売機の設置に伴う行政財産の使用料は、海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和47年条例第39号）第10条の規定により減免するものとする。

３　甲が、公共施設以外の場所に当該自動販売機を設置したときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（支援等の内容）

第３条　甲は、乙に対して次に掲げる支援等を行うものとする。

（１）　災害時等において、前条の規定により設置された自動販売機内の在庫飲料製品を市民等に無償で提供する。

（２）　災害時等において、物資を必要とするときは、甲の物流拠点で保有する物資を市民等に提供する。

（３）　災害時等において、避難者、帰宅困難者等に物資を提供するため、備蓄用物資の数量、補充時期等を甲乙協議の上、決定し、備蓄用物資の提供及び乙が指定する公共施設等に運搬する。

（４）　乙が実施する総合防災訓練及び不特定多数が参加する乙主催の事業に際して協力可能な範囲において協力する。

（５）　電光掲示板が設置された自動販売機においては、甲が加入する時事通信及び乙が指定する災害情報等を無償で発信する。

（６）　自動販売機の表装デザインは、乙が指定するものを無償で採用し、乙が行っている景観事業に協力する。

（７）　自動販売機の設置、管理の費用及び責任並びに自動販売機に要する電力使用料を負担する。

（支援要請）

第４条　乙は、第３条第２号に規定する支援を必要とするときは、甲に対し生活必需物資要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに生活必需物資要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第５条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、速やかに要請事項に応じて、可能な限り適切な措置を執るとともに、その措置事項を生活必需物資報告書（第２号様式）により乙に報告するものとする。

（引渡し）

第６条　第３条第２号に規定する物資の引渡場所は、原則として甲の定める場所とし、乙は当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（在庫状況等の照会）

第７条　乙は甲に対し物資の在庫状況、その他必要事項の報告を求めることができるものとする。

（費用負担及び価格の決定）

第８条　甲が実施した第３条第２号に規定する物資の調達及び供給に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（提供された物資の使途）

第９条　第３条第３号に規定する甲から提供された物資は、賞味期限を考慮しながら乙の市域における防災力向上を目的として乙が適宜使用することができるものとする。

（連絡責任者）

第１０条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者はサントリービバレッジソリューション株式会社法人営業本部東日本法人営業統括部神奈川法人営業部営業三部課長、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年８月31日までとする。

（協議事項）

第１２条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和５年７月20日

甲　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産グランドタワー11階
サントリービバレッジソリューション株式会社
首都圏営業本部　神奈川支社
支社長　堀　本　紀　彦

乙　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

資料８－127　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（公益社団法人神奈川県産業資源循環協会）

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

（趣旨）

第１条　地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、海老名市（以下「甲」という。）が公益社団法人神奈川県産業資源循環協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿をいい、詳細については別表に示す。

（協力要請）

第３条　甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第５条の手続きにより、乙に協力を要請する。

（１）　災害廃棄物の撤去

（２）　災害廃棄物の収集・運搬

（３）　災害廃棄物の処理・処分

（４）　前各号に伴う必要な事項

２　乙は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

（情報の提供）

第４条　甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

（協力要請の手続き）

第５条　甲は、乙への協力要請に当たっては、次に掲げる事項を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

（１）　要請内容

（２）　その他必要な事項

２　甲は、災害により県が組織として機能しない等、県を通じて協力要請を行い難い場合は、前項各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

３　甲は、前項の要請を行ったときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。

（災害廃棄物処理等の実施）

第６条　甲は、第４条第２項の規定による乙からの報告を受け、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を甲が定める規則等に基づき決定する。

２　乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施する。

３　甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

４　乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

（１）　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（２）　災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

（報告）

第７条　乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

（１）　実施内容

（２）　その他必要な事項

（費用負担）
第８条　乙会員が第３条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要する費用は、甲が負担し、その価格は甲と乙会員が協議のうえ決定する。
（災害補償）
第９条　第３条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の関係法令等による。
（契約書の締結）
第１０条　第３条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第８条に規定する費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第９条の災害補償の条項を盛り込むこととする。
（平時における協力体制）
第１１条　甲が必要と認めた場合は、乙に随時この協定に係る協会員の状況等の情報提供を求めることができる。
２　甲又は乙が防災訓練等の必要を認めた場合には、相互協力に努める。
（連絡窓口）
第１２条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては海老名市災害廃棄物所管課、乙においては公益社団法人神奈川県産業資源循環協会事務局とする。
（協議）
第１３条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。
（有効期間）
第１４条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和７年11月30日までとする。

附則
この協定は令和５年11月24日から適用する。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

令和５年11月24日

甲　海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
海老名市長　　内　野　　優

乙　横浜市中区山下町１番地
公益社団法人　神奈川県産業資源循環協会
会長　藤　枝　慎　治

資料８－128　災害時における相互応援に関する協定書（宇都宮市・海老名市）

災害時における相互応援に関する協定書

栃木県宇都宮市と神奈川県海老名市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第１項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供

（４）　救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

（５）　被災者を一時収容するための施設の提供又はあっ旋

（６）　前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第１０条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　応援期間

（７）　その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市の長等の指揮の下に活動するものとする。

（自主出動）

第６条　災害のない市は、この協定の相手方の市域に大規模な災害が発生したことが判明したときは、相手方の市域の情報収集を行うとともに、自主的な判断により応援活動を実施するものとする。

（応援活動の報告）

第７条　応援市の市長は、応援活動の内容を遅滞なく被災市の市長に報告するものとする。

（経費の負担）

第８条　応援に要した経費は原則として被災市の負担とする。

２　前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第９条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市が対応するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第１０条　協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

２　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備及び平時からの交流促進に努める。

（他の協定との関係）

第１１条　この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第１２条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方署名押印の上、各１通を保有する。

令和６年１月30日

栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号
栃木県宇都宮市
市長　佐　藤　栄　一

神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
神奈川県海老名市
市長　内　野　　優

資料８－129　災害時における支援物資の配送等に関する協定書（佐川急便株式会社神奈川支店）

災害時における支援物資の配送等に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社神奈川支店（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、甲の市域内において地震災害、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）　「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）　「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）　「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）　「避難所等」とは、支援物資の配達先となる甲の市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

（５）　「物資集積・搬送拠点」とは、災害により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において、乙に対し、次の各号に掲げる業務について要請することができる。

（１）　物資集積・搬送拠点の提供

（２）　避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（３）　配送時における被災者の物資ニーズの収集

（４）　荷役作業に必要な人員及び資機材の提供

（５）　前各号に定めるほか、その他甲が必要と認め、乙が応じることができる業務

２　甲は、前項の各号に掲げる業務を乙に要請する場合は、物資配送等協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに物資配送等協力要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第４条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援要請に応じられない場合はこの限りではない。

２　乙は、前条の要請に基づき甲に協力し、業務等を実施した場合は、速やかに物資配送等協力報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（経費の負担及び価格の決定）

第５条　乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとするものとし、乙から次項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、災害発生直前における適正価格を基準として乙が算出し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第６条　第３条第１項各号に掲げる業務等に従事した者がその責めに帰することができない事由により死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の規定により補償する。

２　乙は、前項の事象が発生したときは、文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要

するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに文書により報告するものとする。

（第三者への損害賠償責任）

第７条　乙は、第３条第１項各号に掲げる業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（業務における暴力団排除）

第８条　乙は、その業務に関し、海老名市暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第43号）第２条第４号の暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は条例第２条第５号の暴力団経営支配法人等を使用してはならない。

（事故等）

第９条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

（機密の保持及び情報提供）

第１０条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第１１条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年１月31日までとする。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年３月21日

甲　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

乙　神奈川県横浜市金沢区鳥浜町７番地の３
佐川急便株式会社　神奈川支店
支店長　横　森　勝　成

資料８－130　海老名市と総社市との包括連携に関する協定書（総社市・海老名市）

海老名市と総社市との包括連携に関する協定書

神奈川県海老名市と岡山県総社市は、相互の発展に資するため、災害支援・行政運営・福祉・文化・産業・まちづくり等の分野における協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、海老名市と総社市が包括的な連携のもと、災害支援・行政運営・福祉・文化・産業・まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第２条　両市は、前条の目的を実現するため、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

（１）相互の先駆的施策の共同研究に関すること。

（２）災害時の相互応援、連携協力に関すること。

（３）行政運営、障がい福祉等の福祉施策、文化、産業、まちづくり等に関すること。

（４）その他両市が協議して必要と認める連携に関すること。

（連絡調整窓口）

第３条　前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、両市に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（有効期限）

第４条　本協定の有効期限は、協定締結の日から１年間とする。ただし、その期間の満了日の１か月前までに双方いずれから書面による特段の申し出がない場合は、同一条件をもって自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第５条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両市が協議の上、これを決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両者署名の上、各自１通を保有する。

令和６年４月 25 日

神奈川県海老名市勝瀬１７５番地１
海老名市
市長　内　野　　優

岡山県総社市中央一丁目１番１号
総社市
市長　片　岡　　聡

資料８－131　海老名市と相鉄ホールディングス株式会社との包括連携に関する協定書（相鉄ホールディングス株式会社）

海老名市と相鉄ホールディングス株式会社との包括連携に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と相鉄ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、市民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

（１）移動の利便性向上やＤＸ活用等を通じた、魅力あるまちづくりに関する事項

（２）先進技術等を活用した環境、エネルギー、脱炭素に関する事項

（３）多世代の暮らし、健康増進、子育て、働き、活動に関する事項

（４）その他、地域の課題解決に資する事項

２　甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（有効期間）

第３条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が１年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（個人情報の保護）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び海老名市個人情報保護条例に従い、適正に管理しなければならない。

（協議事項）

第５条　本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自１通を保有する。

令和６年５月２８日

（甲）　神奈川県海老名市勝瀬１７５番地の１
海老名市
海老名市長　内　野　　優

（乙）　神奈川県横浜市西区北幸二丁９番１４号
相鉄ホールディングス株式会社
代表取締役社長　滝　澤　秀　之

資料８－132　災害時等における宿泊施設等利用の協力に関する協定書（ウエインズトヨタ神奈川株式会社）

災害時等における宿泊施設等利用の協力に関する協定書

ウエインズトヨタ神奈川株式会社（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、災害時における宿泊施設等利用の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、被災した市民等（以下「被災者」という。）の健康及び清潔な生活環境の保持を図るため、乙の要請に基づき、甲の所有する宿泊施設等（以下「施設」という。）利用の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第２条　乙が利用できる施設は、次のとおりとする。なお、施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は乙が行い、利用する施設を甲と調整した上で決定する。

（１）　施設名称　ＷＥＩＮＳ　ＰＡＲＫ　海老名

（２）　所在地　　海老名市中新田 3290 番地の１

（利用する施設の範囲）

第３条　利用する施設の範囲は、次に掲げるものとする。

（１）　キャンプフィールド

（２）　ＢＢＱサイト

（３）　温浴＆サウナ

（４）　ドッグラン

（５）　３×３バスケットコート

（６）　立体駐車場

（７）　レンタルキャンピングカー

２　前項の利用に当たり、宿泊に必要な資機材は乙から甲に依頼することにより、甲が被災者に貸与又は提供するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲の判断により、貸与又は提供するものとする。

（協力要請）

第４条　乙は、災害時等において、被災者が宿泊、入浴等の必要があると認めたときは、甲に対し施設の利用について協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により要請するときは、宿泊施設等利用要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに宿泊施設等利用要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第５条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて可能な範囲において速やかに適切な措置を執るとともにその措置状況を乙に報告するものとする。

（実施報告）

第６条　甲は、前条に基づく協力の実施が終了したときは、宿泊施設等利用報告書（第２号様式）により速やかに報告するものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は海老名事業室部長とし、乙の連絡責任者は市長室危機管理課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第８条　甲が実施した施設利用の協力に要した費用は、乙が負担するものとする。

２　前項の費用負担のほか、第３条第２項における施設利用に伴い、甲が被災者に貸与又は提供するテント、マット等の宿泊に必要な資機材については、レンタル品は無償、店舗販売品は有償で乙が負担することとする。

３　乙が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として第６条の報告に基づき甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（施設の原状回復）

第９条　被災者が施設を利用し、その責により施設に損壊等が生じた場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和８年５月 31 日までとする。

（協議事項）

第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年６月 20 日

甲　横浜市中区山下町 33 番地
ウエインズトヨタ神奈川株式会社
代表取締役社長　宮　原　漢　二

乙　海老名市勝瀬 175 番地の１
海老名市
市長　内　野　　優

資料８－133　東大阪市と海老名市との自治体連携に関する協定書（東大阪市・海老名市）

東大阪市と海老名市との自治体連携に関する協定書

大阪府東大阪市と神奈川県海老名市は、相互の発展に資するため、災害支援・行政運営・市政全般における協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東大阪市と海老名市が包括的な連携のもと、災害支援・行政運営・市政全般において相互に協力し、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第２条　両市は、前条の目的を実現するため、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

（１）相互の先駆的施策の共同研究に関すること。

（２）災害時の相互応援、連携協力に関すること。

（３）行政運営、市政全般に関すること。

（４）その他両市が協議して必要と認める連携に関すること。

（連絡調整窓口）

第３条　前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、両市に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（有効期限）

第４条　本協定の有効期限は、協定締結の日から１年間とする。ただし、その期間の満了日の１か月前までに双方いずれからも書面による特段の申し出がない場合は、同一条件をもって自動的に満了日の翌日から１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第５条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両市が協議の上、これを決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両者署名の上、各自１通を保有する。

令和６年７月２日

大阪府東大阪市荒本北一丁目１番１号
東大阪市
市長　　野　田　　義　和

神奈川県海老名市勝瀬１７５番地の１
海老名市
市長　　内　野　　優

資料８－134　災害時等における飲料水等の供給に関する協定書（株式会社　八洋）

災害時等における飲料水等の供給に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）と株式会社　八洋（以下「乙」という。）は、海老名市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料水及び清涼飲料水（以下「飲料水等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等において海老名市地域防災計画に基づき、甲が行う飲料水等の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第２条　甲は、災害時等において、飲料水等を必要とするときは、乙に対し飲料水等の供給の協力を要請することができる。

２　甲は、前項の規定による要請をする場合は、乙に対し飲料水等供給協力要請書（第１号様式。以下「要請書」という。）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（供給内容の範囲・報告）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、海老名市用に備蓄している500ミリリットルから600ミリリットルまでのペットボトル24本入り飲料水等200ケースを供給する。また、追加要請に対し可能な範囲において対応するものとする。

２　乙は、前項の供給内容について、飲料水等供給協力報告書（第２号様式。以下「報告書」という。）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これにより報告できないときは、口頭により報告を行い、後日速やかに報告書を提出するものとする。

（飲料水等の受領）

第４条　乙は、第２条の規定による甲の要請（口頭による要請を含む。）を受けたときは、甲の指定する場所に飲料水等を供給するものとする。ただし、乙が被災したこと等により要請に応ずることができない場合又は道路の寸断、停電等により搬入に支障が生じた場合は、甲乙協議の上、対策を講じるものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は乙に対し、供給された飲料水等に係る費用を支払うものとする。

２　前項の費用は、災害時等直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（請求及び支払）

第６条　乙は、飲料水等の供給及び納入が完了したときは、甲への飲料水等の供給に要した費用の明細書を作成し、甲の認定後、費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿を別に作成し、本協定書に添付して相互に管理するものとする。なお、当該連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに連絡し、当該名簿は常に最新のものを管理するものとする。

（平時の協力）

第８条　甲及び乙は、本協定に基づく飲料水等の供給態勢が、災害時等に迅速かつ円滑に行われるよう平時から情報交換を行うものとする。

（秘密の保持及び情報提供）

第９条　甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。なお、業務終了後又は解除された後についても同様とする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和９年10月31日までとする。
（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年10月30日

甲　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
海老名市長　内　野　　優

乙　東京都新宿区東五軒町二丁目18番
株式会社　八洋
代表取締役社長　後　藤　晃　宏

資料８－135　災害時における電源確保のためのポータブル電源の提供に関する協定書（株式会社アンカージャパン、コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社）

災害時における電源確保のためのポータブル電源の提供に関する協定書

海老名市（以下「甲」という。）とアンカー・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「丙」という。）は、甲の防災力向上の為、乙が取り扱うポータブル電源の提供等に関して次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）
第１条　本協定は、海老名市に地震、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における電源確保を目的に、甲、乙及び丙が物資の供給に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（物資の提供）
第２条　乙及び丙は、甲に対し、乙の取り扱うポータブル電源（以下「本製品」という。）を提供する。
（本製品の使用）
第３条　甲は、甲の管理する公共施設等に丙が設置・運営している災害対応型自動販売機への電力供給のために本製品を使用できるものとする。
２　甲は、平常時においても必要なときは、本製品をその責任において使用することができる。
（本製品の所有・管理）
第４条　甲は、提供を受けた本製品を所有し、責任をもって管理する。
（補償）
第５条　乙は、本製品の製造上の欠陥に起因して、甲、丙、又は第三者に損害が生じたと合理的に判断できる場合においては、人的損害か物的損害かを問わず、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらずに本製品が機能しなかったことによる損害、及び不可抗力による損害については、乙はその責を負わないものとする。なお、具体的な賠償内容については、甲乙丙協議の上決定するものとする。
（有効期間）
第６条　本協定の有効期間は、令和８年４月 23 日から開始し、令和 13 年４月 22 日までとする。
２　本協定の期間満了後の本製品の扱い及び協力内容については、甲乙丙協議の上、決定する。
（別途協議事項）
第７条　本協定に定めのない事項等に関しては、甲乙丙が誠意をもって別途協議の上、解決するものとする。
（合意管轄）
第８条　甲、乙及び丙は、本協定に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本協定締結を証するため、本書３通を作成し、各自記名捺印の上、各１通を保有する。

令和８年４月 23 日

甲　海老名市勝瀬 175 番の１
　　海老名市　市長
市長　内　野　　優

乙　東京都港区赤坂二丁目１７番２２号
赤坂トラストタワー８Ｆ
アンカー・ジャパン株式会社
代表取締役ＣＥＯ　猿　渡　　歩

丙　東京都新宿区新小川町３―１９
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
上席ディレクター　ベンディング事業統括部
ベンディング首都圏営業本部
本部長　久　保　　健　一

資料８－136　災害時等における車両等の貸与に関する協定書（株式会社　ホンダカーズ中央神奈川）

災害時等における車両等の貸与に関する協定書

株式会社ホンダカーズ中央神奈川（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は災害時等における車両及び発電機等（以下「車両等」という。）の貸与について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害またはその他の災害（以下「災害時等」という。）が発生した場合に甲及び乙が相互連携し、物資輸送及び電力の確保等を円滑に実施することを目的として、車両等の貸与について必要な事項を定める。

（車両等の種類）

第２条　乙が甲に対して貸与を要請する車両等は、次に掲げるものとする。

（１）　貨物自動車
（２）　ハイブリッド自動車
（３）　プラグイン・ハイブリッド車
（４）　電気自動車
（５）　燃料電池自動車
（６）　その他外部給電可能車両
（７）　自動車からの外部給電に必要な機器
（８）　甲の店舗に備え付けの発電機・蓄電機

（協力要請）

第３条　乙は災害時等において、物資輸送及び電力の確保等により車両等を必要とするときは、甲に対し車両・発電機等の提供協力要請書（様式第１号）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに車両・発電機等の提供協力要請書（様式第１号）を提出するものとする。

（協力の要請と協力内容）

第４条　甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な車両等を業務に支障を来さない可能な範囲で、貸与するよう努めるものとする。

２　甲は、乙からの要請に対し、特に業務上の支障やその他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる体制を平時から確立しておくものとする。

（車両等の引渡し）

第５条　甲は第３条の規定による乙からの要請を受け、車両等を貸与する場合は、甲が乙の指定する場所に運搬し、甲又は甲が指定する者及び乙の立会いの下、車両等の損傷箇所を確認の上、引渡しを行うものとする。ただし、災害等の状況により、車両等の運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、引渡し場所を決定するものとする。

（貸与期間）

第６条　車両等の貸与期間は、災害発生から１週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第７条　甲は第３条に規定する要請を受け、車両等を引き渡した場合は、乙に対し速やかに車両・発電機等の提供協力受書（様式第２号）を提出するものとする。

（車両等の返却）

第８条　甲が乙に貸与した車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

２　返却時には、甲又は甲が指定する者及び乙の立会の下、車両等の損傷箇所を確認するものとする。

（費用負担）
第９条　甲は乙に対し車両等を無償で貸与するものとする。
２　乙の要請に基づき甲が行った車両等の貸与期間中の費用（燃料代、電気代、その他消耗品に係る費用をいう。）については、乙が負担するものとする。ただし、甲から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。
３　前項の甲から費用負担の申し出があった場合の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。
（損害補償）
第１０条　車両等の貸与期間中に生じた事故により、貸与車両等及び第三者に与えた人的及び物的損害については、その損害の責めに帰すべき事由がある者がその損害を賠償するものとする。ただし、甲及び乙の責めに帰することができない事由により車両等及び第三者に損害を与えたときは、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。
２　前項の損害に対して自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。
（自動車保険の扱い）
第１１条　甲は車両等の貸与にあたり甲の負担により自動車損害賠償責任保険及び自動車保険（任意保険）に加入するものとし、乙は貸与期間中に事故が発生した場合は速やかに甲へその旨を連絡し、甲の加入する保険の適用を受けるものとする。
２　前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て甲の負担とする。ただし、乙の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め乙の負担とする。
（費用の支払い）
第１２条　乙は甲に本協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、速やかに甲に支払うものとする。
（使用上の留意事項）
第１３条　乙は貸与を受けた車両等を以下のとおり使用するものとする。
（１）　使用条件を守り、安全と認められる場所で使用する。
（２）　原則として海老名市内で使用する。
（３）　車両等の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第１４条第３項の規定により、甲に速やかに報告する。
（車両等の情報提供）
第１４条　甲は乙から求められた場合、車両等の情報を乙に提供する。
２　乙は、甲から求められた場合、貸与された車両等の使用状況に関する情報を、適宜、甲に提供する。
３　乙は貸与期間中、物資輸送及び電力の確保等を行うにあたり、車両等に問題が発生した場合には、速やかに甲に連絡し、甲乙で対応を協議する。
（協議事項）
第１５条　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第１６条　この協定は締結から効力を生じ、令和10年４月30日までとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和８年５月 15 日

甲　神奈川県大和市深見３５９１－２
株式会社ホンダカーズ中央神奈川
代表取締役社長　新　海　克　巳

乙　神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の１
海老名市長
市長　内　野　　優

資料９－１　用途地域別面積

（令和７~~６~~年４月１日現在）

地域別		面積 (km²)	市街化区域内での割合 (%)	市全体での割合 (%)
市街化区域	第一種低層住居専用地域	1.86	12.5	7.0
	第一種中高層住居専用地域	1.21	8.2	4.6
	第二種中高層住居専用地域	0.20	1.4	0.8
	第一種住居地域	6.62	44.8	24.9
	第二種住居地域	0.35	2.4	1.3
	近隣商業地域	0.39	2.6	1.5
	商業地域	0.45	3.0	1.7
	準工業地域	1.66	11.2	6.2
	工業地域	1.43	9.7	5.4
	工業専用地域	0.62	4.2	2.3
	計	14.79	－	55.6
市街化調整区域		11.8	－	44.4
総面積		26.59 (km²)	－	100.0

資料９－２　防火地域・準防火地域指定状況

（令和６年４月１日現在）

都市計画区域	市街化区域	防火地域	準防火地域
2,659ha	1,479ha	45ha	887ha

資料９－３　県立都市公園

名称	所在地	公園種別	面積
相模三川公園	上郷 2-1-1	都市緑地	16.75ha

資料９－４　都市公園

（令和７年12月31日現在）

（１）　街区公園

公　園　名	所　在　地	公　園　名	所　在　地
柏ケ谷第一児童公園	東柏ケ谷2-1678-5	柏ケ谷長ヲサ児童公園	柏ケ谷1-967-12
国分寺台第一児童公園	国分寺台1-4124-148	星谷児童公園	上今泉1-6-45
国分寺台第二児童公園	国分寺台2-5417-48	ふれあい公園	今里3-143-2
国分寺台第三児童公園	国分寺台3-5345-63	国分八景公園	国分南3-1173-1
国分寺台第四児童公園	国分寺台4-5137-235	亀島自然公園	上今泉6-164
門沢橋第一児童公園	門沢橋2-2138-1	上今泉自然公園	上今泉4-809-1
上今泉第一児童公園	上今泉5-8-1	浜田三塚公園	浜田町1-1
上今泉第二児童公園	上今泉5-19-27	さつき町第二公園	さつき町4-1
上今泉第三児童公園	上今泉5-28-1	河原口第一公園	河原口4-1091-10
杉久保第一児童公園	杉久保南2-1880	中新田第一公園	中新田4-1117-33
大谷第一児童公園	大谷北1-40-3	柏ケ谷第三公園	東柏ケ谷5-1380-4
下今泉第一児童公園	下今泉2-588-14	上今泉高架下公園	上今泉1-3920-2
上郷第一児童公園	泉1-1059	国分第二公園	国分北1-3029
さつき町第一児童公園	さつき町9-2	望地道下公園	望地1-177-31
柏ケ谷第二児童公園	柏ケ谷4-600-1	望地道上公園	望地2-341-3
杉久保第二児童公園	杉久保南1-248-1	中新田丸田公園	中新田2-217
上今泉中原児童公園	上今泉6-174-7	河原口御手作公園	河原口4-878-6
社家小町児童公園	社家170-4	門沢橋平泉公園	門沢橋5-2282-3
杉久保富谷児童公園	杉久保北4-1711-1	国分第三公園	国分南2-1634-19
上今泉神後谷児童公園	上今泉5-39-1	下今泉第二公園	下今泉1-1119-100
かしわ台児童公園	柏ケ谷6-703-1	河原口相沢公園	中央4-1385-1
柏ケ谷産川台児童公園	柏ケ谷6-700	河原口第二公園	河原口5-1060-2
国分尼寺公園	国分北1-437-4	扇町第一公園	扇町125
国分緑地公園	国分北4-4060-5	中新田第二公園	海老名運動公園周辺地区土地区画整理事業内
国分第一児童公園	国分北3-3360-1	泉第一公園	泉 2-953-9
大島記念公園	中新田1-1529-3		

（２）　近隣公園

公　園　名	所　在　地	公　園　名	所　在　地
海老名中央公園	中央1-291-3	北部公園	上今泉6-340-1
東柏ケ谷近隣公園	東柏ケ谷1-1766-3	中野公園	中野1-2314-2
大谷近隣公園	大谷南4-3285-1		

（３）　運動公園

公　園　名	所　在　地
海老名運動公園	社家4032-1

（4）　特殊公園

公　園　名	所　在　地	公　園　名	所　在　地
清水寺公園	国分北2-3336-1	ひさご塚公園	国分南3-1055
浜田歴史公園	浜田町5-13	今福薬医門公園	中新田1-1495-5

（5）　都市緑地

公　園　名	所　在　地	公　園　名	所　在　地
伊勢山自然公園	国分南2-1718-4	国分第三緑地 （佐藤自然緑地公園）	国分北4-4007-1
緑地やすらぎ公園	国分北3-4074-17	国分第四緑地 （井上自然緑地公園）	国分北4-4007-3
上今泉秋葉台自然緑地	上今泉4-757-8	国分第五緑地	国分北4-4005-1
国分第一緑地	国分北3-3649-294	本郷第一緑地	本郷442-1
国分第二緑地	国分北3-3649-313	杉久保自然緑地	杉久保北3-1589

（6）　緑道

公　園　名	所　在　地	公　園　名	所　在　地
国分寺台緑道	国分寺台3-5137-8	めぐみの小路	めぐみ町512-7
横須賀水道路緑道	中新田758-2		

（7）　広場公園

公　園　名	所　在　地	公　園　名	所　在　地
まちかど公園	中央2-86-1	けやき通り公園	杉久保北4-1733-8

備考　公園名は、海老名市都市公園条例施行規則（平成17年規則第16号）に基づく名称

資料９－５　公共施設緑地

（令和７年12月31日現在）

（１）　児童遊園

公　園　名	所　在　地	公　園　名	所　在　地
国分尼寺第一児童遊園	国分北1-3003-2	河原口四大縄児童遊園	河原口5-1191
国分尼寺第二児童遊園	国分北1-2964-7	河原口二大縄公園	河原口5-1071-4
大松原第一児童遊園	国分北3-3402-63	いちご遊園	上今泉1-5-6
大松原第二児童遊園	国分北3-3402-24	上今泉谷公園	上今泉1-858-6
大松原第三児童遊園	国分北3-3649-217	上今泉第二児童遊園	上今泉2-1499-5
大松原第四児童遊園	国分北3-3649-137	上今泉才ノ神戸公園	上今泉2-2831-4
大松原第五児童遊園	国分北3-3649-274	上今泉涯第一児童遊園	上今泉3-1905-8
国分やまに平児童遊園	国分南2-1613-5	上今泉涯第二児童遊園	上今泉3-1911-1
国分やまに平第二児童遊園	国分南2-1697-2	上今泉第一児童遊園	上今泉4-949-41
国分児童館児童遊園	国分南2-1726-39	上今泉涯第三公園	上今泉3-1291-5
国分逆川団地児童遊園	国分南2-1792-19	上今泉小桜団地児童遊園	上今泉4-842-27
国分伊勢山児童遊園	国分南2-3593-2	上今泉山野児童遊園	上今泉4-1036-9
国分南原児童遊園	国分南3-1062-95	上今泉第四児童遊園	上今泉5-31-4
国分宮ノ台児童遊園	国分南4-1350-9	柏ケ谷瀧ノ本公園	柏ケ谷5-306-63
国分宮ノ台第二児童遊園	国分南4-1347-7	柏ケ谷瀧ノ本第二公園	柏ケ谷6-291-34
国分宮ノ台第三児童遊園	国分南4-1344-6	柏ケ谷天谷原公園	柏ケ谷4-608-14
国分宮ノ台第四児童遊園	国分南4-1336-27	柏ケ谷中原児童遊園	東柏ケ谷1-1625-54
国分宮ノ台第五公園	国分南4-1331-14	東柏ケ谷大道付児童遊園	東柏ケ谷4-1919-4
国分宮ノ台第六公園	国分南4-1304-13	東柏ケ谷大道付第二公園	東柏ケ谷4-1985-76
坊原第一児童遊園	大谷北3-3635-11	東柏ケ谷大道付第三公園	東柏ケ谷4-1985-81
坊原第二児童遊園	大谷北3-3645-30	東柏ケ谷大道付第四公園	東柏ケ谷4-1985-185
大谷吉久保児童遊園	大谷南3-4756-5	いちご広場（東柏ケ谷四丁目広場）	東柏ケ谷4-2082-2
大谷市場公園	大谷北2-3923-9	東柏ケ谷東原第三公園	東柏ケ谷5-1418-73
国分寺台樽井児童遊園	国分寺台3-5344-56	柏ケ谷東原児童遊園	東柏ケ谷6-1450-101
国分寺台鍛冶返児童遊園	国分寺台5-5137-123	柏ケ谷東原第二児童遊園	東柏ケ谷6-1452-7
中新田南田児童遊園	中新田1-722-4	さがみ野児童遊園	東柏ケ谷6-1480-13
中新田蔵ノ下児童遊園	中新田2-892-7	東柏ケ谷東原第四公園	東柏ケ谷6-1444-13
中新田五反田児童遊園	中新田1-22-3	望地道上児童公園	望地2-341-4
中新田名古沢児童遊園	中新田2-174-3	中河内中道児童遊園	中河内1392-5
中新田神成畑児童遊園	中新田3-2010-15	中野桜野児童遊園	中野2-184-2

公　園　名	所　在　地	公　園　名	所　在　地
中新田上ケ見公園	中新田1-337-5	柏ケ谷瀧ノ本第四公園	柏ケ谷5-230-1
中新田赤松原第一公園	中新田5-5002-17	中野雪里児童遊園	中野2-780-17
さつき町第二児童遊園	さつき町3-1	今里第一児童遊園	今里2-408-25
河原口上島合児童遊園	河原口2-644-5	杉久保釜坂公園	杉久保北3-4906-14
河原口代官分第二児童遊園	河原口4-720-2	杉久保蓮谷児童遊園	杉久保北5-2122-12
本郷本宿児童遊園	本郷2298-1	杉久保下原第一公園	杉久保南4-2587-8
門沢橋新田第一児童遊園	門沢橋3-1067-4	杉久保団地児童遊園	杉久保南4-2580-1
門沢橋新田第二児童遊園	門沢橋3-1067-34	柏ケ谷瀧ノ本第五公園	柏ケ谷5-303-17
柏ケ谷長ヲサ第二公園	柏ケ谷2-1084-1	国分押堀児童遊園	中央1-243-3
望地道上第三公園	望地2-508	大谷神明社児童遊園	大谷北2-3888
望地道上第四公園	望地2-551	中新田第一児童遊園	中新田3-2066-1
中野月ノ浦公園	中野1-414-6	中新田諏訪神社児童遊園	中新田2-828-1
柏ケ谷瀧ノ本広場	柏ケ谷5-240-4	今里八幡社児童遊園	今里1-274
柏ケ谷峰下公園	柏ケ谷5-386-5	勝瀬小宝児童遊園	勝瀬220-1
河原口一大縄公園	河原口5-923-13	社家児童館児童遊園	社家3392-1
柏ケ谷峰下第二公園	柏ケ谷5-399-9	産川せせらぎ公園	上今泉6-286-2
柏ケ谷瀧ノ本第三公園	柏ケ谷5-275-13	社家業平公園	社家2977

（2）　都市公園を除く公共空地

公　園　名	所　在　地	公　園　名	所　在　地
国分北一丁目緑地	国分北1-3074-3	中新田赤松原緑地	中新田5-5026
中新田一本木緑地	中新田4-1117-45	泉第一広場	泉2-2046-7
中新田神成畑緑地	中新田3-2010-61	杉久保農業観察園	杉久保南3-2510-1
河原口御手作緑道	河原口4-884-7	下今泉あさま広場	下今泉5-498
国分北三丁目緑地	国分北3-3402-4	ビナ・よりみち広場	めぐみ町507-11

資料９－６　経営耕地面積及び経営放棄地面積

（各年２月１日現在。単位はａ）

年　次	経営耕地面積				過去１年間作付しなかった土地		耕作放棄地面積
	総面積	田	畑	樹園地	田	畑	
平成12年	49,295	24,971	21,705	2,619	2,403	2,855	1,066
平成17年	40,948	21,762	17,547	1,639	1,650	2,988	703
平成22年	41,813	22,510	17,450	1,853	1,263	2,972	547
平成27年	33,700	17,700	14,900	1,100	300	1,900	500
令和2年	31,453	16,998	13,763	692	－	－	－

資料９－７　急傾斜地崩壊危険区域一覧

（令和６年９月27日現在）

No.	区域名	所在地	指定年月日
1	大谷	大谷	平成４年12月８日
2	上今泉３丁目	上今泉三丁目	平成７年３月31日
3	押堀	国分南一丁目	平成16年12月17日
4	大谷北４丁目	大谷北四丁目	令和５年３月31日

資料９－８　土砂災害警戒区域一覧

令和７年５月２日現在で、海老名市内に土砂災害警戒区域52区域102斜面、その内、土砂災害特別警戒区域40区域73斜面が指定されている。

（図中の「警戒区域：Ｙ」とは土砂災害警戒区域のみに指定されている斜面、「特別警戒区域：Ｒ」とは土砂災害警戒区域内に土砂災害特別警戒区域が指定されている斜面をいう。）

（令和７年５月２日現在）

No.	区域名	所在地	警戒区域：Ｙ 特別警戒区域：Ｒ	指定年月日
1	上今泉１丁目１	上今泉１丁目	Ｒ	令和３年５月25日
2	上今泉２丁目１	上今泉２丁目	Ｒ	令和３年５月25日
		上今泉２丁目	Ｙ	令和３年５月25日
		上今泉２丁目	Ｒ	令和３年５月25日
		上今泉２丁目及び上今泉	Ｒ	令和３年５月25日
3	上今泉３丁目１	上今泉２丁目及び上今泉３丁目	Ｒ	令和３年５月25日
		上今泉２丁目及び上今泉３丁目	Ｒ	令和３年５月25日
4	上今泉３丁目２	上今泉３丁目及び座間市入谷西四丁目及び入谷西五丁目	Ｒ	令和３年５月25日
		上今泉３丁目	Ｒ	令和３年５月25日
5	上今泉４丁目１	上今泉４丁目	Ｙ	令和３年５月25日
		上今泉４丁目	Ｒ	令和３年５月25日

6	上今泉５丁目１	上今泉４丁目及び上今泉５丁目	Y	令和３年５月25日
		上今泉４丁目及び上今泉５丁目	Y	令和３年５月25日
7	上今泉５丁目２	上今泉５丁目	Y	令和３年５月25日
8	上今泉６丁目１	上今泉６丁目及び座間市南栗原六丁目	Y	令和３年５月25日
		上今泉６丁目	R	令和３年５月25日
		上今泉６丁目	R	令和３年５月25日
		上今泉６丁目	Y	令和３年５月25日
9	上今泉６丁目２	上今泉６丁目	R	令和３年５月25日
		上今泉６丁目	R	令和３年５月25日
		上今泉６丁目	Y	令和３年５月25日
10	上今泉６丁目３	上今泉６丁目	R	令和３年５月25日
		国分北４丁目	R	令和３年５月25日
11	柏ケ谷１	柏ケ谷	Y	平成27年７月10日
12	柏ケ谷２	柏ケ谷	R	令和３年５月25日
13	柏ケ谷３	柏ケ谷	R	令和３年５月25日
		柏ケ谷	R	令和３年５月25日
14	欠番	－	－	－
15	柏ケ谷５	柏ケ谷及び望地２丁目	R	令和３年５月25日
		柏ケ谷及び望地２丁目	R	令和３年５月25日
16	国分北１丁目１	国分北１丁目及び上郷	Y	平成27年７月10日
17	国分北１丁目２	国分北１丁目	R	令和３年５月25日
		国分北１丁目	R	令和３年５月25日
18	国分北３丁目１	国分北２丁目及び国分北３丁目	Y	令和３年５月25日
		国分北２丁目及び国分北３丁目	Y	令和３年５月25日
		国分北２丁目	Y	令和３年５月25日
19	国分北３丁目２	国分北３丁目	R	令和３年５月25日
		国分北３丁目	Y	令和３年５月25日
		国分北３丁目	R	令和３年５月25日
		国分北３丁目及び国分南２丁目	R	令和３年５月25日
		国分北２丁目及び国分北３丁目	R	令和３年５月25日
		国分北３丁目	Y	令和３年５月25日
20	国分北３丁目３	国分北３丁目	Y	令和３年５月25日
21	国分北３丁目４	国分北３丁目	Y	令和３年５月25日
22	国分北３丁目５	国分北３丁目及び国分北４丁目	Y	平成27年７月10日
23	国分北４丁目１	国分北４丁目	R	令和３年５月25日
		国分北４丁目	Y	平成27年７月10日
		国分北３丁目	Y	平成27年７月10日
24	国分南１丁目１	国分南１丁目	Y	平成27年７月10日
25	国分南２丁目１	国分南２丁目	R	令和３年５月25日

26	国分南２丁目２	国分南２丁目	Y	令和３年５月25日
		国分南２丁目	R	令和３年５月25日
		国分南２丁目	R	令和３年５月25日
27	国分南３丁目１	国分南４丁目	R	令和３年５月25日
		国分南１丁目、国分南３丁目及び国分南４丁目	R	令和３年５月25日
		国分南１丁目、国分南３丁目及び国分南４丁目	R	令和３年５月25日
		国分南３丁目	R	令和３年５月25日
28	国分南３丁目２	国分南３丁目	Y	平成27年７月10日
		国分南３丁目	R	令和３年５月25日
29	国分南３丁目３	国分南３丁目	R	令和３年５月25日
		国分南３丁目	Y	令和３年５月25日
30	国分南４丁目１	国分南４丁目	R	令和３年５月25日
31	国分南４丁目２	国分南３丁目及び国分南４丁目	Y	令和３年５月25日
32	望地２丁目１	望地２丁目	R	令和３年５月25日
33	大谷北２丁目１	大谷北２丁目	R	令和３年５月25日
34	大谷北４丁目１	大谷北４丁目	R	令和３年５月25日
35	大谷北４丁目２	大谷北４丁目	R	令和３年５月25日
36	大谷南２丁目１	大谷北３丁目及び大谷南２丁目	R	令和３年５月25日
		大谷北３丁目及び大谷南２丁目	R	令和３年５月25日
		大谷南２丁目	R	令和３年５月25日
		大谷南２丁目	R	令和３年５月25日
		大谷南２丁目	R	令和３年５月25日
		大谷南２丁目	R	令和３年５月25日
37	大谷南４丁目１	大谷南１丁目、大谷南２丁目及び大谷南４丁目	R	令和３年５月25日
		大谷南１丁目、大谷南２丁目及び大谷南４丁目	R	令和３年５月25日
38	大谷南５丁目１	大谷南３丁目及び大谷南５丁目	R	令和３年５月25日
		大谷南５丁目	R	令和３年５月25日
		大谷南５丁目	Y	平成27年７月10日
39	国分寺台２丁目１	国分寺台２丁目及び綾瀬市早川	Y	平成27年７月10日
		国分寺台２丁目及び国分寺台３丁目及び綾瀬市早川	Y	平成27年７月10日
40	杉久保北１丁目１	大谷南４丁目及び杉久保北１丁目	R	令和３年５月25日
		大谷南４丁目及び杉久保北１丁目	R	令和３年５月25日
41	杉久保北１丁目２	杉久保北１丁目	R	令和３年５月25日

42	杉久保北３丁目１	杉久保北３丁目	R	令和３年５月25日
		大谷南５丁目及び杉久保北３丁目	R	令和３年５月25日
43	杉久保北３丁目２	杉久保北３丁目	R	令和３年５月25日
44	杉久保北４丁目１	杉久保北４丁目	R	令和３年５月25日
45	杉久保北４丁目２	杉久保北４丁目	R	令和３年５月25日
46	欠番	－	－	－
47	欠番	－	－	－
48	杉久保南１丁目２	杉久保南１丁目	R	令和３年５月25日
49	上河内１	上河内	R	令和３年５月25日
		上河内	R	令和３年５月25日
		上河内	R	令和３年５月25日
		上河内	R	令和３年５月25日
50	中河内１	中河内及び上河内	R	令和３年５月25日
		中河内及び上河内	R	令和３年５月25日
		中河内	R	令和３年５月25日
51	中河内２	中河内	R	令和３年５月25日
		中河内及び本郷	R	令和３年５月25日
52	本郷１	本郷	R	令和３年５月25日
		本郷	R	令和３年５月25日
53	本郷２	本郷	R	令和３年５月25日
54	本郷３	本郷	R	令和３年５月25日
55	本郷４	本郷	Y	平成27年７月10日

資料９－９　危険物等施設数一覧

（令和６年４月１日現在）

施設区分		施設数
製造所		1
貯蔵所	屋内貯蔵所	46
	屋外タンク貯蔵所	11
	屋内タンク貯蔵所	1
	地下タンク貯蔵所	27
	移動タンク貯蔵所	6
	屋外貯蔵所	1
	小　計	92
取扱所	給油取扱所	36
	販売取扱所	1
	一般取扱所	23
	小　計	60
合　計		153

資料９－10　住宅の種類・構造、建築の時期別住宅数　（令和５年10月１日現在。単位は戸）

建築の時期	総　数	住宅の種類		構　造				
		専用住宅	店舗その他の併用住宅	木造	防火木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他
平成15年	42,150	41,340	810	6,610	17,170	14,790	3,560	30
平成20年	47,480	46,310	770	1,550	23,820	16,780	4,850	20
平成25年	52,240	51,400	840	3,030	22,440	20,870	5,900	－
平成30年	54,850	54,180	670	3,770	29,880	17,070	4,130	－
令和５年	60,110	59,700	400	30,480	－	22,220	7,310	90
昭和45年以前	1,610	1,550	70	1,290	－	220	110	－
昭和46年～55年	6,660	6,610	50	3,900	－	2,090	670	－
昭和56年～平成２年	10,400	10,300	90	5,110	－	4,240	1,000	－
平成３年～12年	11,330	11,280	50	5,430	－	4,560	1,340	－
平成13年～17年	5,830	5,780	50	3,170	－	2,090	570	－
平成18年～22年	6,300	6,290	10	2,750	－	2,800	750	－
平成23年～27年	5,190	5,150	30	2,850	－	1,650	690	－
平成28年～令和２年	7,440	7,410	30	3,170	－	3,150	1,060	－
令和２年～５年９月	2,910	2,910	－	1,200	－	1,200	500	－

備考
１　住宅総数は、建築時期が不詳のものを含む。（数値は１位を四捨五入している。）
２　表中の「－」符号は該当数字なし。

資料９－11　海老名市災害対策本部等代替施設一覧

施設名称	所在地
海老名市消防署	大谷 816
南部大型防災備蓄倉庫	杉久保北4-11-14

資料９－12　公共施設におけるヘリサインの設置状況　（令和６年４月１日現在）

No.	名　称	ヘリサイン（表示名称）	表　示　色	所　在　地
1	消防署北分署	海老名北分署	白地にオレンジ	上今泉6-13-17
2	東柏ケ谷小学校	海老名東柏ケ谷小	白地にオレンジ	東柏ケ谷6-9-7
3	上星小学校	海老名上星小	白地にオレンジ	上今泉1-23-1
4	有鹿小学校	海老名有鹿小	白地にオレンジ	河原口3-13-1
5	大谷小学校	海老名大谷小	白地にオレンジ	国分寺台2-13-1
6	社家小学校	海老名社家小	白地にオレンジ	社家5-10-1
7	門沢橋小学校	海老名門沢橋小	白地にオレンジ	門沢橋1-19-1
8	杉久保小学校	海老名杉久保小	白地にオレンジ	杉久保北4-4-1
9	今泉小学校	海老名今泉小	白地にオレンジ	上今泉2028
10	杉本小学校	海老名杉本小	白地にオレンジ	国分北4-10-1
11	海老名中学校	海老名海老名中	白地にオレンジ	国分南3-11-1
12	大谷中学校	海老名大谷中	白地にオレンジ	大谷南2-10-1
13	今泉中学校	海老名今泉中	白地にオレンジ	上今泉1840
14	海西中学校	海老名海西中	白地にオレンジ	さつき町58

15	消防署西分署	海老名消防西分署	黒地にオレンジ	上今泉2027-1
16	柏ケ谷中学校	海老名柏ケ谷中	白地にオレンジ	柏ケ谷1-13-1

資料９－13　海老名市自主防災組織一覧　　（令和７年３月１日現在）

No.	自治会名	組織数	世帯数	No.	自治会名	組織数	世帯数
1	中央一丁目	1	582	31	上郷	11	775
2	中央二丁目	1	220	32	海老名ザ・レジデンス	1	412
3	中央三丁目	1	1,569	33	下今泉	8	768
4	国分北一丁目北	4	364	34	海老名スカイハイツ	1	225
5	国分北一丁目南	5	444	35	上今泉一丁目	4	517
6	国分北二丁目	4	489	36	上今泉二丁目	4	698
7	国分北三丁目	1	525	37	上今泉三丁目	3	402
8	国分杉本ご近助ネット	3	265	38	上今泉四丁目	4	614
9	国分南一丁目	1	203	39	上今泉五丁目	8	892
10	国分南二丁目	6	555	40	上今泉六丁目	5	673
11	ルネ・エアズヒル	5	593	41	柏ケ谷	12	1,433
12	国分南三丁目	3	489	42	かしわ台クラルテ	5	260
13	国分南四丁目	5	489	43	東建ニューハイツ海老名	6	486
14	望地	2	571	44	東柏ケ谷一丁目	5	522
15	勝瀬	1	279	45	東柏ケ谷二丁目	6	707
16	大谷	14	2,067	46	東柏ケ谷三丁目	3	276
17	海老名みずほハイツ	1	217	47	東柏ケ谷四丁目	6	823
18	浜田	1	450	48	東柏ケ谷五丁目	4	559
19	国分寺台	8	1,074	49	ルアンジュさがみ野	7	309
20	国分寺台三丁目	2	141	50	東柏ケ谷六丁目	7	745
21	国分寺台四丁目	2	313	51	中河内	3	165
22	国分寺台五丁目	2	26	52	中野	1	496
23	中新田第１	11	980	53	社家	6	913
24	中新田第２	11	1,094	54	今里	8	745
25	えびな団地	1	37	55	上河内	1	108
26	さつき町	21	662	56	杉久保北部	8	947
27	さつき住宅	6	173	57	杉久保南部	10	992
28	河原口第１	9	815	58	サンパルク650	3	517
29	河原口第２	8	728	59	本郷	6	603
30	河原口第３	7	556	60	門沢橋	13	1,047
				合　　計		315	37,667

資料９－14　災害救援ボランティアの活動拠点

名　　称	所　在　地
海老名市文化会館	めぐみ町６番１